

研究紀要 24

目 次

松島榮治・山口逸弘	1
赤彩浅鉢について—嬭恋村今井東平遺跡の資料から—	
能登 健・小島敦子	11
関東地方の初期S字壺出土遺跡の立地について	
深澤敦仁・小林 修	33
渋川市赤城町所在・滝沢天神遺跡2号住居出土古式土師器の位置づけ —群馬県渋川地域の古式土師器の纏年作業を通して—	
新山保和	53
群馬県における横穴式石室構築法について	
石守 晃	63
気候変動と竪穴住居増減との関連について	
高島英之	71
那須国造碑と那須直氏私考	
笹澤泰史	79
古代上野国群馬郡有馬郷の鉄生産	
梶崎修一郎	97
群馬県出土中近世人骨の古病理	
廣津英一	117
棟高辻久保遺跡における中世の水田開発と水路	
菊池 実	131
陸軍前橋飛行場物語(3) —史料と発掘調査から明らかとなった飛行場設定前後の状況—	
山田精一	147
「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」への新たな可能性 —高校教員を対象とした質的分析を用いて—	

2006

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

研究紀要 24

2006

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団



浅鉢1



浅鉢2

繩窓村今井東平遺跡 出土赤彩浅鉢

赤彩浅鉢について

— 嬭恋村今井東平遺跡の資料から —

松島 榮二・山口 逸弘

はじめに

1. 赤彩浅鉢の出土

2. 赤彩浅鉢1・2の観察

3. 赤彩浅鉢の時期

4. 所見

おわりに

— 論文要旨 —

本稿は、群馬県吾妻郡嬭恋村今井東平遺跡出土資料の紹介である。今井東平遺跡は、縄文時代中期～後期の大遺跡であり、5年間にわたる発掘調査資料は膨大なものになる。未発表資料ではあるが、数回に分け、代表的な資料を紹介することにより、遺跡の意義を深めたい。

今回は、紹介の2回目にあたり、3区斜面に形成された捨て場遺構出土の赤色塗彩浅鉢形土器2個体を取り上げる。この2個体の時期を縄文時代中期前半期にあたる、勝坂1式古段階と捉え、彩色された浅鉢の位置付けを考え、集落内外において他者への視線を意識した容器として捉えた。

キーワード

対象時代 縄文時代

対象地域 群馬県

研究対象 縄文時代中期浅鉢形土器

はじめに

本稿は、齋藤村今井東平遺跡出土の縄文時代中期に比定される赤色塗彩浅鉢形土器（以下赤彩浅鉢）2点を紹介し、その資料的価値を考えることを目的とする。

縄文土器の研究は、従来深鉢形土器（以下深鉢）が主たる観察対象となり、その時間的位置や型式論的な位置付け等様々な研究課題が提起されており、今後も深鉢を主とする編年論や型式論研究は様々な資料と研究を経て蓄積していくものである。

この煮沸道具としての深鉢に付随するものとして、一方の浅鉢形土器（以下浅鉢）はその器形から、用途を供食用・盛り付け道具とした研究視点が注意されてきている。浅鉢には文様が少なく、無文のものも少なからずあり、型式論的な対象としては詳細な判断が下せないためでもあろう。

近年、浅鉢に関し様々な研究が取り組まれている。中でも、佐藤雅一氏と中山真治氏の研究は、従来の浅鉢研究に対して、新たな研究方向を示唆するものであり、さらなる、研究の深化が期待されている¹⁾。

群馬県内でも、中期浅鉢の出土は多く、特徴的な資料が知られている。それらに対して、幾つかの分析・研究は見受けられるが、型式論を前提とする深鉢研究に比して、器形あるいは出土状態が優先される傾向にある。さらに、県内の中期土器は既に膨大な量に達しており、深鉢に対する研究も寛東ない状況であり²⁾、浅鉢にまでなかなか分析の視点が及ばない現状である。

加えて、中期浅鉢に限らず、浅鉢という器種には彩色が施される例が多々見られる傾向がある。中期に関しては、かなりの比率で彩色が重なっていたと考えても過言ではない状況である。この浅鉢と彩色の関係に関しても、県内では積極的な分析はなく、深鉢文様との対比など研究課題は山積している状況である。

今回紹介する今井東平遺跡出土の浅鉢2個体は、赤彩が施され、良好な残存状態を示している。資料紹介をすることにより、今後の浅鉢研究あるいは赤彩に関する分析に参考資料を提供することと考え、本稿を起すこととなった。

本稿で扱う、今井東平遺跡出土の縄文時代資料に関しては、先に「齋藤村今井東平遺跡の紹介—1区縄文時代中期土器資料を主に—」（松島榮治他2004）として、当事業団「研究紀要」22に既にその一部を紹介している³⁾。それ故、遺跡の地理的環境や調査の概要は、今回の紹介では触れ得ないが、前稿を参照していただきたい。

また、本資料である赤彩浅鉢2個体は齋藤郷土資料館に所蔵されている。赤色塗彩浅鉢として展示されているが、本稿では他の彩色浅鉢との関連から赤彩浅鉢という名称を使用した。

1. 赤彩浅鉢の出土

浅鉢2個体は平成10年度調査において、3区斜面捨て場遺構で出土している。

斜面捨て場遺構は、遺跡の北斜面に形成された遺物包含層からなる。東西幅17m以上、包含層厚は最大で1.5mに達する大規模なもので、多量の土器・石器、獣骨片が出土しており、斜面に廃棄された当時の生活道具等が具体化した姿である。また、炭化物や灰も遺物類とブロック状に確認されており、一括廃棄の箇所も数箇所みることができた。

調査では、包含層の上層（A面）と下層（B面）に分別が果たされ、上層では中期後半から後期初頭の資料が、下層では中期前半の土器が主体的に出土している。厳密な層位区分ではないが、下層より中期後半にあたる資料が見られないことから、斜面廃棄行為は巨視的な時間軸に沿った廃棄と考えられる。

本稿で扱う、浅鉢2個体は下層でも下位部分で出土例であり、調査時より層位的に中期前半の所産として捉えられていた。この下層出土土器群の様相は、腰板式及び阿玉台I a式からII式古段階が主体であり、今井東平遺跡で得られている集落跡では、集落形成期にもあたる時期である。調査範囲は面的ではないため、遺跡全容は把握できないが、周辺に中期前半段階の集落跡の存在は予測されよう。斜面捨て場遺構の中で、下層に充実する当該期の資料の存在は、濃密な前半期段階の集落形成を示唆する。残念ながら、本稿では、それらの資料を掲載できないが、将来的には紹介を果たしたい。

浅鉢2個体の出土状態としては、両者とも北斜面上位において、1個体としてまとまった破片出土であり、個体として廃棄された例と考えられる。周辺には中期前半の深鉢・浅鉢片が伴出しているが、五領ヶ台式〜阿玉台



1 図 今井東平遺跡位置図
国土地理院20万分の1「長野」使用

Ⅱ式という時間幅も見られ、共時性を示唆する出土状況ではない。残念ながら、明瞭かつ確実な共伴資料とはいえない。

しかしながら、両者とも鮮やかな赤彩が施されており、他の出土深鉢と比して対照的な在り方を示していた。中期前半段階の出土土器群の中にあっても異彩を放つ存在感といえよう¹⁾。

2. 赤彩浅鉢1・2の観察(2・3図)

出土した浅鉢は、赤彩を考慮し、国立歴史民俗博物館永嶋正春先生へ赤色顔料の分析と個体の復元を依頼している。その際の分析では、顔料はパイプ状ベンガラであり、極めて良好な残存状態を示すと分析されている。氏の分析は、その概略を後述するが、詳細は正式報告に掲載するべきものと考え、そのため、本稿では顔料に関してはベンガラ朱として紹介を進めたい²⁾。

尚、兩個体とも、赤彩以外に漆附着箇所や黒色塗彩痕跡の抽出・観察に努めたが、明瞭な黒色箇所は見られず、漆し等による器面黒色化が認められたのみである。しかし赤彩箇所と器面黒色箇所による、赤彩意匠文の描出ではなく、赤彩のみの意匠文塗布と捉えたため、実測図の表現は(2図)による意匠文を優先した。

浅鉢1(2図)：大形の浅鉢である。優品ともいえる。口径41.6cm、底径10.8cm、高さ20.5cmを測る。平縁で、口唇部が内折し2.5cm程の無文の面を持つ。口縁部は僅かに内傾し下端が突出することにより、体部と面され、口縁部文様帯を形成する。体部は深く、緩やかに外反気味に開くが、下手に丸みを帯びる。口縁部に若干の歪みが見受けられるが、全体的に均整の取れた器形を呈する。

文様は口縁部に集中する施文浅鉢である。口唇部より垂下する小突起による口縁部区画文構成である。9区画を数え、3単位構成と窺えよう。区画形状は方形であり、器面が剥落するため、詳細な文様が把握できない区画が2区画あるが、概ね、幅広の半載竹管状工具による連続刺突文が区画内縁に施され、内部を結節沈線と半円形状の三叉文などで埋められる。横位の交互刺突文と結節沈線文を施す区画と結節沈線による半円状の小意匠文を充てる区画、三叉文に囲まれた空白部を刺突文で埋める3区画が連続しており、区画単位文は欠損部を想定すれば、 $3a+3(b+b')$ と思われ、変形した3単位構成と見ることができよう。施文は極めて丁寧であり、刺突文といえども、角押文に近い施文である。結節沈線は単列施文で隣合う線との間隔を違えることなく施文している。内外面とも器面は研磨されており、特に口縁部内屈部は入念な研磨が施されている。

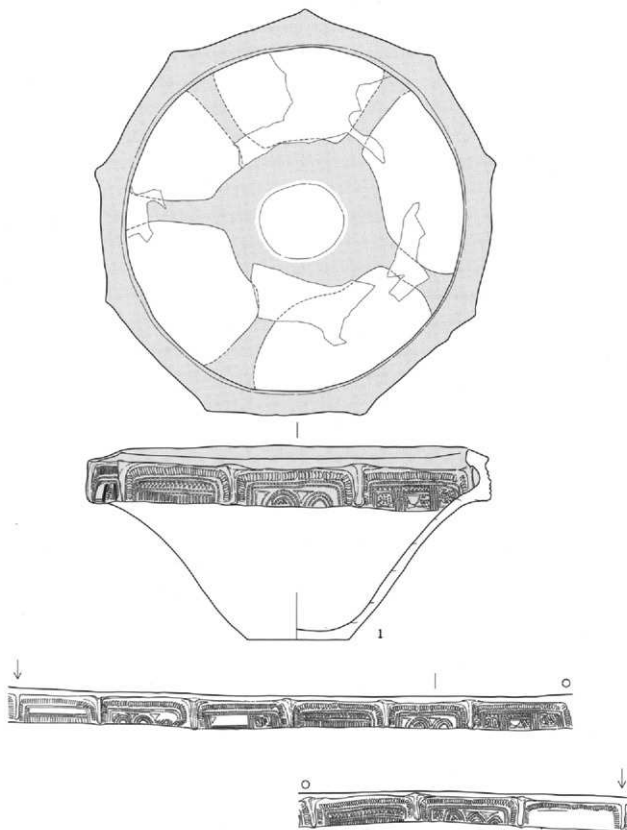
さて、赤彩箇所は口縁部内外面、体部内面である(2図上)。体部外面も詳細に観察したが、外面は口縁部に赤彩が集中するようだ。外面赤彩は、口唇部内折部分と

口縁部文様帯に施され、特に、口縁部文様に重なる特徴が見出せよう。赤彩は内面にまで及び、内折する口唇部内面には明瞭に残存する。口唇部内面の赤彩を観察すると極めて丁寧な塗布状況が窺われる。この内面口唇部赤彩は、体部内面にまで延長しており、垂下懸垂文として観察できる。体部の残存は約1/2に止まり、残念ながら全容は把握できず、赤彩の残存もやや不良であり、赤彩意匠も不明な部分が多い。おそらく、4~5単位の垂下懸垂文が配されるものと推測されよう。これは、口縁部区画文の数と合わず、赤彩文様の単位と口縁部文様の単位に差が設けられた例として注意を要しよう。また、口縁部内屈部の赤彩も重要な塗布部位であろう。おそらく、上位からの視線を意識した器形と塗布部位であり、浅鉢1の赤彩部位の中で重要な彩色箇所といえよう。入念な研磨が、内屈部の重要性を示唆する。

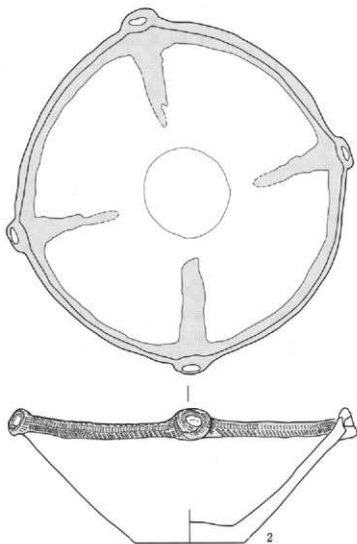
浅鉢2(3図)：やや小形の浅鉢である。底部外面が欠損しており、数値は復元であるが、概ね口径34.8cm、高さ(14.2)cm、底径(11.6)cmを測る。口縁部は幅状で直立気味に内傾する。体部は直線的に開き、やや浅く扁平な印象を得る。口縁部文様として、円環状の小突起を4単位付す。突起の配置は正4単位ではなく、微少なずれが生じているが、4単位意識と対称配置が強く意識された突起配置と見ることができよう。口縁部文様帯は、この突起で構成とした単位で構成される。突起縁辺には浅い刻みが施され、結節沈線文が沿う。口縁部文様帯は浅鉢1と同様に下端の屈曲により面され、隙線などによる主幹線による分帯帯ではない。突起による区画内は、小区画面されず、幅広の半載竹管状工具による連続刺突文と斜位結節沈線文が充填される。浅鉢1と同様に極めて丁寧な施文で、各区画も同様な手法で充填文として埋められている。

浅鉢2も赤彩が施されている。浅鉢1に見られるような鮮やかな赤彩ではないものの、明瞭に口縁部文様帯と体部内面に認められる。外面の口縁部文様帯赤彩は主に連続刺突文と結節沈線文に残存していたが、施文間の器面にも認められ、口縁部文様帯全体に塗布が及んでいたようだ。一方体部の無文部に関しては、明瞭な赤彩痕跡は認められず、浅鉢1と同様に外面は口縁部文様帯全体に集中する傾向が看取された。内面赤彩は極めて良好に残存する。浅鉢1に比しても赤彩意匠として、容易に把握できた。口唇部端部より内面にかけて横帯帯に塗布され、突起内面を中心として丁字状に垂下する意匠が描かれる。浅鉢1と同様の垂下懸垂文であるが、突起に沿った4単位構成を示している。

このように、今井東平遺跡斜面捨て場遺構より出土した赤彩浅鉢2個体を観察した。両者とも、口縁部文様帯を持つ施文浅鉢で、赤彩を加える特徴を共通する。浅鉢



2図 赤彩浅鉢1 (1/4, 展開図は1/6) トーンは赤彩部分



3図 赤彩浅鉢2 (1/4) トーンは赤彩部分

は特に、深鉢に比して施文要素が少なく、型式的な判断や時期決定に少なからず判断を迷うことが多い。今回紹介した2個体も、施文浅鉢とはいえ同伴資料には恵まれておらず、詳細な時期的特徴を述べるまでには至らない資料である。

しかしながら、出土層位が確実に中期前半期にかけて形成された斜面捨て場下層に限られる例からも、次節である程度の幅年的な追求を試みてみたい。

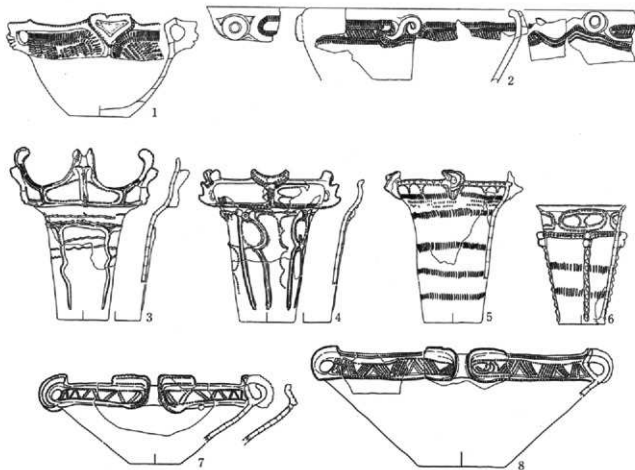
3. 赤彩浅鉢の時期

県内で赤彩された中期浅鉢の著名な例は、中期後半—加曾利E式段階に良好な資料が集まる。塗布方法などの変化なのか、残存率も中期後半段階の浅鉢が良好であり、かつ深鉢への塗布も行われている例もある。中期前半段階の浅鉢の多くも赤彩が施されているものと考えられる

が、若干ながら残存率が悪いのか、全容を窺う例は極めて少ない。その意味で、今回紹介する浅鉢2個体に関して、確定的ではないものの、時間幅をもった帰属し得る時期を与え、中期前半段階の良好な赤彩浅鉢として、位置付けを試みてみたい。

最初に2個体の比較をしてみよう。両者とも赤彩浅鉢であり、口縁部文様帯を有する施文浅鉢である。

大きな相違点としては、浅鉢1は口縁部文様帯内を9分割3単位構成という特徴を見せ、浅鉢2は対称性を維持した4単位構成である。さらに、浅鉢1の施文手法として半肉彫の三叉文や刺突文、結節沈線文等様々な文様要素が充填文として駆使されているのに対し、浅鉢2は斜位結節沈線文のみが充填文として多用されている。浅鉢1が豊富な施文手法を使用するのに対し、浅鉢2は比較的簡素な印象を受ける文様要素である。また、口縁



4 圖 勝坂式の浅鉢(1・2)と阿玉台式(3～6)に共存する浅鉢(7・8)

1・2 = 赤城村諏訪西遺跡 3～8 = 赤城村諏訪上遺跡371号土坑

部形態の差は著しいものがあり、突起を付す浅鉢2と平縁で強く内屈口縁を有す浅鉢1は大きな差がある。

このように、多くの相違点が見られる。浅鉢2個体であるが、筆者はほぼ同時期と考えている。理由の一つとして、充填文の差が著しいが、側縁の半載竹管状工具による幅広連続刺突文が両者に共通するからである。さらに充填文としての結節沈線文も、両者は単独施文で極めて丁寧な施文である。単なる文様要素の共通性のみで、両者の同時性を窺うのは危険かもしれないが、中期前半段階の隆縁側縁の共通性はある程度の時期判別に効果があると考えているからである。無論、主幹文様の共通性や共存資料の在り方が最優先されるべきではあるが、捨て場遺構出土であり、厳密な共存資料に恵まれない、浅鉢という事情を考慮すると、文様要素側縁による判断も有効と考えた。

さらに、2個体とも、赤彩部位と内面意匠が極めて類似しており、共通性をもった赤彩行為と考えた。赤彩意匠も時期を判断する材料ではないが、両個体の共通項目として注意し、親近性を指摘したい。

次に、両個体の具体的な時期を探索してみよう。共存

する深鉢も無く、詳細な判断には至らないが、文様要素から、勝坂1式古段階に位置付けたい。口縁部文様帯の分帯手法を見ると、口縁部屈曲線による分帯であり、阿玉台I b～II式の施文浅鉢に見る横位隆縁貼付による分帯ではない。また、浅鉢1は方形区画を連続する口縁部文様帯構成であり、楕円状区画が主体の阿玉台式の浅鉢には属さないと考えた。次に側縁の幅広連続刺突文に注目すると、これらは勝坂式の見える文様であり、浅鉢1で充填される三叉文も勝坂式の文様特徴である。さらに、単列施文の結節沈線は阿玉台I a式やI b式にみる例ではあるが、本例の場合、厳密な押し引き文というより、丁寧な押し引施文一角押文に近い結節沈線である。このことから、勝坂1式古段階(猪沢式・新道式古)に比定しておきたい。また、深鉢・浅鉢と器種を違えても、施文浅鉢には深鉢口縁部文様と同様の文様を充てる傾向がある。このような例から判断しても、本資料を勝坂式の浅鉢と位置付けられよう。

厳密な共存ではないが、捨て場遺構においては、勝坂1式及び阿玉台I a式・I b式の深鉢が量的にも充実しており、浅鉢1・2とも同様の段階と判断しても良さそ

うである。

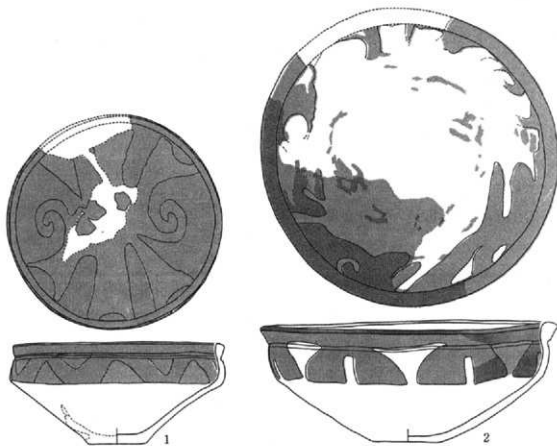
さて、この段階の施文浅鉢の類例は阿玉台式に比定される例が多く、本例のように勝坂1式に近い浅鉢は比較的少ない。例えば、赤城村（現済川市）諏訪西遺跡に勝坂式の浅鉢2個体が報告されているが（小野1986）、包含層出土であり、これも厳密な時間軸を与えられない（4図1・2）。ただ、隆帯等による口縁部分帯線が見られず、連続刺突文を文様要素としており、今井東平例との共通性がある。赤彩は判然としなが器面全体が丁寧に研磨され、何らかの彩色は行われていたものと推測できる。器形も阿玉台式の浅鉢とは違い内湾気味の口縁部を呈する。次に、阿玉台I b式の浅鉢共伴例として、諏訪西遺跡に隣接する三原田諏訪上遺跡例（日沖他2006）を挙げ、今井東平遺跡浅鉢の口縁部文様と比較してみよう。諏訪上337号土坑では数個体の阿玉台I b式の深鉢（4図3～6）と破片とはいえ、4点の浅鉢口縁部破片が伴出している。7と8に見る施文浅鉢は、口縁部分帯が既に隆帯で画され、今井東平例とは区画手法に差がある。また、7・8とも側縁に単列の結節沈線が施され、充填文様にも斜位結節沈線が交互に埋められることから、阿玉台I b式の浅鉢と判断できよう。ただ、8に見るように、口縁部文様帯には三叉文が刻まれており、阿玉台式の浅鉢

においても、三叉文のような勝坂式文様が混在する様相が理解できる。これは、今井東平遺跡浅鉢1の口縁部文様帯にある、幅広連続刺突文と結節沈線文の共存施文に見るように、異系統文様の相互交換と見ることができ、浅鉢口縁部文様帯における興味深い施文方法である⁴⁾。

その他に当該階に比定される注意すべき浅鉢としては、吉岡町沼南遺跡319号坑（松村1999）や安中市中野谷地区遺跡群砂押遺跡D-36（井上2004）では、赤彩が施された異系統の個体が出土している。体部施文が特徴の浅鉢であるが、機会を改めて分析を試みたい浅鉢である¹⁾。

4. 所見

前節で述べたように、今井東平遺跡出土の赤彩浅鉢2個体は勝坂1式古段階と捉えた。県内でも、この段階の浅鉢に赤彩が施される例は極めて少なく、そのことから、この2個体の資料的価値は高いものと考えられる。県内の赤彩浅鉢の著名な例は高崎情報団地遺跡が最近の資料であり、その他にも新田町（現太田市）下田遺跡（小宮1994）などが知られるが、多くが中期後半の資料である。関東地方の中期浅鉢を概観しても、赤彩資料は中期後半に集中し、残存度を考慮したとしても、塗布方法の変化が中期前半期から後半期に変化が予想されよう。5



5図 高崎情報団地遺跡彩色浅鉢

図に高崎流通団地遺跡例(角田2002)を挙げてみたが、内外面への彩色意匠が具体化した良好な資料である。時期は中期後半一加重利E式期に比定されるものと思われるが、1は内面の渦巻き状意匠が明瞭に描かれる。2の内面も何等かの彩色意匠が施されている。両側とも黒色化した漆も塗布されており、鮮やかな色調差が印象的である⁸⁾。このような内面赤彩意匠は、中期後半の浅鉢にしばしば見られる。多くの場合、浅鉢外面の口縁部より彩色がなされ、内面意匠へと連携する塗彩方法である。この塗彩方法は、後期・晩期にかけての浅鉢や鉢に見られる手法であるが、中期浅鉢においても積極的な彩色方法として用いられていたようだ。

筆者もかつて、赤城山西麓域の中期浅鉢を考える際に、赤彩浅鉢に関して、以下のように観察項目を挙げた経緯がある⁹⁾。

- 口縁部施文浅鉢の主幹文様に合致した塗布例
- 文様とは合致せず、赤彩独自の文様を塗布する例
- 無文浅鉢全体を塗布する例。口縁部に限られる例や内面内縁部にまで及ぶものもある。
- 無文浅鉢に赤彩独自の文様を塗布する例

としたが、その際には、内面の赤色塗彩や彩色意匠に関しては、特に大きな注意を払わなかった反省点がある。しかしながら、高崎流通団地遺跡例は内面に、彩色文様が施されており、上記4項目に新たに加わる彩色方法として追加される重要な彩色手法として位置付けたい。同時に、今回紹介に及んだ窪田村今井東平遺跡赤彩浅鉢も同様の塗彩部位であり、口縁部から、内部内面へと連携する赤彩意匠は、少なくとも中期前半段階より継承された塗布方法と捉えられよう。

このように、口縁部外面から内部内面に彩色施文する技法は、中期浅鉢に普遍的に存在する例として、位置付けられる可能性がある。

赤彩文様が当時の「中期土器文様」社会でどのような立場だったのか考えてみよう。漆に混和されたベンガラによる赤色塗料—赤彩を塗布するのは、焼成後と考えられている。

土器焼成から彩色行為という一連の工程の中で、彫型文様製作者と赤彩文様彩色者が同一人物ならば、土器文様や器形の特徴を反映した彩色行為を行うものと思われ、焼成後に彩色という工程は当時の土器彩色行為で重要なタイミングを要する作業と思われる。故に、意匠文様塗布という彩色作業は合理性が求められ、彫型文様製作者が彩色行為を行ったとも考えられよう。さらに、彫型文様製作者が彩色者と仮定すれば、彫型製作の際から、赤彩文様を塗布する行為を前提にした、「土器作り」が行われていたことになる。故に、浅鉢1の口縁部内屈部への入念な研磨行為と赤彩行為が行われたものとも考えられよう。また、浅鉢2の内部内面の4単位赤彩意匠も制作前

から、意図した意匠であり、それ故の4単位浅鉢と見られることもできる。

しかしながら一方、浅鉢1の内部内面の赤彩意匠単位は4・5単位であり、3単位である外面口縁部区画単位との差は、歴然としている¹⁰⁾。内面彩色時に口縁部区画単位を無視した彩色行為であり、彫型文様製作者と赤彩彩色者の違いも想定できよう。また、本資料では確認できなかったが、外面隆帯文様とは違う赤彩意匠を外面に描く個体時に見受けられることから、彩色者が彫型文様を無視して新たな彩色意匠を重ねる例はあるようだ。また、彫型文様施文環境と彩色文様施文環境の差も考慮しなければならないだろう。少なくとも、彫型文様完成後焼成に至る間は乾燥期間が挟まれ、彩色文様を施す際の様々な環境は変化しているものと想定できよう。彫型文様製作者と彩色文様製作者の差については、更に類例を集めて分析を深めなければならないだろう。大きな検討課題の一つである。

また、彩色土器は時間が経つに従い、退色する欠点がある。退色した際には廃棄する行為も想定されるが、さらに加色する行為も容易に想定できる。このことが、粘土を彫型する土器文様とは大きな差があり、彫型土器文様とは別種の文様として、彩色文様を捉えることができよう。土器を補修する作業は、大きな破損ではない限り通常行われていた作業であり、赤彩追加塗布行為は、土器に割まれた彫型文様とは別次元で行われた彩文行為とみることができよう。残念ながら、今井東平遺跡浅鉢2個体を初め、我々に遺されている赤彩文様に、その追加赤彩塗彩行為を観察することはできない。しかしながら、今後、赤彩浅鉢に接する際にはあり得る施文手法として、観察を重ねなければならないだろう¹¹⁾。

このように我々が、赤彩文様に対する観察と様々な注意を払う事によって、将来的に、赤彩文様が集落間・地域間に差を認められれば、従来の土器文様との比較分析を踏まえて、彩色土器文様論へも発展するようになる。従来の彫型文様を主体としてきた、深鉢編年と絡めて、浅鉢文様や浅鉢彩色文様をも視野にいれるべき資料蓄積に至っている研究段階かもしれない。

次に縄文時代中期における、土器群の中で器種組成の意味での浅鉢の役割を考えてみよう。中期集落を調査すると圧倒的多数の深鉢形土器片を得ることができる。その中で、やや客体的な存在とはいえ、一定量の出土量を安定する浅鉢の存在は、中期集落内で各種深鉢と同等の組織的な位置を占めていたものと考えられる。すなわち供献—盛りつけといった、加熱・煮沸を伴わない容器としての位置付けが、現状の浅鉢形土器に関する用途と考えである。最近の研究では、彩色土器や小型土器、さらに精緻な文様を施す深鉢に対して「威信財」としての役割を想定する傾向が見られる。集落間の土器の移動を考え

る限り、浅鉢や小型器種は、対集落間の「贈答品」を内容物とする容器として、深鉢よりも優先されたものと考えられる。

また、赤彩浅鉢は集落間をつなぐ「威信財」以外にも、集落内の「緞衝材」ともなり得る容器とも捉えられよう。すなわち赤彩された部位を見ると、今回紹介に及んだ浅鉢2個体をはじめ多くの赤彩浅鉢が口縁部彩色に及んでいる。浅鉢という器形のもっとも径の大きな部位である口縁部に赤彩し、他者に対して印象を強くする部位への彩色行為と考えられる。さらに内面の赤彩は、盛り付け・供献に際して内容物を彩る効果のみならず、これも相手一他者に見えやすい部位への彩色と見做すことができよう。中期集落内には異系統の土器群が存在するように、様々な価値観や地域感が混在する集落様相と想定している。異系統の土器文様相互の交換といった、具体的な要素も見られるなか、赤彩浅鉢の役割は、集落内において見せる相手を意識した容器として位置付けておきたい。

無論、集落内のみならず、集落間の「威信財」あるいは「緞衝材」としても、赤彩浅鉢は重要な容器であったことが前提ではある。

おわりに

このように、福徳村今井東平遺跡出土の赤彩浅鉢の紹介を通して、浅鉢2個体の時期を捉えてみた。同時に中期浅鉢に施される赤彩—彩色の在り方を考えてみた。

時期は確定的ではないが、2個体とも中期前半期—勝坂1式古段階と捉えた。両個体とも類例資料に乏しく、口縁部区画形状や縁線の種類で判断をしたため、判然としませんが、捨て場遺構同一層位で出土する深鉢が、阿玉台1a～2式・勝坂1式に偏る傾向があり、ある程度の時間幅で判断させていただいた。

勝坂1式古段階で浅鉢を共存する例は意外に少なく、類例として、若干新段階である阿玉台1b式段階の共伴例を挙げたが、当該段階においては、阿玉台式の浅鉢が優勢であり、勝坂式に属する浅鉢は極めて少ない。群馬県という地域性なのか、今後検証の必要な課題であるが、今井東平遺跡の赤彩浅鉢2個体が、阿玉台式に属し得ない特徴を考えると、福徳村の位置する地理的な環境も大きく影響するかもしれない。

次に、浅鉢に施される赤彩に関して考えを巡らせた。本来ならば、赤色顔料の成分分析などを踏まえて、論を進めるべきであったが、今回は、赤彩部位の在り方から、中期浅鉢の集落内外での役割を想定してみた。

彩色を施した土器文様は、相手を意識した文様であり、土器製作者あるいは彩色者が、土器の役割と立場、さらに相手に意識した、重層化した施文彩色が行われた作品とみることができよう。赤彩は他者の視線を意識した施文要素であり、特に口縁部外面と体部内面への赤彩は、

他者に対して浅鉢を置く角度、あるいは手に持つ角度が意識化された結果の彩色行為と考えてみた。

以上のように、今井東平遺跡出土の赤彩浅鉢2個体の資料紹介と若干の所見を加えてみたが、縄文時代中期浅鉢の本質を述べるには至っていない。深鉢とは明らかに用途差があり、器面全面を研磨し彩色する器種として、中期集落内での浅鉢の立場を明らかにしなければならないだろう。さらに、「威信財」あるいは「贈答品」として広域に伝播する器種としても注目されており、集落内の浅鉢が在地的なものかあるいは搬入品や異系統の浅鉢なのかを個々に検証しなければならないだろう。先にも述べたように、浅鉢の殆どが文様要素が少なく、詳細な時期決定にも難儀する土器である。

加えて、本稿でも若干触れられたが、赤彩意匠—彩色意匠の在り方も、通常の深鉢土器文様との格差を想起させるものである。殆どが焼成後の彩色行為であり、このことから、土器文様—形製文様に対する彩色文様の大きな差を考えると、これはできないだろう。おそらく、彩色文様に規則性が存在するものと思われ、彩色文様の変化も重要な観察項目である。彩色文様の変遷や彩色方法の変化で、浅鉢自体の変遷を追うことも可能ではないか。全ての浅鉢の赤彩意匠を把握することは難しいが、より観察を深めて、浅鉢の資料化を重ねるべきであろう。

今回の紹介では、斜面捨て場遺構の同一層より出土した遺物も全ての資料化が果たせず、掲載に至らなかった。次回では必ず充実した土器群を提示したい。斜面包含層ともいえる捨て場遺構になぜ、特別歳々ともいって赤彩された浅鉢が廃棄されたのか。該期集落内での浅鉢の位置付けは、出土状態からも類推されなければならない。伴出する他の中期前半資料の図化を果たし、捨て場遺構の性格や浅鉢2個体との関係にも言及するべきであろう。本稿では、浅鉢2個体という資料紹介という掲載方法を取らざるを得なかったが、機会が与えられたならば、今井東平遺跡捨て場遺構の実像に迫る分析を心がけたい。

また、赤色顔料分析に関しては、永嶋正春先生の詳細な分析結果を踏まえて、稿をあらためて掲載したい。パイプ状ベンガラ在り方と在地的ベンガラの関係など極めて重要な分析である。

本資料2個体の赤彩に関しては、小林 正氏の詳細な観察を経て図化を試みたが、氏の観察を十二分に反映した資料化に至らなかった。この点に関しても、今後小林氏の赤彩—塗布に関する分析を含めた視点で、本資料の位置付けをお願いしたい。

尚、巻頭カラーの撮影は、事業団佐藤彦彦主査の手を煩わせた。記して感謝したい。

この他に今回の紹介にあたり、下記の方々には大変お

世話になった。文末で恐縮であるが、記して感謝したい。
 江原 英 小川卓也 鈴木徳雄 関智賀子 高橋清文
 富田孝彦 日沖剛史 福田貫之

註

- 1) 佐藤雅一 2001 『信濃川中流域の浅鉢形土器について—縄文時代中期浅鉢形土器の基礎的研究—』『新潟考古』12号新潟県考古学会
- 2) 中山真治 2005 『縄文時代中期の彩色された浅鉢についての覚え書き—関東地方西南部の中期資料を中心に—』『東京考古』23東京考古談話会
- 3) 近平 中期集落跡の調査例、報告例は極めて充実している。その都度、土器に対する分析は担当者各自が精力的に試みられているが、充実した資料を基に、限内全域を概観する作業の必要性を痛感する。
- 4) 松島崇治・福田貫之・山口逸弘 2004 『福志村今井東平遺跡の紹介—1区縄文時代中期土器資料を中心に—』『研究紀要』22財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団（以下群馬文）
- 5) 赤彩された土器は、今回紹介する浅鉢2個体以外にも、破片資料を主とするが一定量の出土を見ている。これらの資料も次回資料化を果たしたい。
- 6) 水嶋氏の分析は、本遺跡の他の赤彩土器に関しても論究されているため、該当する土器の資料化が果たせた段階で、氏の分析も併せて考えを進めたい。また、福志村や隣接する長野原町は、ベンガラ産地とも言われており、赤彩された考古資料の出土が知られる地域である。最近では、『横塚中村遺跡(2)』（群馬文2005）で赤彩された土器がまとまって報告されている。
- 7) この他に、三原田遺跡上遺跡では233号土坑において、磨研式の深鉢と小型浅鉢が出土している。浅鉢は幅広連続刺突文を周縁とし、結節沈線を光沢文としており、今井東平例と類似する文様要素である。
- 8) 沼南遺跡例は体部縄文施文の浅鉢である。口縁部文様帯を半内彫手法で描く例が多いが、北陸的な色彩なのか畿路の余地が多い異系統の浅鉢である。その他には白井大宮遺跡Ⅱ（根岸他2002）や道訓前遺跡（長谷川2001）でも異系統の浅鉢の出土を見る。
- 9) 同個体とも赤彩を主とするとは、数種類の顔料が使用されているようだ。この場合漆塗りなどの場合でも黒色化する例もあり、注意を要しよう。また、内面意匠をみると、特に2の「人体状意匠」にも近い彩色文様が印象的であり、明らかに深鉢文様との差が認められよう。
- 10) 一方で奇数相互の単位文であるため、関係性は深いとみる判断もある。その場合は、口縁部区画単位数と内面彩色意匠文の単位数に関連性を求めるべきである。
- 11) 赤彩追加塗布行為は、現状の資料では確認できていない。残存度の良い個体で、元の彩色意匠に重なる新たな彩色意匠が観察できれば、その存在は確定的である。

引用・参考文献

- 井上慎也 2004 『中野谷地区遺跡群2』安中市教育委員会
 小野和之 1986 『中継・沼田西遺跡』群馬文
 小林修也 2005 『横野地区遺跡群Ⅲ三原田遺跡上遺跡Ⅲ—縄文時代—中期編』赤城村教育委員会
 小松繁 2000 『5. 漆塗土器』『栗島台遺跡—鏡子市栗島台遺跡1973・75の発掘調査—』千葉県鏡子市教育委員会
 小宮豪・小宮俊久 1994 『下田遺跡』新田町教育委員会
 佐藤雅一 2001 『信濃川中流域の浅鉢形土器について—縄文時代中期浅鉢形土器の基礎的研究—』『新潟考古』12号新潟県考古学会
 末木健 1979 『縄文時代中期浅鉢形土器研究序論』『奈良』17号奈良同人会
 角田真也 2002 『高崎情報団地Ⅱ遺跡第1分冊（縄文時代編）』高崎市教育委員会
 中山真治 2005 『縄文時代中期の彩色された浅鉢についての覚え書き—関東地方西南部の中期資料を中心に—』『東京考古』23東京考古談話会
 根岸仁他 2002 『白井大宮遺跡Ⅱ』群馬文
 長谷川昭次他 2001 『道訓前遺跡』北橋村教育委員会
 藤巻幸盛他 2005 『横塚中村遺跡(2)』群馬文
 藤野高信他 1996 『鼻毛石中山遺跡』宮城村教育委員会
 松島崇治他 2004 『福志村今井東平遺跡の紹介—1区縄文時代中期土器資料を中心に—』『研究紀要』22群馬文
 松村和男 1999 『沼南遺跡』群馬文

関東地方の初期S字甕出土遺跡の立地について

能 登 健・小 島 敦 子

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 5. II a パターンの遺跡 |
| 2. 遺跡立地調査の視点 | 6. II b パターンの遺跡 |
| 3. 立地のパターン分類について | 7. おわりに |
| 4. I パターンの遺跡 | |

— 論 文 要 旨 —

関東地方の古墳時代開始期に濃尾平野に故地を持つS字状口縁台付甕が波及する。その事象の社会背景には諸説あるが、最も一般的なものが集団入植による未開の地や低湿地の耕地開発説である。筆者らは、農業発達史と社会構造論的な視点から、この問題の検証を試みた。その方法は、遺跡分布論にもとづいた現地踏査(遺跡立地調査)による。すなわち、最も初期の段階で波及したS字甕A・B類が出土する遺跡の分布および立地とその背景になる生産域の分析である。ここでいう生産域とは水田可耕地であり、その経営環境となる立地を次の3つにパターン分類して分析を試みた。

- ・ I パターン : 山麓や台地に発達した開析谷を可耕地とした発展性のない生産域をもつ立地
- ・ II a パターン : 平地であるが帯状低地を可耕地とした発展性の少ない生産域をもつ立地
- ・ II b パターン : 平地であり広大な可耕地をもつ拡大性のある生産域をもつ立地

分析の対象となった遺跡は89遺跡である。その結果、遺跡の分布は関東地方一円に散在しており、集団性や強力な組織性は認められなかった。遺跡の立地はI・II aパターンが87%、II bパターンが13%になり、S字甕A・B類の波及した地点の多くは、水田耕地の拡大に伴って乏水性地域になってしまうという共通点が見られたのである。

これらのことから、①S字甕A・B類の関東地方への波及の背景に農耕技術の新段階が求められるとするならば、その目的は既存の水田耕地の拡大に伴う用水路の付け替えなどによる効率的な集水・配水技術の導入にあると思われる。また、②この土器の波及した地域は弥生時代以来の水田耕地を継承したところであり、新開地域ではないことも判明した。すなわち、①は従来から論じられていた湿地開発を目的にした耕地拡大でないことを、②は未開の地の開発でもないことを示している。

なお、本稿は2005年に刊行された『考古資料大観10遺跡・遺構』(小学館)に掲載されたものと内容と結論は同じであるが、その時には紙数の制約上から掲載ができなかった調査の基本項目を補完的に発表するものである。

キーワード

対象時代 古墳時代前期
対象地方 関東地方
研究対象 遺跡分布論・遺跡立地調査
S字甕A・B類 水田拡大期

1. はじめに

S字壘は特徴的なS字状口縁をもつ台付甕形土器の略称で、関東地方では濃尾平野（伊勢湾地域）からの外来系土器と認識されている。群馬県では1952年に発掘調査された太田市石田川遺跡で多量にS字壘を含む土器群がみつかると、松島榮治らによって「石田川式土器」が設定された（尾崎・今井・松島1968）。その後も、S字壘の研究は各地で進むが、1990年に愛知県岡田遺跡の発掘調査報告書で赤塚次郎によって濃尾平野のS字壘の編年と週間様式の設定が行われ、S字壘を中心とする東海系土器を仲介した広域編年がほぼかたまつた（赤塚1990）。

このS字壘の関東地方への波及については、これまで古墳時代の開始に関連した政治的背景で説明されるものが多かった。特に弥生時代後期の遺跡分布が希薄な地点にS字壘が出土することに注目した梅沢重昭は1971年にS字壘を「フロンティアの土器」と呼び、S字壘出土の背景を広大な低地性平野の開拓を目的にした集団入植者によってもたらされたものと説明した（梅沢1971）。その後もS字壘の故地である伊勢湾地域からの入植・開拓説が次々に発表されて、この見解が群馬県内の弥生時代から古墳時代への転換期を語るうえで定説となつていった（田口1972、橋本1979、梅沢1985）。

一方、伊勢湾地域では、赤塚次郎がS字壘と濃尾平野の湿原開発の関係性を強調し、S字壘が「全国各地においても低湿地帯の遺跡から出土する」ことから、「湿原開発に独特の技術をもった人々が広く移動している」と述べた（赤塚1986・1987）。さらに1991年には、週間Ⅱ式土器の拡散が群馬台原に散らされた匈奴国の難民によるものとした（赤塚1992）。1970年代からの群馬県でのS字壘に関する論考は、伊勢湾地域の研究動向と連動しながら、列島のなかで中央政治に直結していった。

関東地方の古墳時代開始期に、集団入植者による湿原・低湿地帯開発はおこなわれたのか。S字壘波及の背景は何か。この問題を再検討するために、筆者らは関東地方のS字壘が出土する遺跡のうち、初期のA・B類が出土した遺跡を対象にして遺跡分布論にもとづいた遺跡立地調査を実施した。その結果については「集落・居館・都市的遺跡と生活用具—関東・東北」『考古資料大観10遺跡・遺構』（能登・小島2005、以下前稿と呼ぶ）すでに述べているが、それぞれの遺跡立地調査の内容まで詳述することができなかった。そこで、ここでは実際に踏査した関東地方のS字壘出土遺跡の立地観察結果を記載しておくこととしたい。

2. 遺跡立地調査の視点

S字壘は赤塚次郎の型式分類によって0類からA、B、C、D類と変化することがわかっている（赤塚1990）。関東地方で出土するS字壘はA類以降で、B類までは伊勢

湾地域と同様な形態を示すが、通例C類以降の時期には関東地方独自の変化を示すとされる。また、C類とD類が共存する例も多くなる。ここではA・B類はそのままで、そして伊勢湾地域のC類・D類に併行する時期の関東地方のS字壘をC・D類並行期のS字壘と呼ぶ。

関東地方ではA類S字壘の出土数は少なく、弥生土器と共存して出土する。そしてB類S字壘は微増するが、小型器台や無文化した弥生土器と共存して出土することや、そのころ竈穴住居が弥生時代に一般的であった隅丸長方形から正方形に大きく変化するところから、初期のS字壘A・B類の波及が関東地方の古墳時代農耕集落への変質に深く関わると考えられる。その前提に立った場合、時期の異なるA・B類とC・D類併行期のS字壘出土遺跡の立地は、波及期と定着期に分けて考えるべきである。したがって今回の立地調査はその波及の目的解明にあるため、対象をS字壘A・B類の出土遺跡とした。

なお、S字壘の型式認定については、主として各地域の集積の成果によつた（東海考古学フォーラム三重大会実行委員会2000、財団法人茨城県教育財団1996、1997、1998）。関東地方のB類S字壘はC類と伴出するものもあり、今回立地調査した遺跡にもそのような新しい段階のものも含まれている。

立地調査の方法は、まずS字壘が出土した遺跡の周辺を実際に踏査し、遺跡のある地形や農耕環境を復元的に観察した。そのうえで、遺跡周辺での生産域（水田可耕地）はどこかを想定し、居住域と生産域の関係や、前後の時代との連続性を加味して、その時期における農耕集落立地のパターン分類を試みた。

これまでの遺跡の立地調査は、その集落の立地する地形分類によるものが多かったが、農耕集落については眼前に広がる水田耕地の広さや集水条件による発展性に着目して観察することが重要である。単なる地形の分類ではなく、水田耕作や畠作にどのように対応した集落立地であるのかを観察することになる。特に古墳時代以降の開発で本来は居住域であったはずの台地縁辺の傾斜地が水田化されたり、近年の都市化によって埋め立てられた沖積地も多い。農耕社会の集落分析には、いわゆる居住域としての遺跡のほか、遺跡周辺に広がる生産域の埋没地形の復元が調査項目として重要な視点となるであろう。

本稿では調査結果を記載するにあたって、下記の遺跡立地パターンにそつておくこととする。各遺跡の立地を表1～3に簡潔にまとめ、それぞれのパターンの典型的ないくつかの遺跡については可耕地を想定した2万5千分の1に統一した遺跡周辺地形図を掲げ、立地の詳細を記載した。なお各遺跡周辺地形図では遺跡の位置を黒丸印で、その集落の水田可耕地となり得る沖積地を網み目で示した。この可耕地は実態の不明なものもあり、想定域を出ないものもある。

3. 立地のパターン分類について

関東地方でS字型A・B類が出土した主な遺跡数は群馬県26、千葉県16、茨城県10、神奈川県8、栃木県9、東京都10、埼玉県5、合計84遺跡である。遺跡数は前稿より1遺跡増えている。図1に黒丸でその分布を示した。これらの遺跡について、「水田可耕地の新たな拡大の可能性＝発展性」という観点から3つのパターンに分類した(図2)。各パターンの特徴は次のとおりである。

(1) Iパターンの立地

Iパターンは山麓や台地に開析された谷筋を主たる生産域(水田耕地)とする集落立地である。集落は開析谷をのぞむ高台あるいは微高地にある。このIパターンは

関東地方のS字型A・B類出土遺跡の約半数を占める。

水田耕地と推定される開析谷内には小水流があり、河川の洪水などの被害を受けない安定した小規模な水田経営を想定できる。しかし、耕地は開析谷内に限られ、周辺に広い耕地を望めない。また用水も谷頭の湧水からの小水流あるいは小河川に頼る乏水性の水田農耕環境である。したがってIパターンは発展性の少ない集落立地といえよう。

この立地パターンの集落で耕地拡大が図られるとしたら、谷内の用水路を高位のところに付け替えることになるだろう。弥生時代には安定した稲作ができる場所として選ばれた地点でも、水田耕地を拡大するためには用水の不足が生じ、水路の効率的敷設は不可欠となるだろう。

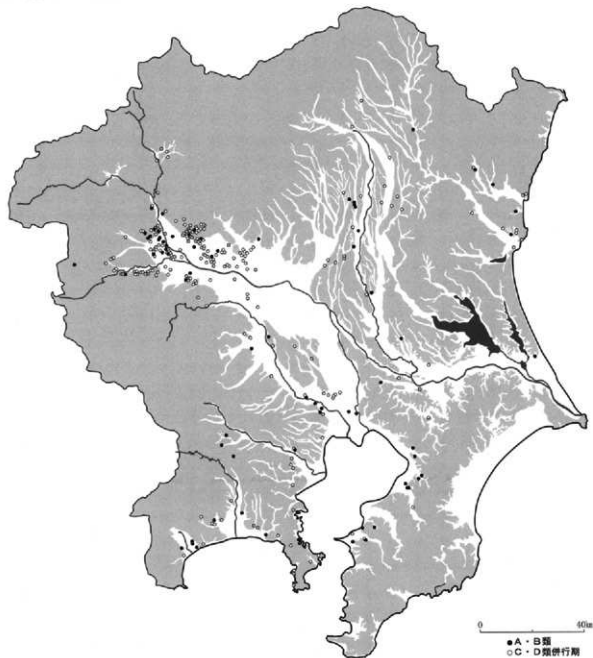


図1 関東地域のおもなS字型出土遺跡

(2) II a パターンの立地

II パターンは眼前に広い沖積地をもつ平地のパターンとして分類したが、II a パターンは其中にあって、狭い開析谷や旧河道の沖積地を耕地とする立地である。開析谷の谷口や平地内の低台地・自然堤防上にあたり、一見して低平地の広大な水田耕作をイメージさせるが、狭い谷地に面した立地をみせることが多い。すなわち狭義にはIパターンと同様な環境にあることになる。関東地方のS字型A・B類出土遺跡の約4割を占める。

ここでも弥生時代からの農耕集落に継続する遺跡もあるが、水田農耕地拡大に伴って乏水性が高まることが想定される地点である。効率的な水路敷設がS字型A・B類の時期に実現されているのであろう。

(3) II b パターンの立地

平地の広い沖積地そのものを耕地とする立地である。集落は沖積地内に残る自然堤防や低台地上にある。広い水田可耕地が周辺に広がり、用水系を整備すれば限りなく発展性のある地点である。分類するにあたっては地形変化などによってII aパターンと確定できない場合は、このII bパターンに含めた。

前稿で判定不能とした遺跡も、開発によって微地形の観察が現状では困難な遺跡を指している。しかしI・II aパターンのような帯状低地に面した遺跡が数多くあることを考えれば、II bパターンは低平地内に埋没した開析谷を可耕地にしたII aパターンである可能性を強く意識したいと考えている。

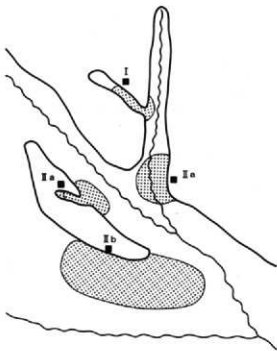


図2 S字型A・B類出土遺跡立地パターン

4. I パターンの遺跡 (表1)

群馬県荒砥上ノ坊遺跡 (図3-1)

赤城山南麓末端の台地(山麓原形面)上に立地する。台地の西には幅90mの開析谷が入り込み、遺跡付近では巾が広くなり小規模な支谷が合わさって落合地形になっている。谷内には小河川はなく、湧水を集めた小水流があるのみである。古墳時代初頭の集落は西側の谷に合流する小規模な支谷を囲むように住居が分布していた。発掘では水田耕作地を検出することはできなかったが、支谷が西側の沖積地と合流するあたりが可耕地と推定される。

群馬県内堀遺跡 (図3-2)

赤城山南麓末端の台地上に立地する。遺跡周辺の微地形は後世の開田によって大きく改変を受けている。現状では北側の台地上の水田化が進み幅の広い水田地帯となっているが、本来の谷地形は遺跡のある台地北縁に沿った幅50mほどの帯状低地と推定され、ここが古墳時代初頭の可耕地であったと推定される。この低地は、赤城山南麓の開析谷の一つか、あるいは遺跡の西側を流れている東神沢川の旧流路の可能性はあるが、現状では不明である。

遺跡の南側には五料沼を谷頭とする開析谷もあるが、最も至近の低地を可耕地とするなら北側の低地である可能性が高い。

なお、本遺跡は前稿でII aパターンとしたが再検討の結果Iパターンに変更した。

群馬県元総社西川遺跡 (図3-3)

榛名山東南麓の相馬ヶ原層状地の末端で、染谷川の開析する帯状低地の南側台地縁上に立地する。発掘では台地縁上にS字型B類を出土した2軒の古墳時代初頭の住居を検出した。遺跡付近では開析谷の幅は85~100mで、台地との比高は5mである。遺跡の北西150mのところでは帯状低地と合流する落合地形になっている。

遺跡周辺にはほかに低地がないことから、古墳時代初頭の水田可耕地は遺跡北側の染谷川の帯状低地しか考えられない。特に本遺跡のような小河川が合流する落合地形を望む台地縁上の集落立地は、弥生時代から古墳時代前期の典型的なものである。開析谷が落ち合う地点では小水流が集まり、谷の幅も広くなることから、この時期の農耕集落では帯状低地のなかで水田耕作に適した地点として選ばれることが多いのだろう。

埼玉県八重塚遺跡 (図3-4)

荒川左岸の台地を開析する樹枝状の開析谷に囲まれた台地の谷頭付近にある。現在この谷の中は荒地となっているが、後世に水田化されていたかどうかは不明であ



1. 荒砥上ノ坊遺跡



2. 内畑遺跡



3. 元総社西川遺跡



4. 八重塚遺跡



5. 部原北遺跡

図3 【パターン】の遺跡(1)

った。遺跡はこの谷の奥にあるが、谷は奥行き100mほどと短いために乏水性の高い谷と思われる。谷の最奥部は表流水に開析された部分で、幅50mほどの大小の小支谷が台地を開析しているが湧水量は少ないと思われる。谷側面に溜井を掘れば湧水は集められるだろう。

谷の開口部は湿地のように見える。発掘報告書には谷部に湧水があり、「強湿田」だと報告されている。しかしこれは湧水によるものではなく、荒川の自然堤防で谷口がふさがれたためとも考えられる。その時期は不明であるが、古墳時代以降の可能性もある。そうなれば古墳時代の谷内の農耕環境は異なっていたはずである。

茨城県原北遺跡 (図3—5)

新川の左岸に開析された谷に面した台地上にある。この付近の台地は開析が進んでいるが、本遺跡が面してい

るのはそのうちでも比較的大きな谷である。幅は100m、台地との比高20mで、谷の側面は急斜面になっている。水田可耕地はこの開析谷のみと推定される。

低地内はゴミ処分場になっており、谷頭付近にも緑ヶ丘団地ができていてことから観察が難しいが、谷頭は遺跡の立地する地点から1.2km上方にある。この部分は樹枝状になっているので、谷の中に水流があったと想定してもよいであろう。台地上も工業団地が建設されており詳細観察が不能だが、台地上面は広大な平坦地となっている。遺跡はこの台地平坦部の北端にあって、広大な水田可耕地である新川の沖積地とは反対側の開析谷に向いて立地していることが特徴である。なお、この開析谷の開口部は幅250mと広いが、「宿」地点および「照沼」地点の海岸砂丘によってふさがれていることから、この砂丘が当時すでに形成されていたなら開口部付近には滞水性の



6. 天狗原遺跡



7. 蓮華寺遺跡



8. 中田遺跡



9. 諏訪の前遺跡

図4 1パターンの遺跡 (2)

湿地帯が広がっていたとも考えられる。

栃木県天狗原遺跡 (図4-6)

姿川の支流である新川と兵庫川に挟まれた宝木台地の先端部に立地する。台地の南側で両河川に伴う幅100mほどの帯状低地が合流する落合地形になっている。しかし現状ではいずれの沖積地内も住宅街となり、台地の比高などの詳細を観察することは困難である。発掘地点のすぐ南側が沖積地なのか、緩斜面であったのかはわからないが、水田可耕地は新川と兵庫川の両低地が合流する落合地点で、遺跡南側のやや広がった低地と推定される。

千葉県蓮花寺遺跡 (図4-7)

矢野川の左岸にある台地は、500m前後おきに樹枝状に開析されている。蓮花寺遺跡のある谷も、この開析谷の一つで、市営霊園を谷頭とする幅20~30mの谷である。現在は谷底に道路が通り、水田はない。この開析谷は河川らしい川が流れていないが、かつて水田経営があったとすれば雨水や湧水を利用した天水田なのだろう。

周辺の支谷をみると、谷頭に灌漑用の溜池をもつ場合がある。蓮花寺遺跡の谷頭らしきところが市営霊園のなかにあるが、自然の池かどうかは不明である。いずれにしても典型的な谷戸田経営であろう。

東京都中田遺跡 (図4-8)

多摩丘陵を開析する浅川の支流川口川の左岸にある河段段丘上に立地する。この段丘は河川作用で削り残された台地上で、南側には川口川が流れ、北側には霞丘陵との間に小規模な帯状低地が残っている。

遺跡近くの川口川の幅は狭く沖積地もないことから、古墳時代初期の可耕地の想定は難しいが、南側の浅川との間の低地が生産域になっていた可能性はある。一方、北側の帯状低地には現在でも丘陵直下の子安神社境内に湧水が残されており、丘陵裾部からの湧水が豊富な小規模な開析谷が遺跡に向かって何本もあった可能性がある。これらの谷をつなぐ帯状の低地が可耕地として台地北側に想定できよう。西側の谷奥部は水流が乏しく水田であるが水路をつければ耕地の拡大ができるところと推定される。

神奈川県原野の前遺跡 (図4-9)

遺跡の立地する台地は、北東にせり出した山麓末端で、傾斜をもちながら酒匂川支流の狩川に下っている。遺跡のあるところは、やや平らになっている。遺跡の南東には奥行き600mほどの谷が入っている。谷口付近は大きく半円状にえぐりこんだ地形になっていて、現状では大きく水田になっている。これらの地形は、狩川とは無関係で、山地末端の侵食地形ということになる。

遺跡直下は谷の口にあたり、この部分が本来の沖積地

ということになろう。きわめて狭い。なお、この谷はそのまま右岸段丘を貫いて狩川に向かって帯状の谷水田を形成していたと考えられる。山麓末端は、末端からの浸み出し水によってこのような水田が幾筋もあったのではなからうか。棚田の造成や宅地化による盛り土によって地形が改変されていることから、微地形を観察することができない。

5. II a パターンの遺跡 (表2)

群馬県新保・新保田中村前遺跡 (図5-10・11)

新保遺跡および新保田中村前遺跡は、群馬県中央部に広がる前橋台地に形成された染谷川左岸自然堤防上に立地する。図5の可耕地は各遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

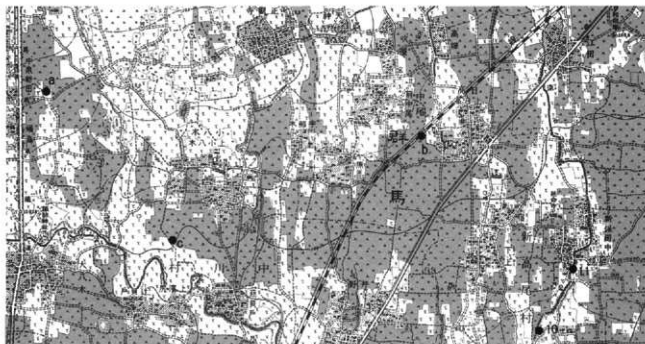
新保遺跡では弥生時代から古墳時代初期にかけての集落が自然堤防である微高地上に検出され、同時期の埋没旧河道も検出された。古墳時代初期に降下した浅間C軽石で埋まった水田はみつからないが、居住群のある自然堤防の南東部にある後背湿地には溝群や畦状の高まりも見つかっていることから、ここで水田耕作が行われていたと推定されている。

新保田中村前遺跡は新保遺跡の上流500mのところにあつて、新保遺跡と同様に染谷川左岸の自然堤防に弥生時代後期から古墳時代前期の集落が検出された。同時期とみられる埋没旧河道もあり、堰による分水構造がある溝も検出されている。北東部の後背湿地では浅間C軽石で埋まった水田がみつからない。居住域のある自然堤防東側の後背湿地が可耕地の水田可耕地になっていると推定される。

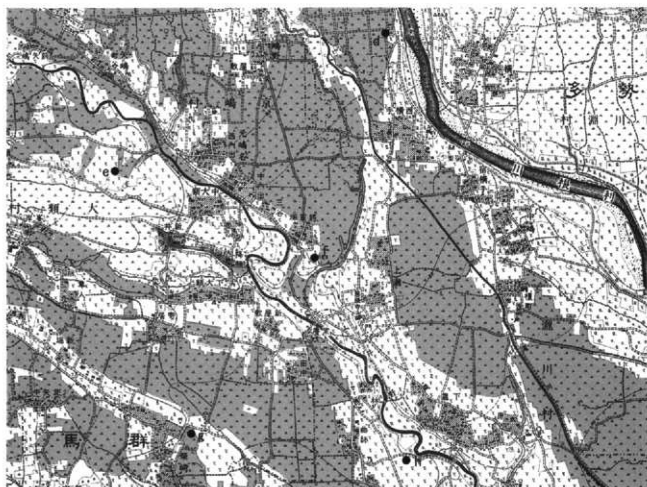
これらの遺跡と同様な立地を示す遺跡に、小八木遺跡・下佐野遺跡・柴崎熊野前遺跡・綿貫遺跡・高崎情報団地遺跡・元島名将塚塚遺跡・西横手遺跡・山王若宮遺跡や後述する後開団地遺跡がある。これらの遺跡は、現状で水田と畑・人家が斑状に入り組んで分布する前橋台地内にある。

前橋台地は、今から約2万年前に浅間山の山体崩壊によって発生した岩層なだれが泥流となって運ばれて堆積してできた洪積台地である。その後、1万4千年前には西側の峰名山東麓に陣馬岩層なだれに由来する土砂で形成された火山麓扇状地である相馬ヶ原扇状地ができた。これによって前橋台地の面は扇端低地の様相を呈し、網状流が発達して小河川と自然堤防と帯状低地が入り組む複雑な地形となっていたのである。したがって、前橋台地の表層面は沖積低地化されている。

なお、前橋台地一帯には広域な条里制の耕地が存在していたために表層面の地形改変が進んでいる。その中には集落および鳥畑の畑などが点在していたが、さらに圃場整備の進行によって微地形のほとんどが消滅している。そのために、発掘調査を実施すると埋没した旧河道や自然堤防が姿あらわすことが多い。また新保遺跡や



10. 新保遺跡 11. 新保田中村前遺跡 a. 大八木箱田池遺跡 b. 日高遺跡 c. 小八木遺跡



d. 西横手遺跡 e. 高崎情報団地遺跡 f. 元島名将軍塚古墳 g. 茨崎熊野前遺跡 h. 綿貫遺跡

図5 II aパターンの遺跡(1)

西横手遺跡のように6世紀初頭の榛名山噴火に伴う火山灰や泥流で埋まった水田が、古墳時代初頭の居住域の上位で検出される遺跡もある。本地域の遺跡立地を考えるには、糸里制施行時の地形改変や、さらに遡った古墳時代中後期の水田拡大のプロセスをも加味して考えなければならない。

群馬県後園遺跡 (図6-12)

前橋台地の東縁で、旧利根川右岸に形成された自然堤防上にある。生産域は旧利根川低地帯ではなく、それと反対側の前橋台地内の低地部であろう。発掘区は小さく全体は不明であるが、遺跡は自然堤防内に開析された幅50m、長さ800mの狭い帯状の低地に面している。最も至近に水田可耕地があるとすればこの帯状低地にあたと推定される。遺構の広がりによっては西側の広い低地部に可耕地がある可能性もあるが、それでも帯状低地に面していることからⅡaパターンに分類した。発掘区域は帯状低地の谷頭付近にあたり、遺構として湧水がみつかった。この湧水は人工的な溜井か自然湧水かは不明である。

埼玉県府島遺跡 (図6-13)

入間台地から流下する飯盛川の右岸の微高地上に立地する。飯盛川の流入する越辺川の流域は発展性のある広大な沖積地となるが、飯盛川は台地の開析谷から流れ出る川で、周辺このような川のなかでは流域長が少ない方である。遺跡の南側には幅広の帯状の沖積地が広がり、現在水田化されている。古墳時代の水田可耕地もことと推定される。飯盛川流域は越辺川流域のなかでもどちらかというと乏水性の地域と考えられる。水田を拡大するには、用水が少ないので細かな灌漑技術が必要となるだろう。

栃木県寺野東遺跡 (図6-14)

西の江川と東の田川に挟まれた幅1.5kmほどの南北に細長い洪積台地の東縁に立地する。田川の沖積地の東側は鬼怒川である。遺跡の現状は発掘調査が終了し整地後であり、工業団地南端に洪水調整池が谷部を利用してつくられていることなどから詳細な微地形は観察不能である。

発掘報告書の情報では、台地内部に幅50~100m、奥行き500mほどの帯状の開析谷が南北方向に入り込んでいた。古墳時代前期の住居群はこの谷の西側と、東側の二か所に偏っていた。S字変B類を出土した住居はこの谷の中ほどの西側に、土坑は東側の谷口に近いところに検出されている。この時期の居住域はこの開析谷に面していると推定され、最も至近に生産域を求めるとすれば、それはこの開析谷内と考えられる。

また、東側の田川の沖積地内にも良好な水田可耕地がある。古墳時代前期の集落は谷の東側の台地縁にも広がっていることから、この低地も可耕地とみてよい可

性はあるだろう。

茨城県梶中遺跡 (図6-15)

遺跡は久慈川右岸の丘陵に開析された2本の谷の間にある台地の東縁に立地している。遺跡西側の谷の対岸は丘陵地形になっているが、遺跡のある台地上は平坦である。西側の谷は幅6m、比高8mの開析谷で、現状では谷底すべてが水田化されている。1本の用水状の水流があるが、自然河川があったとは思えない。上流に溜池があるので農耕用に整備された川であろう。

遺跡の東側は開析谷の谷口で、遺跡は直接久慈川の沖積地を望んでもいる。台地東側面は急崖になっている。この台地際は黒色泥土の湿地である。地元の人からの情報では、久慈川の近くは砂質の乾田で、山際からはそこかしこから湧水があったという。台地縁にそって帯状の湿地になっている感じがする。現在江川という小河川が水田地帯の中央を開削して付けられているが、台地縁川の帯状湿地がかつての江川の流路であろう。現在の江川はこの地域の水田の用排水を兼ねているという。

梶中・宿東遺跡は同一の大集落と考えられる。西側の開析谷と東側の帯状低地の両方が可耕地として考えられる。特に東側は湿地経営になり、用排水に苦慮するところかもしれない。

千葉県戸張城山遺跡 (図6-16)

大津川左岸の台地縁に立地する。遺跡周辺で谷中は500m程ある。大津川兩岸には良い広い水田地帯が広がる。遺跡の立地する台地北側に幅50m、長さ700m以上の狭小な開析谷が入り込んでいる。現状では谷の奥部は宅地化され微地形の詳細を観察することはできなかった。この開析谷の北側には同時期の戸張一番割遺跡も発掘調査されており、挟む谷を水田生産域にしていた可能性も考えておきたい。この谷の問題がなければ大津川の沖積地を利用した広大な生産域に面したⅡbパターンの遺跡ということになる。

なお、出土したS字変はC類併行期との見解もある(石坂1993)。

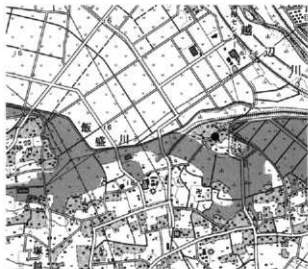
東京都御殿前遺跡 (図6-17)

遺跡は荒川左岸、武蔵野台地東端の本郷台と呼ばれる台地上に立地する。遺跡の南側には谷田川が開析した帯状の谷地が入り込んでいる。遺跡周辺は都市化が進み、微地形の観察は困難であったので、報告書の記載によって立地を確認しておこう。

S字変A・B類出土地点(大蔵省印刷局滝野川工場内)は本郷台の北東縁に刻まれた小支谷の西縁にある。古墳時代初頭の水田可耕地は、小支谷内から台地沿いの東京低地内と推定される。図6の可耕地は本遺跡の生産域



12. 後関地遺跡



13. 附島遺跡



14. 寺野東遺跡



15. 梶中遺跡

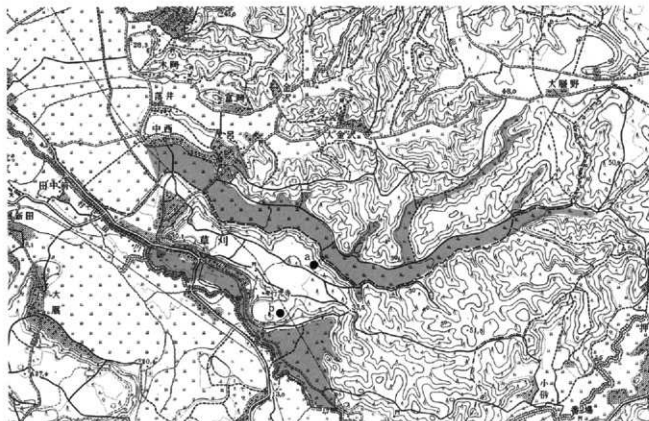


16. 戸張城山遺跡



17. 御殿前遺跡

図6 II a パターンの遺跡 (2)



18. a. 草刈六之台遺跡 b. 草刈遺跡



19. 根丸防遺跡

図7 II b パターンの遺跡(3)

を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。低地内の水田耕作には、小支谷の谷頭湧水や崖線からの湧水が用水として使われていたと推定される。台地の基盤層には本郷層と呼ばれる帯水層があり、現在の湧水量はわずかとなっているが、古墳時代初期の湧水は農業用水として確保できたであろう。立地パターンからすれば比較的発展性のある地点と考えられる。

千葉県草刈六之台遺跡 (図7—18)

村田川と北側の帯状低地に挟まれた細長い台地先端地域に立地する。現状では村田川流域は良好な水田地帯となっている。遺跡付近では村田川が台地に近づくために、左岸に小規模な水田地帯が広がるが、右岸では低地が狭小になり、より大規模な谷水田が管まれている。台地の南側直下には現集落のある微高地が付随しており、この微高地縁辺を削りながら開田が進められている。村田川流域は下流にある親王塚古墳(4世紀末・60m前方後方墳)のあたりから草刈六之台遺跡までの間は両岸とも当時としては広大な生産域を確保できる地域である。

一方、北側の谷は「茂呂谷津」と呼ばれる比高のある典型的な房総台地の開析谷である。現状の谷内は幅100mくらいの水田地帯になっているが、谷内の水田可耕地はもう少し狭かった可能性がある。上流域では樹枝状に伸びる谷を発達させていることから、乏水性の谷とは思えないが、長さ4kmの谷を満作状態にするためには明らかに水不足となるだろう。S字壺A・B類出土地点は隣接する草刈遺跡を含めてこの開析谷の縁辺と台地南縁辺であり、後者は村田川の沖積地に近い。水田可耕地は開析谷内か村田川右岸の狭い沖積地と推定される。

神奈川県根沢丸島遺跡 (図7—19)

遺跡は丹沢山城の東南方向にのびた丘陵性台地の末端に立地する。大根川と善波川に挟まれたこの丘陵性台地はその中央部に幅20mほどの開析谷を形成している。遺跡はその開析谷の左岸台地縁辺にあり、谷に面した遺跡立地と考えられる。遺跡のあるところは、谷内も含めて現在住宅化が進み、詳細な地形は不明であるが、等高線からみるとやや平坦な部分と思われる。現在遺跡周辺の水田は大根川と善波川流域に広がるが、東南方向では鈴川の沖積地も合わさった広大な水田地帯となっており、遺跡はこれらの水田地帯を見下ろしている。

遺跡立地地点は善波川の低地との間に崖線をもっている。善波川と鈴川の低地は標高約20mで、比高は10mほどである。一方、遺跡が面する開析谷は底面標高約15mであり、遺跡との比高は10mである。

古墳時代の農耕集落は、主たる生産域である水田耕作に都合のよいところに居住域がつけられるのを一般とする。ここでは、この低台地がそこにあたるだろう。それ

にも関わらず、台地内部に遺跡が立地しているのを考えた場合、主たる生産域を開析谷の中に求めるのが最も合理的である。この谷は鶴巻温泉駅あたりで樹枝状支谷を集め、「舞台」地点のほうに開口している奥行きのない谷である。現在宅地化が進み、地味などはわからないが河川の痕跡もない。おそらく浸みだし水を集めた農耕であっただろう。

また谷の開口部付近も可耕地であった可能性がある。しかし、善波川の土砂堆積によって谷口がふさがれている可能性があるため、この地点は湿田の可能性が考えられよう。だとすれば遺跡直下の部分はその湿田より上位の管理しやすい水田がつけられていたと考えられる。

6. IIbパターンの遺跡 (表3)

群馬県下田中遺跡 (図8—20)・重殿遺跡 (図8—21)

中溝深町遺跡 (図8—22)

大間々扇状地扇端地域内では下田中遺跡・重殿遺跡・中溝深町遺跡の3か所でS字壺A・B類が出土している。重殿遺跡が扇状地扇端部原面、下田中遺跡が半島状に伸びた扇状地原面の先端、中溝深町遺跡が由良台地西端に位置している。重殿遺跡は台地に開析された谷口の谷口にあることから立地パターンはIIaパターンにあたるが、周辺の広大な扇端低地も可耕地にしていた可能性が高いことからIIbパターンの可能性も捨てきれない。なお、図8の可耕地は各遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

この地域では扇状地扇端部の湧水を起源とする幾筋かかの小河川が水田用水となっている。遺跡分布調査の結果、古墳時代前期の遺跡はそれぞれの小河川沿いに1～数kmの間隔をもって点在する構造をもっていることがわかっている(小島1986)。これら3遺跡も当然のこととして小河川沿いの沖積地を水田耕作地としていたと理解できる。これまでの古墳時代前期遺跡の分布調査結果では、すべての遺跡が小河川沿いに集中しており、同一の時期に効率的な用水路の配置をおこなうことによって水田耕地を拡大していったと考えられていた。そして上記3遺跡のA・B類S字壺の存在は、その技術あるいはその分布の端緒をなすものとして理解できることになる。この3遺跡は想定される古墳時代初期の小河川に1遺跡ずつが分布しており、それぞれの水系における生産域の拡大過程を解明できる可能性が出てきたといえよう。

また、中溝深町遺跡ではその後大型溜池構構や祭祀用井戸が出現しているが、これらもそれぞれ古墳時代前期後半あるいは中期に盛行すると考えられる貯水技術および溜井灌漑の端緒とも考えられよう。効率的な用水路の付け替えを第1段階とした場合、第2段階として溜井灌漑の付加という構造が時間的推移としてある可能性が高い。

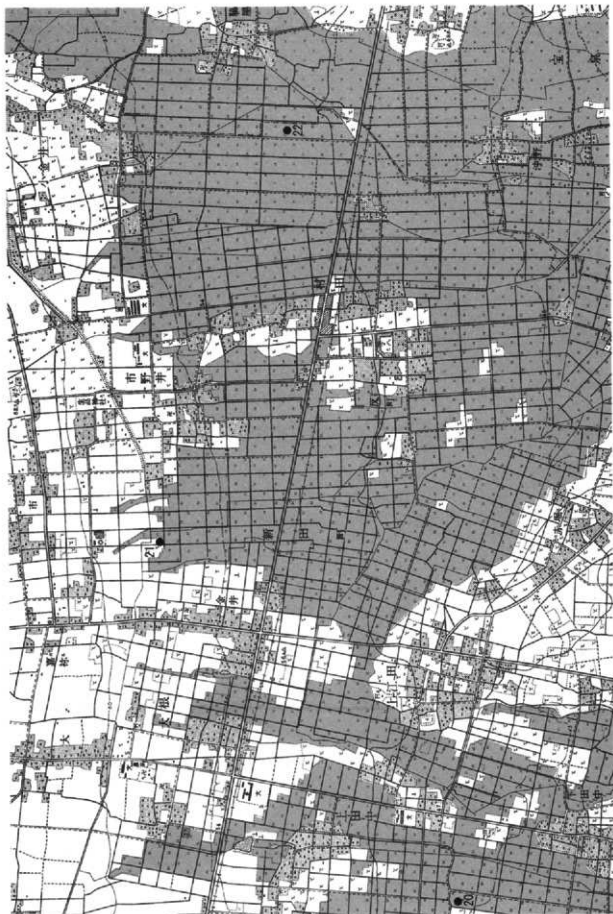


図8 II bパターン型の遺跡(1)

20. 下田中遺跡 21. 重政遺跡 22. 中橋深町遺跡

栃木県菅田西根遺跡 (図9-23)

名草川右岸に接した低台地に立地する。報告書によるとローム層があることから、この低台地は更新世に形成された地形が侵食によって削り残されたものである。また報告書には周辺の地形が小扇状地と書かれているが不明である。低台地上には古墳時代前期の住居と方形周溝墓が検出されている。また緑色砂層で埋まった水田が、この低台地と西側の丘陵裾部の間の帯状低地で検出されており、古墳時代後期と推定されている。

この帯状低地では数条の水路が検出されているが、人工的なものと自然なものとの区別はつかないものもあるらしい。このうち6号水路からは弥生時代中期から古墳時代後期の土器が出土しており、弥生時代以降からの辺

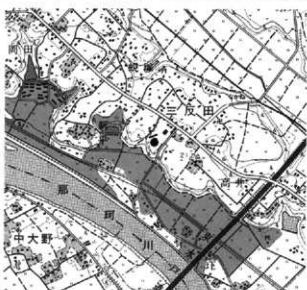


23. 菅田西根遺跡

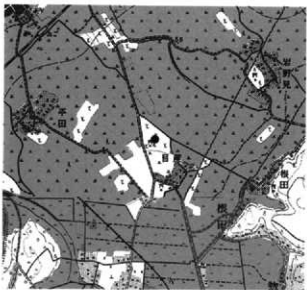
一帯に整った水路を伴う水田が形成されていたことが推定されよう。なお4号水路は低台地側面につくられていることから、この地域で最も高位の水路ということになり、水田拡大期のもつと想定できよう。報告書ではこの水田想定地について、「遊水地」「湿地」という表現をしているが、検出された畦のあり方は群馬県下で一般的にみられる半乾田～乾田の畦のつくり方と同じであり、畦のつくり方のみでいうなら、あえて「遊水地」「湿地」型という根拠はない。

茨城県三反田遺跡 (図9-24)

那珂川左岸に面する細長い台地に立地する。台地の比高は20m程度である。現在の水田面は那珂川の自然堤防



24. 三反田遺跡



25. 御前目浅間山古墳



26. 豊島馬場遺跡

図9 II bパターンの遺跡(2)

の後背湿地であろう。幅400mほどの帯状水田地帯である。古墳時代初期の水田可耕地もこの帯状低地と推定される。しかし、当時の水利については不明といわざるを得ない。現在では、上流から那珂川の水を用水として施設している。その水利ができなところは溜池氾濫になっている。いずれにしても周辺には可耕地が広がっており、発展性のある立地である。

千葉県御厩目浅間神社古墳 (図9—25)

養老川右岸、神門古墳が見下ろす沖積低地内に広がる微高地上に立地する。周辺水田との比高は2m前後か。この微高地の成因は不明であるが、養老川の自然堤防である可能性が高い。詳細な地形は調査整備完了のため不明である。生産域を神門古墳の台地直下の谷水田と見たい

が、今富塚山古墳眼下の水田と同じく、典型的な平地型生産域 (伝統地域) の様相を呈する。集落を想定できる微高地のあり方も伝統集落立地に特有な広域な低地である。なお図9の可耕地は本遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

東京都豊島馬場遺跡 (図9—26)

現状では都市化が進み、微地形の観察は地表面からは困難である。発掘成果から立地をみると、遺跡は東京低地西部の隅田川右岸自然堤防上に立地している。古墳時代遺物包含層からイネの植物珪酸体が見つかる。低地部分は調査されていないが、この集落の水田可耕地は、遺跡のある自然堤防と本郷台と呼ばれる武蔵野台地東端との間に広がる低地部と推定される。なお図9の可

表1 I パターンの遺跡一覧表

遺跡名	所在地	S字型	出土遺構	調査所見
図3-1 寛延上ノ坊	群馬県 前橋市	B	2区画9号住居	串城山南麓の2本の開析谷に挟まれた狭長い微高地に立地する。
図3-2 内堀	群馬県 前橋市	A	H-56号・5号住居	串城山南麓の幾筋かの開析谷に区切られた台地上にある。遺跡北側はほ場整備によって広く水田化されているが、北西から南下する東神沢川の開析谷の谷頭近くと推定される帯状の凹地があり、これが水田耕作地であったと推定される。東神沢川の流れ復元については検討の余地がある。
喜多町	群馬県 伊勢崎市	A		伊勢崎台地上に立地する。遺跡位置や地形の詳細は調査不能。
三和工業団地	群馬県 伊勢崎市	B	12号・57号住居	大岡ヶ原状地のI面にある「男井戸」と「角巻湧水」という二つの谷頭湧水からの小水流が開析した帯状の沖積地に挟まれた台地上に立地している。
図3-3 元能社西川	群馬県 前橋市	B	8号住居	標名山東麓の相馬ヶ原扇状地末端、巻谷川の開析する帯状の低地の右岸台地縁上に立地する。
元能社寺田	群馬県 前橋市	B	包含層	標名山東麓の相馬ヶ原扇状地末端、巻谷川の開析する帯状の低地の右岸台地縁上に立地する。
有馬	群馬県 渋川市	A	82号住居	標名山東麓の相馬ヶ原扇状地の末端に立地する。巻谷川の開析する帯状の低地の右岸台地縁上に立地する。
保徳田窪2	群馬県 群馬町	B	3号・5・6号住居	標山の東南麓を開析する井野川の支流東谷津川に合流する帯状沖積地で通称「保徳川の谷」の北東縁縁上に立地する。可耕地は集落南側の谷内と考えられる。
田中田	群馬県 富士見村	B	7号・10号住居	串城山南麓の狭小な開析谷に面した台地上に立地する。可耕地となる沖積地は狭く、発展性はない。
熊野堂	群馬県 群馬町	A・B	Ⅱ8号住居	標名山東麓の開析する井野川右岸台地上に立地する。台地の南側の熊野堂遺跡Ⅱ地区で流網川右下水田が見つかっており、生産域は井野川低地内広がっていたと推定される。
内匠日影跡	群馬県 富岡市	B	A区1号住居	標山丘陵頂上近くから、瀧川右岸に向かう開析谷の丘陵頂上部に立地する。この開析谷は湧水点があり、水口付け替えなどの工夫によって連続した水田の経営は可能であったらう。
図3-4 八重塚	埼玉県 北本市	A	1号・3号住居	荒川左岸に開析された谷に面している。北本郷川の南の谷はこの道で唯一の良好な開析谷である。荒川左岸の小支流が通なるが、ほとんど乏水性のみである。
那須八幡塚古墳下層	栃木県 那須町	B	S1-2	那珂川と横津川の合流点の右岸の台地下段段丘崖面に並ぶようにある。古墳の立地する狭長い台地の西側には幅120m程の帯状低地があり、台地の西南側は帯状低地が2条合する落合地形になっている。
図4-6 天狗原	栃木県 宇都宮市	B	4号住居	奥川支流新川と長津川の合流点の北側台地南端部に立地する。可耕地は新川低地と合流点のやや広くなった南側の低地と推定される。
砂田東	栃木県 宇都宮市	B	S113	田川および豊原川によって形成された扇状地の田川左岸台地上に立地する。遺跡の東側には田川の流れである武倉瀬川によって開析された幅約120m、比高3mの低地があり、これが水田可耕地と推定される。
金山	栃木県 小山市	B?	XRS1-271	大川によって形成された緩やかな斜面を低い台地の中央平坦面から東側緩斜面に立地する。水田可耕地は遺跡東側の大川の沖積地と推定される。
那須野山崎	茨城県 ひたちなか市	B?	8号・18号住居	本郷川の流れる低地とそこの左岸に伸びる狭小な開析谷によってつくられた台地上にある。中広の谷との落合地形を生産域にしていたのかも知れない。
鷹ノ尾	茨城県 ひたちなか市	B?	5号住居・7号住居	本郷川が中流川に合流する落合地点を見下ろす比高30mほどの台地上にある。台地面は平坦である。可耕地は本郷川の沖積地内と推定される。
図3-5 萩原北	茨城県 那珂郡東海村	B?	2号住居	台地の開析谷に面した台地上にある。水田可耕地はこの開析谷のみ。新川沖積地と反対側の開析谷に向いて立地していることが特徴である。
境松	茨城県 つくば市	B	34号住居	西谷田川左岸台地上に立地する。台地のまたまは斜面には水田耕作を可能にする谷はない。集落は市の狭い沖積地を水田耕作地にしていたと思われる。
二又淵	千葉県 袖ヶ浦市	B	8号墳	小堀川と道水川の合流点に谷をもつ扇状地の開析谷に挟まれた台地上平坦面に立地する。水田可耕地は谷頭湧水に依存した狭小な開析谷内と推定されるが、幾筋かの開析谷があつまる落合地形は安定した水田耕作が可能と思われる。

	遺跡名	所在地	S字案	出土遺構	調査所見
	船尾町田	千葉県 印西市	B	14号・26号住居	神崎川と新川の合流点を南に見下ろす台地上平頂面に立地する。この台地は小支管によって開削され、樹枝状に張り出している。遺跡は東側の小谷に面している。可耕地は遺跡東の小谷内が神崎川低地内と鑑定される。(現地調査未了)
	マミヤク	千葉県 木更津市	B	1号住居	造成工事が進んでおり、現地での分析不能。空中写真によると、南、東、北から伸びる小さな谷があり、これらはいずれも水田化されている。いずれの谷の谷間に立地する可能性が高い。
	寛久	千葉県 千葉市	A	聖六住居027	「千葉寺谷」と呼ばれる谷に開削された左岸台地縁辺に立地する。周辺にはこの谷以外に生産域を示すような谷地はほとんどない。
	蛇谷	千葉県 市原市	B	包含層・79号・71号住居	養老川中流の右岸にある台地縁辺に立地する。空中写真によれば大小二つの開削谷が合流する地点に、谷を隔てて神門古墳群と蛇谷遺跡が立地する。
	神門4号墳・5号墳	千葉県 市原市	A?B	前方後円墳	養老川中流の右岸にある台地縁辺に立地する。空中写真によれば大小二つの開削谷が合流する地点に、谷を隔てて神門古墳群と蛇谷遺跡が立地する。
	行越	千葉県 富津市	B	遺構外	標高66mの神明山南西山側に位置する。遺跡直下には樹枝状に広がる細い開削谷が山裾をめぐって、生産域は市50m前後の帯状水田と思われ、典型的な谷水田パターンであろう。
	東守山石神	千葉県 千葉市	A	56号住居	中80m程の開削谷に面した台地上に位置する。周辺で水田可耕地と鑑定されるのはこの開削谷のみである。
	平天台	千葉県 印西市	A	8号住居	利根川を臨む洪積台地の直下で、比較的広い面積の低台地が広がる。付近の地形は規規立てなどによって不明、東側に広がる谷地が生産域と思われる。生産域は比較的巾が狭い。現状では不明な点もあるが、乏水性と思われる。
図4-7	蓮華寺	千葉県 木更津市	B	017号住居	矢部川左岸にある台地は、500m前後置きには樹枝状に開削されている。蓮華寺遺跡はこの開削谷の一つ、谷の右岸側の南西斜面にあった。この谷は宮堂淵を谷頭とする幅20-30mの谷間に形成された小規模な扇状地である。
	国府岡遺跡	千葉県 茂原市	A	自然発露	豊田川の支流の若出川左岸の微高地上に立地する。この地点は若出川の開削谷を隔てて形成された小規模な扇状地である。
	多摩ニュータウン№616	東京都 町田市	B	8号住居	相模川に注ぐ境川の北流左岸の多摩丘隆縁辺に立地する。遺跡は丘陵を樹枝状に開削した狭小で短い開削谷の奥にある。水田可耕地は狭小な開削谷内にと限定される。(現地調査未了)
	多摩ニュータウン№624	東京都 町田市	B	1号住居	相模川に注ぐ境川の北流左岸の多摩丘隆縁辺に立地する。遺跡は丘陵を樹枝状に開削した狭小で短い開削谷の奥にある。水田可耕地は狭小な開削谷内にと限定される。(現地調査未了)
図4-8	中田	東京都 八王子市	B	B12号・E3号住居	川口川左岸の台地上にある。遺跡のある台地に掘り穿っているために想定できる可耕地はない。遺跡北側には微丘陵直下に子安神社があり、現在でも湧水が湧き出ている。このような湧水の豊富な小規模な開削谷が遺跡に向かって何本あった可能性がある。
	神谷原	東京都 八王子市	A	SB78	海蔵川の北側に南北に高さ20mほどの台地上にある。遺跡の北側には帯状低地があった。現状でも水生納院入口の信号までかすかに凹みが残っている。この帯状低地が生産域と鑑定される。
	中高塚	神奈川県 横須賀市	B	SB01	東京湾を北に望む高塚海岸の東端で、東側の木更川と西側の原上台に挟まれた比較的大きな谷の中に立地する。発掘では谷の西端に計測路が検出されS字遺構が出土した。可耕地はこの谷内と鑑定され、流路は短水路の可能性もある。
	なたがり	神奈川県 横須賀市	B		現状は工場などの建設によって微地形を観察することができない。平高湾から入りこむ開削谷を望む台地上に立地するのだろう。
	橋原上ノ台	神奈川県 横須賀市	B	8号住・92号住	横須賀港を見下ろす丘陵性台地に開削された幅75mほどの谷の右岸台地上に立地する。河口から1.4kmほど内陸に入った地点で、樹枝状のいくつもの支管が集まった地点を見下ろす位置にある。可耕地は谷内であろう。
図4-9	諏訪の前	神奈川県 小田原市	B		北東にせり出した山麓本端でやや平らになっているところに遺跡はある。遺跡の南東には奥行き1kmほどの谷が入っている。遺跡直下は谷の口にあたり、この部分が本来の沖積地ということになる。きわめて狭い。

表2 II aノパターンの遺跡一覧表

	遺跡名	所在地	S字案	出土遺構	調査所見
図5-11	新保田中村南	群馬県 高崎市	A	2号河川中層	標高山の相馬ヶ原扇状地の東南部に広がる扇状地内に形成された発谷川左岸の自然堤防上に立地する。東側の低地部の発露区で浅層に軽石下の水田が検出されており、可耕地とここである。
図5-10	新保	群馬県 高崎市	B	141号住居	標高山の相馬ヶ原扇状地の東南部に広がる扇状地内に形成された発谷川左岸の自然堤防上に立地する。南側の低地部で浅層に軽石下の埋積層の高まりや堆積物が出されており、可耕地と鑑定される。
図5-9 a	大八木船田池	群馬県 高崎市	B	5号住居	標高山の相馬ヶ原扇状地扇端部の台地上に立地する。市街地化が進み、現状では微地形の観察ができないが、明治40年測量の地形図によれば遺跡西側には帯状の開削谷があり、ここが台地東側の天王川の沖積地が可耕地と鑑定される。
図5-9 f	定見名将軍塚古墳	群馬県 高崎市	B	墳丘下4号溝	前掲台地に開削された井野川北岸河段段丘上に立地する。段丘面も水田と畑や畑が混在する地形であるが、古墳周辺の微地形の観察はできない。可耕地は古墳東側に属する低地内と鑑定される。
図5-9 d	西藤子	群馬県 高崎市	B	II区1号周溝	利根川右岸に形成された自然堤防の一角に立地する。周囲利根川は標高山麓系の河川を争奪したもので、自然堤防は先行する河川によるものであろう。詳細な微地形は不明である。
	下島野	群馬県 高崎市	B	A区35号住居・4号周溝	周辺の開発によって住宅が密集しつつあり、微地形の観察が困難である。周辺の状況からは水田と微高地が混在して入り組む地形をしていたと鑑定される。
図5-9 c	小八木	群馬県 高崎市	A・B	溝13	標高山の相馬ヶ原扇状地扇端部から平地への変換点にある井野川左岸の台地東縁に立地する。遺跡の東側には台地を解析する幅100mほどの帯状低地があり、発露調査では谷の西縁に浅層C軽石下の水田と水路が検出された。

関東地方の初期S字委土遺跡の立地について

遺跡名	所在地	S字號	出土遺構	調査所見
図5-e 高崎情報田	群馬県 高崎市	B	5号住居・28号住居・5号溝	井野川右岸の沖積堆積内隆高地上に立地する。遺跡周辺は現在は低平な水田地で堆積面の凹凸はほとんど見られない。隆高地を関する帯状低地が現在の水田下に埋没しているであろう。古遺跡前期の可耕地もこの帯状の小規模沖積地と推定される。
図5-g 柴崎野原	群馬県 高崎市	A	25号溝	井野川右岸の扇状付近の水田に立地する。現状は水田であるが、遺物が自然流路から出土している。周辺に同時期の集落が想定される。この遺跡は扇状地の段みだし水を集めたものと考えられる。周辺に可耕地が想定される。
図5-h 納貝	群馬県 高崎市	B	SX2001	井野川右岸河段丘上に立地する。S字號は20×10cmの大型方形環溝と推定されているSX2001から出土した。可耕地は北側にあるやや広くなった井野川沖積地か。
山王香宮	群馬県 前橋市	B	13号住居	田川右岸に形成された自然堤防上にある。生産域はそれと反対側の扇状地内の低地部か。
図6-12 後園圃地	群馬県 前橋市	B	1号・2号・5号住居	田川右岸に形成された自然堤防上にある。生産域はそれと反対側の扇状地内の低地部であろう。発掘区は小さく全体が不明である。自然堤防内に開闢された幅50m、長さ800mの狭い帯状の低地に面している。最も近くに水田可耕地があるとすればここにあたる。
図8-21 直敷	群馬県 新田町	B	4号・14号住居	大岡ヶ原状地扇頂の扇状地頂上に立地する。扇頂湧水が関した小支谷の谷口にあたる。水田可耕地は小支谷内から扇頂低地内と考えられる。
図6-13 閉野	埼玉県 坂戸市	B	遺構外	入間台地の末端、越前川の支流鹿島川の右岸隆高地上に立地する。遺跡西側の幅広の帯状沖積地が水田可耕地と推定される。
図6-14 寺野東	栃木県 小山市	B	SI145	現在発掘調査が終了し遺跡後であるため、詳細な微地形は不明である。工団地南側に洪水調整池が谷部を利用してつくられている。S字號を出土した住居はこの谷中ほどの右岸に立地しており、生産域はこの支谷と考えられる。
朝日観音	栃木県 南河内町	B	SI01	鬼怒川左岸低地帯を流れる田川と江川の間にある細長い洪積台地の末端に立地する。周辺は低地と隆高地が入り組む地形で、遺跡のある台地にも帯状の低地と自然堤防状の微高地がある。遺跡は東の帯状低地に立っており、ここが生産域と推定される。
愛宕塚古墳 大日塚古墳 墳丘下	栃木県 宇都宮市	B	礎土内 B 2号住居	田川左岸の洪積台地上に立地する。遺跡の北側で関野谷と田川の沖積地が狭っており、落合地形になっている。遺跡は西側の関野谷に向いており、ここが最も近い生産域と推定される。また東側の田川の沖積地も水田可耕地であった可能性がある。
長者塚敷	茨城県 久慈郡金砂町	B?	遺構外・20号住居	遺跡は山田川の左岸やや突き出した台地上に立地する。周辺は谷部端に開闢が進み、樹状の谷が入り込む。この遺跡部分のみが狭い平坦な台地になっている。台地は山田川に香状に入る台地の中央部に小さな開闢谷が入って二つに分かれる。
図6-15 柳印	茨城県 那珂郡大洗町	B	1号住居	遺跡は丘陵を関した谷と久慈川の沖積地に挟まれた台地上に立地する。周辺は丘陵地形になっているが、遺跡周辺では平坦な地形になっている。遺跡は谷の付け根にある。広大な沖積地を隔む高さ200cmの台地に立地する。台地縁辺の家並みのあるところには隆積状を呈するが、狭い。遺跡の東側には樹状の開闢谷がいくつかある。この部分で谷状の跡地と推定される。S字號の詳細は非確認である。
水田台	茨城県 鹿嶋市	B	遺跡は三方を沖積地に囲まれた北高のある台地上にある。南の谷は幅500m、台地の直下には幅100mの低地があるが、生産域がどちらなのか判別できない。まぼパターンの可能性もある。	
下栗野方台	茨城県 結城郡千代田村	B	1次2号住居 2次3号・97号住居他	工業団地造成のため地形変化が著しく微地形の詳細は把握できない。地形図からみると鬼怒川左岸の下栗野方がある洪積台地南端の小さな台地上に立地する。周辺には鬼怒川田河原を占む自然堤防・後背湿地が交錯し、水田可耕地は地周回の沖積地と推定される。
石橋	千葉県 沼南町	B	4号方形環溝遺構	手賀沼を隔む台地にある。この台地は周辺に多くの開闢谷をもつ。手のひら状の地形をしている。台地周囲の開闢谷はいずれも東西向きでなく、北西性の水田開闢地になる。
図6-16 戸張城山	千葉県 柏市	B	5号住居	大津川左岸の台地縁辺に立地する。大津川の沖積地の中は500m。遺跡の北側に狭小谷地があるが、この谷は扇状地で観察不能。水田可耕地は大津川の沖積地か、小支谷の四方の可能性もある。
常代	千葉県 君津市	AB?	SK209・213a 214 SD254	小糸川左岸の自然堤防上に立地する。小糸川は台地の北部で大きく侵食谷をつつており、現在の流路には沖積地をもたない。遺跡内でも抽出された田河原谷の谷の谷からの流れであったとすれば、あまり水の多くない幅の狭い沖積地で谷戸跡遺構を置いていたと思われる。
図7-18 草刈六ヶ台	千葉県 千葉市	B	746号住居	村田川と北側の帯状低地に挟まれた細長い台地隆高地に立地する。水田可耕地は関野谷内か村田川右岸の狭い沖積地と推定される。
図6-17 御歌台	東京都 北区	C	1号溝混入	遺跡は荒川左岸、武蔵野台地東端の本谷台と呼ばれる台地上に立地する。遺跡の北東部に東京低地に合流する小支谷があり、可耕地はこの小支谷か東京低地縁辺と推定される。
赤羽台	東京都 足立区	B	H-3号住居	遺跡は荒川左岸、武蔵野台地東端に並ぶ赤羽台の北東端に立地する。遺跡の南側には台地を開闢する支谷が入り込んでいる。可耕地はこの小支谷か東京低地縁辺と推定される。(現地調査未了)
下山	東京都 豊田区	B	11号住居	多摩川左岸の小開闢谷に区切られた細長い台地の南端に立地する。遺跡に西側には幅50mほどの開闢谷が合流している。水田可耕地はこの開闢谷に合流する落合地形のところにありと推定される。(現地調査未了)
山王山	神奈川県 横浜市	B	50号住居	都吉化が進み詳細な微地形の観察はできない。報告書などの情報によれば、鶴見川右岸の丘陵北西端部に立地する。西側には狭小な開闢谷が入り込んでいるが、北西側には鶴見川の沖積地が大きくひろがっており、発掘性のある立地である。
海老名本郷	神奈川県 海老名市	A		南北に伸びる幅の広い洪積台地上に立地する。相模川の支流日久見川に合流する開闢谷の谷口西側縁辺にあたる。水田可耕地は開闢谷内あるいは日久見川の沖積地内と推定される。
図7-19 狭小島	神奈川県 津野町	B	409号住	丹沢山域の末端で、大根川と善哉川に挟まれた東南方向にびた丘陵性台地の東端部に立地する。可耕地は丘陵性台地の中央部に開闢された幅200mほどの小谷か、大根川と善哉川合流付近の低地内と推定される。
千代原新居地点	神奈川県 小田原市	B	1号土坑	海勾川右岸の丘陵東端にある南北に長い台地の西側に立地する。遺跡の南東に旧台地に入り込む小谷があり、西側に広がる扇状地を開闢する帯状の低地が可耕地と推定される。

表3 II型パターンの立地を示す遺跡一覧表

遺跡名	所在地	S字彙	出土遺物	調査所見
図8-22 中清塚町	群馬県 太田市	B?	13号・24号住居	大岡ヶ原状地の東南部にある白良谷の西側縁沿に立地する。扇端湧水と水源とする小沢川沿いの沖積地を水田生産域と見なされたと推定される。
図8-30 下田中	群馬県 新田町	B	4号住居	大岡ヶ原状地扇端部から半島状に伸びる扇状地縁部の先端に立地する。扇端湧水と水源とする小沢川沿いの沖積地が水田生産域と考えられる。
社具路	埼玉県 本庄市	B	4号土坑	道路建設・区画整理が進み、微地形は不明。
東沢	埼玉県 蕨市	A?	自然河川	現在は扇端整備済み。赤土遺跡残存地であったために微細な地形は不明。扇川によって形成された扇状地の扇端低地内的小さな自然堤防上に立地する。遺跡は大塚の集落からくる小沢谷に面している。この小沢谷が生産域なら北水地帯であるが、埋没地形である南側の扇状地の低地が生産域の可能性が高い。
南草	埼玉県 戸田市	B	7号方罫墓	荒川左岸の自然堤防上に立地する。都市化が進み、微地形の詳細は不明である。水田可耕地は遺跡北側の後背湿地と推定される。
図9-23 菅田西横	栃木県 足利市	B	3号住居	名草川右岸に接した低台地に立地する。水田可耕地は低台地と西側の広葉樹部との間に帯状低地である。扇端では古墳時代後期と推定されている水田も検出されている。
図9-24 三反田	茨城県 ひたちなか市	B	4号住居・1・2号住居	那珂川左岸に面する比高20mほどの扇状地に立地する。水田可耕地は遺跡南側の那珂川との間にある低地である。現在の水利は上流で那珂川の水を引水している。その水利がでないところは灌漑施設内になっている。
図9-25 御座目浅間神社古墳	千葉県 市川市	B	周溝環状土	養老川右岸、神門古墳が見下ろす沖積低地に広がる微高地上に立地する。生産域を神門古墳の白土直下の谷本田と見ているが、今宮塚山古墳直下の水田と同じく、典型的な平地型生産域（広域地域）の様相を呈する。（御座目浅間神社古墳は後期）
図9-26 鳥島馬場	東京都 北区	A・B	SH70	東京西部の隅田川右岸自然堤防上に立地している。現状では都市化が進み、微地形の観察は地表からは困難である。水田可耕地は、遺跡のある自然堤防とそれとつながる武蔵野台地東端との間に広がる低地帯と推定される。
上小岩	東京都 江戸川区	B	IV B東 SX01	都市化が進み、遺跡周辺の微地形の観察はできない。報告書等の情報によれば、東京低地内の江戸川右岸自然堤防上に立地する。水田可耕地は西側に広がる後背湿地内であると推定される。（現地調査未了）
葛西橋址	東京都 葛飾区	B	笠倉層	都市化が進み、遺跡周辺の微地形の観察はできない。報告書等の情報によれば、東京低地内の中川右岸自然堤防上に立地する。水田可耕地は西側に広がる後背湿地内であると推定される。（現地調査未了）

耕地は本遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

7. おわりに

以上のような遺跡立地調査の結果、関東地方のS字彙A・B類出土遺跡が立地するのは広い低湿地内ではなく、開析谷や帯状低地を水田耕地とするところであることがわかった。それはIパターンおよびII型パターンの地点であり、両者で全体の9割に達している。これらの水田耕地は大・中河川からの用水でなく、谷内の湧水やそれを集めた水流に依存しており、遺跡立地の共通性は耕地の拡大を前提にみると用水量が不足し乏水性の耕地に変わってしまうという特徴をもっているところといえる。

S字彙の時期には、その耕地の拡大性を模索している段階での立地環境を分類することになる。この時期は、農耕集落が耕地拡大の発展性のある平野部に移動・集中する段階であるので、従来は、遺跡はすべて発展性のある平野上に立地すると考えられていた。しかし、S字彙出土遺跡が必ずしも広大な耕地に面した集落でないことは上記の立地分析から明らかになった。このことはS字彙A・B類出土の背景が単なる「湿地開発」ではないことを端的に示していると思われる。

それでは、なぜS字彙A・B類出土遺跡の多くが、平野部とその周辺の開析谷に面した地点にあるのか問題となる。これらの集落遺跡に伴うと推定される水田耕地に共通しているのは、小さな水田のみで経営していた水

田耕作の初期段階では用水確保が安定していたが、耕地拡大に伴って乏水性となることであった。しかし、効果的な用水の集水や配水技術が駆使されれば一定程度の耕地拡大が可能なるところでもあった。このようなS字彙A・B類出土遺跡の立地状況を見ると、その背景には新しい用水敷設技術による高度な配水技術の導入があると考えられる。

この技術の一つとして、水路の付け替えによる谷水田の改良が行われている事例として群馬県の日高遺跡があげられよう。ここでは、浅間C軽石直下の水田に伴う古墳時代初期の溝（用水路一図10-164号溝・169号溝＝白抜き部分）と、軽石降下以前に開田された弥生時代水田に伴う溝（図10-164日溝・164B溝・171号溝＝網掛け部分）の位置が異なっていた。弥生時代の水路は谷の中央にあり、浅間C軽石下の古墳時代初期の溝は谷の縁の台地緩斜面に移動しているのである（群馬県教育委員会1982）。

浅間C軽石は浅間山起源の降下火山灰で、その降下年代については諸説あるが、降下時期は古墳時代に入っているとの認識は概ね共通していると思われる。日高遺跡の報告書でも浅間C軽石の降下は古墳時代と記載されている。

日高遺跡の発掘当時は浅間C軽石直下の水田面は、田面の荒廃を根拠に時間的経過を考慮して「弥生水田」と結論されていた。しかし、この水田面は弥生時代からその時々に変化を重ねて継続したもので、浅間C軽石直下の水田区画や用水路の配置は、埋没時期を重視して古墳時代初期の様相と考えるべきであろう。

前編では結論のみを述べたが、岡水田面から出土した土器の検討を示せば、まず浅間C軽石直下の水田に伴う164号溝や1号土器散布遺構から出土した刷描文が施された土器の多くは古墳時代初頭まで残存した「樽式系土器」(若狭1990)と考えられる。また169号溝から出土した刷毛目の施された壺形土器は類例が少なく単独で時期を決めかねるが、上記の樽式系土器に併行する時期の土器と推定される。日高遺跡では初期のS字壺は出土していないが、164号・169号溝や1号土器散布遺構で出土した土器は古墳時代初頭のS字壺A・B型の時期に並行すると考えられる。

一方、旧水田に伴う164旧溝や171号溝から出土した樽

式土器には後期初頭から後葉まで時間幅がある。この出土状況はこれらの溝が機能していた時間幅を示していると考えられ、日高遺跡の開田時期については、弥生時代後期初頭までさかのぼることになる。

図10で*印を付した水田面は164号溝と169号溝の敷設がなければ給水できないところにあり、新たな水路の開削によって開田された水田面であることがわかる。このような谷高所への効率的な溝の付け替えによる耕地拡大こそがS字壺A・B型段階の技術的な革新なのであろう。

一般に開析谷は最下位の谷底部分に水流がある。この自然河川に堰を設けて水田への取水を行った場合には高

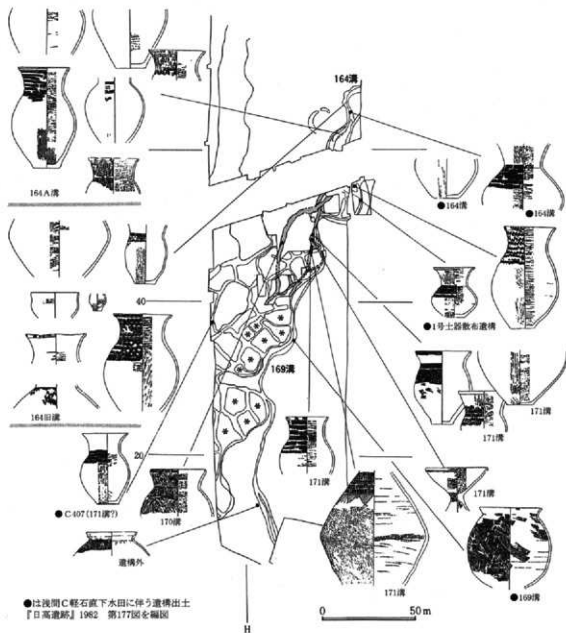


図10 日高遺跡の水田出土遺物

位への配水を難しくする。しかし、日高遺跡の浅間C軽石層直下では人工的な水路が台地に接して開析谷の最も高いところにつくられている。169号溝の中心に浅間C軽石が堆積していることから古墳時代初期の浅間C軽石降下直前のある時期に、効率的な集水・配水機能をもたせることによって谷底全体の水田耕地化を達成しているのである。

このような水田耕地の改良は、図11の遺跡分布からもわかるように、弥生時代からの集落がある地域内での出来事である。このことは従来S字壺波及の背景と論じられている未開の地や低湿地の新たな開拓論では説明できない。この日高遺跡での事象を、S字壺A・B類に象徴される新技術の関東地方での受容と位置づけるとすれば、S字壺波及の背景には、新たに効率的な集水と配水を可能にする土木技術あるいはそれをもった技術者、の到来を想定することができるのではなかろうか。今後は、こ

の技術到来の背景を検討することになる。

弥生時代から古墳時代前期までの農耕集落遺跡を通観すると、常に水田開発を意識した選地をしていることがわかる。そこには畠作集落を根幹にした選地を読みとることはできない。水田だけでなく集落に隣接した水利の無理な台地上には畠もつくられていたことは想像に難くない。しかし、それはあくまでも補完的なものであったのだろう。

東日本地域では、縄文世界の中で水田稲作を選択したことが農耕社会への移行のきっかけとなり、その後、より優位な水田耕地を求めた集落の移動、そして水田耕地の拡大を目的とした新たな集落移動がおこなわれていく。その過程でS字壺A・B類波及期は農業用水の徹底した利用と管理が促進され、その地域基盤がようやく確立された段階といえる。それを物語るように、弥生時代から

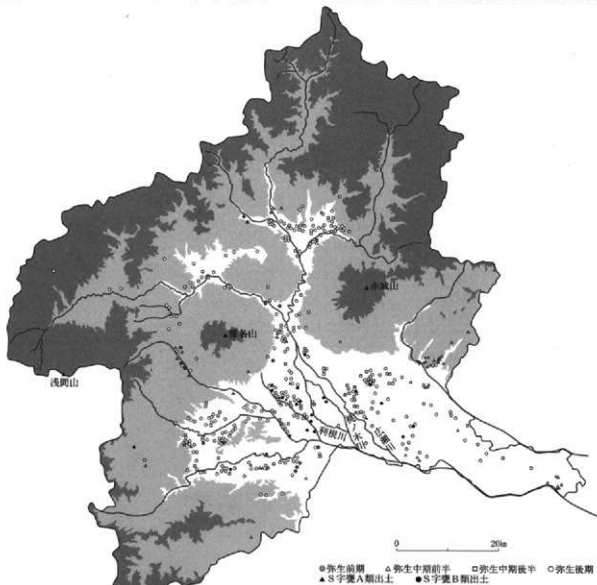


図11 群馬県の弥生時代遺跡とS字壺A・B類出土遺跡の分布

古墳時代初期の集落については非連続が多くみられるが、S字型C類併行期以降には、奈良・平安時代へと連続する集落すなわち伝統集落が増えはじめるのである(能登・小島1984、能登・河口・小島1985)。さらに、群馬県でのS字型C・D類併行期の遺跡の爆発的な増加は、S字型に象徴される東海地方の稲作水利技術を受容した成果をもとにした独自の展開と考えるべきである。図2に白丸でその分布を示したが、特に群馬県ではこの時期になるとS字型が顕在的に使用される。これには、関東地方の中でも拡大性のある地形が多くあり、新来の技術が開発に効果的であった群馬県の地域特性が関与しているのだろう。また、S字型B類の時期に災害と考えられる浅間C軽石の堆積という浅間山噴火災害の復興にはその水田改良技術が有効であり、それを加速化した可能性もあろう。S字型C・D類併行期の群馬的特徴については、今後その両面で検討していきたい。

なお、この関東地方の遺跡立地調査と並行して山梨県18遺跡と長野県20遺跡における同時期の遺跡の現地踏査もおこなっている。ここでは、すべてがI・IIaパターンの立地を示し、IIbパターンの遺跡がない点で関東地方と異なっていた。しかし、これは山梨県・長野県に卓越する盆地地形内での遺跡分布調査や立地観察に制約があるからであろう。すなわち両県における同時期の遺跡立地は一見すると盆地周辺の山麓地帯に偏在しているようにみえるが、それは河川堆積物の厚い盆地内での確認例が少ないことに起因していると思われる。

群馬県下の前橋台地・大間々扇状地帯は平野部にあたり、ここでの遺跡分布が認められる。また東京都でも東京低地内での遺跡分布が確認されていることから、将来は山梨・長野県下でも盆地内でIIbパターンに分類される遺跡の検出があるだろう。両県下での遺跡立地調査の結果は、機会をみて別稿を閉したい。

引用参考文献

- 市町村教育委員会の発行物については各県名をつけてある。
尾崎喜佐雄・今井新次・松島春彦 1968 『石田川』
赤塚次郎 1990 『難問遺跡』愛知県埋蔵文化財センター
梅沢重昭 1971 『太田市米沢ニツ山古墳および墳丘下発見の住居跡』群馬県教育委員会
田口一郎 1972 『塚原遺跡—古式土師器を出土する一遺跡』いぶき
6・7 埼玉県立本庄高等学校考古部
橋本博文 1979 『上野東部における首長墓の発掘』『考古学研究』102
梅沢重昭 1985 『毛野政権の背景』『Museum Kyushu』16
赤塚次郎 1986 『造墓への権性—遺民平野を中心とする前方後円墳の様相から』『考古学の広場』3 考古学フォーラム
赤塚次郎 1987 『遺跡すなわち』『次山式土師とその前後 研究・報告編』第3回東海埋蔵文化財研究会
赤塚次郎 1992 『東海系のトレス』『古代文化』44-6
赤塚次郎 2003 『中部・近畿地方の弥生・古墳時代編年の現状と課題』『第3回考古学シンポジウム発表要旨』
東海考古学フォーラム三重大会実行委員会 2000 『S字型を考える』

- 財団法人茨城県教育財団 1996 『茨城の「S」字状口縁台付甕について(1)』『研究ノート5号』
財団法人茨城県教育財団 1997 『茨城の「S」字状口縁台付甕について(2)』『研究ノート6号』
財団法人茨城県教育財団 1998 『茨城の「S」字状口縁台付甕について(3)』『研究ノート7号』
群馬県教育委員会 1982 『日高遺跡』
若狭肇 1990 『群馬県における弥生土器の連続過程』『群馬考古学手帳』1
能登肇・小島敦子 1984 『第5巻弥生から平安時代の遺跡分布』『新里村の遺跡』新里村教育委員会
能登肇・河口正史・小島敦子 1985 『山埴集落の出現とその背景—二つの「ヤマ」に関する考古学的分析』『信濃』37-4
小島敦子 1986 『初期農耕集落の立地条件とその背景』『群馬県史研究』24
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1995 『荒砥上ノ坊遺跡1』
群馬県前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1991 『内原遺跡群IV』
群馬県 1996 『群馬県史』資料編2
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 『三和工業団地I遺跡(2)』
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 『元総社西川遺跡II』
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996 『元総社西川遺跡II』
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 『有馬遺跡II』
群馬県群馬市教育委員会 1989 『保渡田遺跡群第IV次発掘調査報告』
群馬県群馬市教育委員会 1986 『富士見遺跡 田中田遺跡 窪谷戸遺跡 見沼遺跡』
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984 『熊野堂遺跡群III地区・両遺跡』
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 『内匠跡遺跡 内匠日影地遺跡』
埼玉県北本市教育委員会 1994 『八重塚遺跡』
栃木県小川町教育委員会 1997 『那須八幡塚古墳』
栃木県宇都宮市教育委員会 1994 『天狗塚遺跡』
財団法人栃木県文化振興事業団 1996 『砂田遺跡・上横田A遺跡』
財団法人栃木県文化振興事業団 1997 『金山遺跡V』
茨城県那珂市教育委員会 1990 『部田野山遺跡』
茨城県那珂市教育委員会 1994 『藤ノ風遺跡』
茨城県東海村教育委員会 1982 『常陸郡原遺跡』
財団法人茨城県教育財団 1986 『城山遺跡』
財団法人君津市文化財センター 1993 『大竹遺跡群発掘調査報告書』
財団法人千葉県埋蔵文化財センター 1988 『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書』
財団法人君津市文化財センター 1989 『マミヤク』
財団法人千葉県埋蔵文化財センター 1989 『千葉市荒久遺跡(1)』
早稲田大学出版部 1977 『純谷遺跡』上総区分寺台遺跡調査報告書IV
千葉県市原市埋蔵文化財センター 1989 『神門3号墳』『市原市文化財センター年報昭和62年度』
財団法人君津市文化財センター 1992 『打越遺跡・神明山遺跡』
宮城県遺跡調査団 1973 『宮脇』
1973 『平久谷遺跡』
財団法人君津市文化財センター 1988 『蓮華寺遺跡』
東京都埋蔵文化財センター 1995 『多摩ニュータウン遺跡平成4年度(第2分冊)』
東京都埋蔵文化財センター 1998 『多摩ニュータウン遺跡—924遺跡』
東京都八王子市中田遺跡調査会 1967 『八王子市中田遺跡(資料編1)』
東京都八王子市中田遺跡調査会 1968 『八王子市中田遺跡(資料編2)』
東京都八王子市市門田遺跡調査会 1981 『神谷原I』
東京都八王子市市門田遺跡調査会 1982 『神谷原II』
神奈川県横浜県市教育委員会 1992 『中馬遺跡』
東京都八王子市遺跡調査団 1979 『横須賀市なだぎ遺跡B地点発掘調査報告書』
なだぎ遺跡調査団 1986 『なだぎ遺跡C・D地点の調査』
上ノ台遺跡調査団 1981 『鶴居上ノ台遺跡』
小田原考古学研究会 1971 『小田原市諏訪の南遺跡』
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 『新保田中村前遺跡II』

- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988 『新保遺跡Ⅱ』
- 群馬県高崎市教育委員会 1984 『大八木箱田池Ⅱ遺跡』
- 群馬県高崎市教育委員会 1981 『丸島名将軍塚古墳』
- 群馬県高崎市教育委員会 1989 『西横手遺跡群(Ⅰ)』
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989 『下佐野遺跡Ⅰ地区・寺前地区』
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986 『下佐野遺跡Ⅱ地区』
- 群馬県高崎市教育委員会 1979 『小八木遺跡(Ⅰ)』
- 群馬県高崎市遺跡調査会 1997 『高情情報園地遺跡』
- 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団1998 『柴崎野前遺跡』
- 群馬県高崎市遺跡調査会1985 『地質遺跡』
- 群馬県前橋市埋蔵文化財発掘調査団1998 『山王若古遺跡』
- 群馬県前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1983 『後閑田地遺跡』
- 群馬県新田町教育委員会 1984 『東殿遺跡』
- 埼玉県坂戸市教育委員会 1988 『附高遺跡発掘調査報告書Ⅲ』
- 財団法人栃木県文化振興事業団 1997 『守野東遺跡Ⅴ』
- 栃木県南河内町教育委員会 1987 『朝日観音遺跡』
- 栃木県宇都宮市教育委員会 1990 『茂原古墳群』
- 財団法人茨城県教育財団 1997 『長者無敵遺跡』
- 茨城県大宮町教育委員会 1985 『関川遺跡』
- 茨城県土浦市教育委員会ほか 2004 『北西原遺跡(第1次調査)』
- 茨城県土浦市教育委員会ほか 2004 『北西原遺跡(第3次・第4次調査)』
- 山川古墳群(第1次調査)』
- 茨城県鹿島町教育委員会 1978 『木風呂』
- 茨城県千代田村教育委員会 1993 『下栗野台合遺跡』
- 財団法人千葉県埋蔵文化財センター 1994 『石橋遺跡』
- 石坂俊郎 1993 『千葉県柏市戸張城山遺跡の備にむけて』『古代』第96号 早稲田大学考古学会
- 財団法人群馬県文化財センター 1996 『千葉県水戸市菅代遺跡群』
- 財団法人千葉県埋蔵文化財センター 1994 『千原台ニュータウンⅤⅠ-草刈6之合遺跡』
- 財団法人長生郡市文化財センター平成5 『千葉県茂原市国府岡遺跡群』
- 東京都北区教育委員会 1989 『御殿前遺跡Ⅱ』
- 東京都北区教育委員会 1994 『御殿前遺跡Ⅳ』
- 東京都新幹線赤羽地区遺跡調査会 1990 『赤羽台遺跡一八幡神社地区一』
- 東京都世田谷区教育委員会 1982 『下山遺跡Ⅰ』
- 神奈川県立埋蔵文化財センター 1985 『山王山』
- 本郷遺跡調査団 1995 『海老名本郷Ⅴ』
- 西相模考古学会 1987 『西相模の土器(本文要)』
- 根丸島遺跡調査団 1976 『根丸島遺跡第一次・第二次発掘調査概要』
- 神奈川県小田原市教育委員会 1987 『千代田原遺跡Ⅳ地点』
- 群馬県新田町教育委員会 2000 『新田東部遺跡群Ⅱ』
- 群馬県企業局 1991 『萱野遺跡・下田中遺跡・矢場遺跡』
- 埼玉県本庄市教育委員会 1987 『社具路遺跡発掘調査報告書』
- 埼玉県熊谷市教育委員会 1984 『中条遺跡群』
- 埼玉県戸田市教育委員会 1972 『南原遺跡第2・3次調査概要Ⅴ』
- 栃木県足利市教育委員会 1987 『菅田西根遺跡』
- 茨城県勝田市教育委員会内三反田遺跡調査団 1978 『三反田遺跡(一次・二次)』
- 財団法人市原市文化財センター 1987 『御祭日浅間神社古墳』
- 東京都上小岩遺跡調査会 1988 『上小岩遺跡Ⅰ』
- 東京都上小岩遺跡調査会 1990 『上小岩遺跡Ⅱ』
- 東京都葛飾区遺跡調査会 1989 『葛西城ⅠⅠ』
- 東京都葛飾区遺跡調査会 1989 『葛西城ⅠⅡ』
- 東京都葛飾区遺跡調査会 1990 『葛西城ⅠⅣ』
- 東京都葛飾区遺跡調査会 1991 『葛西城ⅠⅤ』
- 東京都葛飾区遺跡調査会 1992 『葛西城ⅠⅥ』
- 本稿で使用した地形図は、国土地理院発行の下記の図幅である。なお、2万分の1地形図は縮小して2万5千分の1に統一した。
- 図3
1. 2万分の1地形図『駒形』明治40年測図
 2. 2万5千分の1地形図『大畑』平成7年修正測量
 3. 2万5千分の1地形図『前橋』平成7年修正測量
 4. 2万5千分の1地形図『碓氷』平成11年修正測量
 5. 2万5千分の1地形図『常陸久慈』平成12年測量
- 図4
6. 2万5千分の1地形図『壬生』大正4年測図
 7. 2万5千分の1地形図『水更津』平成16年更新
 8. 2万5千分の1地形図『拜島』『八王子』大正10年測図
 9. 2万5千分の1地形図『小田原北部』平成13年修正測量
- 図5
10. 2万5千分の1地形図『前橋』明治40年測図
 11. 2万分の1地形図『高崎』『前橋』明治40年測量
- 図6
12. 2万分の1地形図『前橋』『駒形』明治40年測図
 13. 2万5千分の1地形図『川越北部』平成11年修正測量
 14. 2万5千分の1地形図『下館』大正4年測図
 15. 2万5千分の1地形図『常陸大宮』『山方』平成12年修正測量
 16. 2万5千分の1地形図『流山』平成17年更新
 17. 2万5千分の1地形図『東京西部』昭和5年修正測量『東京西部』昭和4年修正測量『草加』大正6年測図『赤羽』大正6年測図
- 図7
18. 2万5千分の1地形図『蘇我』昭和27年修正測量
 19. 2万5千分の1地形図『伊勢原』平成13年修正測量
- 図8
- 20・21・22. 2万5千分の1地形図『上野城』昭和33年測量
- 図9
22. 2万5千分の1地形図『足利北部』平成13年修正測量
 23. 2万5千分の1地形図『ひたちなか』平成11年修正測量
 24. 2万5千分の1地形図『五井』大正10年測図『鉾崎』昭和37年測量
 25. 2万5千分の1地形図『草加』大正6年測図

渋川市赤城町所在・ 滝沢天神遺跡 2号住居出土古式土師器の位置づけ

—— 群馬県渋川地域の古式土師器の編年作業を通して ——

深澤 敦仁・小林 修

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1. はじめに | 4. 地域編年からの検討 |
| 2. 動向・目的 | 5. おわりに |
| 3. 滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器 | |

—— 論文要旨 ——

本稿は、群馬県渋川市赤城町所在・滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器を編年的に位置づけることを目的とする。組上にのせる古式土師器は、S字状口縁台付甕を含む甕および壺の一括資料である。こうした資料は、渋川地域においては出土事例がそれほど多くなく、当該地域の編年基準資料のひとつとなりうるものである。

そこで、まず、対象資料を既説を参考にしておおよその位置づけを行い、次に、近年の調査資料も含めた、渋川地域の古式土師器の土器様相の変化を検証し、対象資料の位置づけを行った。

その結果、滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器は、「本稿時期の 3 期」、「古墳時代前期新段階」に位置づけることが妥当である、という結論を導き出すこととなった。

キーワード

対象時代 古墳時代前期
対象地方 群馬地域北部（渋川地域）
研究対象 古式土師器

1 はじめに

本稿は、群馬県渋川市赤城町所在の滝沢天神遺跡2号住居より出土した甕形土器および壺形土器（以下、「形土器」は省略）の編年の位置づけを行う、研究ノートである。

2 動向・目的

(1) 動向

群馬県地域は元島名將軍塚古墳や前橋八幡山古墳などの大型前方後方墳、そして前橋天神山古墳をはじめとする大型前方後円墳の存在などが示すように、東日本において屈指の成熟した古墳時代前期社会を形成する地域である。こうした特質をもつ群馬県地域において、S字状口縁古付甕（以下、S字甕）をメルクマルとした「石田川式土器」と呼ばれ続けている土器群は、古墳時代前期の土器群として、今もなお象徴的存在であり続けている。

成熟した古墳時代前期社会が成立した地域に東海地方の何処かを故地とするS字甕が象徴的に存在するともなれば、この「石田川式土器」と呼ばれ続けている土器群が波及・定着し、存在しつづけた背景には、古墳時代墓開けの重要な歴史性があるのでは？、と考えることはごく自然な考え方である。

しかし、例えば前期古墳の分布のあり方ひとつをとってみても、それは群馬県地域全体にきまなく存在するという状況ではなく、その存在の主体は群馬地域南部（図6での地域1）や那波地域（図6での地域2）、新田地域（図6での地域4）といった地域に偏っている。こうした状況は土器の様相にも垣間見られ、群馬県地域を地形や地勢などの視点から複数の属性により地域区分し（図6）、それぞれの地域毎における土器様相をうかがってみると、それらは実に様々な様相を呈していることに気づくのである。そして、それらのうちいくつかの地域においては、S字甕とその仲間たちはまさか象徴としての存在にしかすぎないのでは？、と思わんばかりの客体的存在であることも次第に明らかとなり、その存在感は、必ずしも群馬県各地域において同様に網羅するものではないことも明確になってきている（田口1998、若狭1990、深澤2005など）。したがって、この群馬県地域の古墳時代前期社会の複数の様相を具体的にかつ明確に把握し、地域を越えての共通要素を探ることや、独自色を抽出するためにも、地域毎の土器様相の把握は最も基礎にあり、絶対必要条件であることは、間違いない。そして、それらに基づいた地域相互の比較検討が現時点での大きな課題であり、その解決がいそがれているのが現状である。

ここに取り上げる「滝沢天神遺跡」が所在する群馬県北部、渋川市地域（この地域は、旧群馬郡の北部が大平

を占める地域であることから、以下では「群馬地域北部」と呼称する）は、古墳時代前期の群馬県地域の中では、やや異質な様相を呈する地域である。

その様相とは、次の通りである。有馬遺跡（佐藤1990）に代表される、鉄器副葬の墳墓を生み出すような東日本においては極めて成熟した弥生時代後期文化を有しながらも、その後、古墳時代前期をむかえてからは前方後方・前方後円墳の築造には至らないのである。こうした様相からは、今日までに検出・出土した遺構・遺物に基づく限りでは、古墳時代に入るとの飛躍的な展開を認めることは難しづらい。そして、その様相は、群馬地域北部と同じように成熟した弥生時代後期社会を形成しながらも、その後に前方後方墳・前方後円墳を築造する地域力を獲得し、大きく展開していった群馬地域南部や、弥生時代後期段階には分散した地域でありながらも、古墳時代前期に至り飛躍的に成熟した社会を形成した那波地域や新田地域などとは大きく異なっている。

こうした様相の差異については、かねてより複数の研究者から指摘され続けているところであり、その歴史性についての言及もなされてきている（若狭1990、田口1998、大木2002など）。この様相理解は、今もなお大きく変わるのではなく、筆者らも概ね賛同するものである。

そうした現状の中、近年、この様相をより詳細に理解することのできる北町遺跡（長谷川1996）や三原田三反田遺跡（小林・長井2001）などの調査資料の公表が相次ぎ、改めて検討を加えることが可能となってきた。

(2) 本稿の目的

そこで、本稿では群馬県地域北部の古墳時代前期の様相を理解するための基礎作業として、調査資料が公表された滝沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器（小林2005）を群馬県地域北部の土器編年の中に位置づけることを本稿のひとつの目的とする。

この資料の詳細は後述するが、その内容はS字甕を含む一括資料であり、群馬県地域北部ではその主体的な存在が示唆されつつも、今ひとつ実態が不明確であった時期のものである。ゆえに、一資料でありながらも、これを地域編年の中に位置付けることは、当該地域におけるS字甕のありかたをうかがい知る良好な資料と考えられるのである。

さらに、当然のことながら、この目的を達成させるためには当該地域の古墳時代前期の土器編年を、再度検討・構築する必要があり、このことを本稿におけるもうひとつの目的とする。

この地域の古式土師器の様相推移については、既にいくつかの提示がある（田口2000、深澤1998など）。それらは概ね現時点においても異論があるものではない。しかし、先述したように、北町遺跡や三原田三反田遺跡と

いった近年の調査資料を加えての具体的な検討は、まだその余地が残されていると思われる。ゆえに、この点についても複眼的な視点から改めて土器編年（試案）を提示する。

なお、執筆の分担については、3(1)(2)を小林、1・2・4・5を深澤がそれぞれに執筆し、3(3)については小林・深澤が両者で協議し、深澤が執筆することとした。

3 滝沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器

(1) 遺跡の概要(図1)

渋川市赤城町は、上毛三山のひとつである名峰赤城山の西麓に位置している。北は沼田市・利根郡昭和村、東は勢多郡富士見村、南は渋川市北橋町(旧勢多郡北橋町)、西は地行する利根川を挟んで旧北群馬郡子持村(現在は渋川市)と接しており、市町村合併以前(平成18年2月20日)は利根郡と勢多郡、北群馬郡の三郡域の境界に位置していた。

地形的には、赤城山の外輪山である鈴ヶ岳(標高1564m)から標高約800m付近までの原生林に覆われた山体面、そこから標高約300mまでの耕作地や雑木林、居住域が散在する山麓面、山麓裾部に発達した断崖下には水田地帯と居住域が広がる河岸段丘面に大別される。

地質的には、利根川左岸ならびに天竜川に沿って発達した河岸段丘面では、礫・砂・粘土・ロームにより構成される洪積層が広がり、断崖上の山麓面では第四紀の火山噴出物である凝灰角礫岩層が基盤となっている。

渋川市赤城町域は基本的に西に緩傾斜する地形を呈し、地質的には山麓裾部に発達した断崖によって大別され、現在の生活圏は断崖を挟んで山麓面と河岸段丘面に集中している。また、榛名山の北東域に位置する渋川市の北側(旧子持村)から東側(赤城町)、そして昭和村を範囲とした地域一帯は、6世紀中頃に噴火降下した火山テフラである榛名伊香保軽石(Hr-FP)によって厚く地表下が覆われているため、地表面の観察から6世紀(古墳時代後期)以前の遺跡の存在を把握することは極めて困難な地質的条件を備えている。

滝沢天神遺跡は、JR上越・吾妻線渋川駅より北東へ約5kmほどの地点に位置しており、赤城山西麓に発達した急峻な断崖上に展開する谷地と丘陵の連鎖による山麓丘陵上(標高340m)に立地している。遺跡からは、西方に優美な榛名山の姿を一望でき、昭和31(1956)年までは勢多郡横野村に属していた。当地域は古くは南雲郡と呼ばれていたようで、古代には『和名類聚抄』にある勢多郡九つの郷のひとつ深渠の地域であった可能性が推察されている。

滝沢天神遺跡では、A・B・Cの各地点において、計3回の発掘調査が赤城村教育委員会が調査主体となつて

実施されている。

A地点の発掘調査は、個人専用住宅の建設事業に伴い平成16年5月27日～6月28日(面積328.16㎡)にかけて実施されている。なお、A地点の西側に位置するB地点の発掘調査は、県営農村振興総合整備事業横野地区の事業実施に伴い平成16年7月1日～9月30日(面積1,283㎡)にかけて実施されており、更に西側に続くC地点の発掘調査は、地方特定道路整備事業の実施に伴い平成16年9月15日～平成17年1月6日(面積572.67㎡)にかけて実施されている。A・B・Cの各地点を併せて、縄文時代前期から後期の住居跡5軒、弥生時代後期末葉から古墳時代中期にかけての住居跡19軒(暫定認定含)等が確認されている。A・B・Cの各調査地点は同一の古地上で隣接しているため、調査遺構の時期や住居形態などに差異は認められず、縄文時代と弥生・古墳時代を主体とした一連の複合集落遺跡であることが理解される。

(2) 2号住居の概要(図2・3、写真1・2)

古式土師器の良好な資料が出土した2号住居は、A地点(調査区)の座標X=57200～57210・Y=-70750に位置する。

6世紀初頭降下の榛名川火山灰(Hr-FA)下の黒褐色土層を基準として遺構確認を実施したところ、Hr-FP(6世紀中頃降下)及びHr-FAが窪地(レンズ状)堆積している部分が確認でき、比較規模の大きな竪穴式住居跡が埋没している状況を推定することができた。確認面及び掘削調査の段階では、特に重複する遺構は認められず、調査の結果、6.10×5.60m(面積34.16㎡)規模の隅角正方形に近い平面形態の竪穴式住居跡であることが確認できた。主軸方位は、N-23cm-Eで、確認面からの掘削残存深度は約35cm程度であった。床面は平坦で、炭化材を多く含む暗黒土色が主体であった。壁面の掘削は認められず、柱穴が対角線上に4ヶ所確認できたことから、上屋は4本柱の建物構造であったことが推定される。柱穴は、掘り方面で直径約20cm、深さ約30cm程度であった。床面中央部の北側壁寄りにおいて、まとまった焼土の存在が確認されており、本住居跡の炉と推定される。また、床面南西隅の壁寄りの部分において直径約1m、深さ約35cmを測る穴が確認でき、その形態から貯蔵穴と推定される。特に、貯蔵穴の上面付近の床面にて壘と有段口縁壺・S字壺(図4-2・4・6)、北東側の床面に於て壘とS字壺(図4-1・3)、貯蔵穴の底面付近から小形壺1点(図4-5)等が共存遺物として出土している。

在地系の壘、そして東海系の有段口縁壺とS字壺といった古式土師器としては良好な資料が1軒の住居跡からまとまって出土しており、今後の群馬県における古式土師器研究の基準資料になるものと考えられる。



図1 滝沢天神遺跡位置図 (国土地理院 1/25,000「豊沢」)

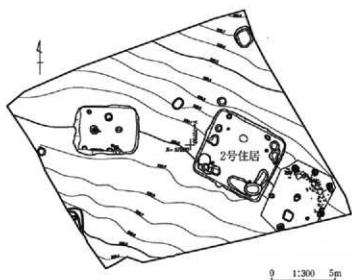


図2 滝沢天神遺跡 A地点調査区全体図



図3 2号住居 平・断面図

L=339.50m



写真1 2号住居跡全景 (南西から)



写真2 2号住居跡の遺物出土状態 (上から)

(3) 遺物の観察

【壺1】S字状口縁台付壺(図4-1)

法量…器高28.6cm、口径13.5cm、体部最大径23.0cm、底部径9.7cm。

形態の特徴…S字状口縁は直立気味であり、ややシャープさを欠いた弱めの屈曲を呈する。体部は倒卵形を呈し、最大径は中位より上にある。最大部の張りには器高に比して、やや少なく、全体として縦長の印象を与えている。台部は内面に折り返しを持つ。

技法の特徴…口縁はナデにより丁寧に作られている。頸部外面は屈曲を強調するための沈線が部分的にのみ施され、頸部内面はナデのみが施されている。体部外面はケズリで成形後、斜位のハケを胴部最大径の位置より下では左上～右下方向に、胴部最大径の位置より上では右上～左下方向に、施している。ハケの施し方は、特に下半分においては雑であり、成形段階のケズリ痕がそのまま露出している箇所も多く認められるほどである。なお、肩部への横線はない。体部内面はヘラナデを施している。台部は外面では斜位のハケ後、ナデを施し、内面ではユビナデを施している。

【壺2】S字状口縁台付壺(図4-2)

法量…残存器高9.8cm、底部径10.9cm。

形態の特徴…体部の下部と台部ののみの残存である。台部は内面に折り返しを持つ。

技法の特徴…体部外面はケズリで成形後、斜位のハケを左上～右下方向に施している。ハケの施し方は雑であり、成形段階のケズリ痕がそのまま露出している箇所も認められるほどである。体部内面はヘラナデを施している。台部は外面では斜位のハケ後、ナデを施し、内面ではユビナデを施している。

【壺3】単口縁壺(図4-3)

法量…器高28.0cm、口径13.0cm、体部最大径24.0cm、底部径8.0cm。

形態の特徴…口縁は短く、直線的に外斜し、口縁中位にはわずかに稜をもつ。なお、口縁端部は丸くまとめられている。頸部は「く」の字にしっかりと屈曲する。体部は球形を呈し、最大径は中位にある。底部は平底で、やや上げ底風になっている。

技法の特徴…口縁は内外面ともハケで丁寧に整形されているが、外面はそれに加えてナデを施している。体部外面はケズリ後、タテハケを施し、タテミガキで整形している。うち、特に体部外面下半は丁寧なミガキが施されている。体部内面は丁寧なハケが全面に施されており、ミガキによる丁寧な整形が施されている状況は認められない。

【壺1】有段口縁壺(図4-4)

法量…器高33.4cm、口径19.0cm、体部最大径25.5cm、底径6.0cm。

形態の特徴…口縁は大きく広がり、端部でわずかに内湾する。口唇部はつまみ上げ処理により、明確な稜をもち、外面には僅かに面をもつ。口縁内外面ともに中位には明確な稜(段)をもつ。頸部はやや直立的に立ち上がり、特に内面においては直立しており、口縁部との境の屈曲は明瞭である。体部は球形を呈し、ほぼ中位に最大径をもつ。底部は平底である。なお、全体的に器厚は薄い。

技法の特徴…口縁～頸部の外面はナデ調整後、丁寧なミガキを施している。口縁内面も丁寧なナデを施し、頸部内面は斜横位のハケを施している。体部外面はケズリハケでの成整形の後、全面にミガキによる整形を施している。体部内面は全面にナデを施した後に、部分的にハケを施している。

【壺2】単口縁壺(図4-6)

法量…器高30.0cm、口径14.0cm、体部最大径23.4cm、底径7.7cm。

形態の特徴…口縁はわずかに反外気味に開く。全体的に肥厚であるが、特に口縁端部はより肥厚に作られている。頸部は緩やかに「く」の字に屈曲している。体部は球形を呈し、最大径は中位よりわずかに下にある。底部は肥厚な平底である。

技法の特徴…口縁から頸部にかけての内外面はナデを施している。体部外面はケズリ、ハケによって成整形されており、その後にミガキを施している。体部内面は全面にナデを施している。

【壺3】単口縁壺(図4-5)

法量…器高8.1cm、口径6.7cm、体部最大径7.5cm、底部径3.2cm。

形態の特徴…小型の壺であり、口縁は直線的に開く。口縁端部は細く仕上げられている。頸部は「く」の字状に屈曲し、体部は中位に弱い屈曲が認められ、所謂「算盤玉」状を呈する。底部は平底であり、やや上げ底風になっている。

技法の特徴…口縁～頸部の外面はナデ調整を施しており、内面はハケ調整を施している。体部外面はケズリ調整を全面に施した後に、上半部のみハケ調整を施している。体部内面はナデ調整を施している。

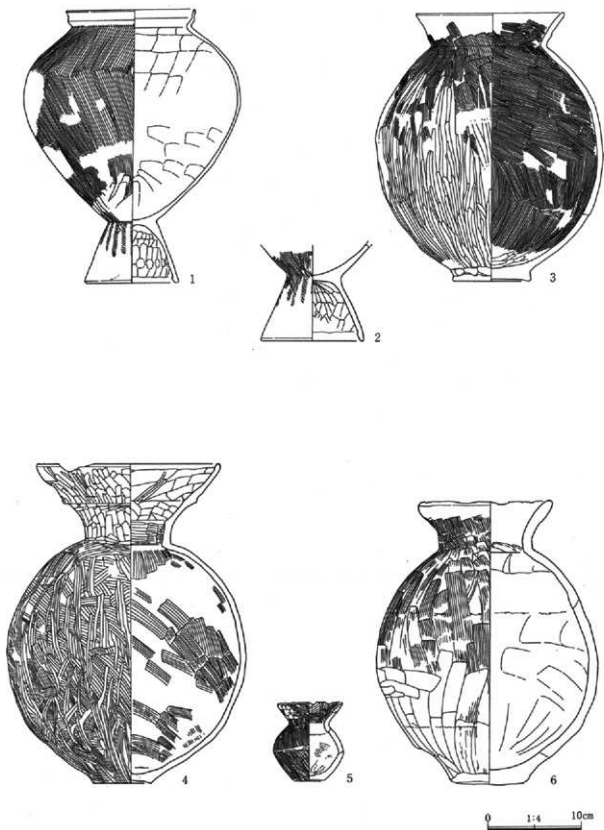


图4 2号住居 床面及び貯藏穴内出土遺物

4) 既説からの位置づけ

これら資料の編年の位置づけを既説を参考にするとながらうに考えられる。

壺1は、直立気味で弱めのS字状屈曲を呈する口縁部の形状や最大部の張りが器高に比してやや少ない胴部の張りをもち、全体としてやや縦長の印象を与えている体部の形状や折り返しを内面に持つ台部、さらにはケズリ痕がそのまま露出している箇所が散見される程度の体部へのハケの施し方や肩部横線の喪失などの特徴からは田口分類I Vc類(田口1981、田口2000)に準じるものと考えられる¹⁾。

壺2は、体部下位から台部をのみ資料のため、壺1と同等の位置づけは困難だが、僅かな残存資料の特徴からは、壺1と同様のものと推測される。

壺3は、群馬県地域における単口縁壺の型式変化の詳細な分析がなく、明確な位置づけは困難である。しかし、体部内面調整に樽式壺に通有の所謂「甕磨き技法」(青木・飯島・若狭1987)が採用されていないことからは、樽式系壺とは異系統であると考えられ、よって深澤の提示した変遷案(深澤1998)の3・4期以降と位置づけられよう²⁾。

壺1は、群馬県地域における集落出土品の型式変化を論じた分析はないため、詳細な位置づけは難しい。しかし、群馬県南部地域でこうした壺が集落遺跡に出現する時期を考慮すると、若狭徹氏と深澤が提示した編年案(若狭・深澤2005)の「古墳前期(中段階)」以降と推測することが妥当である。

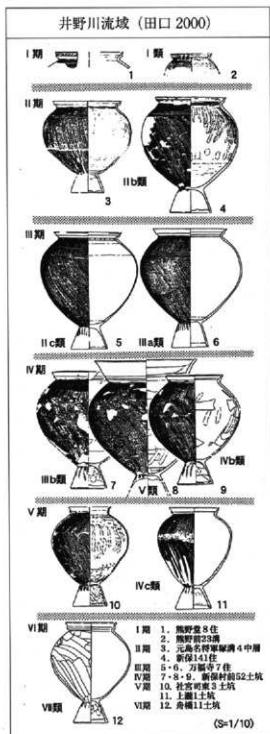
壺2は、既説による位置づけは難しいため、ここでの位置づけは保留としたい。

壺3も詳細な型式変化の分析がないため、その位置づけは困難である。だが、深澤の提示した4世紀後半から6世紀前半にかけての土器編年(深澤2001)に基づけば、II～III期と考えられる。

以上のことから、本資料は、田口氏の時期区分でのIV～VI期に概ね位置づけることがよいのではないかと推察できよう(図5・表1)。

田口氏 S字壺編年	深澤氏編年 変遷	若狭・深澤 編年	若狭・ 深澤2005	深澤2001	壺1	壺2	壺3	壺1	壺2	壺3
田口2000(深澤1998)										
I期	1期	古墳前期								
II期	2期	古墳期								
III期	3期	古墳前期								
IV期	4期	中段階	I期						?	
V期	4期	古墳前期 新段階	II期							
VI期	5期			II期						

表1 既説を参考として推測できる位置づけ



- I期→口縁部突起が指標(単壺A類に対応)
 II期→口縁部突起の喪失、頸部内面ハケメが指標。口縁部凸・肩部横線等の属性によりa・b・c類に三分(赤塚3類古・中に対応)
 III期→頸部から下がった肩部横線、頸部内面ハケメの喪失、胴部外面ハケメ以前のヘラケズリが主な指標。胴部一層の張りから長筒化、口縁部一面をもつ・沈線化・丸く仕上げる等の属性でa・bに二分
 IV期→肩部横線の喪失、胴部外面のハケメ以前のヘラケズリが主な指標。胴部一層の張りから長筒化、口縁部一面を持つ・沈線化・丸く仕上げる・口縁の立ち上がり一外に開く・上縁が立ち上げる等の属性によりa・b・c類に三分
 V期→通常のS字壺口縁部の上部に放散部が付加される(所道山跡系壺との折衷)・通常のS字壺口縁の3倍の程長い口縁部が多い
 VI期→V期系壺から、改良された「S字壺もどき」か、位置づけ保留
 壺類→胴部外面ハケメの喪失

図5 井野川流域におけるS字壺編年(田口2000を引用)

3 地域編年からの検討

(1) 対象地域の設定

滝沢天神遺跡を含む「群馬地域北部」は、古墳時代前期という時期を対象とする場合、「渋川地域」「榛名山東麓・赤城山西麓地域」などと呼ばれてきた地域を指すものであり、現在の行政区でいえば、市町村合併後の渋川市域がその領域である。

この地域は、関東平野の北端部に位置し、榛名山の東麓と赤城山の西麓が向かい合うような近さで広がっている。さらに、その間を利根川が南流し、そこに吾妻川が合流する地域でもある。ミニマムなエリアに山麓部・丘陵部と平野部、そして地域の幹線河川が合流するという地勢的に多岐に富み、それゆえに流通の要所となり得るエリアといえよう。ここでは、この「群馬地域北部」を分析の対象地域に設定する。

(2) 地域の概観

「群馬地域北部」については先述の通り、弥生時代後期末から古墳時代前期にかけての社会動向には、後に前方後方墳や前方後円墳の築造を実現させる新進の地力を獲得する「群馬地域南部」や「那波地域」「新田地域」とは異なる展開が認められる(図7)。この点については、既に田口一郎氏や若狭徹氏、大木神一郎氏らによって言及されていることである(田口2000、若狭2000、大木2002など)。

こうした地域性が論じられる中、当該地域の古式土器の様相を振り返ってみると、所謂「在地化したS字壺が盛行する時期(=田口氏のいう「古墳時代前期中～新段階」)の本地域の様相がいまひとつ明確になっていないと思われる。そうした現状にあるのは、おそらくは様々な状況から鑑みるに、煮沸形式としてS字壺が一定量、器種構成の中に参画していることは十分推測できるのであるが、その時期の良好な出土状況をもって、まとまりのある遺跡の調査が実現しなかったからだと考え、ゆえに今日に至るまでその具体的な姿が説明できなかったであろう¹⁾。

よって、近年の良好な調査資料を盛り込んでの再分析や、その結果を踏まえての既出の資料の再分析に基づき、従来不明であった時期のことを再度位置づけ、見直しをしておくことは、これからの群馬県地域の古墳時代前期社会の分析を総合的に行う基礎作業として重要なものとなるはずである。

(3) 研究抄史

総合的な動向については、田口一郎氏、若狭徹氏、荒木勇次氏、深澤敦仁などの分析がある。

田口氏は、本地域の調査資料の希薄さの中で、S字壺が主体をなすであろうことを示唆し(田口1998)、さらには、S字壺の波及と定着を論じる中で、群馬県南部地域との波及・定着の差異を改めて指摘した(田口2000)。

若狭氏は、S字壺波及期の様式変革と集団動態を論じる中で、本地域の様式変革が地域内においても一様でないことを指摘した(若狭2000)。荒木氏は、本地域の弥生時代後期末の動向を再整理する中で、古墳時代前期の状況にも触れている(荒木2000)。深澤は、本地域の土器様相を樽様式が主に陸系土器の流入によって変革していくことを論じ(深澤1998)、また、赤城村(現・渋川市赤城町)内の古式土器の様相から在地化したS字壺が一定量様式内に組み込まれて行くのではないかと示唆した(深澤2002)。

各遺跡資料を中心とした分析には、小林良光氏、大木神一郎氏、深澤の指摘がある。小林氏は、行幸田山遺跡の報告の中で、同遺跡の資料を位置づけることを目的とする中で、渋川市域の古墳時代前期の様相について論じた(小林1988)。大木神一郎氏は、群馬県北部の弥生時代後期の動態論を論じる中で、渋川地域の古墳時代初期の土器様相についても示唆的な言及を加えた(大木2002)。深澤は、赤城村(現・渋川市赤城町)・三原田三反田遺跡の資料を位置づけることを目的とする中で、赤城山西麓の山麓地域に所在する遺跡群の土器組列を行った(深澤2002)。この3者の遺跡単位での編年や位置づけでは、それぞれに良好なセット関係をもつS字壺の出土資料が少ないことにも起因してか、S字壺自体にはほとんど言及がなされていない。ところが、後に分析の対象ともなる有馬倉遺跡(坂口1989)や北町遺跡(長谷川1996)などでは、当該地域としては多量のS字壺が出土しており、こうした遺跡の資料を積極的に組上にのせた議論が必要とされている。

(3) 時系列整理のための前提

本地域の土器様相の把握のために、その組列を検証する前提として、先行研究の中から基準とすべき型式変化を踏まえる必要がある。それは次の4つと考える。

樽式・樽式系土器

これに関しては、若狭徹氏(若狭1990)と大木神一郎氏の分析(大木2002)がある。両氏は、ともに形態的には外反の進行した口縁や著しい球剛化、文様的には波状文の乱れや塵状文の減少等、施文規範の崩壊・喪失を主な指標として型式変化を提示している(図8・9)。そして、若狭氏の分析では、井野川流域(図6)での「群馬地域南部」に相当)の資料を用いた分析の結果、これらの型式変化の中における一貫した属性として、「体部内面の壺ミガキ技法」の採用が存在することを樽式系壺の原則としている(図8)。一方、大木氏は、飯島・若狭氏の指摘(飯島・若狭1988)を具現化する形で、沼田地域(図6)での「利根地域」に相当)の地域型樽式壺の分析を行い、この地に特有の樽式壺の型式変化を唱えた点が特徴である(図9)。大木氏の分析は本地域を主体的に論じた内容ではないが、本地域においても大木氏の指摘

○地域区分について

(橋本・加部1994、若狭2000を引用)

- 1…群馬地域南部 (標名山東麓の井野川流域を核とした地域。高崎市、群馬町など)
- 2…那波地域 (利根川低地帯南岸地域。前橋市南部、高崎市東端部、玉村町など)
- 3…佐波地域 (利根川低地帯北岸地域。勢多地域に至近。前橋市東部、伊勢崎市など)
- 4…新田地域 (石田川・鮫川流域を核とした地域。太田市、新田市、尾島町など)
- 5…碓氷・片岡地域 (碓氷川流域の高崎市西端部から安中市、松井田町など)
- 6…甘楽地域 (鎗川流域の谷地域。富岡市、甘楽町、吉井町、砂養町など)
- 7…群馬地域北部 (標名山東麓で利根川と吾妻川の合流部周辺。渋川市、北橋村、赤城村、子持村など)
- 8…勢多地域 (赤城山南麓地域。前橋市北東部、箱川村、新里村、富士見村など)
- 9…利根地域 (利根川上流で、片品川との合流部。沼田市、昭和村、川場村など)
- 10…吾妻地域 (吾妻川流域。中之条町・吾妻東村など)

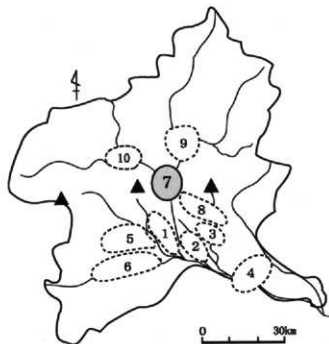


図6 地域区分図

		1 群馬南部										2 那波										3 佐波										4 新田										5 碓氷・片岡									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
古墳前期	弥生後期後半	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
	古段階	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
	中段階	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
	新段階	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
		6 甘楽										7 群馬北部										8 勢多										9 利根										10 吾妻									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
古墳前期	弥生後期後半	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
	古段階	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
	中段階	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									
	新段階	[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]										[Bar chart]									

①樽式要素 ②古ケ谷式要素 ③箱清水式要素 ④東海西部系供獻器種 ⑤東海西部系装飾壺 ⑥S字型
 ⑦くの字口縁台壺・刷毛盤形平底壺 ⑧東海東部系壺・南関東系装飾壺 ⑨北陸北東部系壺 ⑩畿内系屈折脚高坏
 (※実験の大きさは目安としてのボリュームを示したもので、確證は存在の可能性をしめたもの。)

図7 在地土師器の消失と外来土師器の移動傾向 (若狭2000を参考)

する、「口縁がやや伸長し、胴部形状が楕円形」を呈する、この型式の壺が多く存在することから、大木氏の型式変化分析は有効なものと考えられる。

なお、樽式壺(+樽式系壺)の型式変化についても、両氏ともに原則的には施文の退化、無文化の方向で変化するものとしての型式変化を提示している。

S字壺

これに関しては、田口一郎氏(田口1981・2000)の分析がある。田口氏は、形態的には口縁部、肩部、胴部の形状を、技法的には口縁部の刺突文、肩部横線、頸部内面の調整、胴部外面の調整の違いなどの属性を主な指標とし、I～VI類に分類し、その型式変化を明快に論じた(図5)。さらに、氏は共存する他系統の壺との関係から、I期～VI期までを設定した。

田口氏はこの型式変化を濃尾平野の週間編年(赤塚1990)との対応関係の検証や、その他の東日本各地へのS字壺の動向などを踏まえた上で、時間的な位置づけも補強した。田口編年は群馬地域南部の資料に基づく、同地域の編年であるわけだが、県内各地域の土器変遷を概観した場合にも概ね同様の型式変化に基づく土器様相に大きな齟齬は認められない(深澤1998・深澤2002)ため、他地域のひとつである、本地域においても田口氏のS字壺編年の型式変化を援用することに大局的には問題はないと判断し、指標のひとつとする。

北陸系土器

これに関しては、深澤・中里正憲氏による位置づけ(深澤・中里2002)、それを基制や集落動向との絡まりで進化させた若狭徹氏・深澤の分析(若狭・深澤2006)がある。これらによれば、群馬県内各地域における北陸系土器のあり方は地域毎に分布の濃淡は認められるものの、編年の位置づけに関しては利根沼田地区¹⁰⁾を除いては「古墳時代前期古段階」にはは限られることがほぼ明らかになってきている(図10)。よって、想定外の資料が出土しない限り、現状においては群馬県内での北陸系土器の出土から、その時期を「古墳時代前期古段階」におくことは妥当と考えられる。よって、これについても本稿での指

標の1つとする。

吉ヶ谷式系土器

これに関しては、若狭徹氏の指摘(若狭1996)と深澤の検討(深澤1999)がある。若狭氏はこれらの資料について、縄文施文から無文へ、という変化を基準とし、型式変化を提示した。また、深澤の検討は、赤城山南麓地域の資料を手がかりに吉ヶ谷式系壺の型式変化を提示し、具体的には、「器面外面施文の縄文が喪失する変化」「口縁部の輪積み痕を残存しつつ、頸部の屈曲具合が「く」の字に移行していく変化」とでとらえ、最終的な残存型式としては、「口縁部の輪積み装飾」のみが残存するというものになるという検討である(図11)。この型式変化の流れは、県内各地での状況を概ねまかなうものと推測されること(深澤1998)から、本稿でも、傍証的に援用することとする。

なお、吉ヶ谷式系壺の型式変化についても、両者ともに原則的には縄文施文の喪失、無文化の方向で変化するものとしての型式変化を提示している。

(4) 資料の抽出・検討

ここでは、資料の共存関係を元に検討を加える。

資料分類

壺 壺Aは樽式及び樽式系壺とし、規範をもつ樽描文施文と、外反口縁・球形の胴部を呈するもの(=飯島若狭分類・壺Ⅳ～Ⅵ類)や、口縁がやや伸長し、胴部形状が楕円形を呈するもの(=大木分類・壺3・4類)を壺A1、規範を乱した樽描文施文と短小口縁・進行した球形胴部を呈するものを壺A2(=若狭分類・壺Ⅴ類)、無文化したものを壺A3(=若狭分類・壺類Ⅵ、大木分類・5類)とした。壺Bは、北陸系壺である。所謂「千種壺」と呼称される頸部を面取りした口縁と小さな底部、ハケによる整形が施された体部外面などを指標とする壺をひとまとまりとした。壺Cは単口縁壺である。これについては、「磨磨き手法の非採用」という点で壺Aとは区別した。壺Dは、吉ヶ谷式系壺とし、縄文施文があるもの(=深澤分類・J A～J B類)を壺D1、輪積み装飾のみを残すものを壺D2(=深澤分類・WA類)とした。

S字壺	樽式・樽式系土器		北陸系土器	吉ヶ谷式系土器
田口編年(田口2000)	若狭編年(若狭1990)	大木編年(大木2002)	若狭・深澤編年(若狭・深澤2006)	深澤編年(深澤1999)
	樽式3期	樽3期		
S字壺Ⅰ期	樽式系Ⅰ段階	樽4期	北陸系土器存在	吉ヶ谷式系Ⅰ段階
S字壺Ⅱ期	樽式系Ⅱ段階	樽5期		吉ヶ谷式系Ⅱ段階
S字壺Ⅲ期	樽式系Ⅲ段階	樽6期		吉ヶ谷式系Ⅲ段階
S字壺Ⅳ期				
S字壺Ⅴ期				吉ヶ谷式系Ⅳ段階
S字壺Ⅵ期				

表2 各編年の併行関係(私見)表

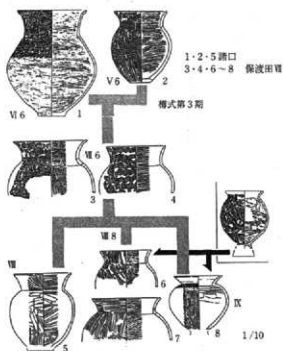


図8 樽式系壺の型式変化 (若狭1990)

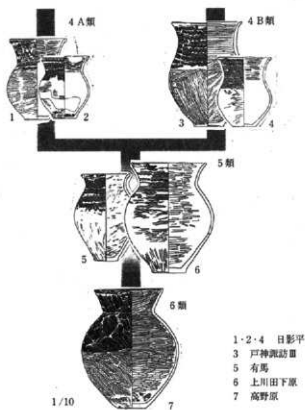


図9 群馬北部における樽式壺の祖列
(大木2002より抜粋、構成を一部変更)

		7 群馬地域北部
後期後半		
古墳時代前期	古段層	
	中段層	
	新段層	

1 有馬85住 2・5～7有馬82住
3 有馬235住 4 有馬211住

図10 群馬地域北部における北陸系土器の出土様相
(若狭・深澤 2005を引用・一部改変)

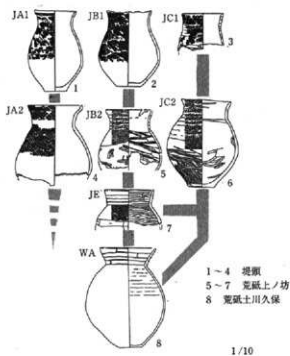


図11 吉ヶ谷式系壺の型式変化 (深沢1999)

甕EはS字壺とし、頸部内面の刷毛調整と肩部横線をもつものを甕E1(=田口分類Ⅱ類)、肩部横線は保持するが、頸部内面の刷毛調整を失うものを甕E2(=田口分類Ⅲ類)、肩部横線も失うものを甕E3(=田口分類Ⅳ類)、S字状口縁が上方に伸長化する所謂「拡張口縁」を有するものを甕E4(=田口分類Ⅴ類)、体部外面へのハケ整形が喪失し、ケズリのみになるものを甕E5(=田口分類Ⅵ類)とした。

壺 壺Aは樽式及び樽式系壺とし、外反する長い口縁と胴部への櫛描文施文をもつものを壺A1(=若狹分類・壺Ⅳ類)、櫛描文喪失がうかがえるものを壺A2とした。壺Bは北陸系壺とした。壺Cは口縁短小及び胴部球胴傾向を指標とする壺とした。壺Dは吉ヶ谷式系壺(深澤分類・壺Ⅰ)とした。壺Eは所謂「東海系壺」であり、有段口縁壺を壺E1、伊勢型壺を壺E2、口縁加飾壺を壺E3、頸部加飾壺を壺E4とした。

高坏 高坏Aは樽式高坏とした。高坏Bは東海系高坏とし、小型坏部のもを高坏B1、大きく坏部が開く所謂「元屋敷系高坏」と呼ばれるものを高坏B1とした。高坏Cは屈折脚高坏とした。

鉢 鉢Aは樽様式にある平底の鉢とした。鉢Bは北陸系鉢とした。鉢Cは東海系と考えられる外来要素を有する鉢とし、短く外斜する口縁をもつものを鉢C1、伸長

する外斜口縁と縮小する体部をもつものを鉢C2とした。

埴 埴Aは、所謂「ヒサゴ壺」とした。埴Bは小型で、体部が算盤玉形傾向にあるものとした。

器台 器台Aは受け部が無段のものとした。器台Bは受け部が有段のものとした。なお、器台Cは所謂「結合器台」等の器台A・B以外のものとした。

小型台付壺 小型台付壺Aは樽様式にある小型台付壺のことを指し、櫛描文施文のもの小型台付壺A1、施文が喪失したものを小型台付壺A2とした。

片口 これについては、樽様式にあるものを指す。

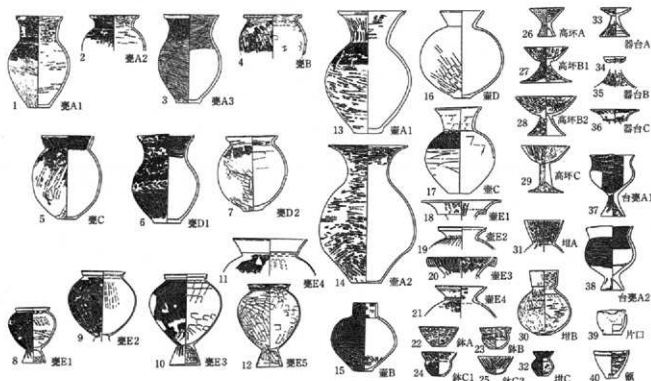
甌 これについても、樽様式にあるものを指す。

共伴関係の検証

上記の分類に基づき、共伴関係の認められる遺構資料を整理してみる(表3)と、次の変化と画期性を認めることができる。

第一の変化は「樽様式崩壊開始」の変化である。各器種とも(埴・器台は除外)、それまでAまたはA1類で構成されていた組合せが、甕・壺においてはA2やA3への変化が始まるとともに、他器種においてもB～Eの参画が徐々に開始され、埴・器台の参画も開始される。

第二の変化は「S字壺の参画と樽式系の払拭」の変化である。定型例⁽⁵⁾な甕E1が参入し、それとともに各器種において樽式系の要素が失われていく。



1・2・4・15・22・23・30→有馬 3→見立御井 5・8・9・11・16~21・24・25・28・29・31・34~36→北町
6・38→三原田三反田 7・10・32→滝沢天神 12・27・33→有馬条里 13・14・26・39・40→田尻 37→見立相好

図12 各器種 分類図(全て1/12)

時期	遺物名	壺										高杯					鉢			埴			器台		台付罎		片	甕					
		A1	A2	A3	B	C	D	E1	E2	E3	E4	E5	A1	A2	B	C	D	E1	E2	E4	E5	A	B	C	A	B			C	A	B	C	A1
0期	屈折Y-1位	○										○	○								○									○	○		
	屈折Y-23位	○										○	○							○									○	○			
	分層八幡16位	○										○	○							○									○	○			
	分層八幡14位	○										○	○							○									○	○			
	有馬78位	○										○	○							○									○	○			
1期	有馬80位	○									○	○							○									○	○				
	有馬82位	○									○	○							○									○	○				
	三原田三原田2位	○									○	○							○									○	○				
	三原田三原田4位	○									○	○							○									○	○				
2期	有馬85位371位	○									○	○							○									○	○				
	北町A区3位	○									○	○							○									○	○				
3期	北町C区6位																																
	滝沢天神A 2位																																
	滝沢天神C 20位																																
	北町A区4位																																
	北町C区16位																																
	北町C区12位																																
有馬88位331位																																	

△…不確定(残存わずかのため)?…不明瞭(複数属性混在)

表3 群馬地域北部における各系譜・類型の供件関係

	壺	壺	高杯	鉢	埴	器台	台付罎	片	甕
弥生後期後半	A1	A1	A	A					A1
古墳前期	A2 A3	A2 B		B	B				A2
	D1 E1	D							
古墳前期	C	C	B1		A	A			
	D2 E2	E1	B2						
古墳後期	E3 E4 E5	E2 E3 E4	C	C1 C2	C	B	C		

表4 0～3期の各器種の消長

第三の変化は、「東海系要素の広がり」の変化である。S字壺は、所謂「安定した在地型S字壺」⁽⁶⁾である壺E 2~4が主体となり、他器種においても東海系要素の広がりを感じることができる器種構成となっていく。

以上の3つの変化にそれぞれ画期性を認め、「0期から3期」の時期設置を行うこととする。さらに、これを群馬地域南部の土器編年(若狭・深澤2005)と対比させるならば、0期を弥生時代後期後半、1期を古墳時代前期古段階、2期を古墳時代前期中段階、3期を古墳時代前期新段階に平行させることができよう。

なお、各器種の消長は表4の通りである。

(4) 遺跡における頻度分析

次に、共存関係が不明確なものも含めて、各遺跡から出土の資料について、出土頻度を比較してみる。

ここで対象とする遺跡は、有馬遺跡、有馬条里遺跡、北町遺跡、それに滝沢天神遺跡とその周辺に点在する4遺跡⁽⁷⁾である(図13)。これらの遺跡について、調査報告書掲載の壺・壺・高坏について識別を行った。あらかじめ断っておくことであるが、この集計に関しては、掲載

資料という限定された資料によるものであるため、それによって詳細な解釈はできないものと考えており、あくまで、遺跡単位での大局的な傾向を把握するためだけに行うものである。こうした方法をあえて採用した理由は、各遺跡において、所謂「遺構外遺物」や「覆土遺物」といった遺物が多く認められ、それらをいかにして資料化できるかを考えたからである。

その結果は図14の通りである。ここからうかがえる傾向は次の通りである。

有馬遺跡は墓資料においてはほぼ構式に限定される。また、墓以外の資料においても構式及び構式系が大半を占め、古墳時代前期的要素がほとんど認められない。外来系として北陸系壺の存在が一定量認められるが、他は極めて低調であり、東海系要素が認められる場合でも古相(壺E1など)が目立つ。

北町遺跡は壺・壺において東海系と識別できる資料が卓越している。特にS字壺は新相(壺E 2~4)のものが圧倒的に卓越しており、壺においてもS字壺と共存するような東海系要素をもった壺(壺E1~4)が多く認

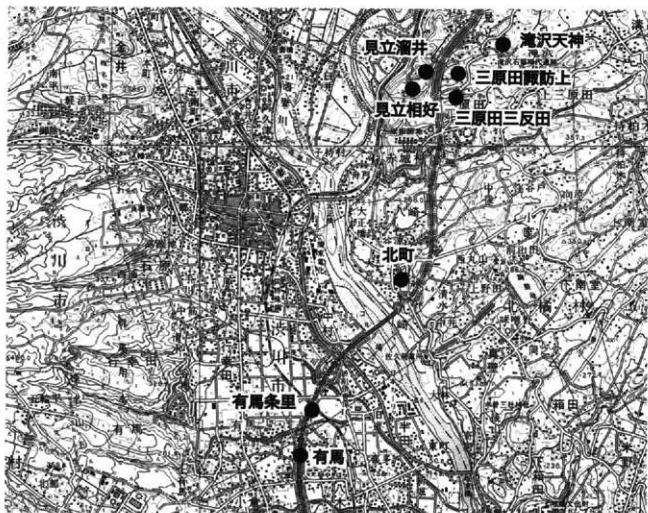
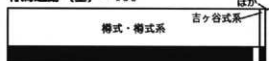


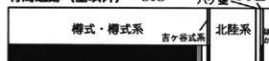
図13 分析対象遺跡の位置 (国土地理院1/50,000「沼田」「中之条」「榛名山」「前橋」)



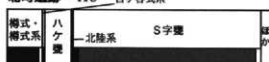
有馬遺跡(墓)・100



有馬遺跡(墓以外)・318



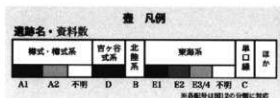
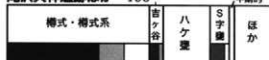
北町遺跡・415



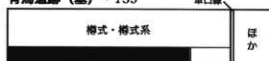
有馬条里遺跡・127



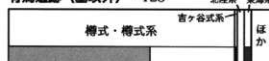
滝沢天神遺跡ほか・190



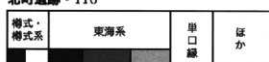
有馬遺跡(墓)・159



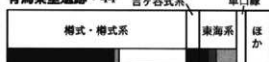
有馬遺跡(墓以外)・128



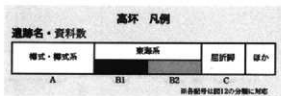
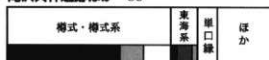
北町遺跡・116



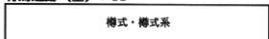
有馬条里遺跡・44



滝沢天神遺跡ほか・59



有馬遺跡(墓)・55



有馬遺跡(墓以外)・59



北町遺跡・31



有馬条里遺跡・80



滝沢天神遺跡ほか・69

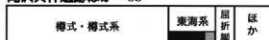


図14 各遺跡毎の壘・壘・高坏の出土頻度

められる。こうしたあり方は、本地域の遺跡としてはそれまで顕著に認められなかったものであり、本遺跡の存在性を特徴づけるものといえよう。なお、樽式及び樽式系は少量である。

有馬条里遺跡は、壘においては樽式及び樽式系がやや卓越しているものの、それらとは別系統と考えられるはハケ壘²⁷が一定量認められる。この点はやや気がかりである。S字壘においては最新相(壘E5)の割合が高く、古墳時代中期的な壘²⁸や、屈折脚高坏の一定量の存在も含めると古墳時代前期新段階、またはそれ以降にひとつのピークがあるようにも見られる。

滝沢天神遺跡・三原田三反田遺跡・三原田諏訪上遺跡・見立溜井遺跡・見立相好遺跡の5遺跡(以下、滝沢天神遺跡ほかと呼称)は、壘・壘・高坏においていずれも樽式及び樽式系の要素が色濃い。その中で古墳時代前期的な様相としては、S字壘等の顕著な東海系要素が認められるものの、目立った存在性はなく、むしろハケ壘の方が存在感を放っている。こうした外来系土器の存在は、比率的には高くないものの中期的な様相まで連続と追うことが可能であり、その継続性を想像することが可能である。

以上の理解は、かならずしも共存関係を伴わない資料に基づいているため、細微な議論は不可能である。しかし、前述したような既説の編年観を援用すると図15のような推移を抽出することができよう。

(5) 群馬地域北部(渋川地域)の様相

ここまで把握してきた属性を踏まえた上で、時期毎の様相と特質を指摘する。

時期毎の様相(文中の数字は全て図16のもの)

0期 弥生時代後期後半

0期は比較的安定した樽式3期後半の時期である。規

範を保持した髷描文施文の壘(1・2)・壘(4)・台付壘(3)や赤彩高坏(5)、そして片口(6)、鉢(7)、甌(8)といった樽様式の基本構成を維持している²⁹。有馬遺跡、田尻遺跡(長谷川1999)、見立相好遺跡(小林ほか2005)などが主な遺跡としてあげられる。

若狭編年弥生V-3期(若狭1996)、大木編年樽式3期(大木2002)に相当する。

1期 古墳時代前期古段階

1期は樽様式の構成が崩壊しはじめる時期である。その症状は髷描文施文の壘等においては、文様の乱れ(9)や無文化(10・14)に主として認められる。加えて、他系統の土器の器種構成への参入が顕在化しはじめる。参入する系統は、北陸系や吉ヶ谷式系等の土器であることが資料からうかがえる。そして、参入に際して興味深いことは、そのあり方が2相あるという点である。その一つは、赤城山西麓丘陵部への吉ヶ谷式壘(11・13)等の参入であり、もうひとつは、榛名山東麓山麓部への北陸系土器の複数器種(24・25・30・31・34・35)の参入である。また、この時期の外來系土器の参画のあり方においては、次期に見られるような東海西部色の強さは認められない。有馬遺跡、三原田三反田遺跡、見立溜井遺跡(都丸・茂木1982)などが主な遺跡である。

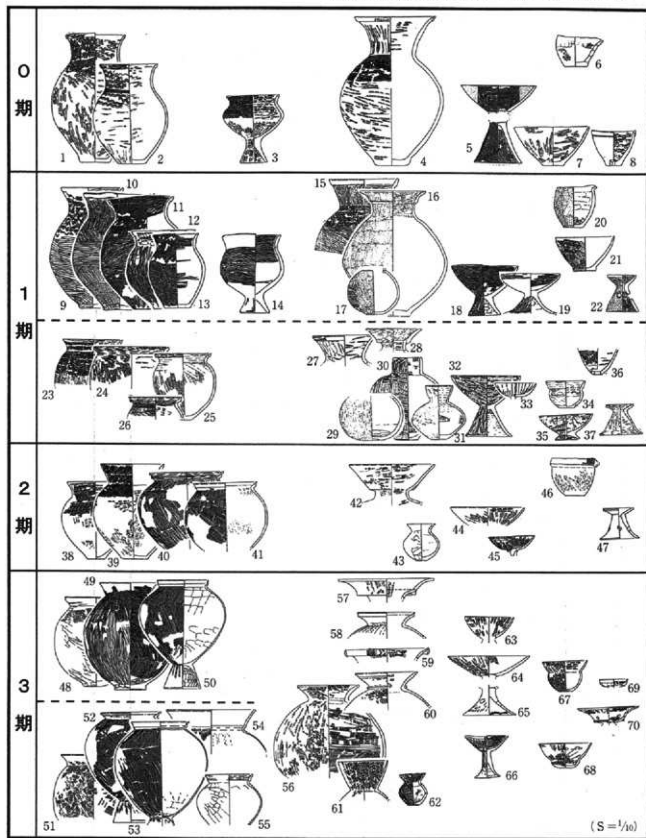
田口編年S字壘I・II期併行(田口2000)、若狭編年樽式系I・II段階併行(若狭1990)に相当する。

2期 古墳時代前期中段階

2期は古相のS字壘(壘E1)の参入とそれに伴う弥生系属性のより一層の払拭が進行する時期である。定型化した古相のS字壘(40)やその影響下にうまれたS字壘(41)が壘形式の基幹を構成する。また、一方で、樽式系壘(38)や吉ヶ谷式系壘(39)が形態的・技法的により一層土器器種化を志向し、本来保持していた弥生系の属

		有馬遺跡		有馬条里遺跡	北町遺跡	滝沢天神遺跡ほか
		墓	墓以外			
弥生時代 後期後半	0期	■	■	■	■	■
	1期		■	■	■	■
古墳時代 前期	2期			■	■	■
	3期			■	■	■

図15 出土土器分析から見た各遺跡の消長推測



1・3・4・6-8…田尻Y-1住 2…有馬83住 5…見立相好Y-18住 9・10・15-16・21…見立瀧井日6住 11・14・18・19…三原田三反田4住
 12-13…三原田三反田2住 17…見立瀧井日4住 20・22…見立瀧井日7住 23・28・29・33…有馬89住 24・25・30・38…有馬234住
 26・27・31・32・34・35・37…有馬82住 38・39・41-44・46…北町A3住 40・45・47…有馬桑里371 48-66…滝沢天神20住 49・50・62…滝沢天神2住
 51・53・58…北町C12住 52…北町C2住 54…北町A4住 55…有馬桑里268住 56…北町B23住 57・60・63-65・68…北町C6住
 59…北町C11住 61・67・69…北町C10住 70…北町C17住

図16 群馬地域北部における古式土器の様相

性を喪失していく。

なお、この2期は資料が希薄であり、明確な中核的遺跡が挙げられない。だが、先に挙げた遺跡毎出土頻度の統計(図14)から強いて挙げれば有馬条里遺跡にその可能性が認められる。

田口福年S字甕Ⅲ期併行、若狭福年樽式系Ⅲ段階併行、大木福年樽式6期、深澤福年古ヶ谷式系Ⅱ~Ⅲ段階に併行に相当する。

3期 古墳時代前期新段階

3期は所謂「東海西部系」土器^[1]が複数器種において参画する時期である。その参画のあり方は網羅的とも想定される。無論、それまでの在地色を席卷するという強烈的なものではなく、参画割合には差異が認められる。だが、S字甕を例にとれば、丘陵部でも(50)、山麓部でも(52・53)でも型に個体誤差の少ないものが組成参画していることから、安定感のある広域的定着を彷彿とさせる。他器種においてもバリエーションをもった壱群(57~60)や小型器種(63~69)も定型的な型式がひろく組成参画している。こうしたあり方は、同様にそれまでの在地色に取って代わった土器様相をもつ1期の状況のように、複数の型がピンポイント的に参入したきた状

況とは大きくことなる。なお、この時期の中でS字甕の最新相(55)や屈折脚高坏(66)などが姿を現すことから、古墳時代前期の様相がこの3期ののち、ほどなく終焉を迎えることが想像できる。北町遺跡・有馬条里遺跡などが主な遺跡として挙げられる。

田口福年S字甕Ⅳ~Ⅵ期に相当する。

(6) 地域福年からの位置付け

以上、地域福年とその様相を検討してしてきた。その結果、滝沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器は様相移行図(図16)で明らかのように、その位置を「本稿時期の3期」におくことが適切と考えられる。それは田口福年S字甕Ⅳ~Ⅵ期に併行する時期に位置させることが可能であり、結果として、冒頭で推察した、「既説による位置づけ」とも結果的にはほぼ同じと言うことになった。

さらに、赤城山麓の丘陵部に所在する本遺跡にS字甕が組成参画する状況については本稿3期の様相を認識すれば、ごく必然的なことであり、そのことから、本資料の位置づけが蓋然性の高いものであることが裏付けられたといえよう。

このことを本稿の結論とする。

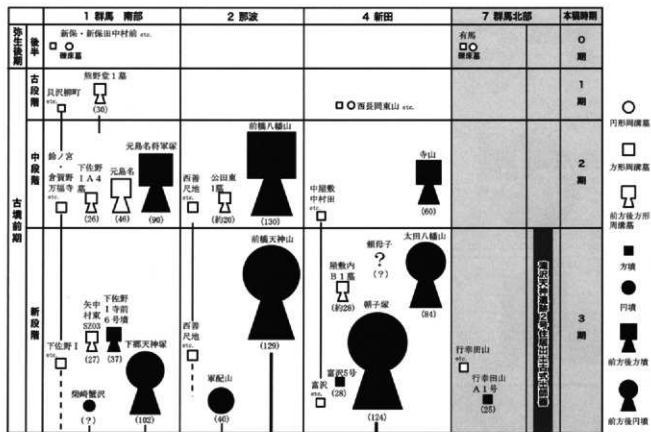


図17 滝沢天神遺跡2号住居出土古式土師器の位置 (若狭・深沢2005に加筆)

5 おわりに

本稿では、滝沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器を、地域編年を見直す中で位置づけ、ひとつの結論を導くことができた。その点は成果といえよう。

ところが、今回の検討によって新たな問題が浮き彫りとなった。それは、「本稿の2期」とした時期の遺跡の香薄さである。この時期を設定する作業段階でのイメージでは、これに併行する時期の群馬地域南部において東海西部色が濃厚なりつつある状況も意識していたことから、本地域においてももう少し東海西部色が抽出できるものかと思っていた。しかし、既出の資料を複数の方法で検討しても、その存在性を充足することはできなかった。このことは何を意味するのか、ということが新たな問題なのである。両期の設定に難があったのか、あるいは東海西部色以外のものが主体をなすのか、それとも濃厚な東海西部色をもつ遺跡がこの渋川の地中に未だ眠っているのか？

今後の動向を注意深く見つめながら、この問題に真摯に取り組むつもりである。

※

なお、本稿を草するあたり、次の方々にご多謝、ご協力をいただきました。文末でありますありますが、お礼申し上げます。(敬称略、五十音順)

荒木勇次、大木紳一郎、小林良光、田口一郎、長谷川福次、若狭徹

参考文献

- 赤塚次郎 1990 『瀬川遺跡』愛知県埋蔵文化財センター
青木和明・飯島克巳・若狭徹 1987 『箱根水式と博式土器』『弥生文化の研究』4 藤山園出版
荒木勇次 2000 『群馬県・北毛地域の概要』第9回東日本埋蔵文化財研究会 東日本弥生時代後期の土器編年
飯島克巳・若狭徹 1988 『博式土器編年の再構成』『信濃』40-9
大木紳一郎 2001 『元寇社西川遺跡出土の古墳時代前期の土器について』『元寇社西川遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
大木紳一郎 2002 『群馬北沼の弥生社会—後期弥生社会の分析から—』『研究紀要22』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
小林修・長井正次 2001 『三原田三反田遺跡』『赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書』第16集 赤城村教育委員会
小林修・三浦京子 2004 『三原田遺跡Ⅱ』『赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書』第26集 赤城村教育委員会
小林修 2005 『滝沢天神遺跡—A地点—棚下ひばり塚』『赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書』第34集 赤城村教育委員会
小林修・三浦京子 2005 『滝沢天神遺跡—B地点—』『赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書』第40集 赤城村教育委員会
小林修・中里正憲 2005 『滝沢天神遺跡—C地点—滝沢江戸久保遺跡』『赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書』第42集 赤城村教育委員会
小林修ほか 2005 『見立相好遺跡Ⅰ・Ⅱ』『赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書』第38集 赤城村教育委員会
小林良光 1988 『行幸山田遺跡』渋川市教育委員会
佐藤明久 1990 『有馬遺跡Ⅱ』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
坂口一 1989 『有馬桑里遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
田口一郎 1981 『元高名符塚古墳』高崎市教育委員会
田口一郎 1996 『新たな土器が成り立つとき』『人が動く・土器も動く』第2回特別展 かもつけの里博物館
田口一郎 2003 『北関東西部におけるS字口縁壺の普及と定着』『第7回東亜考古学フォーラム S字壺を考える』
都丸謙・茂木光規 1985 『見立沼井遺跡・見立大久保遺跡』赤城村教育委員会
橋本博文・加部二生 1994 『群馬県』『前方後円墳集成 東北・関東』山川出版社
長谷川福次 1999 『八崎の寄居・田尻遺跡』北碓村教育委員会
長谷川福次 1996 『北町遺跡・田ノ保遺跡』北碓村教育委員会
若狭徹 1990 『群馬県における弥生土器の類編過程』『群馬考古学手帳』1 群馬土器研究会
若狭徹 1996 『編年 群馬県地域』『YAY! (やいっ!)』弥生土器を語る会
若狭徹 2000 『S字口縁壺普及及び様式変遷と集団動態—群馬県地域の場合—』『第7回東亜考古学フォーラム S字壺を考える』
若狭徹 2002 『古墳時代の地域経営—上毛野ケルマ地域の3～5世紀—』『考古学研究』49-2
若狭徹・深澤敦仁 2005 『北関東西部における古墳出現期の社会』『新編県における高埴性集落の解体と古墳の出現』新編県考古学会
深澤敦仁 1998 『上野における土器の交流と展開』『庄内式土器研究』16
深澤敦仁 1999 『赤井戸式土器の行方』『群馬考古学手帳』9 群馬土器研究会
深澤敦仁 2001 『群馬県の石製品・石製農具製作について』『考古学』梅澤重昭先生追悼記念論文集
深澤敦仁 2001 『2号・4号住居跡出土土器について』『三原田三反田遺跡』赤城村教育委員会
深澤敦仁・中里正憲 2002 『群馬県玉村町所在・砂町遺跡出土の北陸系土器の位置づけをめぐって』『研究紀要』20 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
深澤敦仁 2002 『赤城村出土の古式土師器の位置づけ』『赤城村歴史資料館紀要』4 赤城村歴史資料館
深澤敦仁 2005 『関東平野北西部』『東日本における古墳の出現』六一書房

註

- (1) ただし、田口氏は自身の編年を「井野川流域」の資料に依る「井野川流域」の編年とするため、その取り扱いには慎重を期さねばならない。
- (2) この時期設定については、適度の細分案であるという指摘もある(大木2001)が、その点については現在のところ、深澤自身も認めており、再検討中である。
- (3) 論理的に考えることが許されるならば、高塚の成立が行幸山田A区1号墳の築造までないすれば、高塚の成立しない赤城山南麓地域同様、この地域もS字甕自体は客体的存在であり、それ以外の様相を考慮しなければならぬのか、という考え方もできてしまう。
- (4) 利根沼田地区においては町田小沢Ⅱ遺跡1号住居出土の千穂甕のように、明らかに「弥生時代後期」に存在するものが存在している。なお、現在では明らかになっていないが、吾妻地区でも同様の資料の出土の可能性が見込まれる。
- (5) 有馬遺跡82号住居出土の甕の中には、S字甕に用いられる調整技法を用いて作られた甕が存在する。技法の特徴からはS字甕の古相(本稿の型E1)とみることの可能であるが、厚甕であることから、非定原のものとする。と扱うことにした。
- (6) これについては、田口分類のS字甕Ⅲ～Ⅴ類をそれぞれとして扱うこととする。
- (7) 滝沢天神遺跡周辺には、同一地形の半径500m程度の範囲の中に同時期の小規模遺跡が集中する。それは三原田三反田遺跡、三原田陣跡上遺跡、見立遊井遺跡、見立相好遺跡である。よってこれらを含めての分析の方が本稿では適切と判断した。
- (8) ここでいう「ハケ甕」とは調整技法にハケを用いている甕の総称として用いることとする。よって、平底、台付の区別はしていない。こうしたまとめ方を理由は、磨き技法を固守する柳式承甕、そしてS字甕とそれぞれ区別する意図を持ったからである。
- (9) 中期的な甕とは単口縁で球胴の体部に平底をもつ形態であり、技法的には体部にケズリ調整を加え、磨きを採用する甕のことを指し、所謂「5世紀的な甕」というものである。
- (10) 0期においても、田尻遺跡Y-1住の出土資料のように、甕・甕の無文化が一部に進行する場合も見受けられる。
- (11) この段階の「東海西部系」の土器には、東海からの搬入品はほぼ皆無と想定する。東海西部系要素が群馬において在地化した土器がすべてと思われる。

群馬県における横穴式石室構築法について

新山保和

- | | |
|---------|---------|
| 1. はじめに | 3. 分析視座 |
| 2. 研究小史 | 4. 結語 |

— 論文要旨 —

群馬県には多くの横穴式石室が構築されている。巨石を用いて構築された八幡観音塚古墳の石室や角四石安山岩を加工した繪貫観音山古墳の石室など、技術的にも高度な横穴式石室が構築されている。横穴式石室の研究は、尾崎喜左雄氏の研究以来、主に平面プランや尺度論、石室の積み方などの可視的な研究を中心に研究が進められてきている。その一方で、開発に伴い壊滅してしまった古墳が増加の一途を辿っている中、なかなか石室の構造的な研究は進展していないのが現状である。そこで、今回は石室の不可視的な部分を取り扱うことにする。特に、横穴式石室を分解しないと得られない情報である石室構築法に着目し、石室の基礎となる部分の構造的な分析を行う。石室構築法は、主に掘り方構造と控え積み構造の二つの技術に大別できる。また、この技術は、両立可能な技術であることから、石室構築法は掘り方構造と控え積み構造の複合形態である複合構造の3つに細分が可能である。これらの構築法の相違は、古墳群の分析から地域差ではなくて、技術的な系譜差であることが分かる。

キーワード

対象時代 古墳時代
対象地域 群馬県
研究対象 横穴式石室

1・はじめに

筆者は以前横穴式石室構築集団の復元を試みたことがある¹¹。そこでは、横穴式石室構築集団は前代の墓制である堅穴式石室の技術を応用し、横穴式石室を構築していることを指摘した。その前提として、この技術者集団は石室のみを構築するのではなく、墳丘を含めたトータルな古墳を構築する集団であることを想定して論を展開した。それは、横穴式石室において、埋葬施設の構築と墳丘盛土は有機的な関連をしている点¹²が模倣として挙げられる。横穴式石室は、盛土と石積みを同時に行うことが主流であり、これらの諸要素が個別の集団により分割構築されていると考えられるよりも、同一の古墳構築集団を想定した方が妥当と考えたからである。そのことは、石室の裏込めと墳丘の葎石が連続して構築されている古墳の事例からも窺える¹³。しかし、青木敬氏により、その想定は関連していないかという指摘を受けた¹⁴。そこで、青木氏からうけた批判を真摯に受け止め、再度石室の掘り方に注目し、再検討を試みることにする。

2・研究小史

まず、青木氏から指摘を受けた鹿田氏の論文から見ていく。鹿田氏は、群馬県伊勢崎市長沼東古墳群を周堀・前庭・石室構築法・主体部・石室開口部と玄室床面の比高などの視点から総合的に分析し、墳丘規模が20m前後で石室構築手法に違いがあることを指摘している。20m級の古墳は石室構築時に地山を整地して石室根石を設置しており、10m級の古墳は堅穴(狭り形)を掘削して根石を設置している。鹿田氏は、この掘りこみ技法について、「墳丘の縮小化の流れの中で古墳構築の簡略化の一つとして堅穴を掘る」ことになったとし、20m級の古墳に堅穴を掘削して根石を設置する技法が取り入れられていったとしている¹⁵。はたして、そうなのだろうか。鹿田氏の編年表(表1)をみると、埋葬施設の形状がわかる最古の古墳は無袖型横穴式石室の32号墳であり、その構築手法は、堅穴を掘削して墳丘を構築している。32号墳は、石室掘りかたと壁石との間隔が狭い点、裏込めに粘土を使用している点、石室開口部にむけて急傾斜で降りこむ構造の点などから古式の様相を呈している。この古墳と同時期のものとして、隣接する地蔵山古墳群の漏8号墳を挙げている。鹿田氏は、この古墳は「小型古墳に横穴式石室が導入された最初の段階のもので、堅穴式石室的な造り方をし、降りこんで埋葬しようとする意識の現れである。」¹⁶としている。このことから、鹿田氏は、初期の横穴式石室の構造は堅穴式石室から移行していくことを意識し、その技術も同様に移行することを想定しているものと思われる。その地蔵山古墳群を調査した松村氏は、堅穴式石室から横穴式石室に移行する時期の古墳の技術的共通点を見いだしている。松村氏は、漏

五目牛20号墳の「壁外側と掘りかた間の裏込めは割れ石、砂礫と交互につこみ粘土をもってかためる。この裏込め手法は調査古墳中古い時期と推測できる堅穴式石室及び横穴式石室の裏込め手法に共通する。」¹⁷とし、堅穴式石室と初期の横穴式石室の技術的な共通性に着目しており、関連性があることを指摘している。桜場一寿氏は、石室「はり方」を立地・プラン・法面から形態分類を行い、掘り方の変遷について述べている。桜場氏は、羽黒台2号墳や中ノ峯古墳の事例分析から、掘り方をを用いて石室を構築する方法は、6世紀前半の大型前方後円墳に横穴式石室が採用された時期からさほど間を空けずに採用されたことを指摘している¹⁸。その後、桜場一寿氏は、群馬県内の堅穴式小石室の分析を行い、横穴式石室の掘り方をを用いて構築する技術は、堅穴式小石室からの技術的な変遷を想定している¹⁹。堅穴式小石室と無袖型横穴式石室の関係は、同様に掘り方をを用いて構築することから、堅穴式小石室を埋葬部とし、これに通路を付設したものが無袖型横穴式石室と発展したと考えている²⁰。「袖無型横穴式石室をもつ比較的古い段階の群集墳は、その構築に当たっては掘り方内に設置されるものが多く、埋葬部幅や構築方法などから堅穴式小石室の技術を踏襲したもの」としている²¹。その後、右島和夫氏は、近隣で展開している横穴式石室の築造過程を見聞した経験や横穴式石室に関する知識があれば、横穴式石室は「従来の堅穴式小石室の技術的延長上で実現は可能」²²だったと考え、掘り方を穿って石室を構築する手法は、堅穴式小石室から群集墳の袖無型石室が継承しているとする。その一方で、掘り方を持たないで旧地表面上に石室を構築する技術は、初現期横穴式石室の技術的影響から派生したと推測している。以上から、右島氏は、横穴式石室に2つの技術的な系譜を想定し、この二つの技術差は地域差であるとしている²³。桜場氏も右島氏と同様に、横穴式石室に2つの技術的な系譜が存在することを指摘している。この二つの差について桜場氏は、両者を受容する個の階層差であることを想定している。拙稿では筆者は、掘り方を使用しない構築技術と掘り方を使用する技術の差は、時期差と考えた。確かに、この技術的な差は、右島氏の指摘する通り地域的な偏りが存在する。しかし、近年大型の初現期横穴式石室である前二子塚古墳の石室の裏込め状態が控え積みであることが確認されている²⁴。また、大型の初現期横穴式石室である築瀬二子塚古墳の玄室は、旧表土上に構築されており²⁵、王山古墳や正円寺古墳も前二子塚古墳と同様に、旧地表面より一段高く盛り上げた基段上に構築されていることが確認されている²⁶。このことから、大型の初現期横穴式石室は、旧地表面に掘り方を構築して石室を構築するのではなく、控え積みをを用いて構築したことが分かってきている。右島氏の指摘する通り、この技術差は地域差なのだろうか。

20～30m級の古墳						20m以下の古墳					
地山整地にて石室を構築			掘り込んで石室を構築			地山整地にて石室を構築			掘り込んで石室を構築		
両袖式	袖無式	その他	両袖式	袖無式	その他	両袖式	袖無式	その他	両袖式	袖無式	その他
		3									
500年											
		5								32	
30									1	66	
31・39									46	29	49
9		62								27・28	
16・A		45		4	7						50
8・B		61			37			34	28		51
15・18	6	12	2						48		55
17		11									
26											
25											
600年											
23			38							36	
13			14・24			33・35					
20		21	19・22							41	
		65	44・59		40C						
			63							43・53	58
			10・42							47・57	
										60	
										64	
										54	
										56	
700年(時期不明 52号墳)											

表1 鹿田論文編年表(鹿田1992より転載、一部改変)

以下、この石室構築法に着目し、具体的な事例について見ていく¹⁷⁾。

3・分析視座

(1) 石室構築法の類型化

石室構築法は、主に掘り方構造と控え積み構造の二つの技術に大別できる。また、この技術は、両立可能な技術であることから、石室構築法は3つに細分できる。

I 類型・・・掘り方を用いて石室を構築する(掘り方構造)

Ⅱ 類型……………控え積みを用いて石室を構築する（控え積み構造）

Ⅲ 類型……………掘り方+控え積みの両方の技術を組み合わせて石室を構築する（複合構造）

掘り方構造とは、旧地表面を整地して、逆台形乃至長方形の堅穴を掘り、その底面に根石を置く方法のことを指す（図1）。この構造的利点としては、堅穴の壁部分が石室石材の補強になることが挙げられる。この掘り方の技術は、前代の堅穴式石塚から継承されている技術であり、横穴式石室にも応用されていることが分かってきている。Ⅰ 類型の古墳・古墳群としては、地蔵山古墳群、根岸山古墳群、蟹沼東古墳群、多田山古墳群、清里・長久保古墳群、荒砥二之塚古墳群、下触牛触古墳群、波志江今宮古墳群、上植木光仙房遺跡古墳群、書上上原之城遺跡古墳群、西長岡南遺跡古墳群、中ノ峯古墳、金山古墳群、棟東村31号墳、棟東村39号墳、旧荒砥村245号墳、小二子古墳、半田南原遺跡古墳群、松本23号古墳、などが挙げられる。右鳥氏が指摘する通り、分布的には赤城山南麓の位置する古墳が多い。特に、その分布の広がりが、渋川市などの北毛地域にも広がる点が興味深い。また、前代の墓制技術を継承していることから、堅穴式石塚から継続して横穴式石室を構築している古墳群が多いのが特徴と言える。

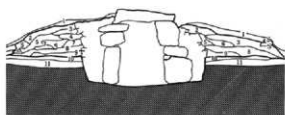
控え積み構造とは、旧地表面上に石室根石を設置し、壁石の外周に壁石を補助するための施設を構築する方法のことを指す（図2）。構築順序は、まず旧地表面を整地して地形を行い、その上に壁石を設置していく。地形には2種類あり、石室構築範囲に礎を敷き詰めるAタイプ（図2-1）と、壁石設置後に礎を敷くBタイプがある。この技術は、床構造とも関連する問題であるが、控え積み構造の特徴とも言える。次に、奥原古墳群を見てみると、控え積み構造には、2種類のタイプがあることが分かる。石室外周に石組みを構築するタイプ（控え積みタイプ）と石室を裏込めで被覆するタイプ（被覆タイプ）（図2-4・5）¹⁸である。控え積みタイプは、壁石と石組みとの間に裏込めを行う（図2-3）。この裏込めと石組みが同じ石材の場合、被覆か石組みか判断が困難である場合がある¹⁹。特に、裏込めが礫のみの場合、石組みが裏込めの礫群と一体化しており、平面図や断面図のみでは判断が難しいケースもある。特に、墳丘を礎で構築する積石塚古墳の場合は、判別が難しい²⁰。本稿では同じ控え積み構造として扱うが、被覆と記載してあるものは被覆タイプ、控え積みと記載してあるものは控え積みタイプに細分可能であることを指摘しておく。Ⅱ 類型の古墳・古墳群としては、E19美九里65号墳、芝宮古墳群、横瀬古墳群、大園塚2号墳、上田篠古墳群、石原稲荷山古墳、総貫観音山古墳、稻荷山古墳、田篠古墳群、

九子山古墳、空沢遺跡古墳群、生品西浦遺跡古墳群、秋葉古墳群などが挙げられる。分布について見てみると、横瀬古墳群、芝宮古墳群、大園塚2号墳、上田篠古墳群など富岡市に集中する傾向にある。基本的には、この地域は控え積み文化圏と言える。この地域は、前代からの墓制である堅穴式石塚や土壌墓がほとんどない地域であり、このことから前代の墓制技術を継承する土台がなかったためと思われる。また、西毛地域にも分布が集中する傾向にある。一部渋川市や沼田市などの北毛地域にも広がりを見せている。北毛地域は、前代の堅穴式石塚から墓制を継続・継承しているのにも関わらず、新しい技術である控え積み構造で石室を構築する古墳群も並存する点は注目される。

複合構造とは、掘り方に控え積みを組み合わせた石室を構築する方法のことを指す（図3）。複合構造の控え積みは、掘り方内に構築するタイプ（図3-1~3、7）と、裏込め後に掘り方より上側に寄りかかるように構築するタイプ（図3-4・8）がある。複合構造の掘り方は、あまり深く掘らない掘り方であるのが特徴である。少林山台古墳群、吉沢古墳群、神保下條古墳群、奈良古墳群、朝日塚古墳が挙げられる。本来掘り方は、裏込めの背後から補強する役目を持っているが、浅い場合はその役目を担えない。少林山台6号墳は、極めて浅い掘り方であり、ほとんど掘り方の機能を発揮していない。この場合は、別の意味を考える必要がある。右鳥氏は浅い掘り方について、神保下條古墳群の観察から、「壁石の基礎部を安定的に据え付けること、あらかじめ決定されていた石室の平面企画を現地に写し取る縄張りの役割を果たすことが主目的」であると述べている²¹。掘り方が浅いと、石室を強固に構築するために控え積み構造が重要になってくる。少林山台6号墳は、極めて浅い掘り方であり、掘り方の機能を発揮していない。この点を重視すると、右鳥氏の言う通り、複合構造の掘り方は、掘り方構造の掘り方とは役割が異なる可能性が高い。その一方で、少林山台7号墳・9号墳・14号墳・御部入12号墳・芝宮98号墳など掘り方構造と同様の深さの掘り方を用いて石室を構築する古墳も存在し、すべてを同一には扱えない。また、複合構造の古墳において、浅い掘り方と深い掘り方の古墳に明確な時期差も認められないことから、深い掘り方から浅い掘り方に変化して行くとは断言できない。ここでは、複合構造の掘り方の性質には2種類あることを指摘するに留める。Ⅲの掘り方と控え積みの技術を組み合わせて石室を構築する古墳・古墳群としては、吉沢峯古墳群、朝日塚古墳、少林山台古墳群、御部入古墳群、奈良古墳群、追墓古墳、神保下條古墳群が挙げられる。

（2）古墳群の類型化

次に、古墳群ごとの石室構築法について見てみる。成



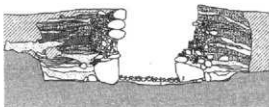
金山1号墳



金山2号墳



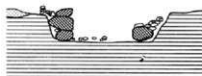
多田山18号墳



多田山13号墳



奥原18号墳



奥原62号墳



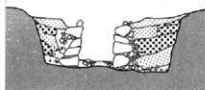
下触牛伏4号墳



下触牛伏6号墳



下触牛伏5号墳



下触牛伏7号墳



荒砥二之堰6号墳



荒砥二之堰8号墳



図1 掘り方構造

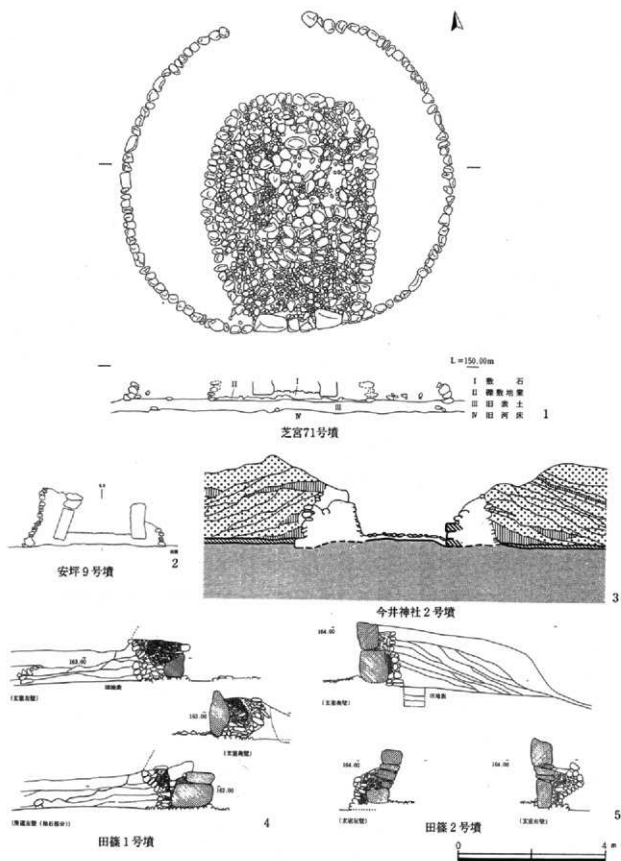


图2 控え積み構造

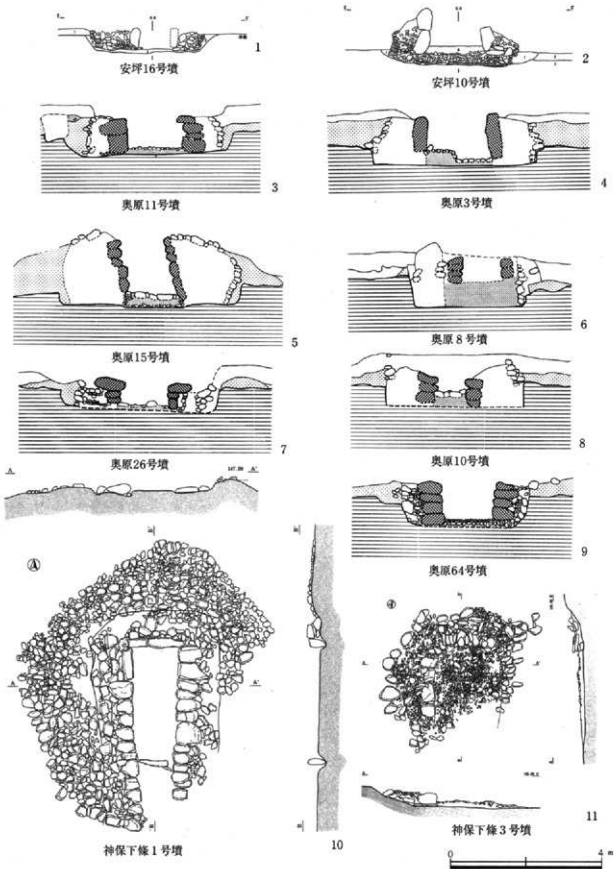


図3 複合構造

立するパターンとしては、単数(A)と複数(B)の2つに大別できる。それぞれ3つに分類可能であるので、細別すると6パターン成立する。

単数パターン

A-1……堀り方構造のみで石室を構築する古墳群……地蔵山古墳群、根岸山古墳群、蟹沼東古墳群、多田山古墳群、清里・長久保古墳群、荒砥二之塚古墳群、下触牛伏古墳群、波志江今宮古墳群、上植木光仙房遺跡古墳群、書上上原之城遺跡古墳群、西長岡南遺跡古墳群

A-2……控え積み構造のみで石室構築する古墳群……田篠古墳群、芝宮古墳群、横瀬古墳群、上田篠古墳群、秋塚古墳群、空沢古墳群、

A-3……複合構造のみで石室構築する古墳群……神保峯古墳群、西大室古墳群、奈良古墳群、少林山古墳群、御部田古墳群

複数パターン

B-1……堀り方構造と控え積み構造で石室構築する古墳群……白藤古墳群、大室古墳群

B-2……堀り方構造と複合構造で石室構築する古墳群……奥原古墳群

B-3……控え積み構造と複合構造で石室構築する古墳群……本郷の場古墳群

古墳群の形成時期については、前代の墓制から継続して墓域を形成する古墳群と横穴式石室から墓域を形成する古墳群の2つに大別できる。

前代の墓制(堅穴式石室など)から継続して墓域を形成している古墳群について見てみると、地蔵山古墳群、峯岸山古墳群、少林山古墳群、波志江今宮古墳群、多田山古墳群、上植木光仙房遺跡、上横依遺跡古墳群、白藤古墳群、西長岡南遺跡古墳群、半田南原古墳群、空沢古墳群が挙げられる。

横穴式石室導入から墓域を形成する古墳群について見てみると、清里・長久保古墳群、荒砥二之塚古墳群、書上上原之城遺跡古墳群、下触牛伏古墳群、大室古墳群、熊の穴遺跡Ⅰ・Ⅱ古墳群、芝宮古墳群、横瀬古墳群、奥原古墳群、本郷の場古墳群、御部田古墳群、秋塚古墳群、奈良古墳群が挙げられる。

以上を比較して見てみると、前代の地域的な発展の差があるものの、地域的には偏る傾向にはない。

(3)小結

控え積み構造の初現期横穴式石室を含む古墳群について見てみる。本郷の場古墳群は、4基の古墳が調査されている。埋葬施設はすべて横穴式石室で、両袖型3基、無袖型1基である。石室構築法は、複合構造の古墳(的場A・C・D号墳)と、控え積み構造の古墳(的場E号墳)がある。本郷の場古墳群中で最古の横穴式石室である本郷の場E号墳は、堀り方を用いず、裏込め被覆の石組で壁石を補強している(控え積み構造)。この古墳は、

初現期横穴式石室であり、この古墳が堀り方を用いない点は注目に値する。本郷の場古墳群では、その後横穴式石室が盛行するが、本郷の場古墳群や同一古墳群である奥原古墳群では、堀り方構造や複合構造で石室を構築している。その後、本郷の場E号墳以外には、控え積み構造の石室は見あたらず、継続して採用されていない。初現期横穴式石室の伴う古墳群において、その初現期古墳にだけ控え積み構造を採用して石室を構築している。同様な事例としては、大室古墳群が挙げられる。大室古墳群では、初現期横穴式石室である前二子古墳のみが控え積み構造で石室を構築している。その後、同一古墳群を形成する後二子塚古墳・小二子塚古墳は堀り方構造で石室を構築しており、その技術を連続的に継承していない。同一集団が石室や古墳を構築しているのならば、控え積み構造で石室を構築するのが自然な流れであろう。しかし、両古墳群とも、控え積みの技術は継続的に採用されていない。この点を踏まえて横穴式石室の構築法についてまとめてみると、構築技術の変遷は、まず控え積み構造の技術を持つ集団が初現期横穴式石室を構築する。その後、控え積み構造の技術はダイレクトには継承されず、前代から継承する技術である堀り方構造で横穴式石室を構築する。その後、控え積み構造の技術も一般化し、堀り方構造の技術と融合して複合構造の技術が誕生する。この点からみて、複合構造は他の構造よりも遅れて導入されたと考えられる。

4. 結論

上野における横穴式石室の構造的検討を行ってきたので、ここでその検討結果を整理してみる。控え積み構造と複合構造の技術は、前代の技術に見られないことから、自発的に発生したのではなく、横穴式石室の情報と一緒に伝播してきた技術と考えられる。それは、大型の初現期横穴式石室が、控え積み構造で石室を構築している点からも窺える。大型の初現期横穴式石室を含む古墳群を見てみると、まず控え積み構造で横穴式石室を構築し、その後継承する古墳には控え積み構造を採用していない。前代から継承する技術である堀り方構造で横穴式石室を構築している。このことから、大型の初現期横穴式石室を構築した集団が、単独で存在した可能性が高い。この集団は、横穴式石室の情報と控え積みの技術をもっていたものと考えられる。その後、横穴式石室の情報は拡散するが、控え積みの技術はダイレクトには受け継がれていない。連続する古墳群では、前代から継承する技術である堀り方構造を用いて、横穴式石室の構築を開始している。その後、控え積み構造の技術も広く用いられるようになり、両方の技術が融合し、新しい技術である複合構造が誕生していったと考えられる。

以上の点を総合的に判断すると、堀り方構造と控え積

み構造の技術的な差は、地域差ではなく系譜差であると考えられる。この系譜差は、導入時期に限定されるものであり、その後の構造差が集団差を示すかどうかは、裏込めや床構造、平面プランと構築技術との関係などを含めて、再度検討する必要がある。今後の課題としたい。論点が散れずに煩雑な議論になってしまったが、筆者の研究の方向性は示せたとと思う。今後は、これらの分析視点を全国的に展開し、石室構築における構造的な比較研究に発展していきたいと考えている。

謝辞 本稿を書くにあたって、池田政志氏には多大な協力を頂きました。この場を借りて、深く感謝の意を表したいと思います。また、この論文を書く動機を与えてくれた青木敦氏にも再度深く感謝したい。日頃より運筆な筆者を叱咤激励して下さる多くの方々にも記して謝意に代えさせていただきます（順不同・敬称略）。

巾 隆之・志村 哲・加部 二生・島田孝雄・長井正秋・横澤真一・田中 裕・上野恭子・入澤雪絵・和久美緒

注

- 1) 新山保和 2000 「横穴式石室の基礎的研究—群馬県を中心として—」『奥津城研究』創刊号 奥津城研究会
- 2) 石島和夫、「石室の築造企図と墳丘・周堀の築造企図とが有機的な関係をもっていることは明らかにである。」と述べている。石島和夫 2003 「Ⅲ 横穴式石室の構築過程を調査する—群馬県富岡市日蓮塚跡1号墳—」石島和夫・土生田純之・青木敦・吉井秀夫編『古墳構築の復元的研究』雄山閣
- 3) 奥原6号墳、榎東村30号墳、金山1号墳などが事例として挙げられる。
- 4) 青木氏は、筆者の問題点が「すべて同一製作者の手になるとはいえない石室掘り形と石室裏込めの同一輪で分析・分類してしまっただい点にある」と指摘する。そして、先行研究で多岐にわたる分類視点を提案した直根氏の論文を引用していない点にも触れ、筆者の研究視点の誤りを指摘している。青木敦 2005 「後・終末期古墳の土木技術と横穴式石室—群馬県築造における「畿内と東国Ⅰ」『東国史論』第20号 群馬考古学研究会 pp.5
- 5) 廣田博三 1992 「赤城山南麓における群馬県成立過程の分析—群馬県伊勢崎市飯沼東古墳群を中心にして—」『研究紀要』第10号財団法人 群馬県歴史文化財調査事業団 pp.122
- 6) 廣田博三 1992 「赤城山南麓における群馬県成立過程の分析—群馬県伊勢崎市飯沼東古墳群を中心にして—」『研究紀要』第10号財団法人 群馬県歴史文化財調査事業団 pp.124
- 7) 松村一朗 1978 「赤城村地蔵堂の古墳2」『群馬県在法部赤城村文化財調査報告』8 赤城村教育委員会 pp.86
- 8) 松本浩一・坂橋一寿・石島和夫 1981 「鏡石切経横穴式石室における構築技術上の問題—いよいよゆる糸組をもつ南下E型古墳を中心として—」『群馬県史研究』13 群馬県史研究会 pp.52
- 9) 坂橋一寿 1988 「群馬県における横穴式小石室の母形」『群馬県の考古学—創立十周年記念論叢』(財)群馬県歴史文化財調査事業団 pp.323
- 10) 尾崎善吉氏は、無輪型石室について、横穴式石室を包容するに当たり、堅穴式系統の伝統の上に、半段形用の石室として構築されたものという見解を述べている。尾崎善吉 1966 「第1章第3節 横穴式古墳構築の概要」『横穴式古墳の研究』pp.19
- 11) 坂橋氏は、堅穴式石室の分類を行い、無輪型横穴式石室を含めている。坂橋一寿 1990 「第九章 石室の構築 三 堅穴式小石室」『群馬県史—通史編1』原始古代1 群馬県 pp.813-814
- 12) 石島和夫 2004 「群馬県築造背景」『福岡大学考古学論集—小田富士雄先生追悼記念—』pp.376
- 13) 鎌川流域をはじめとし、現在の利根川以西に当たる西毛地域は、基本的に崩りを持たず、平坦面に築造あるいは石敷きの基礎の上に石室を構築し、背後を「裏込め」とそれを押さえる葺石状の「裏込め被覆」で覆い、さらにその背後を益てと補強する構造とするのが一般的であり、利根川以東の赤城山南麓をはじめとする地域は、崩り方を持つ構造が一般的であるとする。石島和夫 2003 「Ⅲ 横穴式古墳の構築過程を調査する—群馬県富岡市日蓮塚跡1号墳—」pp.253 「Ⅲ 巨石巨室築造背景—群馬県高崎市観音塚古墳の横穴式石室—」pp.289 石島和夫・土生田純之・青木敦・吉井秀夫編『古墳構築の復元的研究』雄山閣
- 14) 志村哲・中島誠 2003 「群馬県」『日本考古学年報56』日本考古学協会 pp.181
- 15) 大工原・井上慎也・志村哲・加部二生・荒木勇次 2003 「築造二子塚古墳・築造宮塚古墳」市史編さん事業及び都市計画建設部建設事業に伴う範囲確認調査及び埋蔵文化財発掘調査報告書 安中市教育委員会 pp.21
- 16) 中村富雄 1977 「王山古墳・群馬縣松古墳群」『観光資源調査報告書』VOL.5-3
- 17) 掘り方などの用語については、各研究者によってばらつきがある。本来ならば、統一して使用するべきであるが、今回は各研究者の見解を尊重して基本的には引用文献に倣うこととする。なお、今回分析した石室は、基本的には古墳群単位で調査されており、高かつ裏込め構造などが記述・図化されているものを対象とした。
- 18) 石島氏は、「裏込め被覆は、石室の躯体の補強としてその背後になされる裏込めが崩壊しないように土の周りをさらに石垣状に補強するもので、機能上には裏込め構造の一部」とし、「淵川流域では横穴式古墳に川原石を使用した裏込め被覆が存在するのが一般的である。」と述べている。石島和夫 1988 「Ⅲ 古墳時代の遺構と遺物」『日蓮上平道跡』pp.30
- 19) 神保下第1号墳が挙げられる。
- 20) 例えば、神保下第2号墳は、2基の両輪型横穴式石室で調査されている。葺石を配置する部分と背後の裏込め部分のみを葺石に掘り下げた平坦掘り字状のプランを呈する掘り方構造を持つ複合構造で石室を構築している。神保下第2号墳は、墳丘を土で構築しており、裏込め被覆の石積みが設置されている。神保下第1号墳は、墳丘を土で構築する横石塚古墳であり、明確な裏込め被覆の石積みを持たず、裏込めに土を敷いている。両者は浅いU字状の掘り方構造で石室を構築する点では共通するが、墳丘を土でそれぞれ構築しており異なる構築法を用いている。しかし、掘り方のプランなど同一技術を用いており、同じ集団が構築している可能性が高い。
- 21) 石島和夫 1992 「神保下第2号墳」pp.34-35

引用資料

- 青木敦 2004 「横穴式石室と土木技術」『古墳文化』創刊号 國學院大学古墳時代研究会
- 飯塚誠 1988 「第2章第3節 古墳と出土遺物」『上横木光山房遺跡』(財)群馬県歴史文化財調査事業団
- 飯塚誠・池田秀夫 1993 「少林山古墳跡」財団法人 群馬県歴史文化財調査事業団
- 石井克己・太田国男 2005 「丸山遺跡」子持村文化財調査報告書第15集 群馬県北群馬郡子持村教育委員会
- 石北直樹・水田登 1982 「大釜淵1号古墳」『沼田市文化財調査報告書』第2集 沼田市教育委員会
- 石北直樹 1983 「金山古墳群」『大釜淵・金山古墳群』群馬県歴史文化財調査事業団
- 石坂茂 1986 「荒砥北原遺跡」『荒砥北原遺跡・今井神社古墳群・荒砥古墳遺跡』財団法人 群馬県歴史文化財調査事業団
- 石坂茂 1986 「今井神社古墳群」『荒砥北原遺跡・今井神社古墳群・荒砥古墳遺跡』財団法人 群馬県歴史文化財調査事業団
- 横井潤子 1993 「Ⅴ 荒砥村245号墳の調査」『荒砥宮川遺跡・荒砥宮原遺跡』財団法人 群馬県歴史文化財調査事業団

- 井上太 1984 「上田墓古墳群」『上田墓古墳群・原田孫造発掘発掘調査報告書』富岡市教育委員会
- 入澤智雄 2005 「安坪古墳群」『長根遺跡群Ⅱ』群馬県多野郡吉井町教育委員会
- 上原啓己・田村孝・高橋祐子・桜井孝 1981 「石原福壽山古墳」高崎市文化財調査報告書第23集 高崎市教育委員会
- 大江正行 1990 「本郷の場古墳群」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大塚健 1991 「大岡塚2号墳」山武考古学研究所
- 大塚昌彦 1978 「空沼遺跡」『渋川市発掘調査報告書Ⅲ』群馬県渋川市教育委員会
- 大塚昌彦 1982 「空沼遺跡」『渋川市発掘調査報告書Ⅵ』群馬県渋川市教育委員会
- 大塚昌彦 1994 「平田南原遺跡」渋川市教育委員会
- 尾崎吉左衛門 1966 「横穴式古墳の研究」吉川弘文館
- 柏木一男 1966 「芝宮古墳群（富岡64号古墳）」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第23集 群馬県富岡市教育委員会
- 柏木一男 1997 「芝宮古墳群（富岡20・21・58号古墳）」群馬県富岡市教育委員会
- 柏木一男 1998 「芝宮古墳群（富岡69号・71号・72号・74号・99号古墳）」群馬県富岡市教育委員会
- 金子正人 1988 「稲荷山古墳」群馬県前橋市教育委員会
- 神谷佳明 1995 「流志江今宮遺跡」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小池雅典 1989 「遠藤古墳（旧河津村第8号古墳）」沼田市教育委員会
- 小池雅典 1991 「秋塚古墳群Ⅰ」沼田市教育委員会
- 小池雅典 1992 「秋塚古墳群Ⅱ」沼田市教育委員会
- 小池雅典 2001 「奈良古墳群」群馬県沼田市教育委員会
- 古郡正志 2002 「E19丸九里65号墳発掘調査報告書」群馬県沼田市教育委員会
- 小島純一 1989 「白倉古墳群」柏川村文化財報告第十集 群馬県多野郡和川村教育委員会
- 駒倉秀一・都所敬尚 1990 「狭伏遺跡群Ⅰ」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 齋田彦彦 2005 「生品西地遺跡」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂場一寿 1988 「付編1. 書上上原之城遺跡の古墳」『書上下吉祥寺遺跡・書上上原之城遺跡・上榎木也町遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂場一寿 1989 「第2章 横穴式石室 1. 構造と規模」『縄文観音山古墳Ⅱ—石室・遺物編—』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 篠原幹夫 1990 「横塚古墳群」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第9集 群馬県富岡市教育委員会
- 篠原幹夫 1992 「芝宮古墳群」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第12集 群馬県富岡市教育委員会
- 新藤彰 1985 「榑東村39号墳（榑子遺跡）発掘調査報告書」『榑東村埋蔵文化財調査報告書』第2集 榑東村教育委員会
- 新藤彰 1988 「榑東村31号墳（能瀬遺跡）発掘調査報告書」『榑東村埋蔵文化財調査報告書』第5集 榑東村教育委員会
- 須長泰一 1988 「堀沼古墳群（昭和62年度）」伊勢崎市教育委員会
- 岡本寿雄 2002 「古海松塚古墳群」大泉町教育委員会
- 都所敬尚・狩野吉弘 1991 「横塚遺跡群Ⅱ」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 徳江秀夫 1985 「荒砥二之塚遺跡」『昭和55年度県営公園整備事業完成近南部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 徳江秀夫 1988 「IV 古墳時代の遺構と遺物—3. 古墳」『下榎牛輪遺跡』財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 羽島敬彦 1991 「陣場・庄司原古墳群」群馬県多野郡富士見村教育委員会
- 深澤敏仁 2004 「多田山古墳群」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 藤岡一雄 1981 「25 御部入古墳群」『群馬県史—資料編3』原始古代・古墳3 群馬県
- 河口正史 1985 「朝日塚古墳—発掘調査の概要—」北橋村教育委員会
- 國部守央・前原豊・伊藤良 1992 「後二子古墳・小二子古墳」『大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報Ⅰ』前橋市教育委員会
- 前原豊・伊藤良・戸所慎策 1993 「前二子古墳」『大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報Ⅱ』前橋市教育委員会
- 前原豊・宮内毅 1997 「小二子古墳」『大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報Ⅳ』前橋市教育委員会
- 松田猛 1997 「西大室丸山遺跡」群馬県教育委員会
- 松本浩一・塚場一寿・岡部一・小根山征司 1980 「中ノ塚古墳発掘調査報告書」『子持村文化財調査報告』第1集 子持村教育委員会
- 松本浩一 1983 「奥原古墳群」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 松本浩一・神保伸史・相京建史 1986 「清里・長久保遺跡」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石島和夫 1992 「第3章 観音塚古墳の基礎的検討」『観音塚古墳調査報告書』高崎市教育委員会
- 村岡泰子 1989 「松本23号古墳発掘調査報告書」邑楽町教育委員会
- 松村一昭 1966 「赤堀村大字南原古墳発掘調査報告書」『群馬文化』86号 群馬文化会
- 松村一昭 1975 「赤堀村塚原山の古墳Ⅰ」群馬県佐波郡赤堀村文化財調査報告書4 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1976 「赤堀村塚原山の古墳Ⅱ」群馬県佐波郡赤堀村文化財調査報告書5 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1977 「赤堀村地蔵山の古墳Ⅰ」群馬県佐波郡赤堀村文化財調査報告書7 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1982 「洲山古墳群及び北通、麻基遺跡発掘調査概報」『群馬県佐波郡赤堀村文化財調査報告』20 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1986 「吉沢塚古墳発掘調査概報」『群馬県佐波郡赤堀村文化財調査報告』21 赤堀村教育委員会
- 若狭敏・梶原綾子 1996 「足門村西古墳群」群馬県埋蔵文化財調査報告書 第42集 群馬県群馬町教育委員会

図版出典 図版はすべて報告書より転載し、縮尺はすべて1/100に統一した。

気候変動と竪穴住居増減との関連について

石 守 晃

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1 はじめに | 5 屋久杉の研究に基づく気温変化の妥当性の検討 |
| 2 竪穴住居データのカウント | 6 気温変化と竪穴住居軒数の比較 |
| 3 時期の区分単位の設定 | 7 おわりに |
| 4 竪穴住居の増減 | |

— 論文要旨 —

かつて整理を担当した多比良追部野遺跡（群馬県吉井町）の古墳時代後期から平安時代の竪穴住居軒数の増減について、屋久杉に見られる推定気温の経年変化（北川1995）と比較したところ概ね一致した。そこで群馬県内の竪穴住居軒数（人口）が気候変動に連動するのではないかという仮説を立て、その検証を目的として調査を行った。

竪穴住居の時期別軒数の増減については報告書の記載状況に鑑み、1/2世紀を単位として集計した。その結果、約5千件のデータで見ると5世紀の減少、6世紀後半をピークとした急激な増加、7世紀の減少、8世紀の増加と減少、9世紀後半をピークとした増加と12世紀にかけての減少、消滅という傾向が認められた。

気候変動については屋久杉から推定された気温変化を群馬県内で援用し得るか否かを判断するため、県内で比較的多くのデータが揃う花粉分析成果を集成し、その植物学的再検討を中心にONP研究所に依頼して分析を行った。花粉分析の解析では明確な気候変動の確認はできなかったが、その可能性を持つ変化も認められたため、屋久杉による気候変動は援用できるものと判断し、やはり1/2世紀単位でその平均値を算出した。

屋久杉に基づく気温変化と竪穴住居の増減について比較したところ一致する箇所もあったが、概ね1/2世紀以下のズレが見られた。しかし両者の増減のラインは近似しており、時期設定の単位を1/2世紀としていることからその誤差を勘案すると、寧ろその関連性が認められるのではないかと考えたのである。竪穴住居が該期の一般的な建築物であることを考えれば、その増減は気候変動連動する、即ち寒冷な時期には人口が減少し、温暖期には増加していた傾向が窺われたのである。尚、11世紀以降は竪穴住居の掘立柱建物への変換が考えられることから、その連動性は低いと見られる。

キーワード

対象時代 古墳～平安時代
対象地域 群馬県
研究対象 気候変化と竪穴住居軒数

1 はじめに

つたない発掘経験を通してではあるが、常々群馬県では4世紀や6世紀の竪穴住居に対して5世紀の竪穴住居軒数が少なく、或は8世紀のものに対して9世紀の竪穴住居軒数が多いように感じていた。こうした時期による竪穴住居の増減のイメージがあるかどうかについて幾人かの同僚と話をしたことがあるが、やはり多少イメージの違いはあったとしても増減のあること自体についてはそうした感触を持っている者が多いようであった。恐らく群馬県内で発掘調査に携わった経験のある調査担当者は総じて似たような感触を持っているのではないかとと思われるのである。

こうした竪穴住居の時期的増減を恐らく最初に数値化して示した人物に井川達雄がいる。氏は十数年前に上越新幹線の発掘データを集計した中で、こうした傾向を指摘している(井川1992)¹¹。その所見は下掘の得ていた感触とは若干異なるものではあったが、氏は「古墳時代前期から中期にかけては、少し竪穴住居跡が増え、古墳時代後期になると爆発的に増え」、「古墳時代から飛鳥・白鳳時代になると竪穴住居の数が減り」、「奈良時代になると再び増え始める」とその増減傾向を指摘している。そしてこうした竪穴住居の時期的増減の原因を、当時まだ作業途上にあった土器編年の不備に求められたのである¹²。その数年後、下掘も多比良追野遺跡の整理作業を担当した中で、古墳時代後期から平安時代の竪穴住居に時期による増減傾向のあることを確認したのであるが、当時(1990年代前半)既に既期の土器編年作業が凡その成果を取っていたこともあって、その原因を土器編年以外に求めるべきであろうと考えたのである。そこで着目したのが北川浩之氏による屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化(北川1995)¹³であった。下掘はこの気候変動と竪穴住居の増減——即ち主たる居住建物と目される竪穴住居の増減は人口の増減も意味すると考える——が連動するのではないかと考えたのである。そしてその比較によって少なくとも多比良追野遺跡に於いては凡そその関連を認めることができた(石守1997)¹⁴である。

しかしこれは県南西部の多野郡吉井町に於ける1遺跡の成果を基に示し得たものでしかなかった。そうしたことから常々こうした傾向が群馬県全体についても言えるか否かを検証したいと考えていたのである。そこで群馬県全域を対象に3世紀から11世紀の、土器器を使用する時期の竪穴住居軒数をカウントして時期による増減の傾向を把握し、それが多比良追野遺跡の竪穴住居で見られたような屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との間の関連性が認められるか否かを検証したいと考えたのであり、これが本稿の目的とするものである。

またこれに伴って、使用する屋久杉の研究から得られた推定気温の経年変化が群馬県に於いても援用できるか否かを確認する必要があった。そこで県内で鑑定事例の多い花粉分析結果を用いて検証することとしたのであるが、これは幸い群馬県内では当該期の主たるものだけでも3世紀末、5世紀末と6世紀前半の3回のテフラの堆積や後2者降下後の泥流の堆積があり、これをキー層として花粉分析成果を比較することによって検討が行えるのではないかと考えたからである。

2 竪穴住居データの集計

さて先づ3世紀から11世紀にかけての竪穴住居を対象として、註(5)に掲載した63遺跡、5,045軒の竪穴住居を使用して集計作業を行った。この際遺跡はランダムに選定し、また地域に偏りが生じないように試みたのであるが、結果として高速道路や新幹線建設など大規模開発の報告書を中心に採用し、且つ比較的新しい発行の発掘調査報告書を中心に取り上げることになってしまったために、結果として西毛地区(群馬県西部地区)が多くなるなど地域的な偏りが生じてしまい、群馬県全域を対象とするという当初の目的を全うすることはできなかったのである。

また竪穴住居の時期については、明らかに誤りのあるもの以外は各報告書に記載されるままを受け入れた。その一方で時期が記載されないものについてはあまり取り上げていなかったのである。これは確かに調査報告書には各竪穴住居出土の遺物の実測図等の掲載はあるものの、掲載された遺物がその住居に伴うか否かの記載がない場合が少なくなかったからである。即ち例えば竪穴住居はその廃棄後もクレーター状の窪地として集落内にその姿が残ることが知られている¹⁵、そこがゴミ捨て場として利用されるなどして当該の竪穴住居とは異なった時代の遺物が入るケースがあるなど、つまりは報告書にその記載がない限りには掲載されている遺物が必ずその住居に伴っているとは判断できなかったからである。従って時期の記載のない竪穴住居については敢えてその多くは排除したのである。一方時期の記載されている報告書についても、使用される編年の種類や個々の研究者の視点によってその時期に前後のあることは承知している。或いは報告書によっては住居に伴う場合が高い住居壁際の三角堆積上の出土遺物を覆土中出土という理由だけで排除しているケースや、床直(床面上に出土する)の遺物だという理由だけで吟味もせずに当該住居の遺物としていると見られる例のあることも承知している。しかし残念な例々々の住居それぞれについて実測図や遺構写真に当たって検証する時間的な余裕がなく、個々の遺物についてもその時期をはっきりと評価する能力は下掘にはない。しかしこうした事情もあるにせよ、時期の記載

れている大方の報告書では遺構図面や写真等の検討、或は調査担当の所見に基づいて、その時期の判断が下されていると判断できるものと考え、また学術的多様性に照らしても下に記すように本稿に於いては作業上より細かい時期区分を用いないこともあって、その記載を用いても大きな齟齬はないものと判断して基データとしては報告書の記載を概ねそのまま採用することとしたのである。

3 時期の区分単位の設定

しかし乍ら、発掘調査報告

書に記載された時期表示の形式は様々である。比較的多いのが表記そのものがないもの、奈良・平安時代といった複数の時代を一括して報告しているもの。古墳時代、平安時代といった時代区分だけが表記されているものや、古墳時代前期、中期といったように時代内の区分で表記されているものもある。一方、世紀を単位として表記されているものもある。その中には1世紀単位で表記されているものがある一方、一つの世紀を前後半に二分して記載したものや1/4世紀或は1/3世紀単位で記載されたもの、或いは世紀を跨いで表記されているものもある。そして複数単位として表記されたものなど多様であり一定していなかった。しかしその傾向を全体として見ると7世紀前半期までのものは1/2世紀単位で記載されるものが比較的多く、片や7世紀後半以降のものでは1/4世紀或は1/3世紀単位で記載されるものが多かった。

しかし本稿の目的の一つでもある3世紀から11世紀という800年余りの期間の堅穴住居軒数の変遷を把握するに当っては、このような多様なスタイルで表記されたものを以て単純に比較するのは不都合であると思われた。そこで均質な比較を行うに当っては基準を一定なものにして処理する必要があると思われたのである。勿論1/4世紀単位のようにより細分化された基準で比較できれば時期的変遷を正確に把握することができるのは言うまでもない。しかし乍ら報告書における記載は一様では無く、上に述べたように各報告書を検討してそれを1/4世紀単位で時期区分していく能力も下拙にはない。そこで全期間を通して援用し得る“最大公約数”ともと言えるような時期区分として1/2世紀という単位を採用し、これを以て各堅穴住居を区分し、集計することとしたのである。

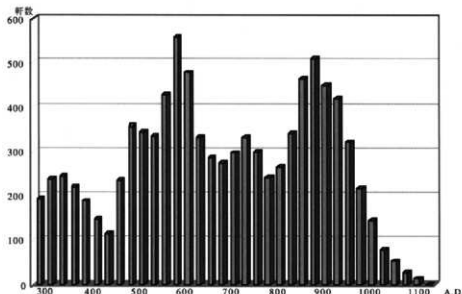


図1 堅穴住居軒数の時期的変遷

表1 時期別の堅穴住居軒数

時期	3世紀		4世紀		5世紀		6世紀		7世紀	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
住居軒数	109	194	244	189	115	358	336	558	331	275

時期	8世紀		9世紀		10世紀		11世紀		12世紀	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
住居軒数	332	242	342	510	420	218	79	26	0.3	

4 堅穴住居の増減

上述の区分方法に従ってサンプリングした堅穴住居を集計したものが上に示した図1と表1である。

堅穴住居の時期別軒数の増減は、約5千件のデータで見ると4世紀初頭に向かって増加(3世紀後半を1とした場合1.23)し、5世紀の中葉に向かって減少(同0.58)する。そして6世紀後半期のピークに向かって大きく増加(同2.88)するが、この間には6世紀前半期に僅かな減少(同1.85→1.78)も認められる。そしてピークから7世紀の前半にかけての僅か50年程での急激な減少(同1.42)があり、8世紀の緩やかな増加と減少(同1.71と1.25)が見られ、9世紀後半をピークとした大きな増加(同2.65)、そして12世紀にかけての減少、消滅という傾向が認められた。特に5世紀前半期から6世紀後半期にかけての1世紀半での増加は5倍近くという大きな増加であり、また8世紀から9世紀にかけての増加は2倍近いものであった。一方4世紀から5世紀にかけての減少は、その住居軒数が半減するものであり、6世紀後半期から7世紀前半期の50年間の減少は4割も減少するという大きなものであった。高、11~12世紀の減少も大きい。これは据立柱建物への転換が影響するもので、他の時期の増減とは単純に比較できない。

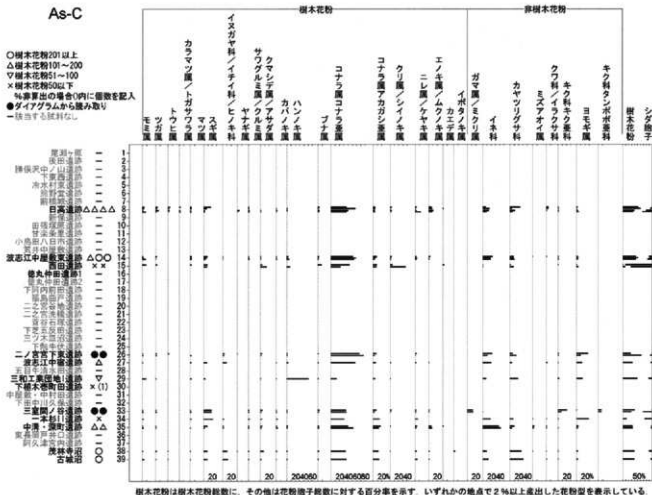


図2-1 花粉分析成果 (As-C降下時) 大井氏作図

5 屋久杉研究に基づく気温変化妥当性の検討

繰り返しになるが、本稿では前稿に記した堅久住居の時代的増減と屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との関連を検討することを目的としている。そこで次に、今一つの要素である屋久杉の研究から得られた経年変化が果たして群馬県地域に於いても整合性のあるものとして使用可能なか否かを検討してみたいと思う。

その際、本来であれば木材の年輪幅の観察による気候の経年変化の把握が最も正確であろう——寧ろそれがあれば屋久杉の研究に基づく経年変化を使用する必要はないのであるが——と思われるのであるが、残念乍ら群馬県に於ける出土木製品が広葉樹を中心とするものであることもあって年輪による経年変化が全くと言ってよいほど把握されていないのが現状である。そこで着目したのが本県で鑑定事例の多い花粉分析成果であった。幸い群馬県では本稿が対象としている弥生時代後期から平安時代にかけての期間でも、3世紀末或は4世紀初頭の浅間山噴出の軽石 (As-C)、5世紀末とされる榛名山噴出の

火山灰 (Hr-FA)、や6世紀前半とされる榛名山噴出の軽石 (Hr-FP)、12世紀初頭の浅間山噴出の (As-B) 火山灰及び軽石といったテフラが広く確認されており、加えてHr-FAとHr-FPに伴う泥流も榛名山の南東麓から南麓の広い範囲に確認されている。従ってこれらをキー層として前後の土層の花粉分析成果を検討することによって屋久杉による経年変化との比較ができなかと考えたのである。

本県に於ける花粉分析は2社を中心とした複数の分析会社に依頼され、鑑定報告が提出されているのであるが、鑑定報告書の再検討に当たっては客観性を持たせるため敢えてたまたま本県での鑑定実績の少ない分析者に依頼することとした。そこで鑑定者としてONP研究所 (大阪府寝屋川市) の大井信夫氏にその検討を依頼することとしたのである。氏には本県で鑑定された38遺跡の花粉分析報告書の評価をお願いし、尾瀬沼の所見を併せて検討戴いた。残念乍ら紙数の都合もあって提出された報告書⁽¹⁾を全文掲載することはできないのであるが、以下に検討結果を中心にその概要を記したいと思う。

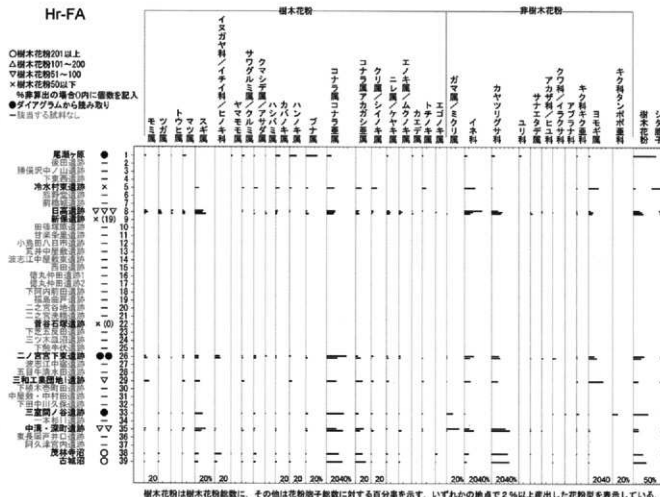


図2-2 花粉分析成果 (Hr-FA降下時) 大井氏作図

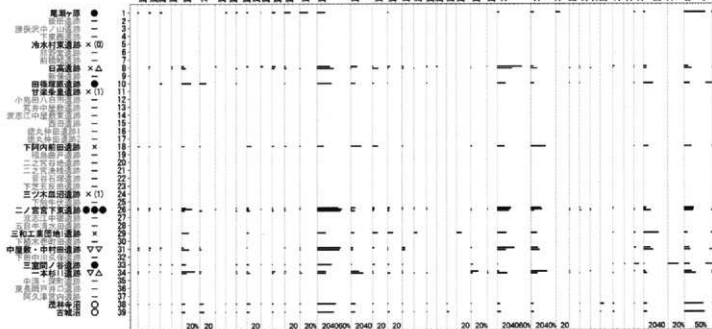
提出された報告書によれば「テフラ前後の試料が得られた地点はそれほど多くなく、花粉がほとんど産出しない場合も多」く、「花粉が出ている地点でも計数が少ない場合が多かった」ために、「クラスター分析、多変量解析などの統計解析を行うことは不可能である」という問題を指摘された上で、花粉群の特徴として「尾瀬ヶ原をのぞいて、全般にいずれの時代でもコナラ属コナラ亜属が多く、常緑広葉樹のコナラ属アガシ亜属、クリ属/シノキ属、エノキ属/ムクノキ属と、スギ属が伴う」とされ、このうち「コナラ亜属、スギ属は人為的な影響(二次林、植林)が考えられる」と指摘されている。また「尾瀬ヶ原ではブナ属、コナラ属コナラ亜属が多産し、冷温帯植生が広がっていた」と所見を記されている。そして「データ量が少ないため地域差、時代差を十分に議論することは難しい」とし乍ら、地域差(下記の地点番号については第2図-1~3参照)については「尾瀬ヶ原以外では、地点(14, 15, 26, 31)ではコナラ亜属の産出率がやや高く、地点(10, 33, 34, 35, 38, 39)ではスギ属・イヌガヤ科/イチイ科/ヒノキ科の産出率が高い傾向

が見られる」とされている。また同じく時代差については「As-Cと比較して、Hr-FAではコナラ亜属がやや減少する傾向がある。As-Bでは再びコナラ亜属が多くなる。この変化は、気候変動の可能性も考えられるが、人間活動との関連性も考えられる」と報告されている。

以上概要を記した大井氏の鑑定所見に見られるように、結果として屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化が群馬県に於いても採用できるとの明確な裏づけは得られなかったのであるが、反面ははっきりとこれを否定する要素も見られなかったのである。一方でAs-C・Hr-FA・As-B降下期の分析結果の比較から、コナラ亜属の多い状態から減少、増加という変化が確認されたのである。このコナラ亜属の増減は大井氏の御教示によれば、これは「有意義な差であるかは判断できない」ということであって積極的な論拠とはならないのであるが、このコナラ亜属の増減は即ち寒-暖-寒という気候変化の可能性を示すものであるため、下線は、屋久杉の研究から得られた気温変化が群馬県域でも適応できる可能性を示すものと判断したのである。

As-B

- 増本花粉201以上
 △増本花粉101~200
 ▽増本花粉51~100
 ×増本花粉50以下
 ●%算出の場合○内に値数を記入
 ●ダイアグラムから読み取り
 —該当する試料なし



増本花粉は増本花粉総数に、その他は花粉總子総数に対する百分率を示す。いずれかの地点で2%以上産出した花粉型を表示している。

図2-3 花粉分析成果 (As-B降下時) 大井氏の作図

6 気温変化と堅穴住居軒数の比較

繰り返しになるが、本稿では前述の堅穴住居の時代的増減と屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との関連を求めるのが目的である。最後に両者を重ね合わせて概観してみようと思う。

図3は北川氏による屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化を示したグラフ(8)であるが、本稿ではこれを基に検討を行うこととする。しかし乍ら当該のグラフは凡そ1/8~1/16世紀を単位として表記されているが、堅穴住居の時代による増減については前述の理由より1/2世紀単位で集計しているため気温の経年変化についても1/2世紀を1単位として集計することとした。そこで当該の表を基に1/2世紀単位での平均値を算出し、これを以て堅穴住居の時代的变化と比較することとしたのである。

この屋久杉の研究から得られた気温の1/2世紀を1単位とした時代的变化と堅穴住居の軒数の同じく1/2世紀を1単位とした時代的増減を概観するため両者を重ね合わせたのが第4図である。残念乍ら9世紀中程の気温

の上昇と堅穴住居の増加のそれぞれのピークが一致したものの、全体として想定していたようにその増減のラインは明確にトレースされるものではなかった。しかし乍ら西暦600年以前にあっては気温の増加のピークが堅穴住居の増加のピークに対して1/2世紀遅れて同様の増減傾向を示し、気温に見られる6世紀中頃の減少と後葉の増加、及び7世紀前葉の減少に対しては前者が1/4世紀、中・後者が1/2世紀遅れて堅穴住居の増加、減少が現れている。また11世紀以降は気温の増減に拘わりなく堅穴住居軒数が減少し続ける傾向が認められたのである。

このように気温変化と堅穴住居の増減変化には完全な一致は見られなかった。従って想定した気候変動と堅穴住居との間に明確な関連を証明することはできなかったのであるが、時期設定の単位を1/2世紀としたため、その誤差を勘案すると全くその関係を否定することはできないものと考えるのである。また両者の増減のラインが近似していることを考えれば、寧ろその関連性が認められるのではないかと思慮するものである。即ち寒冷期

には減少し、温暖期には増加していた傾向が窺われるのである。

尚、11世紀以降の堅穴住居の減少傾向については次のように解釈している。即ち本県に於いては（その比率は兎も角として）堅穴住居と掘立柱建物が長く並存していたことが知られているが、当該期に於いて堅穴住居から全面的に掘立柱建物へ変換していくと想定されるため、これに伴う減少によるものではないかと見ている。また4世紀前半の堅穴住居の増加については従来言われていたようなS字状口縁を伴う土器を持つ集団の移住という要素も考慮されるが、恐らく直接的には水田耕地の急激な増加に伴う人口の増加という要素が考慮される。

一方奈良期にあっては古代陸奥地域への強制移住による人口減少（片や同地域からの移住も認められる）という要素も考慮されるのであるが、該期の堅穴住居の増減が気候変化との関係でも認識されるため、増減に影響を与え得るものであったか否かは確認できなかった。また10世紀以降の堅穴住居軒数は減少しているが、これには気候変動との関連が認められ、農民層の逃散による影響等は特に確認できなかった。寧ろ、従来考えられていたような、こうした影響は余り大きくなかったのではないかと考えられるのである。

このように堅穴住居は気候の温暖化に伴って増加し、寒冷化に伴って減少する傾向が窺われたのである。しかし一方で、堅穴住居が該期の一般的な建築物であることを考慮すれば、その増減は即ち人口の増減を現すと考えられるのである。つまり人口は中期的気候変動に比例し

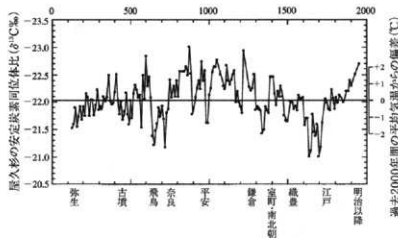


図3 屋久杉の安定炭素同位体分析から明らかにされた歴史時代の気候復原図（北川浩之「屋久杉に刻まれた歴史時代の気候変動」1995より転載）

て増減する、即ち寒冷期には減少し温暖期には増加していたと考えられるのである。

7 おわりに

以上のように、3世紀後半から11世紀の堅穴住居の増減が気候変動に連動するのではないかとという仮説を立て、これを検証するため、群馬県内——尤も地域的には偏ってしまっただが——の堅穴住居を集計し、屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との比較を行ったのである。この際、後者が群馬県地域に於いても適応可能か否かを県内で鑑定例数の多い花粉分析成果によって検証したが、その結果明確ではなかったものの、関連を窺わせるような結果が得られた。その結果から屋久杉の研究に基づく推定気温の経年変化は群馬県に於いても採用できるものと判断したのである。

そして本来の目的である推定気温と堅穴住居軒数の時期的増減についてであるが、残念乍らその増減ラインは明確にトレースされるものではなかったが、1/2世紀を1単位として集成、比較したこと、及びその増減のラインの近似性から推して、その関連性が認められるのではないかと思慮したのである。そしてその増減は人口の増減に比例するものとも考えたのである。即ち温暖期には堅穴

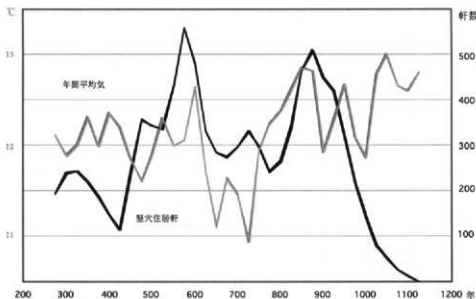


図4 気候と堅穴住居の時期的増減の変化

住居軒数(人口)が増加し、寒冷期に減少したものと想われるものである。一方、人口増減の原因として考えられる別の要素として、例えば奈良時代の陸奥地域への移住や平安時代の農民層の逃散による影響は特に認められなかったのである。

尚、本稿に於いて取り扱った堅穴住居データは5千軒余りと少なく、地域的な偏りがあったため地域差を含め全国的な増減傾向の地域差を確認することはできなかった。このため、今後更に多くの住居の集計を行って気候変動との関連性について検討を進めたいと考えている。また人口の増加期にあっては例えば6世紀にあっては土器の種類が多様化するようになり、温暖期、即ち人口の増加期にあっては文化面なども隆盛し、寒冷期には落ち込む傾向があるのではないかも推定しているが、何れ機会があればその増減、即ち人口の増減が社会や文化に与える影響についても検討してみたいと考えている。

最後になるが、花粉分析結果の検討を新たな分析も含めて御協力戴いたONP研究所の大井信夫氏と人口の増減について御教示賜った植崎修一郎氏に感謝申し上げて稿を閉じたいと思う。

〈本稿は平成15年度文部科学省科学研究助成金(奨励研究B)による成果の一部である〉

註

- (1) 井川達雄「堅穴住居の統計的傾向—上越新幹線関係遺跡発見の堅穴住居跡の傾向—」『研究紀要—9—』1992
発表時、上越新幹線の発掘区域は集落の一部でしかないためデータに偏りがあると批判するものもあったが、新幹線の用地はある意味で巨大なトレンチであり、その設定位置に人為的操作が入る余地がないため、下掘は寧ろ客観的であると認識している。
- (2) 前掲書(1)100頁
- (3) 北川浩之「屋久杉に刻まれた歴史時代の気温変化」『講座文明と環境第6巻 歴史と気候』(吉野正敏・安田喜憲編集)1996(朝倉書店)
- (4) (財)群馬県歴史文化調査事業団「多比良追部野遺跡」1997 868頁
- (5) (由典は紙数の都合により省略し、所在市町村名と遺跡名のみ記す)
前橋市 下増田越流、中内村前、西青尺司、荒砥宮田、荒砥寛子、荒砥上ノ坊、
前橋市・群馬町 元能社西川・塚田中
太田市 東長岡戸井口
伊勢崎市 波志江西屋敷、波志江中宿、大宮下、舞台、三和町工業団地、
高崎市上海榎町北、高崎情報団地
富岡市 南蛇井増光寺、中高瀬観音山、下高瀬上之宿、前畑、内出I、千足、内匠跡跡前、内匠日景岡地、内匠上之宿、野上堀之入、田嶺上平
藤岡市 西平井町、滝前C、稲荷屋敷、竹沼
群馬町 金古十三町
吉井町 矢田、多胡蛇黒、多比良追部野、長根安坪、黒熊塚崎、神保下橋、長根羽田倉
甘楽町 白倉下原、天引向原、天引狐崎
下仁田町 下藤田
妙義町 古立東前、古立中村、八木連沢沢、八木連覚畑
松井田町 八城二本杉東、行田梅木、五科平、五科野保、五科稲荷谷戸、横川藪の坂、横川原
赤城村 湯呂本大御堂
子持村 白井古墳群
吉岡町 沼南、大久保大畑新田入口
沼田市 戸神跡跡、戸神跡跡Ⅱ、大原Ⅱ・村主
吾妻町 小泉宮戸
昭和村 森下中田
- ⑥ 石井克己・梅沢重昭「黒井基遺跡」1994(読売新聞社)21頁
- ⑦ 報告書は石守が保管している。

那須国造碑と那須直氏私考

高 島 英 之

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 6. 那須直章提と那須国造一族 |
| 2. 那須直氏 | 7. 日本古代の碑の初源 |
| 3. 那須国造碑 | 8. 古代日中における碑に対する認識の相違 |
| 4. 那須国造碑の内容 | 9. 日本古代の碑の特色 |
| 5. 那須国造碑は墓碑ではない | 10. おわりに |

— 論文要旨 —

那須国造碑の碑文は、那須直章提の事績を単に顕彰するだけにとどまらず、生前の章提の地位を、章提の嗣子であろう意斯麻呂が継承したことを述べ、「孝」の概念を核として国造那須直一族の団結を期することを目的としたものと考えられる。すなわちこの碑は、那須直章提の自身を顕彰する碑であるとともに、那須直氏の地位継承記念碑であり、碑文の内容は、あくまで故・章提の顕彰と、子孫らによる父祖・章提への孝行の念の表白を第一義としたもので、墓碑という概念のものではない。

承和15(848)年には、下野国那須郡に隣接する陸奥国の最南端、白河郡大須奈須直氏が「阿倍陸奥臣」の氏姓を賜っており、律令国家の対蝦夷政策における政治上・軍事上の要衝である下野・陸奥国境にまたがって、在地支配の根幹として那須直氏一族が配されており、彼らの地域における政治的かつ軍事的な立場の重要度が伺える。

那須国造碑が述べる那須国造・那須直章提の那須評督就任は、必ずしもその時点における那須建評を意味するとは限らず、那須評はそれ以前にすでに成立しており、当時、那須国造の称号を有していた、地域きっての名族の長であり、地域の伝統的宗教的権威者である那須直章提が、中央政府から、律令制国家における地域支配の長としての政治的な権力と権限をも付与されたことを示す。

那須直氏は、ヤマト王権からみて元来が独立性の強い、地域の大勢力である下毛野君・上毛野君両氏を牽制することを期待されながら、地域においては王権との密接な結びつきを根拠として、地域支配に臨んだ氏族と位置付けることが出来る。族長・那須直章提の死去とその嗣子であろう意斯麻呂の那須国造位・評督職継承を契機として、8世紀初頭の、律令国家成立の段階でいち早く、律令制を支える根本理念の一つである儒教思想の「孝」行と、それと表裏一体であるところの「忠」の理念に貫かれた那須国造碑が建碑されるのも、そうした那須直氏の歴史的経緯から見れば、有る意味で必然的な帰結と言うことが出来る。

キーワード

対象時代 飛鳥・奈良時代
対象地域 東国
研究対象 古代豪族・金石文

1. はじめに

古代氏族に関する研究が日本古代史研究の中で重要なポジションを占めることは、今更言うまでもないことであろう。

ことさらに史料が少ない古代の東国社会を研究する上では、史料上、いささかなりとも記載のある在地氏族の動向を検討することは、在地支配の原理や具体相を解明する上で重要な課題の一つであり、これまでも多くの研究が積み重ねられてきている。

ここにとりあげる那須直氏についても、那須国造碑という稀有の金石文との関連から、膨大な研究の蓄積があるが、ここでは従来、あまり注目されてこなかった那須直氏の在地における動向と、東国社会において支配者として果たした役割について検討したい。

2. 那須直氏

那須直草提は、栃木県那須郡湯津上村にある、いわゆる「那須国造碑」にのみ、みえる人物である。『先代旧事本紀』国造本紀には、

那須国造 饒向日代御代、建沼河命尊孫大臣命、定二賜国造一。

とあり、景行朝に建沼河命の孫・大臣命を国造に任じたときみえるのが那須国造の文献上の初見である（篠川1996ほか）。

那須国造碑の所在地である現・栃木県那須郡湯津上村から小川町の一帯には那須駒形大塚古墳・那須八幡塚古墳・上侍塚古墳・上侍塚北古墳・下侍塚古墳など長さが50m級～100m級の前方後方墳をはじめ、古墳時代前期から中期にかけての大規模な古墳が多く分布しており、いずれも那須国造に関わるものと推定され、この地一帯が早くから那須国造となった地域首長の本拠地であったことを想像させる。

『先代旧事本紀』国造本紀にみえる建沼河命は、『古事記』にみえる阿倍臣らの祖・建沼河別命と同一人物と見られるが、その孫の大臣命の名は国造本紀以外にはみえない。那須国造碑文中にみえる「広氏」という文言を、ヤマト王権による伝説上の東国支配者として名高い豊城入彦命の後裔として系譜にみえる「広津公」のこととみて、草提を豊城入彦命の後裔氏族であり、地域きっての大豪族であった上毛野君氏・下毛野君氏、後の上毛野朝臣氏・下毛野朝臣氏とも同族であるとする見解もあるが（斎藤ほか1986ほか）、後述するように、那須直氏は、阿倍臣氏との同族関係で規定されていることからみても、豊城入彦命の後裔氏族とは見なしがたい。

3. 那須国造碑

那須直草提のことが記された唯一の史料である那須国造碑は、現在、栃木県那須郡湯津上村字笠石に所在する

笠石神社の本殿（碑堂）に神体として祀られている。この碑は、江戸時代前期の延宝四年（1676）四月、偶々当地を訪れた僧・円順が里人の風聞を得てその所在を知り、これを馬頭村小口郷梅平の里正・大金重貞に話をしたことから世に知られるようになったという（大金重貞「笠石建立記」「那須記」）。円順の話を聞き取った大金重貞は、早速、現地へ赴いて実地調査を行って碑文の解説と考察を試み、これをかねてから執筆中の「那須記」に記した。その後、大金重貞は、これを天和三年（1683）六月に馬頭村を巡行した水戸藩主・徳川光圀の上覧に供したため、那須国造碑はかねてより『大日本史』編纂を志していた光圀の注目どころとなった。光圀は、元禄四～五年（1691～92）に下命して、碑の周囲の土地を買上げて植樹し、碑の保護と顕彰を目的に碑の覆堂として笠石神社を建立し、これが現在に至っている。また、この碑に出てくる那須国造の墳墓を探索するため、徳臣・佐々宗淳を派遣し、湯津上村に現存する上侍塚古墳・下侍塚古墳の発掘調査を行かせたことも著名である（栃木県立なす風土記の丘資料館2004ほか）。

那須国造碑の材質は灰色味を帯びる花崗閃緑岩で、碑所在地近隣の八溝山地から産出される。石質は硬いので耐久性には富むが、加工は困難である。しかしながら割るのは比較的容易で、大きな岩塊を割って、おまかな形状を作り出し、細部を仕上げた整形していったものと見られている（田熊1987ほか）。

現在は二段の基石の上に碑石が置かれており、直方体状の碑身の上部に平面正方形、尖頂部を切り欠いた欠く四角錐状の笠石が置かれている。笠石を含めた台座から上の高さは約148cm、碑身部の最大幅は48.5cm、最大厚さは41.5cm、笠石は下底部幅51.5cm×厚さ47cm×高さ28cmを計る。碑身と笠石とは元来同一の石材であった可能性が高いと言うことである。文字は南向きの碑面中央部に一行十九字詰で八行にわたり刻み込まれている。刻字の線幅は0.1～0.3cm、線の深さは0.03～0.10mm余り、文字の大きさは方1.8～2.0cmで、全百五十文字が存存している。その各々は、実測値から推察すると、字間・行間ともおおむね3.16cmの方眼中に巧みに割り付けられており、緻密で計画的な製作の様子を伺うことが出来る。一行十九字という書式は、魏晉南北朝以来隋唐に至る墓誌石の書式に影響を受けたものと考えられることが出来る（田熊1987、東野2002ほか）。

4. 那須国造碑の内容

なお、那須国造碑の文意は以下の通りである。釈読・訓読は、田熊1987に、大意は、今泉1988および東野2002をそれぞれ参考とした。

（本文）

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造

追大壹那須直奉提評督被賜成次庚子年正月
二壬子日辰節珍故意斯麻呂等立碑銘徳云尔
仰惟願公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被武
照一命之期速見再賜骨髄詭詭報前恩是以
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏免心登神照乾六月童子登香
助坤作徒之大合言諭字故無翼長飛无根更固

(訓読)

永昌元年(持統三年 689)己 丑四月、飛鳥浄御
原大宮の那須国造、追大壹、那須直奉提、評督を賜
はる。歳は、庚子(文武四年 700)に次れる年の
正月、二壬子の日、辰の節に發りぬ。故に意斯麻
呂等、碑銘を立てて、偲びて云ふ。

仰ぎ惟るに、願公は廣氏の尊胤にして、国家の棟
梁なり。一世之中、重ねて武照を被り、一命之期、
速ねて再賜を見る。骨を砕き髓を挑げ、あに、前恩
に報いん。

是を以て、曾子之家には嬌子有ること無く、仲尼之
門には罵者有ること無し。孝を行うの子は、其語を
改めず。夏の免の心を銘じ、神を登まし乾を照ら
す。六月童子は、意、香しくして坤を助け、作徒之
大なり。言を合せて字を諭にす。故、翼無くして
長く飛び、根無くしても更に固まらん、と。

(大意)

周(唐)の年号で言う永昌元年(持統三年・西暦
689年)己 丑の歳の四月に、飛鳥浄御原朝廷から
那須評督(後の大宝・養老令制でいう那須)に任じ
られた那須国造の追大壹(後の大宝・養老令制でい
う正八位相当の位階)、那須直奉提は、庚子(文武
四年・西暦700年)年の正月、二壬子の日、辰の節
に發った。故に、意斯麻呂等は、碑銘を立てて、故
人を偲んで言う。

ふり仰いでみるに、亡き公は大族の尊い末裔で、
大和国家の棟梁であった。

一代の間に、那須国造に那須評督とを兼ねて任じ
られ、命が終った後、引き続き、また甦った(跡
継ぎの子の意斯麻呂に、再びその地位が引き継がれ
た)。

故人は骨身を砕くほどに勵み、朝廷からうけた前
恩に報いようとしていた。そこで、孔子の高弟で、
孝行徳行の人であった曾子の教えを受けた人には驕
り高ぶる不孝の人が無く、孔子の門弟には、重罪で
ある父母を罵ることをするような不孝の人がいない
というように、自分は父への孝行を旨としたい。

伝説上の中国古代・夏の聖天子で、舜の孝行の心
をめでて自らの帝位を彼に譲った堯帝の眞情を自ら
に銘じて、精神を磨こうと思う。中国古代の『孝子
伝』中の人物である伯奇(六月童子)のように、孝

心が驚いた人々がたくさん集まって碑文を起草し、故
人の顕彰碑を作ったのである。

ここに那須直奉提公の名声と徳行が永く伝わり、
一族の団結がさらに強くなることを願うところであ
る。

早くから指摘されているように、碑文冒頭の「永昌元
年」は、唐の高宗皇帝の皇后で、高宗の死後、自ら帝位
を踏み、国号を唐から「周」へと改めた中国史上空前絶
後の女帝・武則天(則天武后・聖神皇帝)の治世にあた
る。

わが国では独自の元号が制定されていない時期にあた
り、年次表記の手段として中国元号を用いたものと考え
られる。いづれにせよ、古くから指摘されているように、
この時期には新羅からの渡来人が多く下毛野国に移配
されており(『日本書紀』持統3年(689)4月庚寅条、同
4年8月乙卯条)、周(唐)の年号の使用を含め、儒教思
想や仏教思想を下敷きとし、中国古典の知識を元に作成
されている碑文の内容から見れば、碑文の撰者は、こう
した渡来人、あるいは彼らと密接な関係を持つ人々であ
ると見て、まず、間違いないところであろう(斎藤はか
1986、新川1992、篠川1996、鎌田2001、東野2002はか)。

5. 那須国造碑は墓碑ではない

那須国造碑の碑文は、従来より指摘されているように
「孝」の心を主題として作成されている(東野2002はか)。
碑文は那須直奉提の事績を単に顕彰するだけにとどま
らず、生前の奉提の地位を、たぶん奉提の嗣子であろう
意斯麻呂が継承したことを述べ、「孝」の概念を核として
国造那須直一族の団結を期することを目的としたと考え
られる。その意味でこの碑は、那須直奉提の顕彰碑であ
るとともに、まず那須直氏の地位継承記念碑と言うこと
が出来る。

従来は、那須直奉提の没年=文武4年・西暦700年に
近い頃、那須直奉提の墓碑として建立されたとする見解
が一般的であった。確かに、碑の建立年代については、
奉提の事績の顕彰と子(であろう)・意斯麻呂の那須国
造・評督(郡領)位継承という碑文の内容から見て、奉
提の没年(西暦700年)にそう遠くない時期であろう。し
かしながら碑文の内容が、あくまで故・奉提の顕彰と、
子孫らによる父祖・奉提への孝行の念の表白を第一義と
しているところから見るならば、その可能性が皆無とは
言い切れなくはないものの、墓碑と規定するのは適当で
はなからう。

碑文は全篇「孝」の概念で貫かれている。「孝」は、儒
教の根幹をなす徳目であり、それが特に重要な意味を持
つようになったのは、律令国家が形成されてからである。
言うまでもなく、律令国家の根本理念は儒教であったか
ら、日本令でも孝子の顕彰規定(例えば勲位令孝子順孫



図1 那須国造碑位置図

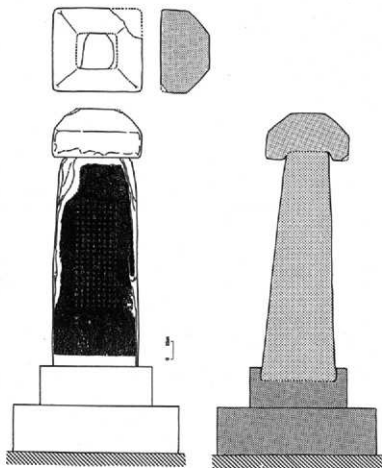


図2 那須国造碑実測・拓本合成図（田熊清彦氏作成の実測図に拓本を合成、国立歴史民俗博物館『古代の碑』1997より）

条など)など、孝行が奨励されている。このような事情が、孝の概念や孝子の事績を一段と普及させる原動力となった。この那須国造碑の建立が那須直牟耜の死後まもなくのことであるとすれば、大宝令の施行直前の段階で、すでに東國の在地豪族層の間に孝の思想の概念が持ち込まれていたことを示すものということになる。

また、東野治之氏が指摘しておられるように、「孝」は「忠」と一体の概念であり、文中に堯の故事を下敷きにした表現がとられていることから見ても、一方で、朝廷への忠義の念を示す意義を備えていたことも注目しておく必要があらう(東野2002)。

6. 那須直牟耜と那須国造一族

先にも述べたように、『先代旧事本紀』国造本紀によれば、景行朝に、阿倍臣らの祖である雄沼河命の孫の大日命を任じたとするのが那須国造の文献上の初見にあたる(篠川2001ほか)。

『続日本後紀』承和15年(848)5月辛未条には、
陸奥国白河郡大領外七位上奈須直赤竜、(中略)
賜姓阿倍陸奥臣。

とあり、下野国那須郡に隣接する陸奥国の最南端、白河郡大領の奈(那)須直赤竜が阿倍陸奥臣の氏姓を賜っているところから見ても、古く氏祖伝承は、たとえ擬制的なものであったとしても、古くから同氏のなかで継承されてきたものと考えられる。

このことから那須国造碑にみえる那須直氏は、渡来系など地域における新興勢力等ではなく、那須地方における伝統的首長の一族であったと見なしてよいのではないだろうか。

那珂川中流域の現・栃木県湯津上村から小川町にかけての一带には、4～5世紀にかけての古墳時代前～中期には、地域屈指の大規模な前方後方墳が継続して築かれ、当該期にかけて地域を支配した勢力の中心地域であったことを類推させる。その後、この地域には6世紀後半頃までは大型の古墳は築かれませんが、6世紀後半から7世紀初頭にかけて、大規模な横穴式石室を持つ前方後円墳や円墳が次々と築かれている。また、7世紀初頭以降は大型の古墳は築かれなくなるが、それに代って小型の円墳や横穴墓が築造されるようになってくる。当然のことではあるが、古墳の動向と国造制という政治体制の変遷とを安易に短絡的に結びつけることはできず、むしろ慎重な検討を要するが、那須国造一族の墳墓としてこれらの古墳が形成された可能性も考えられ、地域における伝統的首長としての那須直氏の存在を裏付ける傍証と言える。

また、先に引用した『続日本後紀』承和15年(848)5月辛未条にみえる陸奥国白河郡大領那須直赤竜の存在は、律令国家の対蝦夷政策における政治上・軍事上の要衝で

ある下野陸奥国境にまたがって、在地支配の根幹として那須直氏一族が配されていることを示しており(当時の那須郡領が那須直氏ではない可能性はあったとしても、那須郡が那須直氏の本貫であり本拠地であることに相違ないだろう)、那須直一族の、地域における政治的かつ軍事的な立場の重要性を伺わせるに充分である。

この点は、また、近年の発掘調査の進展によって明らかになってきた、那須郡家と白河郡家の大規模な構造からも、両郡の重要性が思い知らされるのであり(栃木県教育委員会1994～2001、福島県教育委員会1985・1989)、その両郡を支配したのが那須直一族であったということは、那須直氏の政治的立場を考える上で非常に象徴的である。

従来より「那須国造」の存在によって、那須の地域は「下毛野国」とは分離独立した一地方として見られることが多かった(斎藤ほか1986ほか)。確かに、那須地域は、令制・下野国の領域で言えばその最北端部に位置しており、下野国中心の平野部からは距離を置いた地勢にあることや、上述したように4世紀頃から卓越した地域首長勢力の存在が想定できる点から見ても妥当な見解と言える。

しかしながら那須国造碑が述べる那須国造・那須直牟耜の那須評督就任が、すなわち「那須国」から「那須評」への「降格」を示すものとは言い難い。那須国造碑が述べる那須直牟耜の那須評督就任は、必ずしも那須評の建評を意味するわけではなく、那須評はそれ以前にすでに成立しており、当時、那須国造の「称号」を有していた地域としての名族の長である那須直牟耜が、律令制国家における地域支配の長としての地位を公認されたことを示すに過ぎないところであろう。言うなれば地域の伝統的かつ宗教的な意味における権威を有する者が、中央政府から政治的な権力と権限をも付与されたということを示しているわけである。

また、これまで、那須地域は板東諸国の最北端部であり、辺境として評制施行の遅れが指摘されてきたところであるが、鎌田元一氏が正しく指摘されたように(鎌田2001)、那須地域は那珂川を通じてむしろ常陸地方と密接に結びついており、その常陸国では孝徳朝に国造国の分割・再編が行われ、遅くとも白雉4(653)年には全面的な建評が行われており、那須地域における建評がひとり遅れていたとは考えにくい。

また、那須氏が、直姓であることも重視すべきであろう。

井上光貞氏が早くから指摘しておられる通り(井上1951)、直姓の国造は、畿内周辺、吉備・出雲などの大勢力を除く中国地方から四国地方など、早くから大和王権の勢力の及んでいた地域に多く存在し、特に東国では名代・子代などの伴造の性格をもった直姓国造が多い。例えばこ

の毛野の地域においては、武蔵国造の乱に際して大和王朝と対抗したとの伝承を有する上毛野君氏、あるいはその同族とされる下毛野きつての大豪族である下毛野君氏など、従来から指摘されているように、全国的に見ても、「君」姓氏族の多くがヤマト王権に対する相対的独立性を有していたことは対照的に、「直」姓氏族は、より強くヤマト王権への服属を強いられた存在であったと言われている。

7. 日本古代の碑の起源

ここで、若干、視点を替えて、那須直車堤がその名を残す那須国造碑との関連で、わが国古代の碑について、以下数節にわたって簡単に整理しておきたい。

中国・朝鮮半島から日本列島に「碑の文化」が伝えられたのが、実際いつであったのかは今のところ定かではなく、『日本書紀』には、雄略朝に小部酒部麻呂に碑文を記した柱を建てたとする説話をのせるが、到底、その時代の事実とは考えにくい。またこれも後世の『釈日本紀』に引く『伊予国風土記』逸文にみえる「伊予道後温泉碑」は、記録にある通りだとすると596年の紀年を有することになるが、これについても現存しない上に上記文献に引かれる碑文中の用語に、当時の用語としては不自然なものもあるため、後世の潤色との見方が根強い。

このようにしてみると、わが国で確実に碑が建てられ始めたのは、現存する碑の中で最古の年紀である大化2年(646)銘を有する宇治橋碑から見ても、また木簡をはじめとする出土文字資料やほかの金石文の用例から見ても、文書主義を事務処理の基盤とする国家の統治システムの成立によって、わが国の政治・文化の中核部において文字が本格的に使用されるようになってきた、ほぼ7世紀半ば頃から見て良いだろう。

7世紀中葉以降、11世紀に至るまで、わが国古代の碑で現存するものは18例である。このうち、養老5年(721)の年紀を有するとされる元明天皇陵碑は、現状では陵墓内にあるため公開されておらず、また宮内庁書陵部陵墓課による近年の調査によっても、碑石自体は現存しているものの、碑面の風化が著しく、現状では全く判読できないということであり、わずかに『東大寺要録』巻8雜事章の裏書や、藤貞幹『好古日録』、松平定信『集古十種』などの文献によって碑文がうかがい知れる程度であるから、本来は、記録には見えるが失われた碑の部類に分類しておいた方が良いものである。

また、滋賀県大津市に現存する養老元年(717)銘の超明寺碑は、近年の東野治之氏による精力的な調査によって史料価値が定まりつつあるが、東野氏自身もまだ若干疑問の余地を残しておられる点もないではない。

このようにしてみると、古代の中国・朝鮮半島諸国においてはさかんな碑の文化が花開いたのに対して、わが

国の古代の碑は、記録には残るが実物が失われてしまったものを含めてわずかに30例弱しか存在しておらず、いかにわが国が「碑の文化」を受容・咀嚼できていなかったかという点が明らかであろう。

8. 古代日中における碑に対する認識の相違

ここで注目されるのが、東野治之氏が指摘された日唐喪葬令及び職制律第44条の相違の問題である(東野・平川1999)。以下、東野氏の指摘に導かれて簡単に紹介してみよう。

まず喪葬令では、唐令では、貴族たちが墓に石碑を建てることを許す条文の冒頭において虚偽の修辭をしてはならない旨をはっきりと規定し、さらに善政を施した官人を顕彰する碑を建てる場合には、中央政府へ申請して審査と承認を得てはじめて行われるべきことが定められているが、日本令ではこの部分が全く条文にはいっていない。

また、唐職制律第44条では、管理監督職にある官人が虚偽で自分を美化・顕彰する碑を建てたり建てさせたり、あるいは虚偽の善行を人に言いふらさせたりした場合における罰則を規定したものであるが、日本律においては、建碑に関わる罰則自体が規定されていない。

わが国で律令を作成する際には、当然のことながら手本としたのは唐の律令であり、両者の条文を比較してみると、日本律令の条文の中には、ほとんど唐の律令を引き写したものが多数見られるのであるが、それにもかかわらず、このように碑に関わる条項については日本律令では省略されているのである。この点から見ても、いかにわが国の古代においては、碑を建てるという行為が少なく、法令で規制をする必要がなかったことを示していると言える。わが国における古代の碑の実例や、碑が建てられたとする記録が中国・朝鮮半島諸国のそれらと比べて非常に少ないことも対応している。

『統日本紀』天平勝宝元年(749)4月甲午条には、天皇が諸氏族に対して、歴代の優れた臣の墓で埋もれているものについて新たに標識を置いて整備し、顕彰するよう命じたことが見える。当時、墓碑の建立が唐並に一般的なことであったとすれば、却って問題とはならないはずである。この史料からも、わが国では墓碑の建立が全く一般的な事象ではなかったことが判明する。

9. 日本古代の碑の特色

わが国古代の碑の形状はもちろん、内容や建立目的は非常に多種多様であり、全体数が少ないことと相俟って、類型化することが難しい。文章を記した長方形の碑身を主体とし、その上部に碑首、下部に趺を備える中国の石碑に典型的なスタイルのものは現状では全く存在していない。唐代の碑は、碑首の部分に竜やみずちを象つた

魇首、跋は亀型をした亀趺で造られる例が非常に多いが、わが国古代の碑で現存するものにはこのような例は全く無い。

ただ、この点もすでに東野治之氏が指摘されているところであるが(東野・平川1999)、釈義空碑は、唐僧義空の来日(承和14年(847))に尽力した入唐僧惠恭が唐に詠えて造らせ、わが国に舶載させたものである。言うなれば、当時わが国で唯一の唐製の碑であり、下って南北朝時代に京都の教王護国寺に実在していたこの碑の断片を実見した禅僧・虎岡師棟によれば碑首の断片には額の左右に竜の彫刻が施されていたということであるから(『元享釈書』巻6)、唐代に最も一般的であった、魇首を備えたスタイルの碑であったことが判明する。おそらくはわが国の古代において、唯一、魇首を備えた唐風の碑であったと考えられる。わが国古代の碑には、唐で詠えられた事例のみ、唐風のものが見られると言うことで、当時、他の文物に関しては盛んに唐風のものを受容されたのに対して、殊更碑に関して言えば、奇異とも言えるほどに唐風が受け入れられていない点は文化史的にも特筆すべきであろう。

那須国造碑や、多胡碑のように、無装飾の笠石を有するスタイルの碑は、新羅の碑のスタイルに見られるものであり、新羅の影響が考えられる。5世紀後半に建立された新羅・真興王巡狩碑のうちの唐雲嶺碑や北漢山碑などの形態の類似が早くから指摘されている。中国にも笠石を有する蓋首碑は存在するが、木造建築の斗拱や屋根を似せた多数の装飾が施されたものであり、新羅・真興王巡狩唐雲嶺碑・真興王巡狩北漢山碑やわが国の那須国造碑、多胡碑にみられるような無装飾の笠石を載せる例は存在していない。現状では笠石状のものは失われているが、宇治橋碑、元明天皇陵碑、阿波国造碑、浄水寺南大門碑、浄水寺寺領碑、浄水寺如法経石などについても、現状では失われているものの笠石が存在していたものと考えられている。

また、一方で、山ノ上碑、超明寺碑、金井沢碑、薬師寺仏足石碑、多賀城碑などに見られるような、自然石を用い、文字が刻まれる面だけを加工した碑も、例えば561年の新羅真興王巡狩昌寧碑、591年の新羅南山新成碑、789年の水川青堤碑など、新羅の碑に多く見られるスタイルであり、中国には数え切れないほどの碑が存在しているにもかかわらず、このような自然石を使用した碑は全く存在していない。

こうしてみると、一見、多種多様に見えるわが国古代の碑の形態の中で、新羅の碑の強い影響を取ることができるのである。

また、碑が建立された目的から見ても、中国や朝鮮半島諸国における古代の碑に多く見られるような君主や皇族の行幸啓を記念した碑はわが国には確実な例が無く、

また彼の地において最も広く行われた墓碑の類に相当するものはわずかに2例に過ぎず、政治的・文化的な業績を顕彰する碑にしても非常に少ない。いわば、特定の目的のために盛んに碑が建立されると言うことはわが国の古代においては無かったと言ってよく、突発的に様々な目的や条件が折り合った際に建立された碑がたまたま現存しているのと見るのが真相に近いように感じる。

また、信仰関係では、寺院の堂宇内に掲出された、縁起簡板とも呼ばれるような大型の木製の板に文字が記されたものが存在していたことも特色としてあげられよう。これらの実例は、一切現存していないので実際には不明な点が少ないが、わが国の古代では、不特定多数の人々に何らかのメッセージを文章で示したものが広く「碑」と称されていた可能性が高い。そうすると、石川原津幡町の加茂遺跡から出土した加賀国加賀郡勝礼や、賦役令調物条や太政官符に見える勝礼木簡などとの関連も想定されなければならない。

さらに注目されるのが和銅3年(710)の伊福吉部徳足比売墓誌銘文の中の文言である。その中で、金属製の骨蔵器に記録することを「碑に録す」と表現しており、これによって当時の人の意識の上では、金属製骨蔵器に文字を刻むことも「碑」に文章を記録することと同義にとらえられていることが判明する。上述した木製の「碑」とともに、石碑以外のものが「碑」と称されるところに、中国・朝鮮半島諸国のように石碑を建立する習慣が古来より広く行われていなかった、「碑の文化」を充分に受容できなかったわが国の文字文化の特色が現れているように思われるのである。

古代中国・朝鮮半島諸国に比して、何故に古代のわが国においてはかくも碑の文化が定着しなかったのであろうか。

この点をまず日唐の石材加工技術の格差に求める見解がある。確かに、釈義空碑のように、唐の地において詠え、体積重量ともに運搬が困難な物体であるにもかかわらずわざわざ海路を経てわが国にまで将来した碑が存在していたことから見ても、一見、成り立ちそうな仮説ではある。しかしながらわが国では遙かに古墳時代以来、古墳の石室の石材の切り出し・加工・構築に見られるような精緻な石材加工構築技術は存在していたわけであり、次第に古墳が造営されなくなってくる7世紀以降においても、宮殿・寺院の建築における主要堂宇の基壇や鶴尾・相輪などに石材加工技術は発揮されており、必ずしもわが国の古代において石材加工の技術が極端に未熟であったとは考えにくい。

わが国において、かくも碑の建立が一般的にならなかった最大の理由は、やはり識字率の問題であろう。

碑によって不特定多数の人々、とくに民衆にメッセージを伝えるには、当然、彼らの側にそれを読むことがで

きるといふ前提があつてはじめて、目的が達成されるわけであるが、近年の全国各地の遺跡から出土している膨大な量の多種多様な古代の出土文字資料の状況からも、古代の民衆レベルにおける本来的な意味における文字文化の浸透度は決して高くはなかったということが明らかになっている。わが国の古代社会における文字文化の成熟度の低さによって、碑を建て、君主や為政者の徳や政治的行政的な業績を文章に録し、後世に伝えるという方法は、中国や朝鮮半島諸国のように必ずしも有効でなかったであろう。だからこそ、わが国では碑の文化は受容されなかったのだろうし、展開のしようもなかったのではあるまいか。

この点は、勅示による官司の命令・意志の民衆への伝達の際に、出土した勅示札の实物にも、また勅示を指示した法令文中にも、衆諸への口頭による読み聞かせを命じる文言が存在していることから伺えることである。即ち、碑のように文章で記録したものを建てるだけでは、その内容を広く民衆に伝えることができなかったという古代日本における文字社会の本質が反映されているのであろう。この点は、文字社会の中核であるはずの律令中央政府の政務処理の場においても、律令法の原則によって唐に倣った徹底的な文書主義を基盤とする統治システムが形成・運用されていたにもかかわらず、文書行政全般にわたって口頭による伝達が併用され続けたことから充分推測できることである。

このようなわが国における碑の文化的低調さは、その後、平安時代以降も急速には変化していないようである。確かに中世には、関東地方において仏教信仰に関わる板碑が盛んに建立されるようになり、遺品も少なくないが、それにしても局地的なものであり、普遍化していない。

10. おわりに

那須直氏は、元來がヤマト王権に直結し、王権からみて独立性の強い地域の大勢力である下毛野君氏と上毛野君氏を、いわば牽制することを期待されながら、地域においては王権との密接な結びつきを根拠として、地域支配に臨んだ氏族と位置付けることが出来る。

族長・那須直尊の死去とその嗣子であろう意麻呂の那須国造位・評督職継承を契機として、8世紀初頭の、律令国家成立の段階でいち早く、律令制を支える根本理念の一つである儒教思想、特にその基本理念である「孝」行と、それと表裏一体であるところの「忠」の理念を強く全面に押し出した那須国造碑が建碑されるのも、そうした那須直氏の歴史の経緯から見れば、有る意味で必然的な帰結であったとも言えるのではないだろうか。

参考文献

- 井上光良 1951 『国造制の成立』(『史学雑誌』60-11, のち同氏著『大化改新』弘文堂書房1970年に再録)。
尾崎喜左衛門 1976 『上野三碑』中央公論美術出版
奈良国文化財研究所飛鳥資料館編 1979 『日本古代の墓誌』同朋舎
尾崎喜左衛門 1980 『上野三碑の研究』尾崎先生著作刊行会
斎藤忠 1980 『那須国造碑』(榎本泉史編纂委員会編榎本泉史通史編2)。
上田正昭ほか編 1982 『古代東国の謎に挑む』あさで社
斎藤忠 1983 『古代朝鮮・日本金石文資料集成』吉川弘文館
田原信之 1983 『上毛多胡郡碑』中国・日本史学文学研究会
福山敏男 1983 『福山敏男著作集6 中国建築と金石文の研究』中央公論美術出版
東野治之 1983 『日本古代木簡の研究』塙書房
斎藤忠・大和久興平 1986 『那須国造碑・待姫古墳の研究』吉川弘文館。
福島県教育委員会 1985 『関和久遺稿』
田原信之・田原清彦 1987 『那須国造碑』中国・日本史学文学研究会
今泉隆雄 1988 『銘文と碑文』(『歴史』14) 中央公論社。
上代文獻を讀む会編 1989 『古事記注釈』桜楓社
安倍辰夫・平川南編 1989 『多賀城碑—その謎を解く』藤山園
福島県教育委員会 1989 『関和久上野遺稿』
坂本太郎・平野邦雄編 1990 『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館。
田原信之 1992 『古碑略説』(『武蔵野女子大学紀要』27)
新川登丸 1992 『那須国造碑』と教皇。『日本歴史』532。
群馬県歴史博物館 1994 『日本三古碑は語る』
栃木県教育委員会 1994-2001 『那須官衙関連遺跡』1-7
佐伯有清 1995 『古代東アジア金石文論考』吉川弘文館
藤川賢 1996 『日本古代国造制の研究』吉川弘文館。
国立歴史民俗博物館 1997 『古代の碑』
あたらしい古代史の会編 1999 『東国石文の古代史』吉川弘文館
東野治之・平川南 1999 『よみがえり古石文の碑』(財)歴史民俗博物館館長賞
高島英之 2000 『古代出土文字資料の研究』東京堂出版
前沢和之 2001 『地域表象としての古代石碑』(『歴史評論』609 歴史科学協議会)
東北歴史博物館編 2001 『ふるさといしほみ 多賀城碑と日本古代の碑』
鎌田元一 2001 『律令公民制の研究』塙書房。
佐藤信 2002 『出土史料の古代史』東京大学出版会
石川原歴史文化センター編 2002 『発見! 古代のおもしろき—石川原加茂遺跡出土加賀郡勅示札』大修館書店
国立歴史民俗博物館 2002 『古代日本文字のある風景—金印から正倉院文書まで』朝日新聞社
東野治之 2002 『那須国造碑と律令制—孝子説話の受容に関連して—』(池田滋編『日中律令制の諸相』東方書店, のち同氏著『日本古代金石文の研究』岩波書店 2004年に収録)。
榎本泉立なす風土記の丘資料館 2004 『水戸光園公の考古学—日本の考古学形に於ける—』
東野治之 2004 『日本古代金石文の研究』岩波書店
松原弘宣 2004 『国造と碑』(平川南編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館)
藤澤令子 2004 『建碑と碑』(平川南編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館)
東野治之・佐藤信編 2005 『古代多胡碑と東アジア』山川出版社
東野治之 2005 『日本古代史学』岩波書店
森田博・田村光 2005 『那須国造碑の研究』(『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編)

小編は、平成16年度財団法人群馬県歴史文化財調査事業預備員自主研究助成金による成果の一部である。

古代上野国群馬郡有馬郷の鉄生産

佐 澤 泰 史

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. はじめに | 4. 国府周辺の鉄生産 |
| 2. 有馬郷地域の鉄生産関連遺跡 | 5. まとめ |
| 3. 有馬郷地域の鉄生産 | |

— 論文要旨 —

上野国群馬郡有馬郷に比定される群馬県渋川市周辺地域には、金井製鉄遺跡・有馬桑里遺跡・中筋遺跡・課訪ノ木VI遺跡などをはじめとする鉄生産関連の遺跡が多くある。

筆者は2003年から4年間、石原東遺跡D区・課訪ノ木・遺跡・課訪ノ木VI遺跡などの有馬郷周辺地域の鉄生産に関連した遺跡を調査・整理し、この地域の鉄生産遺跡を分析する機会に恵まれた。有馬郷で検出されている中筋遺跡の連房式鍛冶工房、金井製鉄遺跡の半地下式整形炉・地下式窯の炭窯は、東国における律令制下の典型的な鉄生産関連遺構で、それらがまとめて検出されているのは、群馬県内においては今までのところ有馬郷地域だけである。律令制下の東国における鉄生産は、技術の面では律令国家が先導的な役割を果たしていたと考えられており、上野国の中でも限られた地域で行われていたと推測できる。

本稿は、先学らの研究に、その後の発掘調査事例や研究成果を加えて再検討し、律令制下において、有馬郷地域が上野国や群馬郡の中でも有力な鉄生産地域の一つであることを指摘するものである。

キーワード

- 対象時代 奈良・平安時代
対象地域 群馬県
研究対象 鉄生産、上野国群馬郡有馬郷

1. はじめに

『和名類聚抄』には、上野国の郡部名として14郡102郷が記載されている。群馬郡には、長野、井出、小野、八木、上郊、畦切、烏名、群馬、桃井、有馬、利刈、駅家、白衣の13郷が設置されており、有馬の地名から、現在の群馬県渋川市有馬周辺が、古代上野国群馬郡有馬郷に比定されている。渋川市有馬には、有馬庵寺跡と呼ばれる遺跡があり、以前から古瓦である布目瓦の出土地として知られていた。昭和61年の調査では寺院跡として認められる遺構は確認できなかったが、多くの国分寺系瓦が出土し、官衙かその影響が強い寺院跡であった可能性があることが判明した。有馬庵寺の北には条里制の区画を踏襲する「有馬たんぼ」や「行幸田たんぼ」と呼ばれる水田区画があり、この地域が古代有馬郷の中心地区であったと推定されている。有馬条里は現在までに判っている上野国の条里の中では、最も北に位置し、河道を曲げ、扇状地状の急斜面に規格の整った条里を施工するなど高い土木技術で水田区画が行われていることが指摘されている〔大江1988、岡田1991、小林1996〕。また、『延喜式』には、上野国の御牧として、利刈牧・有馬高牧・沼尾牧・拝志牧・久野牧・市代牧・大藍牧・塩山牧・新屋牧の9牧が挙げられており、その内「利刈牧」・「有馬高牧」は群馬郡内の利刈郷・有馬郷の名と一致し、有

馬高牧は、有馬郷周辺に存在したと推定されている〔尾崎1974、唐沢1990、前沢1991〕。

この地域は、1970年代から80年代といった鉄生産関連遺跡としては比較的古くから金井製鉄遺跡〔群馬県指定遺跡〕や有馬条里遺跡などの遺跡が調査されており、8世紀中頃から11世紀にかけて鉄生産が行われていたことで注目されてきた。これらは、井上唯雄1991「製鉄業」〔群馬県史〕通史編2 原始古代編2、大塚昌彦1993「古代の産業と技術」〔渋川市誌〕通史編などに詳しくまとめられている。この中で井上は、群馬県内で初めて鉄生産関連遺構を製錬（製鉄）・精錬鍛冶・鍛錬鍛冶といった工程〔大澤1983b（註1）〕に着目して分類し、県内における製錬炉として13例（註2）、精錬炉の可能性のある遺構として7例（註3）、鍛錬鍛冶炉として県内に100例以上があることを示している。井上のこうした業績は高く評価され、現在の群馬県内の製鉄研究の基礎となっている。また、大塚は、渋川市域を中心とした鉄生産関連遺跡を示し、律令制下で金井製鉄遺跡のような山沿いで行われた鉄生産が、平安期になると平地の集落内にも見られるといった注目すべき指摘を行っている。

優れた両者の研究であるが、十年以上を経た現在、有馬郷周辺では中筋遺跡や諏訪ノ木V遺跡を代表とするこの地域の古代鉄生産を性格づける重要な遺跡が検出され、

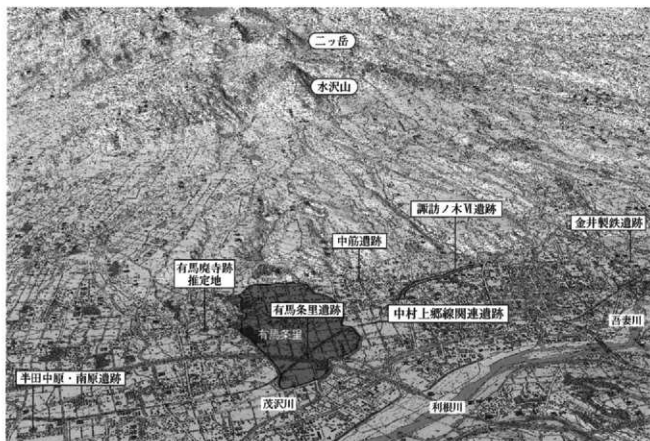


図1 古代上野国群馬郡有馬郷周辺の鉄関連遺跡 鳥瞰図

新たな視点が生じてきている。筆者は、石原東遺跡D区、諏訪ノ木V遺跡、諏訪ノ木VI遺跡、高源地東I遺跡といった有馬郷北部の鉄生産に関連する遺跡を調査・整理し、この地域の古代鉄生産を検討する機会に恵まれた。本稿では、井上や大塚らの研究を、その後の発掘調査事例や研究成果をもとに再検討し、律令制下においては有馬郷の中でも北部の地域が鉄生産の中心地であったことを指摘し、さらに上野国や群馬郡においても有力な鉄生産地域の一つであった可能性があることを述べていきたい。

2. 有馬郷地域の鉄生産関連遺跡

ここでは有馬郷で行われていた鉄生産体制を明らかにするために、これまでに検出された遺構を集成し、概ね奈良時代の遺構を1期、平安時代前葉の遺構を2期、平安時代中葉の遺構を3期に区分して分析する。

なお、後述するとおり、7世紀末の中筋遺跡の連房式鍛冶工房は1期に区分される可能性もあるが、1期に区分した8世紀中頃の金井製鉄遺跡の半地下式整形炉との間には約半世紀の隔りがあることから、直接的な結びつきを論じることができないため、あえて0期を設定して区分した。

集成は1表で示すこととし、以下で主要な遺跡を概観する。

(1) 0期

0期の遺構には、中筋遺跡の連房式鍛冶工房1棟、諏訪ノ木V遺跡の鍛冶工房の可能性が高い(註4)2区14号住居跡がある。

中筋遺跡—連房式鍛冶工房—

中筋遺跡は、有馬寺跡路から北1.5kmに位置する。検出された連房式鍛冶工房は5.7～5.8×14.0mの平面長方形の堅穴状遺構である。確認面から床面までの深さは、13～20cm、南北方向に2列9基の鍛冶炉が検出され、中央には柱穴列が並ぶ。出土遺物は桃形鍛冶滓、鍛造剥片、鉄製品、羽口、土師器などである。遺構内から出土している土師器などの土器類は概ね7世紀末に比定される。中筋遺跡の連房式鍛冶工房は、8世紀中頃に比定される金井製鉄遺跡とならんで扱われることもある〔澁川市市誌編さん委員会1994〕が、出土遺物だけを見ればやや矛盾がある。7世紀代の中筋遺跡の連房式鍛冶工房は、全国的に見ても少なく、日本最古級の一つとされる茨城県鹿島市の春内遺跡などにならぶ(註5)。

参考までに茨城県春内遺跡の概要を以下に記す。春内遺跡は古代常陸国香島郡に位置する。香島郡衙は『常陸風土記』により、新旧二つの郡衙が推定され、春内遺跡は新郡衙跡とされる神野向遺跡から数百mに位置する。検出された連房式鍛冶工房は、5.5×29.4mの平面長方形の堅穴状遺構1棟である。確認面から床面までの深さ

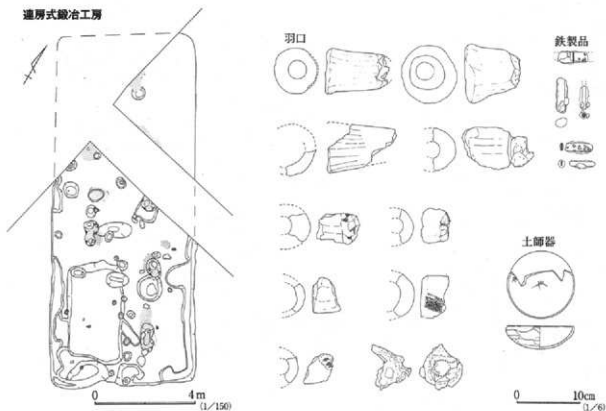
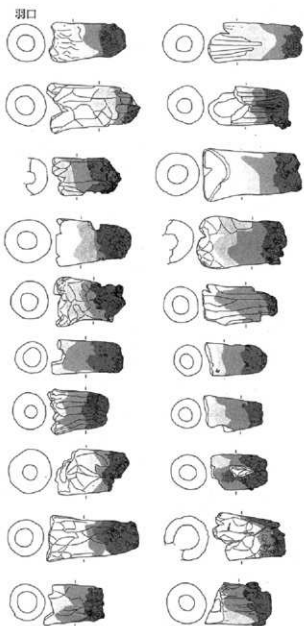
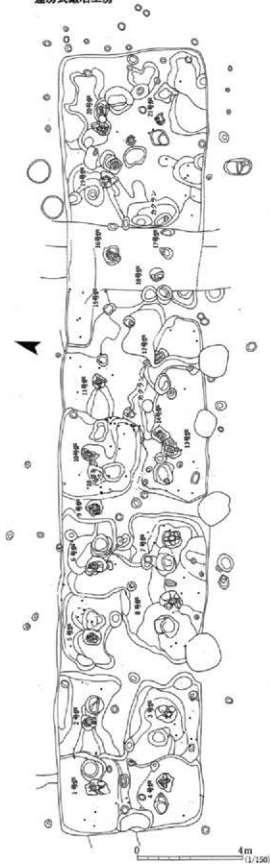


図2 0期 中筋遺跡 連房式鍛冶工房と出土遺物

連房式鍛冶工房



靴形鍛冶滓



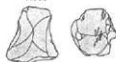
銅製帶狀金具 鉄鍬



釘



砥石



0 10m (1/6)

図3 参考資料 茨城県鹿嶋市 春内道跡 連房式鍛冶工房と主な出土遺物

は9～40cmである。東西方向に2列、22基の炉が検出され、中央には柱穴列が並ぶ。遺構規模は、中筋遺跡の長軸長をほぼ2倍にした規模で、短軸長はほぼ同じである。鍛冶炉の間隔や配列などは、中筋遺跡と共通する部分も見られる。出土遺物は多量の腕形鍛冶滓、粒状滓、鍛造剥片、鉄床石、砥石、羽口、土師器片、銅製帯先金具、鉄鍔、鉄釘などである。遺構は、出土遺物から7世紀後半代に位置づけられている。赤内遺跡では、国司による公的管理の下、香島旧郡衙と鹿島神宮の造営の際使用する大量の鉄製品の製作が求められ、専門工人により鉄生産が行われていたと推測されている〔風間1995〕。

諏訪ノ木VI遺跡—鍛冶工房—

諏訪ノ木VI遺跡は、中筋遺跡北500mに位置する。諏訪ノ木VI遺跡2区14号住居は、より新しい時期の8号住居と大部分が重複するため、鍛冶工房施設の有無を問題にすることは難しいが、腕形鍛冶滓、鍛冶滓、砥石、鍛造剥片、鎌など多くの鍛冶に関連した遺物が出土している。遺構内から出土している土器類は概ね7世紀後半に比定される。

(2) 1期〈奈良時代〉

1期の遺構には、金井製鉄遺跡の半地下式型形炉(註6)1基、地下式宮室の木炭窯8基、諏訪ノ木VI遺跡の1区谷部排滓場、木炭焼成坑1基、半田中原・南原遺跡の鍛冶工房2軒(32, 33号住居跡)、炭窯、業師丁遺跡の木炭焼成坑などがあり、概ね8世紀前半から後半に比定される。以下にこの期の代表遺跡を示す。

金井製鉄遺跡—半地下式型形炉と地下式宮室の炭窯—

金井製鉄遺跡は、有馬郷の北部、吾妻川右岸の河岸段丘面上に位置する。

金井製鉄遺跡では、昭和48年の渋川市教育委員会の発掘調査により半地下式型形炉1基、地下式宮室の炭窯8基が検出された。半地下式型形炉は長軸90cm・短軸55cmで、炉壁55cmが残存する製錬炉である。時期は当初9世紀末頃とされていたが、出土遺物の検討から、現在では8世紀中頃まで遡ると考えられており、今のところ県内で検出されている半地下式型形炉の中で、最古のものの一つである。出土遺物には多量の炉壁や製錬滓、砂鉄など製錬系の遺物に加えて、羽口、腕形鍛冶滓などの鍛冶系の遺物がある。

金井製鉄遺跡は、半地下式型形炉の検出から、製錬工程が注目されている〔井上1991、大塚1993〕が、鍛冶工程の羽口や腕形鍛冶滓も出土していることから、製錬工程を中心に鍛冶工程まで行われていたと考えることができる。

また、金井製鉄遺跡北西に隣接する金井原原Ⅱ遺跡でも、時期不明ではあるが半地下式型形炉1基とともに、大量の製錬滓・炉壁が出土している〔荒木1997〕。これら調査されている遺跡以外でも金井製鉄遺跡の周辺では

多量の鉄滓が地表採取でき(註7)、大規模な鉄生産地の可能性が高い。

諏訪ノ木VI遺跡—精錬鍛冶工程主体の排滓場—

諏訪ノ木VI遺跡は金井製鉄遺跡南2km、中筋遺跡北500mに位置する。谷部排滓場は、1区南端の幅20～30m・深さ4m程の埋没谷の左岸から底部に広がる。谷部排滓場からは腕形鍛冶滓、羽口を中心とする3,723点(319.4kg)の鉄関連遺物が出土した。谷部の斜面上では、2基の鍛冶炉を検出したが、遺物量に見合う規模ではない。谷部排滓場は、伴出した土器から、概ね8世紀中頃を中心に、8世紀中頃から9世紀後半までの間に形成されたと推定できる。

鉄関連遺物の内訳は、腕形鍛冶滓2,188点(252.05kg、81%)、鍛冶滓519点(5.38kg、2%)、再結合滓2点(0.52kg、0.2%)、炉壁6点(0.54kg、0.2%)、粘土質溶解物246点(5.13kg、1.6%)、流動滓4点(0.12kg、1%)、羽口322点(46.23kg、15%)、鉄製品3点(0.15kg、0.04%)、鉄床石、砥石、木炭などで、腕形鍛冶滓と羽口で全体の96%を占める。

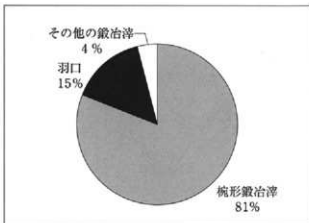
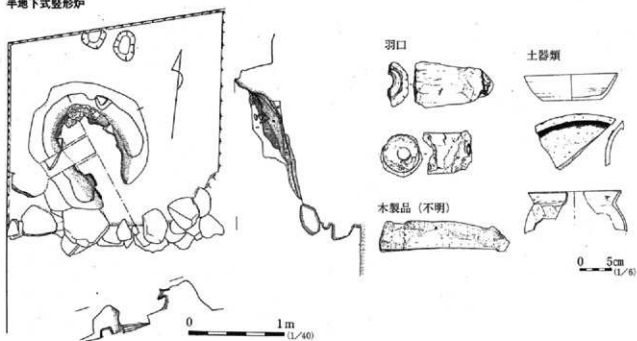


図4 1区谷部排滓場出土鉄関連遺物の構成

腕形鍛冶滓は、1kg以上の腕形鍛冶滓6点(7.4kg、3%)、500g以上1kg未満の腕形鍛冶滓91点(49.3kg、20%)、250g以上500g未満の腕形鍛冶滓340点(85.9kg、34%)、125g以上250g未満の腕形鍛冶滓451点(52.3kg、20%)、125g未満の腕形鍛冶滓1,300点(57.1kg、23%)に分類でき、鍛冶関連遺物の中でも大型から中型の腕形鍛冶滓の比率が高いことが判明した。

分類を代表する資料に対して冶金学的調査を実施したところ、腕形鍛冶滓は精錬鍛冶工程で生じた滓に分類され〔大澤・鈴木2006〕。鍛冶の中でも精錬鍛冶工程主体の遺物構成である可能性が高いことが明らかになった。さらに出土した腕形鍛冶滓は、比較的定形化し、磁着がほとんどない特徴があることから、操業や鍛冶工程が規格・管理化され、除滓と成分調整の工程が定形化されていた可能性があると考えられる。

半地下式整形炉



地下式窑窯の炭窟

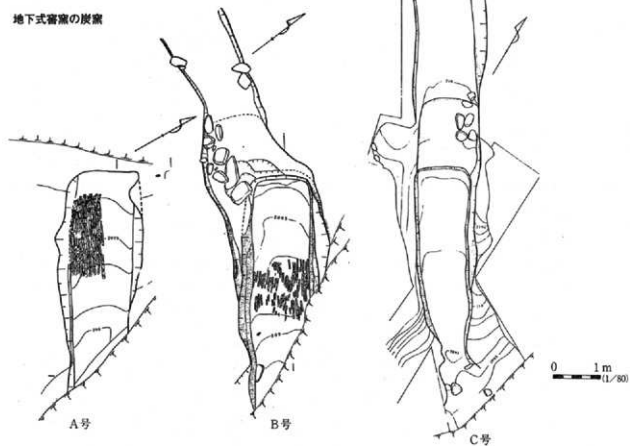
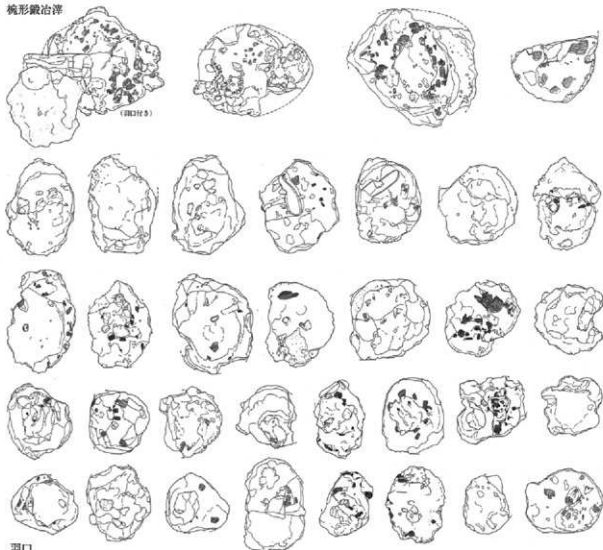


図5 1期 金井製鉄遺跡 半地下式整形炉と地下式窑窯の炭窟

梳形鐵治滓



羽口

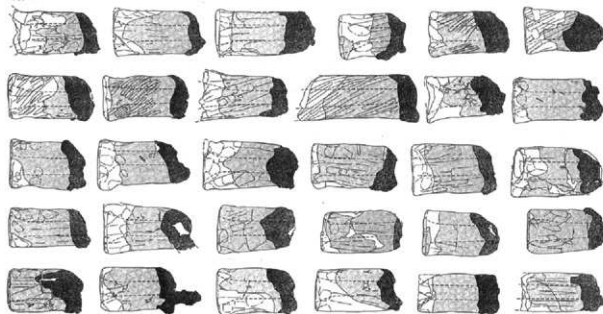


図6 1期 諏訪ノ木VI遺跡 谷部排滓場の主な出土遺物

また、谷部排滓場からは200個体以上の羽口が出土した。出土した羽口の通風孔（内径）は2.0～3.0cmの中に収まり、ほとんどばらつきがない。分類可能な羽口のうち92%は、①細身で直線的といった外観の特徴、②スサをほとんど混入しない緻密な胎土による作製、③丁寧な調整による成形といった共通した要素が見られる。このことから、出土した大量の羽口は時期や製作地にあまり相違がなく、関連が強いと推定される。

以上のことから、諏訪ノ木VI遺跡1区谷部排滓場から出土した鉄生産関連遺物群は、精錬から鍛錬までを堅穴住居内で小規模に行ったような通常の鍛冶から排出される遺物群とは異なり、精錬鍛冶を主体とする工程で生じた滓である可能性が高いと考えられ、その操業期間はそれほど長期間でないことが推測される。

半田中原・南原遺跡—御牧と鍛冶—

半田中原・南原遺跡は、有馬寺南2kmに位置する。有馬郡北部にある金井製鉄遺跡、諏訪ノ木VI遺跡、中筋遺跡などの鉄生産関連遺跡群と有馬寺を挟んで、南北逆の位置にある。

半田中原・南原遺跡は、「延喜式」に残る9ヶ所の上野国御牧の一つ「有馬島牧」に想定され、検出された堅穴住居や掘立柱建物に牧に従事した人々の生活空間であったと考えられている【大塚1999(註8)】。

検出された鉄生産に関連する遺構としては、鍛冶工場の可能性がある堅穴住居2軒（32、33号住居跡）と木炭焼成坑数基と、鉸具、鉄銚、火打ち金、箱金具、吊手状鉄製品、刀子、鉄鎌、鉄斧、鉄銚、鉄釘、鉄製紡錘車、銅製帯金具など御牧に関わる可能性もある遺物も含む鉄製品が出土している。鉸具は大型で、馬具の可能性もあ

る。

大塚の指摘を根拠に半田中原・南原遺跡を有馬島牧に想定すれば、この遺跡を有馬郡内の鉄器の大量消費地の一つとしても位置づけられる。さらに検出された鍛冶工房内では、御牧で使用する鉄製品の製作・加工・修理などを行っていた可能性も考えられ、注目される。

(3) 2期 平安時代前葉

2期の遺構には、諏訪ノ木VI遺跡2区4号住居跡、諏訪ノ木V遺跡1区3号住居跡、石原久保貝戸E遺跡堅穴遺構、空沢遺跡1号、2号鍛冶工房といった堅穴住居跡を鍛冶工房としている遺構や、鍛冶工場の可能性が高い諏訪ノ木VI遺跡2区8号、13号、23号住居跡、諏訪ノ木V遺跡3区10号住居跡などがあり、概ね8世紀末から9世紀後半に比定される。

以下にこの期を代表する諏訪ノ木V遺跡1区3号住居跡を示す。

諏訪ノ木V遺跡—堅穴住居跡を鍛冶工房とする遺構—

諏訪ノ木V遺跡は、有馬寺跡北2kmに位置し、諏訪ノ木VI遺跡に南接する。

1区3号住居は、長軸3.91m・短軸2.47mで長軸を南北にもつ堅穴住居を鍛冶工房施設とする遺構である。本遺構中央やや南では鍛冶炉が検出され、底部は還元状態に被熱していた。出土した鉄床石は、打痕や被熱痕、鉄の付着が認められ、南壁際に据えてある状態で出土した。鉄生産関連遺物は、小型の輪形鍛冶滓などの鍛冶滓が多く出土した。鉄製品としては、刀子未製品が3点、さらにはほぼ完成品である鎌、紡錘車、締め金具、鍵の可能性を持つ不明鉄製品が含まれている。鉄製紡錘車は円盤も軸も良好に残存するほぼ完成品である。

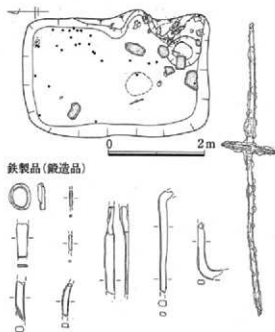
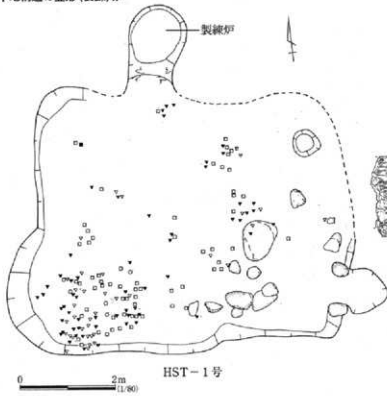


図7 2期 諏訪ノ木V遺跡 堅穴住居を鍛冶工房とする遺構



平地構造の堅形(製鉄)炉



炉内滓



流動滓

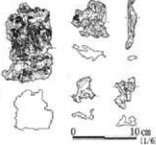


炉壁



0 2m (1/40)

炉内滓

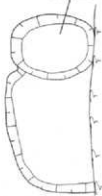


鍛冶関連の土坑



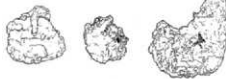
0 1m (1/40)

排滓土坑



0 1m (1/40)

炉内滓



流動滓



羽口



椀形鍛冶滓



図8 3期 有馬条理遺跡 平地構造の堅形炉と鍛冶関連の土坑

(4) 3期(平安時代中葉)

3期の遺構には、有馬条里遺跡の製錬炉3基・鍛冶関連遺物を廃棄した土坑1基、諏訪ノ木V遺跡3区7号・9号住居跡、有馬条里II遺跡の鍛冶工房2基、諏訪ノ木V遺跡2区6号住居跡、石原東遺跡D2区5号住居跡などがあり、概ね10世紀から11世紀に比定される。以下にこの期を代表する有馬条里遺跡を示す。

有馬条里遺跡—製錬から鍛冶—

有馬条里遺跡は、有馬庵寺北東1kmの有馬条里水田に比定される低地部に位置する。有馬条里遺跡では2基の製錬炉と、鍛冶関連遺物を廃棄した土坑(HK-1号土坑)1基などが検出された。製錬炉は平地構造の整形炉(註9)で、炉体部分の大半が地上に露出している構造である。

HST-1号(製錬炉) HST-1号(製錬炉)は平地構造の整形炉で、炉内滓、流動滓、炉塵が出土している。ここで示している遺構図は、堅穴住居と重複した図面で、北西の製錬炉と南西部の張り出し部が製錬遺構とのことである[大塚1983]。本遺構は堅穴住居との関係などから、10世紀後半から11世紀に比定されている。

井上(1991)は、群馬県下の精錬段階の炉についてはあまり確実な調査例がなく、分析データを通して精錬鍛冶炉の可能性を想定せざるをえないとしながら、本遺構を県内でおぼろげながら判明している唯一の精錬鍛冶炉として取り上げている。大塚(1983)は、大澤(1983)の冶金学的分析を受け、本遺構を製錬炉と報告しているが、『有馬条里遺跡』のまとめ「有馬条里遺跡の製鉄・精錬について」中で、製鉄精錬炉あるいは精錬炉と呼称している(註10)。

HST-2号(製錬炉) HST-2号(製錬炉)は平地構造の整形炉で、製錬系の炉内滓や木炭などが出土した。炉床から20cmの厚さで木炭を敷き詰めており、炉内には滓が残存するとのことである。

HST-3号(排滓土坑) HST-3号は、排滓土坑である。土坑からは、製錬系の炉内滓の他に流動滓が出土しており、周辺に製錬炉があった可能性が高い。

3. 有馬郷地域の鉄生産

0期の連房式鍛冶工房など2遺構が、7世紀代の鍛冶関連の工房施設であるとするれば、今のところ有馬郷周辺で最も古い鉄生産関連施設となる。0期とした7世紀代の鉄生産関連遺構は数も少なく、諏訪ノ木VI遺跡2区14号住居跡を鍛冶工房施設とするかなど、まだまだ検討の余地がある。ここでは、該期をとりあえず0期とし、今後の7世紀代の鉄生産関連遺構の検出事例に注目しておきたい。いずれにしても0期の2遺構は、この地域の鉄生産を検討する資料として重要な位置にある。

福島県武井地区製鉄遺跡群での寺島ら(1989)の研究によると、武井地区の鉄生産にはI期(7世紀中葉～後半)、II期(8世紀中葉～後半)、III期(9世紀前半)IV期(9世紀後半)、V期(10～11世紀)の5段階の面期があり、I期では西日本の長方形箱形炉(野路小野山型製錬炉)、II期では半地下式整形炉が導入されていることが指摘された。群馬県内でも勢多郡柏川村の三ヶ尻西遺跡などで7世紀第3四半期とされる長方形箱形炉が検出されており[穴澤1994、小島1997]、上野国地域でも半地下式整形炉導入期の前段階として長方形箱形炉の導入された時期があったことは明かである(註11)。

前述したとおり、中筋遺跡の連房式鍛冶工房と金井製鉄遺跡の半地下式整形炉の間には約半世紀の隔りがあるため、中筋遺跡の連房式鍛冶工房に金井製鉄遺跡の半地下式整形炉から材料が供給されていたと見ることは難しい。現在までのところ、日本列島における半地下式整形炉の初現は8世紀初頭と考えられており[穴澤1994]、7世紀末の中筋遺跡の連房式鍛冶工房に鉄素材を供給していた製錬炉が半地下式整形炉であるとするれば、その半地下式整形炉は全国的に見て最古級となる。いずれにしても長方形箱形炉の稼働時期と半地下式整形炉出現期との面期であるので、中筋遺跡の連房式鍛冶工房へ素材を供給した製錬炉については、半地下式整形炉・長方形箱形炉双方から慎重に検討して行く必要があろう。

I期は概ね奈良時代にあたる。この時期の東国における鉄生産は、技術の面では律令国家が先導的な役割を果たしていたと考えられており[福田1991]、需要・消費される鉄もかつてない規模と体制で供給されていたことは各地の考古資料からも明かである。有馬郷でも規模の相違こそあれ、国家主導による鉄生産技術の導入があり、金井製鉄遺跡や諏訪ノ木VI遺跡周辺に、当地の郡衙などで必要となった鉄を供給する生産施設が建設されたと考えても矛盾はない。さらに律令国家は、必需物資の現地調達のために、効率的な生産技術を伝授したと考えられており[村上1998]、諏訪ノ木VI遺跡で出土した精錬工程を集中的に行っていたことを示す遺物群は、こうした専門集団による分業体制を示唆していると、とらえることができる。

また、半地下式整形炉は8世紀初頃に関東に登場し、その前半代には、宮城県柏木遺跡まで達することから、東北経営との関連が否定できないと考えられている[村上1998]。律令期において征夷軍の編成が進む中、上野国はその中心部を担っていたと考えられており[前沢1986]、金井製鉄遺跡の半地下式整形炉が現在までに検出されている群馬県下における最古で唯一の8世紀中頃の半地下式整形炉という点で推測すれば、あるいは上野国の東北経営に関わる鉄生産関連施設の一つであった可能性も想定できるかもしれない。

2期は、平安時代前葉にあたる。この時期にはほぼ全国的に製錬炉が確認されるようになり、鉄生産技術が各地に伝播していることが明らかである。有馬郷地域では2期に比定される製錬炉は発見されていないが、県内該期の製錬炉は現在までのところ全て半地下式整形炉であることから、当地域でも1期に引き続き、半地下式整形炉による製錬が行われていた可能性が高いと考えられる。また、精錬から鍛錬に至る鍛冶工程を一貫して行っていたと考えられている堅穴住居を鍛冶工房とする遺構[穴澤1994]が、2期以降多く見られるようになる。こうした遺構は、一般集落の鍛冶ととらえられており[津野1995]、0期から1期に律令国家により移植された鉄生産技術が有馬郷北部地域に定着し、集落内で活発な鉄生産が行われていたと解釈することができる。

3期は平安時代中葉にあたる。3期になると有馬条里遺跡で見られるように、有馬郷南部の平地部の集落でも鉄生産関連遺構が検出されると共に、集落内で製錬から鍛冶まで一貫した鉄生産が行われていたことが明確になる。有馬条里遺跡で検出された平地構造の整形炉は、土佐(1984)の分類による半地下式整形炉の流れをくむA-II(西浦型、註12)に属すると考えられている[穴澤1983a]。これを根拠とすれば、有馬条里遺跡の平地構造の整形炉は、金井製鉄遺跡の半地下式整形炉から派生したととらえることもでき、律令制下に伝播した製錬技術が、有馬郷内の集落へ拡散していったことを示唆している、ととらえることができるかもしれない(註13)。

なお、日本列島における鉄生産形態の画期による分析は、穴澤(1994)により行われている。本稿で設定した1期は、穴澤の第5段階(奈良時代前半)、2期は第6段階(平安時代前期)、3期は第7段階(平安時代後期～中世)の前半に概ね相当し、第4段階(古墳時代後期)は長方形箱形炉と横口式炭窯を本格的に用いて製錬が開始された時期としている。この時期の製錬は西日本が中心で、東日本では群馬県の三ヶ尻西遺跡が7世紀第3四半期で、最も早い製錬遺跡であると指摘している。

4. 国府周辺の鉄生産

群馬郡には国府が置かれ、その周辺では国府関連の官営工房遺構と考えられている連房式鍛冶工房が検出されている。ここでは、律令制下に群馬郡有馬郷で行われた鉄生産と国府周辺の鉄器生産の関わりを把握するために、連房式鍛冶工房が検出された鳥羽遺跡を取り上げる。鳥羽遺跡の連房式鍛冶工房は、工房の形態や国府周辺という遺跡の位置的な状況から、国府関連の官営工房と考えられている。連房式鍛冶工房内では後述することおり、鉄器生産のみならず、銅の鋳造も同じ工房内で行われている。国府や国分僧寺・国分尼寺といった大量の金属器消費地近くに建設された工房内では、消費地で必要とされる金属器を製作していたと推測される。

鳥羽遺跡—国府周辺の連房式鍛冶工房一

鳥羽遺跡は古代上野国国府推定域西端から西へ300mに位置する。検出された連房式鍛冶工房は6棟である。**K1号工房跡** K1号工房跡とされる連房式鍛冶工房では10基の鍛冶炉が検出され、長軸方向にほぼ1列に並ぶ。また、羽口と土器類が出土し、出土遺物などから8世紀中頃から後半に比定される。

I1号工房跡 I1号工房とされる連房式鍛冶工房では25基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。炉は重複しており、同時期に25基が稼働していたのではない。北側列の炉は8基、南側列の炉は4基にまとまる。炉群はほぼ東西方向に12mを測り、調査区外の東側にはさらにのびる可能性がある。2列の炉群の中間北寄りに、ほぼ等間隔で、東西方向の柱穴列が1列に並ぶ。出土遺物は焼形鍛冶滓・羽口・砥石などであるが、他の連房鍛冶工房に比べて鍛冶滓などは少なく、鉄床石は検出されなかった。冶金学的調査においては、精錬時に生じた焼形鍛冶滓や鍛錬時に生じた鍛錬鍛冶滓が確認され、鉄器製作のための精錬鍛冶から鍛錬鍛冶工程を行った工房であると推定される。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I2号工房跡 I2号工房とされる連房式鍛冶工房では32基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。2～3基の重複が多く、北側列の炉は4基、南側列の炉は6基にまとまる。2列の炉群の中間に、柱穴列が1列ある。出土遺物は羽口・砥石・鍛冶滓の他に、銅滓の付着した埴岡片や、銅滴の付着した鉄滓などが出土した。冶金学的調査において、精錬時に生じた焼形鍛冶滓、鍛錬時に生じた鍛錬鍛冶滓が確認され、鉄器製作のための精錬鍛冶から鍛錬鍛冶工程ならびに、銅の鋳造工程を行った工房であると推定される。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I3号工房跡 I3号工房とされる連房式鍛冶工房では66基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。重複が多く、北側列の炉は9基、南側列の炉は7基

第1表 古代有馬郡周辺の鉄関連遺構一覧表(佐澤2006に加筆・修正)

凡例 ●: 製鉄炉 ○: 鍛冶炉 △: 鍛冶炉の可能性あり

No	遺構名	所在地	期	工程	出土遺構	出土鉄生産関連遺物	遺物量	時期	分析/報告者	文献/備考
1	中瀬遺跡	流川市 行幸田	○	鍛冶	遺構式 遺跡1号	炉口、鉄製品、鍛冶滓、 鍛冶片	17点(陶製)	7C末	-	「中瀬遺跡」2007流川市教育委員会 中瀬遺跡1号、2号の炉口遺構を調査。炉口は、鍛冶炉より 1号窯口より、遺構内から出土した土器磁器などから7C末 と判定。遺構の用途は不明。
2	諏訪ノ木瓦遺跡	流川市 石坂	×	鍛冶	2区14号住居	焼形鍛冶滓、鍛冶滓、鉄 滓、燐、磁石	17点(陶製)	7C後半	-	「諏訪ノ木瓦遺跡」2007諏訪ノ 木地区から鍛冶滓、磁石、鉄製品が多数出土したが、鍛冶炉や炉 口は確認できず、用途は不明。
3	金井製鉄遺跡	流川市 金井	●	製鉄 (鍛冶)	製鉄炉 (半地下式 型製炉)	鉄滓、炉壁、炉口、木炭、 砂炭	多量の鉄滓	8C中	新井大 輔 2004	「金井製鉄遺跡」1997流川市教育委員会 製鉄炉1号ともにも、多量の製鉄滓、炉壁などから鍛冶炉の 用途が明らかになっている。同じく8C中頃と判定。
4	金井製鉄遺跡	流川市 金井	-	製炭	A、B、C号 木炭窯	木炭	遺構内に層状 の木炭	8C中	-	製炭炉の時期から、同じく8C中頃と判定した。
5	諏訪ノ木瓦遺跡	流川市 石坂	-	精錬主 体	好形鑄造場	焼形鍛冶滓2186点、炉口 209個体以上。	2220gの鉄製品 の出土と、炉壁の 断面観察	8C中 後半	矢野大 輔 2004	精錬主体の遺物構成。作って出土した土器は戦国8期 紀中頃に主体とする。
6	平田中塚・南 原遺跡	流川市 平田	-	製炭	炭窯(1号、 2号炭窯)	木炭	鉄滓	8世紀 前半	「平田中 塚・南原 遺跡」	「平田中塚・南原遺跡」1994流川市教育委員会 54号土坑から多量の鉄滓が出土した。
7	平田塚遺跡	流川市 平田	-	製炭	炭窯(1号、 2号炭窯)	木炭	2号土坑から 多量の木炭	8世紀 前半	-	「平田塚遺跡」流川市内遺跡38「1999流川市教育委員会 作成土坑」
8	諏訪ノ木瓦遺跡	流川市 石坂	-	製炭	炭窯 (3区5号住居 内)	木炭	土坑内に木炭 屑	8世紀 前半	-	住居内から炭屑が産出。24点の磁石、鉄滓も、再結合、鉄 滓が出土した。炭屑も2ヶ所確認された。炭窯は戦国8期 中頃と判定。本遺構自体が炉口に炉跡が認められた遺構で あった可能性もあるが、遺構を構築した際に中央を覆り たため、炭窯として使用されなかった。
9	平田中塚・南 原遺跡	流川市 平田	×	鍛冶	32号住居	鉄滓系遺物、炉口、鉄製品	鉄製品遺物が 多い	8C中	「平田中 塚・南原 遺跡」	平田中塚・南原遺跡は、奈良時代の乾に依る集落と され、再興や継ぎの鉄製品も出土している。
10	平田中塚・南 原遺跡	流川市 平田	×	鍛冶	33号住居	焼形鍛冶滓、鉄製品系遺物、 鉄製品系遺物、炉口、鉄製品	鍛冶滓と鉄塊 系遺物	8C前 中	「平田中 塚・南原 遺跡」	平田中塚・南原遺跡は、奈良時代の乾に依る集落と され、再興や継ぎの鉄製品も出土している。
11	諏訪ノ木瓦遺跡	流川市 石坂	△	鍛冶	2区4号住居	鍛冶滓、焼形鍛冶滓、鍛冶滓 系遺物、磁石、鉄滓、 炉口	炉口から多量の 鍛冶滓が出土	9世紀 後半	-	炉口が明確でなかったが、鉄床石が埋められた状態での 出土した。
12	石坂久保遺跡	流川市 石坂	△	鍛冶 炉跡	鍛冶炉の鍛冶 滓	炉口、炉壁遺跡	3点陶製	8C前 後半	-	「石坂久保遺跡」流川市内遺跡30「2003流川市教育委員会 報告土坑中央に土坑の痕跡がある」
13	空沢遺跡	流川市 石坂	×	鍛冶	2号小鍛冶炉	炉口、鍛冶滓、磁石、鉄 滓、 鍛冶片	炉口、鍛冶滓、 磁石、鉄滓、 鍛冶片	9C後半	八幡 隆 2004	「空沢遺跡」1978流川市教育委員会 有馬系遺跡」に分析結果がある。炭床石が出土。
14	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	○	鍛冶	1区3号住居	鉄床石、炉口、鍛冶滓などの鉄 製品、焼形鍛冶滓、鍛冶滓	25点陶製	9C中	-	「石坂系遺跡」空沢ノ木V遺跡」2004諏訪ノ 木地区の焼形鍛冶滓が、鍛冶炉跡に土器(陶器のセツ)の遺物
15	空沢遺跡	流川市 石坂	×	鍛冶	1号小鍛冶炉	炉口、鍛冶滓、磁石、鉄 滓、 鍛冶片	9C後半	新井大 輔 2004	「有馬系遺跡」に分析結果がある。炭床石が出土。	
16	諏訪ノ木瓦遺跡	流川市 石坂	-	製炭	炭窯 (2区20号住居 内)	木炭	土坑内に木炭 屑	8世紀 後半	-	住居内から鍛冶滓が出土した中遺構自体が炉口内に鍛 冶炉跡があった遺構であった可能性もあるが、遺構を構築 した際に中央を覆りたため、炭窯として使用されなかった。
17	諏訪ノ木瓦遺跡	流川市 石坂	△	鍛冶	2区8号住居	焼形鍛冶滓、焼形鉄製品、 磁石5点	少量の鍛冶滓	9C前	-	鍛冶炉は検出されなかったものの、鍛冶関連遺物と住 居中央に炭、炭土層が検出された。
18	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	×	鍛冶	3区10号住居	焼形鍛冶滓、鉄製品(釘 など)	少量の鍛冶滓	9C前	-	住居中央に炭、磁石、釘は既使用品で、炭の可 燃性も確認された。
19	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	×	鍛冶	2区13号住居	焼形鍛冶滓、磁石、鉄製品	少量の鍛冶滓	9世紀 前半	-	住居中央に炭、磁石、鉄製品が多数出土したが、鍛冶炉が 認められなかった。鍛冶炉の用途は不明。
20	田中遺跡	流川市 石坂	△	鍛冶	11号住居	鉄床石、炉口2、鍛冶滓 片	鉄床石1、炉 口2	平安 (9C)	-	「田中遺跡」1997流川市教育委員会
21	有馬系遺跡 八木炭	●	製鉄	1号製鉄炉 (型製炉)	製鉄滓(炉内炭、炉出滓)、 炉出滓、炉壁	多量の鉄滓、 木炭屑	10世紀 後半 前半	新井大 輔 2004	炉内炭が炉壁が、炉内炭土域からは、炉口が点検された。 製鉄炉として、鍛冶炉として使用された。平安朝。	
22	有馬系遺跡	流川市 八木炭	●	製鉄	3号製鉄炉	製鉄滓(炉内滓、炉出滓)、 炉出滓、炉口	約14kgの製 鉄滓	10世紀 後半 前半	新井大 輔 2004	「有馬系遺跡」1983流川市教育委員会 報告土坑から。
23	有馬系遺跡	流川市 八木炭	●	製鉄	2号製鉄炉 (型製炉)	製鉄滓(炉内滓)	約5kgの鉄滓 と多量の木炭	10世紀 後半 前半	新井大 輔 2004	木炭が炉内全体に分布している。平地型。
24	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	○	鍛冶	3区7号住居	焼形炭ある自然石、鉄 製品、焼形鍛冶滓、鍛 冶滓	17点陶製、鍛 冶滓多量	10C 後半	-	鍛冶関連の一括遺物。住居内のみは鍛冶炉のみ。
25	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	△	鍛冶	3区9号住居	鉄製品、焼形鍛冶滓、鍛 冶滓	9点陶製	10C 後半	-	住居内のみは鍛冶炉のみ。
26	有馬系遺跡	流川市 八木炭	△	鍛冶	1号鍛冶遺構	炉口、焼形炭ある円盤	炉口1	10C 後半	-	「有馬系遺跡」1990藤野文 鍛冶炉は不明
27	有馬系遺跡	流川市 八木炭	△	鍛冶	2号鍛冶遺構	炉口、焼形炭ある円盤	炉口1	10C 後半	-	鍛冶炉は不明
28	有馬系遺跡	流川市 八木炭	×	鍛冶	鍛冶関連土坑	炉口、磁石、鍛冶滓、 鉄製品、焼形鍛冶滓、製 鉄滓(炉内滓、炉出滓、 炉壁)	不明	10世紀 後半 前半	新井大 輔 2004	製鉄から鍛冶に至る一貫した製鉄作業。鍛冶関連の遺 物が多数出土。
29	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	△	鍛冶	2区6号住居	炭	少量	10C前	-	住居内のみは鍛冶炉のみ。
30	石坂系遺跡D区	流川市 石坂	△	鍛冶	D2区5号住居	炉口、鑄造品	炉底から炉口 3点	10C前	-	「石坂系遺跡」D区・諏訪ノ木V遺跡」2004諏訪ノ 木地区の鍛冶炉跡は、鍛冶炉跡が低い。鑄造品は鉄製品か。
31	金井前遺跡	流川市 金井	●	製鉄 (半地下式 型製炉)	製鉄炉	約100kg	不明	-	「金井前遺跡」1997流川市教育委員会 製鉄炉1号ともにも、多量の製鉄滓、炉壁などから鍛冶炉の 用途が明らかになっている。	
32	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	○	鍛冶	鍛冶炉2基	焼形鍛冶滓、鍛冶滓、 鉄製品系遺物、鉄滓、 磁石など	少量	不明	矢野大 輔 2004	精錬-鍛冶鍛冶工程一連の遺物が出土。
33	諏訪ノ木V遺跡	流川市 石坂	○	鍛冶	鍛冶炉1基	鍛冶滓、磁石、鍛冶滓 片など	少量	不明	-	「田中遺跡」1997流川市教育委員会 諏訪ノ木V遺跡1区1、2号炉跡から鉄滓10kgの状態で検出さ れた。鍛冶ノ木V遺跡の鍛冶炉と同様に炉壁の断面に位置する。

(表の数字は、図10に示している)


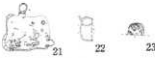
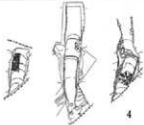

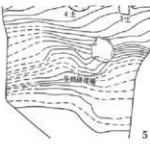
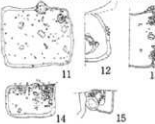
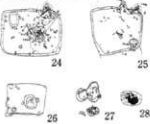

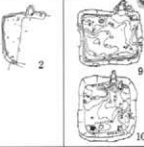

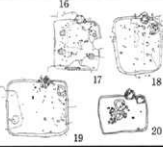

	0期	1期	2期	3期
製鉄遺構	長方形箱形形か 平地式下式型形か	 3	平地式下式型形か	 21 22 23
製炭製錬遺構	横口付木炭窯か 地下式密窯の炭窯か	 4	地下式密窯の炭窯か	
鍛冶遺構	 1	 5	 11 12 13 14 15	 24 25 26 27 28
製炭鍛冶遺構	 6 7			
鍛冶遺構の可能性のある遺構	 2 9 10	 8	 16 17 18 19 20	 29 30
代表遺跡	中筋遺跡 源跡ノ木V遺跡	金井製鉄遺跡 源跡ノ木V遺跡 平田中原・南原遺跡	田中遺跡 空沢遺跡 源跡ノ木V遺跡	有馬桑里遺跡 源跡ノ木V遺跡 有馬桑里V遺跡 石原東遺跡D区
時期	7世紀末	8世紀前半～8世紀後半	8世紀末～9世紀後半	10世紀以降
要因	律令国家主導の鉄生産体制を東国へ導入か。	多量の鉄器需要を背景にした活発な鉄生産の定着・発展。専門集団による効率的な鉄器生産システムの成立。	鉄生産技術の官から民への伝播期か。個々の集落への拡散が認められる。	鉄生産技術の拡散期か。
地域状況	中筋遺跡の遺房式鍛冶工房等、官営的な鉄生産体制の導入。	製錬から精錬・鍛冶にいたる分業体制による一貫した鉄器生産体制の成立と発展。古代群馬郡の主要拠点の一つとして行われた鉄生産。	懸穴住居内で行われた鍛冶作業。集落内での活発な鉄生産。	有馬桑里遺跡などでみられる製錬炉の小型化。集落内での小規模な鉄生産。

図10 古代上野国群馬郡有馬郷周辺 鉄関連遺構一覧 (笹澤2006に加筆・修正)

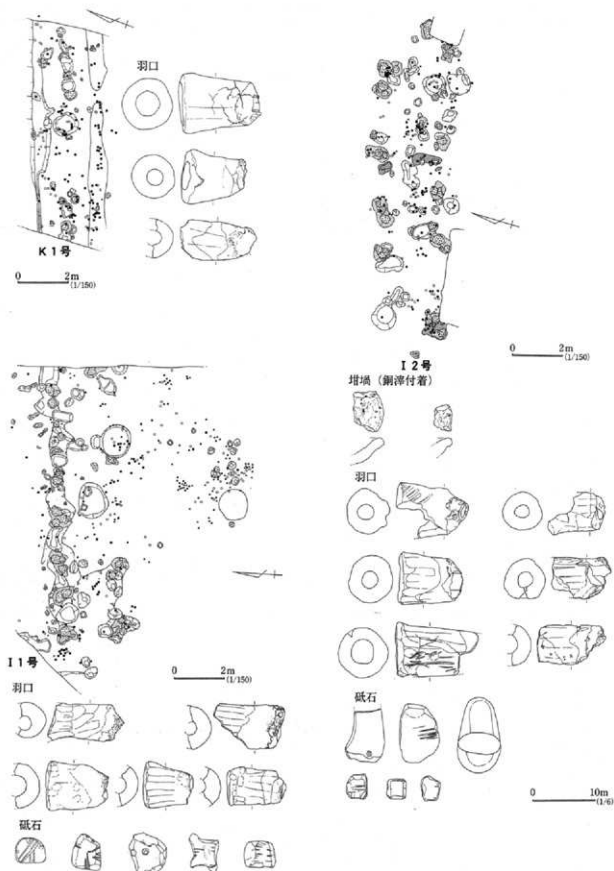


図10 上野国府周辺の鉄生産 鳥羽遺跡 連房式鍛冶工房と主な出土遺物 (1)

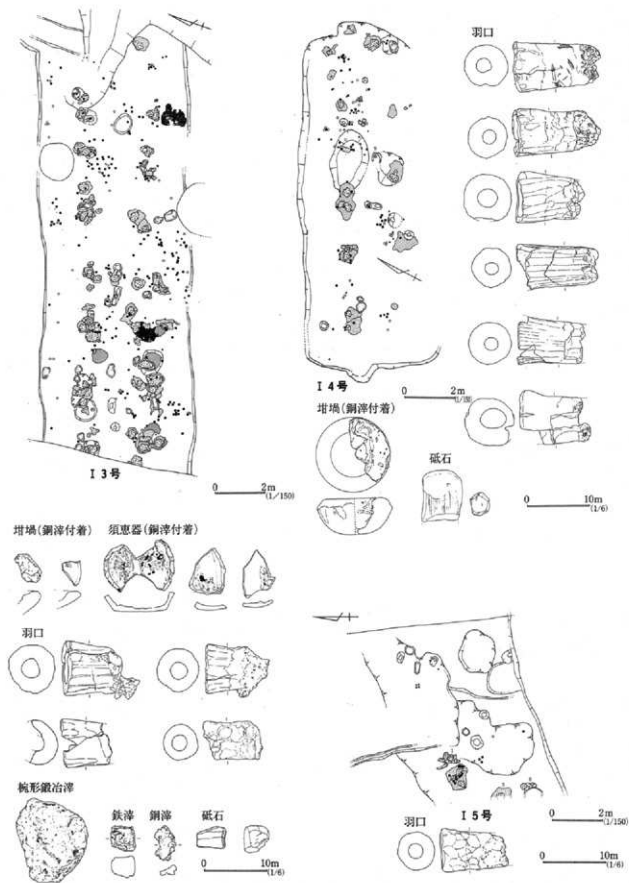


図11 上野国府周辺の鉄生産 鳥羽遺跡 連房式鍛冶工房と主な出土遺物(2)

にまとまる。柱穴列は、確定的なものはない。出土遺物は、銅滓附着増場・銅滓附着須恵器・羽口・小鉄塊・橢円形鍛冶滓・鍛冶滓・銅滓・砥石・鉄床石などがである。冶金学的調査においては、I 1号工房と同様に精錬時に生じた橢円形鍛冶滓・鍛冶時に生じた鍛錬鍛冶滓が確認され、鉄器製作のための精錬鍛冶から鍛錬鍛冶工程を行った工房であると推定される。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I 4号工房跡 I 4号工房とされる連房式鍛冶工房は、21基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に列ぶ。重複が多く、北側列の炉は7基、南側列の炉は5基にまとまる。2列の炉群の中間に、柱穴列が1列並ぶ。平面形状は長方形で、中筋遺跡で検出された連房式鍛冶工房とはほぼ同規模である。出土遺物は、銅滓附着増場・羽口・砥石・鉄床石などがある。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I 5号工房跡 I 5号工房とされる連房式鍛冶工房は、最も遺存度が悪く、6基の鍛冶炉が検出されたにとどまった。出土遺物は、羽口・砥石などがある。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

5. まとめ

有馬郷北部は、半地下式整形炉・地下式密窯の炭窯・連房式鍛冶工房といった東国の律令制下における典型的な鉄生産関連遺構〔穴澤1994(註14)]が発見されている重要な鉄生産地域である。この地域では、7世紀末には中筋遺跡の連房式鍛冶工房による鍛冶が行われ、8世紀中頃には金井製鉄遺跡の地下式密窯の炭窯による製炭や半地下式整形炉による製錬、諏訪ノ木VI遺跡で示したような分業体制による鉄生産が行われていたことが明らかになってきた。これは有馬郷北部で、8世紀中頃を中心とした律令制下、多量の鉄器需要を背景に、鉄生産に関わる専門工人による活発な鉄生産が行われていたことを示唆している。

国府に近い鳥羽遺跡では前述したように、鉄製品や銅製品などを専属的に製作した連房式鍛冶工房が検出されているが、周辺に製錬工程の遺構は検出されていない。「砂鉄三里に炭七里」ということわざの通り、砂鉄や炭が大量に必要な製錬工程は、原料が現地調達できる場所で行われる。有馬郷北部には山麓を貫穿する小河川があり、小河川が吾妻川や利根川に流れ込む合流地点などには、二酸化チタンが4.0～5.3%と低く、Total Feも52～56%ある古代の鉄生産原料として優れた砂鉄が採取できる(註15)。また、有馬郷北部周辺は、金井製鉄遺跡

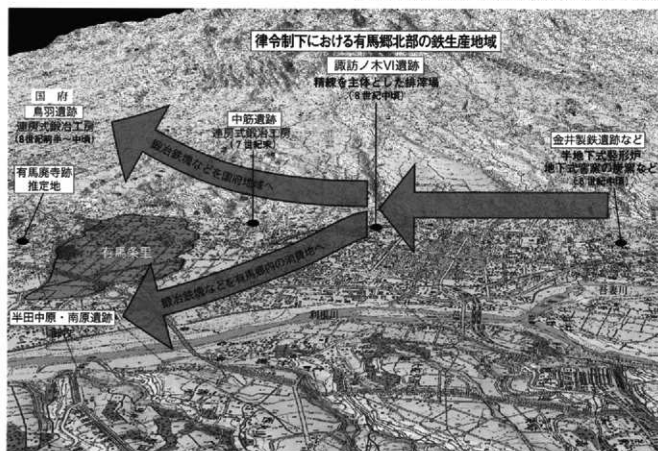


図12 律令制下における上野国群馬郡有馬郷を中心とした鉄生産の想定図(笹澤2006に加筆・修正)

の製錬が近くに8基の地下式竈窯の木炭窯が検出されているように、開発の進んだ国府周辺に比べて炭の原料となる大量の木材が確保しやすい状況にあったと推測できる。律令制下における国府周辺の工房への鍛冶素材供給地の一つとして、原料砂鉄や木炭の現地調達に適した有馬郷北部を想定しても矛盾はない。今後、有馬郷北部が、律令期の国府周辺における鉄生産の拠点地域の一つになっていた可能性も視野に入れておく必要がある。

本稿で群馬郡有馬郷の鉄生産関連遺跡を再検討することによって、この地域が上野国や群馬郡の中でも有力な鉄生産地域の一つであることを指摘することができた。現在対象地域を広げ、鉄生産関連遺構の集成・検討を行っている。今後有馬郷の成果をもとに、古代上野国や東国における鉄生産の実態をさらに解明していきたい。

本稿は、既に発表済みの笹澤泰史2006「諏訪ノ木VI遺跡とその周辺の鉄生産」「諏訪ノ木VI遺跡」(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団)を加筆・修正したものである。

なお、本稿で使用している渋川市周辺地域とは、2006年2月20日の市町村合併以前の地域を指す。

謝辞

最後に穴澤義功氏をはじめ、本稿執筆に関わり御教授いただいた赤瀬浩一氏、荒木勇次氏、岩崎泰一氏、大江正行氏、大塚昌彦氏、神谷佳明氏、小島敦子氏、小林良光氏、桜岡正信氏、谷藤保彦氏、岡庭徳氏、綿貫邦男氏をはじめとする多くの方々には、記して感謝申し上げます。

註

- (1) 古代鉄生産には原料から鉄塊を生産する製錬(製鉄)、鉄塊を精製する精錬鍛冶、鍛打し製品とする鍛錬鍛冶といった工程がある。
- (2) 片堂木造跡、菅野沢遺跡、伊勢崎・東武東上線地蔵跡、芳賀東国地蔵跡、渋川金井製鉄遺跡、月山遺跡、沢口遺跡、戸谷遺跡、鉆沢遺跡、八ヶ峰遺跡、外宿山遺跡、山間遺跡、榛名町下町田所在遺跡(無名)の13遺跡を挙げている。
- (3) 五輪木遺跡、田塚遺跡、中江田遺跡、原原遺跡、西原遺跡、芳賀東国地蔵跡、有馬車里遺跡の7遺跡を挙げている。井上(1991)は、精錬炉については、確実な調査例がなく、主として冶金学的分析により、精錬鍛冶遺物が出した遺構を精錬炉としている。
- (4) 堅穴住居を鍛冶工房とする遺構は、堅穴住居に鍛冶炉、鉄床石などの施設を持ち、床面付近で、輻形鍛冶炉、乾状炉、鍛造割片といった鍛冶関連遺物が出土する遺構である。しかしながらこれらがセットで見られることは希で、鍛冶炉などは残存状況が良くないものが多い。また、鉄生産関連遺物は住居廃絶後の窪みに埋蔵されることも多く、鍛冶関連遺物の出土が単純に鍛冶工房を示唆するわけではない。鍛冶工房の可能性が高いのが断定が難しいものは、鍛冶工房の可能性が高い遺構とした。
- (5) 埼玉県岡部町野原遺跡31次の調査でも7世紀後半とされる連房式鍛冶工房が検出されている。財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団「赤瀬浩一氏より御教示(2006年2月7日)。文献:『古代の役割』岡部町教育委員会(2002)。
- (6) 古代以降の製鉄炉は1980年前半以降、穴澤義功、土佐雅彦らによって、全国的な視野における分類、技術、年代の解明に着手されるようになり〔穴澤1981・1982・1984a、土佐1981、1984など〕、現在の製鉄が研究の基礎となっている。両氏には、分類基準において若干の相違があるものの、長方形箱形炉と半地下式整形炉とは2分する点では共通している。
- (7) 金井製鉄遺跡は1975年に原指定遺跡となり、現地に本体を保存している。周辺の踏査(2005)を実施したところ、炉内洋、流砂洋、輻形鍛冶炉といった製錬から鍛冶工程を示唆する遺物を確認した。
- (8) 宇田中原・南原遺跡では、確認されただけで6万 km^2 以上という広大な土地を取り囲む溝が検出されている。溝の内側には遺構がなく、区画内が牧と考えられている。この区画の東には、4層底の大塚型竈柱建物を含む37棟の竈柱建物や85軒の堅穴住居が検出されている〔大塚1996〕。
- (9) 大澤(1983 a)は、有馬車里遺跡で検出された製錬炉を平地構造の整形炉とし、土佐(1981)のA-II(西浦北型)に属すると分類している。A-II(西浦北型)は、A-I(菅ノ沢型)に比べて、立地条件に左右されず、努力のかけられない構造であるとのことである。
- (10) 製錬、精錬などの鉄生産に関する用語等の混乱は、群馬県内における過去の報告に時見られ、当時の古代鉄生産関連遺構や遺物に対する見解の不確かさがうかがえる。今日に至ってもそれが完全に解決しているとは言えないが、新たに蓄積されてきた古代鉄生産に関する研究成果に照らし合わせながら、今後、県内各地域の遺跡も再検討する必要があるかもしれない。
- (11) 現在発掘・整理中の北関東自動車道をはじめとする大規模開発に伴う群馬県太田市金山丘陵周辺の鞍塚西野原遺跡や泰山遺跡でも長方形箱形炉が検出されている。参考資料:谷藤保彦 2005『古代の鉄生産(泰山遺跡)』〔北関東の遺跡は語る(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団、春山秀幸 2005『鞍塚西野原遺跡』〔平成17年度調査報告発表会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団〕
- (12) この炉は平安時代中～後期に秋田県中台、福島県山形、埼玉県西浦北など東日本に広く分布し、半地下式整形炉の流れをくむと、指摘されている〔土佐1984〕。
- (13) 大塚昌彦(1983)は、金井製鉄遺跡と有馬車里遺跡の時期差や立地から、「国司支配の時代を経て、その技術は民間に伝播され、それぞれ個々の風俗に広がっている様子がわかる。」と、有馬郷における古代の鉄生産について指摘している。
- (14) 穴澤は、東国の鉄づくりには6つの前期があるとし、その第5段階(奈良時代前半)では、半地下式整形炉と踏み籠という全く新

しい製鉄技術が導入され、これに伴う未読室は、須恵器の窯によく似た地下式登り窯状のものが中心であると指摘している。また、同じ時期8世紀前半に東国に連房式鍛冶工場が出現するとし、連房式鍛冶工場で行われるような鍛冶を国師工房型鍛冶と位置づけている。

- (15) 大澤正巳 1983 「有馬系里遺跡出土鉄塊及び鉾津(製鉄炉)精錬鍛冶形状の調査」『有馬系里遺跡』の分析によると、①金井製鉄遺跡で検出された半地下式形状がより出土した砂鉄、②吾妻川より採取した砂鉄、③砂居沢(標名山東麓開析する小河川)より採取した砂鉄の二酸化チタンの量は、4.0~5.3%である。砂鉄は日本全国に存在し、二酸化チタンを多く含有すると特色とし、1.0~17.0%程度で変動している。二酸化チタンの高い含有は、流動性を阻害するので、鉄生産の原料に向かないとのことである。また、Hr-FA・Hr-FPの降下範囲を開析した小河川から二酸化チタンの割合が低い良質な砂鉄が採取出来ることから、その関連を指摘できる可能性がある。Hr-FA・Hr-FPは標名山東から南麓にかけて降下している。因府の所在する標名山南麓は、相馬ヶ原扇状地があるため河川の上部は伏流水となりテフラ層をあまり侵食しないので、砂鉄だまりを生成しにくいのではないかと筆者は考えられている。また、有馬郷が存在する標名山東麓は、Hr-FA・Hr-FPの給源に近い標名山二つ谷付近から小河川がHr-FA・Hr-FPを多量に含む地質を侵食しながら吾妻川や利根川に流れこむため、豊富な砂鉄だまりが形成されているのではないかと推測している。今後、分析・調査例の増加にあわせて検討していきたい。

引用・参考文献

- 穴澤義功 1981 「製鉄遺跡にみる四つの流れ」『歴史公論』66、雄山閣
 穴澤義功 1982 「鉄生産の発展とその承諾」『日本歴史地図一原始・古代編』下、柏書房
 穴澤義功 1984a 「製鉄遺跡からみた鉄生産の展開」『季刊考古学』8号、雄山閣
 穴澤義功 1984b 「関東地方を中心とした古代製鉄遺跡研究の現状と課題」『日本古代の鉄生産』たたら研究会編、六興出版
 穴澤義功 1994 「古代東国の鉄生産」『古代東国の産業』栃木県教育委員会
 穴澤義功 2003 「古代製鉄に関する考古学的考察」『近世たたら製鉄の歴史』丸善ブックス
 寛本勇次 2000 「諏訪ノ木遺跡」『津川市教育委員会』
 寛本勇次 1997 「市内遺跡X」『津川市教育委員会』
 井上唯雄・大江正行ほか 1975 「金井製鉄遺跡」『津川市教育委員会』
 井上唯雄 1991 「製鉄業」『群馬県史』通史編2 群馬県史編さん委員会
 大江正行 1988 「考察」『有馬系里遺跡』津川市教育委員会
 大澤正巳 1975 「製鉄原料(砂鉄、木炭、粘土)と鉄洋の科学的分析および結果の考察」『金井製鉄遺跡』津川市教育委員会
 大澤正巳 1983a 「有馬系里遺跡出土鉄塊及び鉾津(製鉄炉)精錬鍛冶形状の調査」『有馬系里遺跡』津川市教育委員会
 大澤正巳 1983b 「古墳出土鉄洋からみた古代製鉄」『日本製鉄史論集』たたら研究会
 大澤正巳 1988 「鳥羽遺跡出土鍛冶・鉄鋼関連遺物の金属学的調査」『鳥羽遺跡1・K区』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
 大澤正巳 1994 「鉄関連遺物の金属学的調査」『平田中原・南原遺跡』津川市教育委員会
 大澤正巳・鈴木瑞穂 2006 「諏訪ノ木遺跡出土鍛冶関連遺物の金属学的調査」『諏訪ノ木遺跡』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
 大塚昌彦・橋貫敏子 1983 「有馬系里遺跡」『津川市教育委員会』
 大塚昌彦 1993 「古代の産業と技術」『津川市誌 通史編』津川市市誌編さん委員会
 大塚昌彦 1999 「平田中原・南原遺跡」『群馬県遺跡大辞典』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
 岡田隆夫 1991 「特論 上野国の条辰制」『群馬県史 通史編2』群馬県史編さん委員会
 尾崎喜左衛門 1974 「上野国神名帳の研究」
 風間和秀 1995 「春内遺跡」財団法人鹿島町文化スポーツ振興事業団
 横沢定一 1990 「上野国九牧」『群馬歴史散歩』98号
 小島純一 1997 「古代の製鉄の村一赤城山麓に製鉄遺跡を追う」『くま地域文化』8号(財)群馬地域文化振興会
 小林良光 1993 「中野遺跡 第7次調査」『津川市教育委員会』
 小林良光 1996 「八木原沖田遺跡」『津川市教育委員会』
 笹澤幸史 2005 「石原東遺跡D区・深川ノ木遺跡」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
 笹澤幸史 2006 「諏訪ノ木遺跡」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
 津野 仁 1995 「桂甲小札と国師工房一赤城山石川市境の子C遺跡をめぐって」『太字郷史』13
 寺島文隆 1989 「古代・中世の製鉄遺跡(東日本)」『考古学ジャーナル』313、ニューサイエンス社
 寺島文隆ほか編 1989 「相馬開発関連調査報告1」『福島県文化財調査報告書第215集、福島県教育委員会(財)福島県文化センター・地域振興整備財団』
 津川市市誌編さん委員会 1994 「まんが 津川の歴史」監修 近藤義雄・真下四郎・岸野・大島史郎・村木吉・入沢重司・石坂正二・大塚昌彦
 土佐重彦 1981 「日本古代製鉄遺跡に関する研究序論」『たたら研究会』第24号、たたら研究会
 土佐重彦 1984 「製鉄伊勢からみた伊の形態と発展」『季刊考古学』第8号、雄山閣
 福田登彦 1991 「文献史学からみた古代の鉄」『日本古代の鉄生産』たたら研究会編、六興出版
 前沢和之 1986 「古代上野国の動向とその基調—東国経営の回廊地帯—」『内陸の生活と文化』地方史研究協議会編、雄山閣
 前沢和之 1991 「第四章 第二節 上野国の馬と牧」『群馬県史 通史編2』
 村上悠通 1998 「倭人と鉄の考古学」シリーズ日本史のなかの考古学、青木書店
 橋貫敏子 1988 「鳥羽遺跡1・K区」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

群馬県出土中近世人骨の古病理

榎 崎 修一郎

はじめに

1. 観察対象の出土人骨
2. 頭蓋骨の古病理
3. 上下顎骨の古病理

4. 歯の古病理
 5. 四肢骨の古病理
 6. 梅毒
- まとめ

— 論文要旨 —

群馬県出土中世及び近世人骨の古病理を観察した。観察対象とした遺跡は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下、群理文)及び群馬県内市町村が発行した報告書の内、本報告者が中近世出土人骨を記載したものに限定した。観察対象の中近世出土人骨は、群理文報告分が25遺跡148体、市町村報告分が7遺跡67体であり、総数で32遺跡215体である。観察の結果、群理文報告分9遺跡19体と市町村報告分7遺跡10体の合計16遺跡29体に何らかの古病理が認められた。古病理は、頭蓋骨・上下顎骨・歯・四肢骨及び症状が全身に及ぶ梅毒に分けて観察したが、その結果は以下の通りである。

- ・頭蓋骨： 骨膜炎(今井三騎堂遺跡石塔付近)、眼窩腫(西鹿田中島遺跡15号土坑)、骨腫(元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑)、鼓室骨裂孔(今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓・津久田華藏寺遺跡1B号土坑)、顎関節症(中里見原遺跡第2号土坑墓及び同遺跡第3号土坑墓)、前顆結節(今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓及び同遺跡6区1号土坑墓)、インカ骨(元総社小見内Ⅲ遺跡1区5号土坑墓)、ラムダ小骨(元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑)が認められた。
- ・上下顎骨： 下顎頭退縮(津久田華藏寺遺跡1B号土坑)、歯槽縁の退縮(白井佐又遺跡7号土坑墓)、歯の生前脱落(上福島中町遺跡Ⅱ区0面1号土坑、塚田村東Ⅳ遺跡31号土坑、生品西浦遺跡12号土坑、津久田華藏寺遺跡5号土坑、中里見原遺跡第1号土坑墓)、無歯顎(中里見原遺跡第2号土坑墓、元総社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓、生品西浦遺跡14号土坑)、膿瘍(今井三騎堂遺跡石塔付近、生品西浦遺跡15号土坑・同遺跡22号土坑、中里見原遺跡第1号土坑墓)が認められた。
- ・歯： 蝕蝕(元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑)、歯石(津久田華藏寺遺跡5号土坑)、異常磨耗(生品西浦遺跡15号土坑、元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑)、エナメル質減形成(北牧大境遺跡2区6号土坑)、エナメル質形成不全(北牧大境遺跡1区233号土坑)、斑状歯(高林三入遺跡A区80号土坑)、エナメル滴(北牧大境遺跡1区233号土坑)、白旁歯(波志江中屋敷西遺跡B区1面1号墓坑)、矮小歯(宇貫Ⅱ遺跡4区6号土坑)、栓状歯(中里見原遺跡第3号土坑墓)、第3大臼歯の退化形(上三原田東峯遺跡H1号地下式土坑)が認められた。
- ・四肢骨： 変形性関節症(生品西浦遺跡18号土坑及び同遺跡15号土坑、上福島中町遺跡Ⅱ区0面1号土坑)、コーレス骨折(津久田華藏寺遺跡5号土坑)、骨膜炎(見立峯遺跡Ⅱ11号土坑墓)、骨髄炎(生品西浦遺跡20号土坑)、骨増殖(生品西浦遺跡20号土坑、元総社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓)、脊椎骨癒合(生品西浦遺跡14号土坑)、脊椎骨の圧迫骨折(生品西浦遺跡18号土坑)、DISH(元総社小見内Ⅲ遺跡18区2号土坑墓)、脊椎炎(元総社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓)、寛骨と仙骨の癒合(中里見原遺跡第2号土坑墓)が認められた。
- ・梅毒： 塚田村東Ⅳ遺跡31号土坑出土人骨に認められた。

中世人骨は、全般的に保存状態が悪いために、上下顎骨及び歯のみ観察可能であった個体が多い。近世人骨は、中世人骨に比べれば保存状態が良く、観察可能な部位は全身に及ぶ。近世になると、死亡年齢が上がるためか、歯の生前脱落や無歯顎が観察された個体が多い。

キーワード

- 対象時代 中世・近世
対象地域 群馬県全域
研究対象 古病理、出土人骨

はじめに

古病理学 [Palaeopathology] の定義は、日本における古病理学の権威である東京都老人総合研究所の鈴木隆雄によると、「過去の人々の遺した骨という、いわば彼らの身体そのもの、すなわち彼らに生じた病気の直接資料を研究対象とする」(鈴木, 1998)。しかしながら、この古病理学の研究には、問題点が2つある。第1に骨に病気の痕跡を残していないと研究ができない点であり、第2に発掘によるため保存状態が良くないとその痕跡が見つけにくいという点である。

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 [以下、群埋文] は1978年に設立され、2003年には25周年を迎えた。その間、上越新幹線・長野新幹線・関越自動車道・上信越自動車道・北関東自動車道等の大型の公共開発に伴い、数多くの遺跡を発掘調査しており、それに伴い、出土人骨も多数出土している。この群埋文が過去に調査してきた出土人骨(橋崎・石守, 2005)及び出土獣骨(橋崎, 2005)のデータベース化が最近なされ、その全容が姿を現しつつある。

群馬県からは、古墳時代人骨は多数出土しているものの、縄文海進が板倉地域の一部にしかなされていないために貝塚の数が極端に少ないこと、海が無いために海岸遺跡が無い事、洞穴遺跡の調査が進んでいない事等のために、縄文時代人骨や弥生時代人骨はほとんど出土していない(橋崎, 2004)。一方、中世人骨や近世人骨は多数出土しているが、中世人骨は八幡平首塚(鈴木, 1989)を除くと保存状態は悪く上下顎骨や歯のみが検出される場合が多く、近世人骨も破損しているものが多い。鎌倉村木座遺跡(日本人類学会編, 1956)・由比ヶ浜南遺跡(由比ヶ浜南遺跡発掘調査団編, 2002)・吉母浜遺跡(下関市教育委員会編, 1985)のように、海岸部に埋葬された中世人骨や、東京の寺院跡出土近世人骨のように水に浸かっていたために保存状態が良いものは非常に少ない。

ここでは、群馬県出土中近世人骨の中でも、本報告者が報告した遺跡出土人骨にしばり、それらの古病理を頭蓋骨・顎骨・歯・四肢骨の4部位と全身に古病理が及ぶ梅毒に分けて報告する。なお、これら古病理の症例は、基本的に各報告書中の自然科学分析編で出土人骨として報告した中に記載済みである。しかしながら、中には、一部報告書の頁数の制限・本報告者の力量不足のために記載漏れ等があるものもある。報告した出土人骨の状況は、主に海外での古病理学の教科書にしたがった

(Aufderheide & Rodriguez-Martin, 1998; Barnes, 1994; Brothwell, 1981; Brothwell & Sandison, 1967; Buikstra, 1981; Buikstra & Ubelaker, 1994; Capasso-Kennedy-Wilczak, 1999; Janssens, 1970; Kiple, 1993; Larsen, 1997; Mann & Hurt, 2005; Mann & Murphy, 1990; Mays, 1998; Ortner, 2003; Ortner & Putschar, 1985; Powell & Cook, 2005; Roberts & Manchester, 2005; Steinbock, 1976; Zimmerman & Kelley, 1982; Zivanovic, 1982)。

1. 観察対象の出土人骨

今回観察の対象とした出土人骨は、群馬県下の中近世遺跡出土人骨約200体である。群埋文あるいは群馬県内市町村が発掘調査を行い、本報告者が出土人骨の記載を行った発掘調査報告書を対象とした。

(1) 群埋文の発掘調査報告書

群埋文の発掘調査報告書で出版された中近世遺跡の25遺跡出土人骨148体を観察対象とした。

これら、25遺跡は、以下の通りである。浜川高田遺跡(橋崎, 1998)・中里見原遺跡上里見井ノ下遺跡(橋崎, 2000)・元総社西川遺跡(橋崎, 2001)・上滝櫻町北遺跡(橋崎, 2002a)・館光路榎橋遺跡(橋崎, 2002b)・宿横手三波川遺跡西横手遺跡群(橋崎, 2002c)・菅谷石塚遺跡(橋崎, 2003a)・荒砥諏訪西遺跡(橋崎, 2003b)・波志江西屋敷遺跡(橋崎, 2003c)・上福島中町遺跡(橋崎, 2003d)・中郷Ⅱ遺跡下原遺跡(橋崎, 2003e)・元総社西川遺跡塚田中原遺跡(橋崎, 2003f)・荒砥宮田遺跡(橋崎, 2004a)・北牧大境遺跡(橋崎, 2004b)・石原東遺跡(橋崎, 2005a)・今井三騎堂遺跡(橋崎, 2005b)・今井見切塚遺跡(橋崎, 2005c)・塚田村東Ⅳ遺跡塚田中原遺跡(橋崎, 2005d)・徳丸高塚遺跡(橋崎, 2005e)・生品西浦遺跡(橋崎, 2005f)・波志江中屋敷西遺跡(橋崎, 2005g)・高林三人遺跡(橋崎, 2005h)・浜町遺跡(橋崎, 2005i)・諏訪ノ木Ⅲ遺跡(橋崎, 2006a)・棟高久久保遺跡(橋崎, 2006b)。

この内、中里見原遺跡・上福島中町遺跡・元総社西川塚田中原遺跡・北牧大境遺跡・今井三騎堂遺跡・塚田村東Ⅳ遺跡・生品西浦遺跡・波志江中屋敷西遺跡・高林三人遺跡の9遺跡出土人骨19体に古病理が認められた。

(2) 群馬県内市町村の発掘調査報告書

群馬県内市町村の発掘調査報告書で出版された中近世遺跡の7遺跡出土人骨67体を観察対象とした。

これら、7遺跡は、以下の通りである。上三原田東塚遺跡Ⅱ(橋崎, 2002d)・見立塚遺跡Ⅱ(橋崎, 2003g)・西鹿田中島遺跡(橋崎, 2003h)・津久田華蔵寺遺跡(橋崎, 2004c)・宇賀Ⅱ遺跡(橋崎, 2005j)・白井又遺跡(橋崎, 2005k)・元総社小見内Ⅲ遺跡(橋崎, 2006c)。

これら7遺跡出土人骨10体に古病理が認められた。総合的に、16遺跡29体の古病理を報告する。ただし、実際には、ラムダ小骨・歯槽縁の退縮・歯の生前脱落・無歯顎・鱗歯(虫歯)・歯石・歯の異常磨耗・エナメル質減形成・第3大臼歯の退化形・変形性関節症・骨増殖・骨髄炎等は、多くの遺跡出土人骨にも認められており、すでに報告書中で記載済みのものも多い。しかしながら、紙面の制約もあるために、これらの症例については、出土人骨の保存状態が良いものに限って報告した。したがって、上記の症例、特に、歯槽縁の退縮・歯の生前脱落・無歯顎・鱗歯(虫歯)・歯石・歯の異常磨耗・エナメル質減形成も含めると、かなりの症例数になる。

2. 頭蓋骨の古病理

(1) 骨膜炎 [Periostitis]

骨膜炎は、外骨膜の炎症であり、その多くは細菌の感染による。化膿性骨膜炎である。骨膜炎は、全身どこの骨にも出現する(鈴木, 1998)。

この骨膜炎の症例は、今井三騎堂遺跡近世石塔付近出土約30歳代～40歳代男性人骨に認められた(楢崎, 2005b)。本個体の、頭蓋骨右額骨の頬骨顔面部周囲約10mm四方に、骨の増殖が認められ、骨膜炎であると推定された。本個体は、同時に、右上顎骨に膿瘍も認められている。



写真1. 骨膜炎 [今井三騎堂遺跡近世石塔付近出土人骨]

(2) 眼窩篩 (クリブラ・オルビタリア) [Cribrar Orbitaria]

眼窩篩は、眼窩の上板に多孔性の変化が現れるもので、その原因として鉄欠乏症貧血との関連が指摘されている。また、その鉄欠乏貧血の原因としては、穀物偏重の食事を摂取することによる鉄分の不足・感染症下痢症等による鉄分の吸収障害・小児期の成長過程での鉄分需要の増大・月経過多や鉤虫症等の寄生虫疾患あるいは潰瘍等による消化管出血等での異常喪失等が考えられるとされている(鈴木, 1998)。

この眼窩篩の出現率を調べた聖マリアンナ医科大学の平田和明によると、縄文時代後晩期人で約9% [44例中4例]・室町時代人で約25% [57例中14例]・江戸時代人で約36% [102例中37例]・現代人で約13% [38例中5例]であった(Hirata, 1988a)。さらに、東京都千代田区の東京都立一橋高校遺跡より出土した江戸時代人子供117例と成人102例の合計219例を調べた結果、子供では約66% [117例中77例]に、成人では約36% [102例中37例]という高頻度で認められたという(Hirata, 1988b)。

眼窩篩の症例は、西鹿田中島遺跡の近世15号土坑出土40歳代男性人骨の右眼窩に認められた(楢崎, 2003)。この眼窩篩は、通常、左右対称に出現するが、本個体の場合、左眼窩は破損しており確認できない。本個体の場合、子供の時期に鉄欠乏症貧血が原因で眼窩篩が形成され、それが治癒した痕跡として残存したものと推定される。

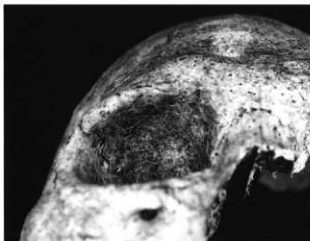


写真2. 眼窩篩(右額骨) [西鹿田中島遺跡15号土坑出土人骨]

(3) 骨腫 [Osteoma]

ボタン骨腫は、通常、頭蓋骨に単独あるいは複数で認められ、豆ぐらいの大きさの小さく丸い盛り上がりである(STEINBOCK, 1976)。頭蓋骨の外板に起き、直径1cm以下であるが、まれにそれよりも大きいものもある(ORTNER & PUTSCHAR, 1981)と記載しているが、改訂版では、頭蓋骨の外板に起き、直径2cm以下であると記載が変更されている(ORTNER, 2003)。また、通常、成人女性よりも成人男性に多く、そのピークは40歳代～50歳代に見られるという(Aufderheide & Rodriguez-Martin, 1998)。さらに、イギリスでの症例では、17例中、7例は前頭骨に、6例は頭頂骨に、4例はその他の部位に認められたという。

本症例は、元総社西川遺跡・塚田中原遺跡の中世175号土坑出土40歳代男性人骨に認められた(楢崎, 2003f)。なお、本症例は未報告である。骨腫は、直径約3mmのボタン骨腫 [Button osteoma] が左頭頂骨に認められた。



写真3. 骨腫(頭蓋骨上面観) [元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑出土人骨]

(4) 鼓室骨裂孔 [Tympanic Dehiscences]

鼓室骨裂孔は、非計測的形質 [Nonmetric Trait] あるいは顎蓋形態小変異の中に含まれる。鼓室骨のフシケ孔 [Foramen of Huschke] は、子供時代には認められるが、まれに5歳以上でも残存する場合がある (Mann & Hunt, 2005)。性別頻度では、男性に高いという研究と女性に高いという研究があり、確定していない。東北大学の百々幸雄による研究では、女性に頻度がわずかに高いという。大きな傾向としては、モンゴロイドに高い頻度で認められる (Hauser & De Stefano, 1989)。

この鼓室骨裂孔の症例は、今井三騎堂遺跡近世4区1号土坑墓出土約30歳代女性人骨 (榑崎, 2005b) 及び津久田華藏寺遺跡1B号土坑出土老齢女性人骨 (榑崎, 2004c) に認められた。津久田華藏寺遺跡出土人骨は、未記載である。

①今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓出土人骨

左側に明らかな裂孔が認められ、右側はやや認められた。

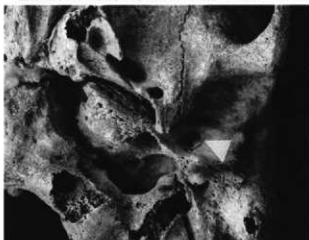


写真4. 鼓室骨裂孔 (頭蓋骨下面観) [今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓出土人骨]

②津久田華藏寺遺跡1B号土坑出土人骨

右側に明らかな裂孔が認められ、左側には認められなかった。



写真5. 鼓室骨裂孔 (頭蓋骨下面観) [津久田華藏寺遺跡1B号土坑出土人骨]

(5) 顎関節症 [Arthrosis of Temporomandibular Joint]

顎関節症は、顎の関節部に異常が認められる症状を言う。

本症例は、中里見原遺跡近世第2号土坑墓出土約50歳代男性人骨及び同遺跡近世第3号土坑墓出土約30歳代男性人骨に認められた (榑崎, 2000)。なお、本症例はどちらも未記載である。

• 中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨

左右関節窩部には、すれたような症状が認められる。しかしながら、右側の方が重い症状である。本個体は、老齢個体であり、上顎歯はほとんどが生前脱落を起こした無歯顎の状態であり歯槽も吸収され退縮している。下顎は、一部の歯が残存しているが、恐らく、咬合に異常をきたしたために顎関節症になったと推定される。



写真6. 顎関節症 [中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨]

• 中里見原遺跡第3号墓坑出土人骨

右関節窩部には、すれたような症状が認められる。



写真7. 顎関節症 [中里見原遺跡第3号土坑墓出土人骨]

(6) 前顆結節 [Precondylar tubercle]

前顆結節は、非計測的形質 [Nonmetric Trait] あるいは頭蓋形態小変異の中に含まれる。この前顆結節の定義は、研究者により異なるが、ハウザー [G. Hauser] とド・ステファノ [G. F. de Stefano] による本では、後頭骨の大後頭孔前の部分に左右に認められるものを前顆結節と呼び、真ん中にあるものを第3後頭顆と呼んでいる (Hauser & de Stefano, 1989)。

この前顆結節は、今井三騎堂遺跡近世4区1号土坑墓出土約30歳代女性人骨及び同遺跡近世6区1号土坑墓出土約40歳代女性人骨に認められた (植崎, 2005b)。

しかしながら、この2例は、大後頭孔内に約2mm突出しており、このような状態の写真や図は、ハウザー & ド・ステファノの本には掲載されていない (Hauser & de Stefano, 1989)。ところが、バーンズ [E. Barnes] の本には、本2例と全く同じ状態の人骨が前顆結節として写真で掲載されている (Barnes, 1994)。

バーンズによると、これは、頭蓋骨と頸椎がずれたために起きるといふ。

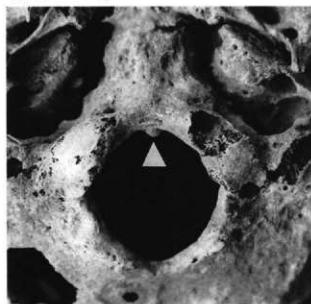


写真8. 前顆結節 [今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓出土人骨]

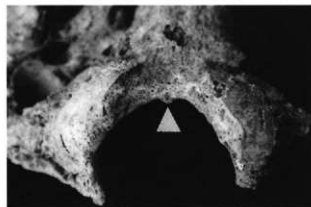


写真9. 前顆結節 [今井三騎堂遺跡6区1号土坑墓出土人骨]

(7) インカ骨 [Inca Bone (Os Incae)]

インカ骨は、非計測的形質 [Nonmetric Trait] に含まれる。これは、後頭骨を水平に横断するように縫合があることを言う。このインカ骨は、元々は、モンゴロイドに多いと言われていたが、実際には世界中で観察される (Mann & Hunt, 2005)。現代日本人では、男性で3.1%、女性で2.2%である (Hauser & de Stefano, 1989)。

このインカ骨は、元総社小見内Ⅲ遺跡1区5号土坑墓出土約40歳代男性人骨に認められた (植崎, 2006c)。



写真10. インカ骨 (後頭骨) [元総社小見内Ⅲ遺跡1区5号土坑墓出土人骨]

(8) ラムダ小骨 [Lambdoid ossicle]

ラムダ小骨は、非計測的形質 [Nonmetric Trait] あるいは頭蓋形態小変異の中に含まれる。主に、後頭骨に認められるもので、通常のラムダ (人字) 縫合とは異なり、さらに縫合ができるものである。

このラムダ小骨の症例は、元総社西川遺跡・塚田中原遺跡中世175号土坑出土約40歳代男性後頭骨に認められた (植崎, 2003f)。



写真11. ラムダ小骨 [元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑出土人骨]

3. 顎骨の古病理

(1) 下顎頭退縮 [Reduction of Mandibular Joint]

下顎頭退縮は、老齢に伴い無歯顎になって顎をあまり使用しない場合に認められる (Mann & Hunt, 2005)。

この下顎頭退縮の症例は、津久田華藏寺遺跡中世1 B号土坑出土老齢女性の右下顎頭に認められた (橋崎, 2004c)。下顎骨の状態は、歯が生前脱落をしており、歯槽が閉鎖した無歯顎の状態である。マン&ハント [Mann & Hunt] の症例では、左下顎頭が退縮しており、右下顎頭は正常な非対称の状態である (Mann & Hunt, 2005)。しかしながら、1 B号土坑出土人骨の場合、残念ながら、左下顎頭は破損しているため、対称なのか非対称なのかは判定できない。

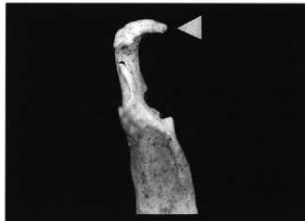


写真12. 下顎頭退縮 [津久田華藏寺遺跡1 B号土坑出土人骨]

(2) 歯槽縁の退縮 [Reduction of Mandibular Ridge]

歯槽縁は、加齢に伴う骨吸収の進行により退縮する傾向がある (瀬田・吉野, 1990)。歯槽縁～歯槽縁間の距離は、加齢と共に増加する傾向があり、20歳代で1～2 mm・30歳代で2～3 mmに増加し、30歳代～50歳代では著明な変化を示さないが、60歳代になると3～5 mmと著しく増大するという (瀬田・吉野, 1990)。但し、歯槽膿漏症に罹患した場合にも強い歯槽縁の退縮が生じるといふ。

この歯槽縁の退縮の症例は、白井佐又遺跡近世7号土坑出土人骨に認められた (橋崎, 2005k)。

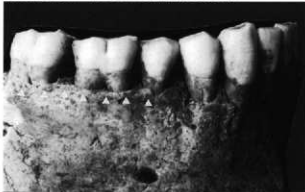


写真13. 歯槽縁の退縮 [白井佐又遺跡7号土坑出土人骨]

(3) 歯の生前脱落 [Antemortem Loss of Teeth]

歯の生前脱落は、齧蝕 (虫歯) に侵された歯を抜歯した場合・歯槽膿漏等の歯周病で脱落した場合等が想定される。日本の場合、旧石器時代人～古墳時代人では、風習的抜歯も想定され、近代に至っても特定の集団では認められるがその場合の歯種はある程度限定される。

現代人で、抜歯を行う頻度が高い歯種は、上顎では男女共に第1大臼歯であり、犬歯が最も低いという。また、下顎では第1大臼歯が最も高く、男性では犬歯が女性では第1切歯が低いという。さらに、上顎の歯の方が下顎の歯よりも多く抜歯されているという (鈴木, 1964)。

歯の生前脱落の症例は、上福島中町遺跡・塚田村東IV遺跡・生品西浦遺跡・津久田華藏寺遺跡・中里見原遺跡出土人骨他多数に認められたが代表的なものにとどめた。

①上福島中町遺跡

近世II区0面1号土坑出土約30歳代男性人骨の上下顎骨に認められた (橋崎, 2003d)。本症例は、上顎骨の右第2小臼歯・同第2大臼歯、下顎骨の左右第2小臼歯・同左右第2大臼歯の合計6本が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。残念ながら、上顎骨の左側は破損しているため、不明である。

M3	M1	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	P2	M1	M2	M3
M3	M1	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	M1	M1	M3	



写真14. 歯の生前脱落 [上福島中町遺跡II区0面1号土坑出土人骨] (上: 上顎骨咬合面観, 下: 下顎骨咬合面観)

②塚田村東Ⅳ遺跡

近世31号土坑出土約30歳代男性人骨の上顎骨に認められた(橋崎, 2005d)。本症例は、上顎骨の左右第1大臼歯の合計2本が生前脱落しており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。なお、本個体は、梅毒に罹患していたと推定される[別項参照]。

M3	M2	P2	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	P2	M2	M3		
M3	M2	M1	P2	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	P2	M1	M2	M3

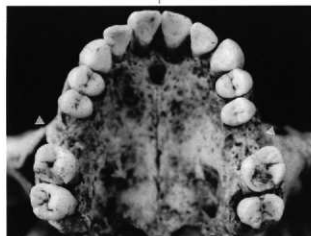


写真15. 歯の生前脱落 [塚田村東Ⅳ遺跡31号土坑出土人骨]

③生品西浦遺跡

近世12号土坑出土老齢男性人骨の下顎骨に認められた(橋崎, 2005f)。本症例は、歯が一部欠損しているのが不確定な部分もあるが、少なくとも、下顎骨の左右第1切歯・同第2切歯・左右犬歯・左右第1小臼歯及び右第2大臼歯の9本が生前脱落しており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。なお、上顎骨は無歯顎である。

無歯顎			無歯顎			
M3	M1	P2	P2	M1	M2	M3



写真16. 歯の生前脱落 [生品西浦遺跡12号土坑出土人骨]

④津久田草蔵寺遺跡

中世5号土坑出土約50歳代男性人骨の下顎骨に認められた(橋崎, 2004c)。本症例は下顎骨であるが、左側は一部破損しているため不明な点もある。少なくとも、右第1小臼歯・同第1大臼歯～第3大臼歯・左第1切歯が生前脱落しており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。残念ながら、上顎骨は出土していない。

出土していない				出土していない						
P2	C	I2	I1	I2	C	P1	P2	M1	M2	M3



写真17. 歯の生前脱落 [津久田草蔵寺遺跡5号土坑出土人骨]

⑤中里見原遺跡

近世第1号土坑墓出土約30歳代女性人骨の上下顎骨に認められた(橋崎, 2000)。本症例は、上顎骨の右第2及び第3大臼歯が生前脱落しており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。なお、上顎の左大臼歯部は不明である。また、下顎骨の左第1大臼歯が生前脱落しており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。

M1				M1				M2				M3			
M3	M2	M1	P2	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	P2	M1	M2	M3

写真18. 歯の生前脱落(上:上顎骨、下:下顎骨)
[中里見原遺跡第1号土坑墓出土人骨]

(3) 無歯顎 [Edentulous]

無歯顎は、歯が生前に脱落することにより、上下顎骨の歯槽が退縮することにより、起きる。無歯顎は、多くの場合、高齢者に認められる。この症例は、中里見原遺跡・生品西浦遺跡・元総社小見内田遺跡等多数認められたが、代表的な事例にとどめた。

①中里見原遺跡

近世第2号土坑墓出土約50歳代男性人骨に認められた(植崎、2000)。上顎歯はすべて生前脱落し、歯槽も閉鎖した無歯顎の状態である。下顎歯は、左右第1大臼歯・左第3大臼歯の3本が残存している。

無歯顎		無歯顎	
M1		M1	M3

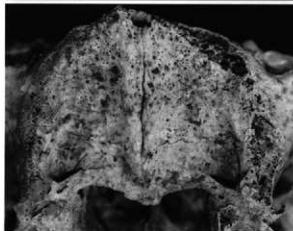


写真19. 無歯顎 (上:前歯面観, 下:上顎骨咬合面観)
[中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨]

②元総社小見内田遺跡

近世18区7号土坑墓出土老齢男性人骨に認められた(植崎、2006c)。上顎骨は、左犬歯及び同第2小臼歯部の歯槽は開放しているがその他の歯の歯槽は閉鎖している。下顎骨は、すべて歯槽が閉鎖しており無歯顎の状態である。

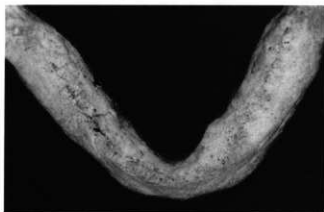
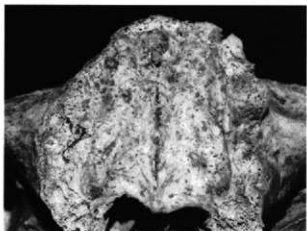
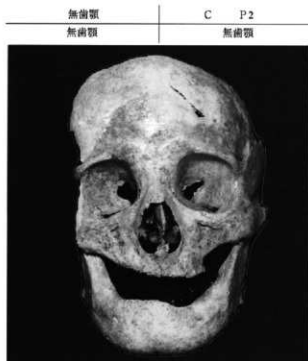


写真20. 無歯顎 (上:前歯面観, 中:上顎骨咬合面観, 下:下顎骨咬合面観)
[元総社小見内田遺跡18区7号土坑墓出土人骨]

③生品西浦遺跡

近世14号土坑出土老齢女性人骨に認められた(橋崎、2005f)。上下顎共に、すべての歯が生前脱落し、歯槽も閉鎖し吸収された状態である。

無歯顎	無歯顎
無歯顎	無歯顎

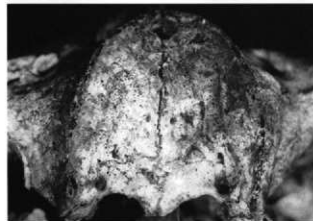


写真21. 無歯顎 (上:前面観、中:上顎骨咬合面観、下:下顎骨咬合面観)
[生品西浦遺跡14号土坑出土人骨]

(4)膿瘍 [Abscess]

膿瘍は、身体組織の一局部に膿汁の蓄積する病態であり、化膿性炎症の一種である。この膿瘍が進行すると、上下の顎骨を溶解する。

この膿瘍は、今井三騎堂遺跡・生品西浦遺跡・中里見原遺跡出土人骨に認められた。

①今井三騎堂遺跡

近世石塔付近出土約30歳代~40歳代男性右上顎骨の第1大臼歯上部約15mm(中心部)の位置に、直径約5mm程度の穴が認められた(橋崎、2005b)。これは、化膿性炎症の一種である膿瘍により、顎骨が溶解したためであると推定される。しかしながら、歯には齶蝕(虫歯)等の異常は認められなかった。

M1



写真22. 膿瘍 [今井三騎堂遺跡石塔付近出土人骨]

②生品西浦遺跡

近世15号土坑及び同22号土坑出土人骨に膿瘍が認められた(橋崎、2005f)。

• 15号土坑出土人骨

近世15号土坑出土約40歳代男性人骨の左上顎骨の第1及び第2小臼歯部の顎骨が溶解している(橋崎、2005f)。

P1 P2



写真23. 膿瘍 [生品西浦遺跡15号土坑出土人骨]

• 22号土坑出土人骨

近世22号土坑出土約40歳代男性人骨に認められた(橋崎、2005f)。下顎左第1大臼歯の頰側部顎骨の溶解が認められた。



写真24. 膿瘍【生品西浦遺跡22号土坑出土人骨】
(下顎骨左側面観)

③中里見原遺跡

近世第1号土坑墓出土約30歳代女性人骨に認められた(橋崎、2000)。下顎右第1大臼歯の頰側近心根の尖端部に、根尖膿瘍によると考えられる顎骨の溶解が認められた。なお、下顎右第1大臼歯の遠心側は、齲蝕(虫歯)におかされている。



写真25. 膿瘍【中里見原遺跡第1号土坑墓出土人骨】
(下顎骨右側面観)

註：矢印の下にある穴は、膿瘍ではなく正常な栄養孔。

4. 歯の古病理

(1) 齲蝕(虫歯) [Dental Caries]

齲蝕は、俗に虫歯と呼ばれるものである。そのタイプにより、歯の咬合面齲蝕・歯冠齲蝕・歯根齲蝕等に分かれる。その度合いにより、第1度(C1)から第4度(C4)まで分かれる。齲蝕は、多くの人骨に認められたが、その詳細については改めて報告することにした。ここでは、元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑出土人骨のみ報告するにとどめたい。

元総社西川・塚田中原遺跡中世175号土坑出土約40歳代男性人骨の下顎左第1大臼歯は、歯冠部がほぼ崩壊するほどの第3度齲蝕(C3)であり、同第2大臼歯は頰側の歯冠部と歯根部の間に歯根齲蝕が認められた(橋崎、2003f)。

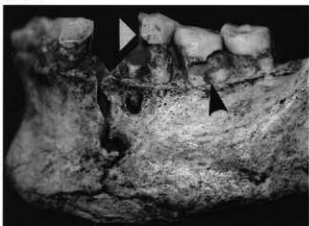


写真26. 齲蝕【元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑出土人骨】

(2) 歯石 [Dental Calculus]

歯石は、歯の歯垢と唾液中のカルシウムが沈着して歯の表面にできたものである。その状態により、軽度から重度に分類される。多くの個体に歯石の付着が認められたが、ここでは、最も多くの歯石の付着が認められた代表的な症例にとどめたい。

この歯石の症例は、津久田華藏寺遺跡5号土坑出土約40歳代男性人骨に認められた(橋崎、2004c)。本人骨の、下顎右第1及び同第2切歯の唇側面に歯石の付着が認められた。



写真27. 歯石【津久田華藏寺遺跡5号土坑出土人骨】

(3) 異常磨耗 [Abnormal Attrition]

歯の咬耗あるいは磨耗は、咀嚼及び咬合によるものを「咬耗」といい、咀嚼以外の器械的作用による硬組織の消耗を「磨耗」という(鈴木, 1964)。

この異常磨耗は、多くの出土人骨に認められており、歯で皮革をなめしたり樹皮をしごいたり、苧麻つむぎをしりした結果であると推定されるが、それらについては改めて詳細に報告したい。ここでは、生品西浦遺跡近世15号土坑出土約40歳代男性(横崎, 2005f)及び元総社西川遺跡塚田中原遺跡中世175号土坑出土約40歳代男性(横崎, 2003f)の症例について報告する。

①生品西浦遺跡

15号土坑出土人骨の上顎右第1切歯に異常磨耗が認められた。これは、左右第1切歯の唇側面に咬耗が認められるという異常磨耗である。通常では認められない咬耗であり、歯を道具として使用した疑いがある。なお、本症例は、未記載である。

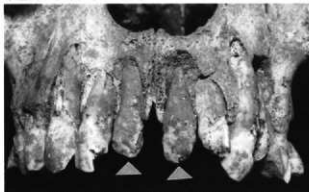


写真20. 異常磨耗【生品西浦遺跡15号土坑出土人骨】

②元総社西川遺跡塚田中原遺跡

175号土坑出土人骨の下顎歯の内、左右第1・2切歯及び左右犬歯の6本が、唇側面が舌側面よりも異常に磨耗している。このような磨耗の状態は、縄文時代人骨に認められるものであり、恐らく、皮革をなめしたり樹皮の繊維をしごいたりしたためと推定される。



写真29. 異常磨耗【元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑出土人骨】

(4) エナメル質減形成 [Enamel Hypoplasia]

エナメル質減形成は、歯の形成時期である乳幼児期に栄養不良や病気(麻疹・水痘・風疹・猩紅熱・ジフテリア・肺炎・結核等)が原因でエナメル質の石灰化不全がおこり、それが線状・小窩状・溝状に痕跡を残す状態である(山本, 1988)。

このエナメル質減形成の症例は、北牧大境遺跡近世2区6号土坑出土約8歳女性[女兒]人骨の上顎右第1切歯一同大歯に認められた(横崎, 2004b)。

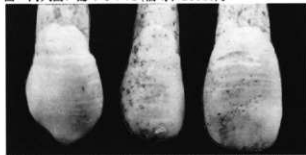


写真30. エナメル質減形成【北牧大境遺跡2区6号土坑出土人骨】

(5) エナメル質形成不全 [Enamel Defect]

エナメル質形成不全は、歯冠形成される時に何らかの理由でエナメル質が正しく形成されない状態を指す。

このエナメル質形成不全の症例は、北牧大境遺跡中世1区233号土坑出土約18歳女性人骨に認められた(横崎, 2004b)。本人骨の上顎右第1切歯の唇側面近心側は、エナメル質が一部欠けており、象牙質が露出している状態である。これは、発育中あるいは発育後にエナメル質が傷つけられて欠けたような状態ではない。



写真31. エナメル質形成不全【北牧大境遺跡1区233号土坑出土人骨】
(左:上顎右第1切歯、右:同一個体の正常な上顎左第1切歯)

(6) 斑状歯 [Fluorosis]

斑状歯は、1915年にマッケイ[Mackay, F. S.]とブラック[Black, G. V.]により、地方病性歯牙珐瑯質発育不全として発表され、斑状歯として命名された(鈴木, 1964)。エナメル質の形成期に、1~2 ppm以上のフッ素を含む飲料水を日常的に摂取すると、そのフッ素がエナメル質の形成を阻害して、エナメル質形成不全が起きた状態である(大國, 2001)。

この斑状歯の症例は、高林三入遺跡の近世A区80号土坑出土約30歳男性人骨の上顎右第1及び第2切歯に認められた(横崎, 2005h)。上顎左第1・第2切歯及び下顎

右第1切歯・同左第1・第2切歯は、検出されていない。群馬県内では北部及び中央部において飲料水のフッ素量が、0.5~0.9ppm・1.0~1.9ppm・2.0~4.9ppmと高い地域があることが報告されている(鈴木、1964)。

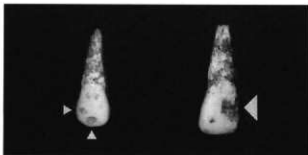


写真32. 斑状歯【高林三入遺跡A区80号土坑出土人骨】
(左:上顎右第2切歯、右:上顎右第1切歯唇面観)

(7) エナメル滴 (エナメル真珠) [Enamel Drop]

エナメル滴は、歯頸部あるいは歯根部に見られる半球形の真珠様のエナメル質塊であり、大きさは辛うじて肉眼でみとめ得るものから直径2~3mmにいたるものまで様々である。エナメル滴が現れる歯は大臼歯に限定され、第3大臼歯・第2大臼歯・第1大臼歯の順に多く認められる(藤田、1976)。

このエナメル滴の症例は、北牧大境遺跡中世233号土坑出土約18歳女性人骨に認められた(楢崎、2004b)。エナメル滴は、上顎右第1大臼歯の近心舌側咬頭の歯頸部直下の歯根に直径約2.5mmが、また同歯の遠心歯根部に直径約1mmのものが認められた。出現頻度が低い第1大臼歯に認められた点で珍しい症例である。

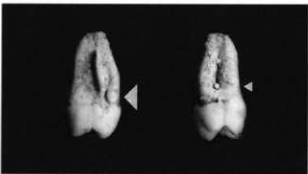


写真33. エナメル滴【北牧大境遺跡1区233号土坑出土人骨】
(左:近心面観、右:遠心面観)

(8) 臼旁歯 (臼旁結節) [Palomolar Dental]

臼旁歯あるいは臼旁結節は、過剰歯の一種であるが、歯の数が通常より多いことを示す(藤田、1967)。

この臼旁歯は、通常、第2あるいは第3大臼歯の頬側近心隅につく場合が多い(藤田、1967)。藤田によると、日本人での頻度は、馬の研究では、上顎第1大臼歯は男

性で0% [376例中]・女性で0% [1,049例中]、同第2大臼歯は男性で0.99% [403例中]・女性で0.18% [1,128例中]、同第3大臼歯は男性で0% [167例中]・女性で0% [334例中]であり、男女共に上顎の第2大臼歯のみに認められるという結果である。これを症例数に直すすと、男性では403例中4例で、女性では1,128例中わずかに2例ということになる。つまり、男性では約100例に1例、女性では約500例に1例という低頻度ということである。

また、同じく藤田によると、日本人での頻度を調べた住谷の研究では、上顎第1大臼歯は男性で0.06%・女性で0.16%、同第2大臼歯は男性で0.46%・女性で0.39%、同第3大臼歯は男性で1.38%・女性で0.72%であり、馬の研究では一部異なり、男女共に上顎の第3大臼歯に高頻度で認められるという結果である。これを症例数に直すすと、第1大臼歯では男性で4,737例中3例・女性で3,050例中5例、第2大臼歯では男性で4,805例中22例・女性で3,055例中12例、第3大臼歯では男性で435例中6例・女性で138例中1例ということになる。つまり、第1大臼歯では男性で約1,500例中1例・女性で約600例中1例、第2大臼歯では男性で約200例中1例・女性で約250例中1例、第3大臼歯では男性で約70例中1例・女性で約140例中1例という低頻度ということである。

馬と住谷の研究では、結果に差があるが、これは、観察例の大小による可能性もあるが不明である。

この臼旁歯の症例は、波志江中屋敷西遺跡の中世B区1面1号墓坑出土約20歳代女性人骨の上顎右第2大臼歯の頬側面に認められた(楢崎、2005g)。これは、大きさが長径約5mm・短径約4mmの歯で、咬頭は4咬頭が確認された。矮小歯の可能性もあるが、矮小歯の出現する頻度が高い歯種は、上顎第2切歯及び上下顎第3大臼歯であることが知られているが、今回の臼旁歯は、形態的に臼歯であり、上下顎の第3大臼歯は出土しているの、臼旁歯として判定して矛盾しない。

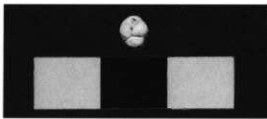


写真34. 臼旁歯【波志江中屋敷西遺跡B区1面1号墓坑出土人骨】

(9) 矮小歯 [Dwarf Fish Teeth]

矮小歯は、平均よりはるかに小さい歯で、出現する頻度が高い歯種は、上顎第2切歯及び上下顎第3大臼歯であることが知られている(大國、2001)。

この矮小歯の症例は、宇賀II遺跡の中世4区6号土坑出土約30歳代女性人骨に認められた(楢崎、2005j)。



写真35. 臼歯【宇真Ⅱ遺跡4区6号土坑出土人骨】

(左から、上顎右第1小白歯・同左第2小白歯・下顎右第2小白歯咬合面観)

(10) 栓状歯 (樽状歯) [Cork or Barrel Shaped Teeth]

栓状歯 (樽状歯) は、歯が栓や樽のように退化したものを指し、退化傾向が高い歯種は、第3大臼歯に次いで、上顎第2切歯が高いことが知られている (藤田, 1958)。この栓状歯よりさらに退化した歯を円錐歯という。

この栓状歯 (樽状歯) の症例は、中里見原遺跡近世3号墓坑出土男性人骨に認められた (植崎, 2000)。本出土人骨の、上顎左右第2切歯は、栓状歯である。中でも、上顎左第2切歯の方が右第2切歯よりも栓状化が強い。

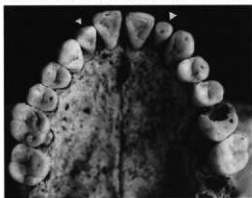


写真36. 栓状歯【中里見原遺跡第3号土坑墓出土人骨】

(11) 第3大臼歯の退化形 [Degeneration of M3]

上下顎の第3大臼歯は、退化形が多く認められることが知られている (藤田, 1967)。

この内、上顎大臼歯の退化形が、上三原田東墓遺跡中世H1号地下式土坑出土約25~35歳女性人骨に認められた (植崎, 2002d)。本出土人骨の上顎右第3大臼歯は、上顎小白歯に良く似た形を有している。

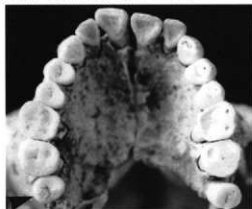


写真37. 第3大臼歯の退化形【上三原田東墓遺跡H1号地下式土坑出土人骨】

5. 四肢骨の古病理

(1) 変形性関節症 [Arthritis]

変形性関節症は、関節に限られた局所的な疾患であり、加齢現象に加え、長年にわたる関節への力学的な負荷、あるいは機械的ストレスも大きな要因となって発生する (鈴木, 1998)。

この変形性関節症の症例は、生品西浦遺跡及び上福島中町遺跡出土人骨に認められた。

① 生品西浦遺跡18号土坑

生品西浦遺跡の近世18号土坑出土50歳代男性人骨の右手の第3基節骨と第2中節骨は癒合している (植崎, 2005f)。恐らく、関節炎あるいは慢性関節リウマチにより、癒合を起こしたものと推定される。

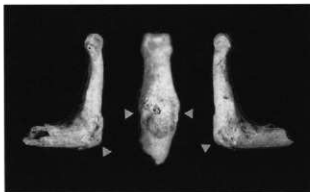


写真38. 変形性関節症【生品西浦遺跡18号土坑出土人骨】

(左から、外側面観・背側面観・内側面観)

② 生品西浦遺跡15号土坑

生品西浦遺跡の近世15号土坑出土40歳代男性人骨の右第3中手骨の頭部には、関節症による骨増殖が認められた (植崎, 2005f)。



写真39. 変形性関節症【生品西浦遺跡15号土坑出土人骨】

(左から、背側面観・掌側面観・外側面観・内側面観)

③上福島中町遺跡Ⅱ区0面1号土坑

上福島中町遺跡の近世Ⅱ区0面1号土坑出土30歳代男性人骨の左上腕骨及び左尺骨に、変形性関節症が認められた(橋崎、2003d)。



写真40. 変形性関節症【上福島中町遺跡Ⅱ区0面1号土坑出土人骨】
(左・上腕骨前面観)

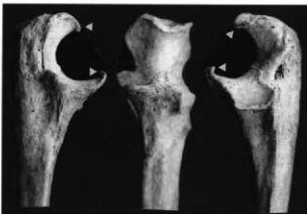


写真41. 変形性関節症【上福島中町遺跡Ⅱ区0面1号土坑出土人骨】
(左尺骨：左から外側面観・前面観・内側面観)

(2) 骨折 [Fracture]

骨折には様々なタイプがあるが、骨折しやすい部位とにくい部位とがある。ハミルトン [Hamilton] による387例の研究では、脛骨と腓骨[72例] (18.6%)・大腿骨[71例] (18.3%)・鎖骨[41例] (10.6%)・上腕骨[39例] (10.1%)・橈骨と尺骨[33例] (8.5%)・橈骨[27例] (7.0%)・鼻と顔面部[24例] (6.2%)・尺骨[22例] (5.7%)・脛骨[19例] (4.9%)・腓骨[16例] (4.1%)と続く(Ortner & Putschar, Ortner)。これらを、大きく分類し直すと、下腿部：脛骨と腓骨[107例] (27.6%)・前腕部：橈骨と尺骨[82例] (21.2%)・大腿骨[71例] (18.3%)・鎖骨[41例] (10.6%)・上腕骨[39例] (10.1%)・鼻と顔面部[24例] (6.2%)の順になる。このように、下腿部及び前腕部は骨折しやすい部位である。

津久田華藏寺遺跡中世5号土坑出土約40歳代～50歳代男性人骨の右橈骨遠位端に、コーレス骨折 [Colles'

Fracture] の治療痕が認められた(橋崎、2004c)。これは、転倒した際に咀嚼についた腕が骨折を起こしたものである。



写真42. コーレス骨折【津久田華藏寺遺跡5号土坑出土人骨】
(右橈骨：左・前面観、右・後面観)

(3) 骨膜炎 [Periostitis]

骨膜炎は、外骨膜炎の炎症であり、その多くは細菌の感染による。化膿性骨膜炎であるが、多くは骨髄炎 [Osteomyelitis] を併発する場合が多い。骨膜炎は、全身どここの骨にも出現するが、下肢の長骨、例えば脛骨や腓骨によく出現する(鈴木、1998)。

この骨膜炎の症例は、見立峯遺跡Ⅱ近世11号土坑墓出土約9歳男性(男児)人骨に認められた(橋崎、2003g)。近世11号土坑墓出土約9歳男性(男児)人骨の、左大腿骨の骨幹部の後面中央部に骨の増殖が認められ、骨膜炎であると推定された(橋崎、2003g)。



写真43. 骨膜炎【見立峯遺跡Ⅱ11号土坑墓出土人骨】
(左大腿骨後面観：左・大腿骨近位、右：大腿骨骨幹部)

(4) 骨髓炎 [Osteomyelitis]

骨髓炎は、骨膜炎が進行した場合が多く、骨髄からさらに奥の骨髓にまで炎症が達したものである。

この骨髓炎は、生品西浦遺跡近世20号土坑出土約30歳代女性人骨に認められた(植崎, 2005f)。本個体の右大腿骨骨幹部後面・右脛骨骨幹部内側面及び外側面・左脛骨骨幹部内側面及び外側面・右腓骨内側面に、骨の異常増殖が認められ骨膜炎であると推定された。しかしながら、左右脛骨は、骨膜炎よりは骨髓炎であると推定される。左腓骨は出土していないが、恐らく、左右の脛骨及び右腓骨と同様に骨膜炎に侵されていた可能性が高い。生前は、歩行にも困難をきたしていたであろう。なお、この骨膜炎及び骨髓炎は、梅毒に罹患した場合にも認められる症状であるが、頭蓋骨やその他の四肢骨には異常が認められなかった。

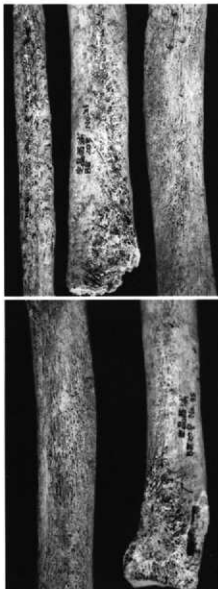


写真44. 骨膜炎 [生品西浦遺跡20号土坑出土人骨]

(上:右脛骨内側面観, 右脛骨外側面観・内側面観, 下:左脛骨内側・外側面観)

(5) 骨増殖 [Osteophytes]

骨増殖は、骨の異常増殖による。この骨増殖の症例は、生品西浦遺跡近世20号土坑出土約30歳代女性人骨(植崎, 2005f)及び元総社小見内Ⅲ遺跡近世18区7号土坑墓出土高齢男性人骨に認められた(植崎, 2006c)。

①生品西浦遺跡近世20号土坑出土人骨

本個体の、右寛骨の寛骨耳状面には、骨増殖が認められた。本症例は、未記載である。

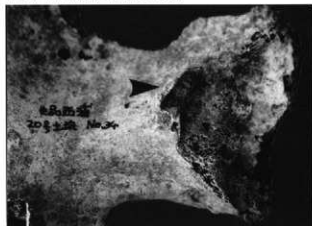


写真45. 骨増殖 [生品西浦遺跡20号土坑出土人骨] (右寛骨内側面観)

②元総社小見内Ⅲ遺跡近世18区7号土坑墓出土人骨

本個体の、左右脛骨の後面のヒラメ筋線部附着部に、骨増殖が認められる。骨増殖の程度は、右脛骨の方が強い。また、同一個体の脊椎骨には、著しい骨棘も認められた。



写真46. 骨増殖 [元総社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓出土人骨]

(上:左右脛骨後面観, 下:右脛骨後面観拡大)

(6) 脊椎骨癒合 [Fuse of Vertebrae]

脊椎骨の癒合は、結核（脊椎カリエス）及び老年性変化で認められる（鈴木、1993・1988）。

この脊椎骨癒合の症例は、生品西浦遺跡近世14号土坑出土高齢女性人骨に認められた（楢崎、2005f）。本人骨の第4腰椎及び第5腰椎に癒合が認められた。しかしながら、仙骨との癒合は認められなかった。本症例の場合、被葬者の死亡年齢が高齢であり、特に脊椎骨に病理学的痕跡も認められないことから、脊椎カリエスではなく、老年性変化であると推定される。



写真47. 脊椎骨癒合 [生品西浦遺跡14号土坑出土人骨]

(7) 脊椎骨の圧迫骨折 [Compressed Vertebrae]

脊椎骨の圧迫骨折は、結核（脊椎カリエス）及び老年性変化の骨粗鬆症で認められる（鈴木、1993・1988）。

この脊椎骨の圧迫骨折の症例は、生品西浦遺跡近世18号土坑出土約50歳代男性人骨に認められる（楢崎、2005f）。なお、本症例は未記載である。また、本個体には、関節炎あるいは関節リウマチによる指の癒合も認められた【別項参照】。

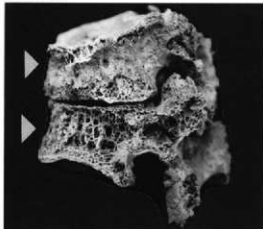


写真48. 脊椎骨の圧迫骨折 [生品西浦遺跡18号土坑出土人骨]

(8) 広汎性特発性硬化性骨化過剰症候群 [DISH (Diffuse Idiopathic Hyperostosis Spondylitis)]

広汎性特発性硬化性骨化過剰症候群 (DISH) は、脊椎骨の靭帯が骨化することにより起こる。通常、頸椎及び胸椎下部がおかされる場合が多い。また、50歳以上の男性によく認められるという。このDISHは、強直性脊椎炎と症状がよく似ることが知られている。本症例は、江戸時代人骨に認められたという報告がある (SUZUKI *et al.*, 1993)。

このDISHの症例は、元総社小見内Ⅲ遺跡近世18区2号土坑墓出土約30～40歳女性人骨に認められた（楢崎、2006c）。出土人骨の保存状態は悪く、脊椎骨の後部は破損しているため、部位同定も困難である。しかしながら、脊椎骨椎体の大きさと、恐らく頸椎部であると推定される。本個体は、頸椎の靭帯が骨化し、そのために頸椎3個が癒合している状態である。



写真49. DISH [元総社小見内Ⅲ遺跡18区2号土坑墓出土人骨]

(9) 脊椎炎あるいは骨棘 [Ankylosing Spondylitis]

脊椎炎は、脊椎の炎症により骨棘が形成され、場合によっては脊椎骨の癒合が起る症状である。この骨棘は、加齢により脊椎骨の椎体部から骨の棘が形成されるものを指すが、加齢に伴うものかあるいは、生業に伴うものかは判定できない場合も多い。

この脊椎炎の症例は、元総社小見内Ⅲ遺跡近世18区7号土坑墓出土高齢男性人骨の腰椎に認められた（楢崎、2006c）。本人骨の腰椎には、著しい骨棘が形成されている。なお、本個体には、無歯顎・骨増殖も認められた【別項参照】。



写真50. 脊椎炎 [元塚小見内目遺跡19区7号土坑墓出土人骨]
[上:上面観, 下:前面観]

(10) 寛骨と仙骨の癒合 [Fuse of Innominate & Sacrum]

寛骨と仙骨の癒合は、老年性変化として認められる。本症例は、中里見原遺跡近世第2号土坑墓出土約50歳代男性人骨に認められた(植崎, 2000)。本個体の左寛骨と仙骨は、仙腸関節部が完全に癒合している。しかしながら、右寛骨との癒合は認められなかった。強直性脊椎炎の疑いもある。



写真51. 寛骨と仙骨の癒合 [中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨]

6. 梅毒 [Treponematosis]

梅毒の起源は、コロンブスがアメリカから1492年以降にヨーロッパに持ち帰ったという説と元々ヨーロッパに存在したという説があり、未だに決着はついていない。土肥慶三の『日本梅毒史』によると、日本では室町時代 [1338年～1573年] の永正9 (1512)年に、中国の広東省から京都に伝わり、翌年には関東地方に伝わったというのが定説になっている。これを裏付けるかのように、日本では、中世の室町時代人骨である東京の鍛冶橋遺跡や近世の出土人骨に、多数、骨梅毒の痕跡が認められている。なお、近世の骨梅毒についてまとめたものに、東京都老人総合研究所の鈴木隆雄による研究がある (SUZUKI, 1984; 鈴木, 1998・2003)。

この梅毒の症例は、塚田村東IV遺跡近世31号土坑出土約30歳代男性人骨に認められた(植崎, 2005d)。

①症状

梅毒による病変は、皮膚・骨・心血管系・肝臓や小腸等の消化器系・中枢神経までもがおかされる。症状は、3期に分かれ、感染後数週間は性器のみだが、その後数ヶ月すると全身にバラ疹ができ、数年後にはゴム腫と呼ばれる腫瘍ができ、骨を破壊し、大動脈瘤破裂といった症状をもたらす。

②骨の特徴

スタインボックによると、骨梅毒に侵される骨の部位は、頭蓋骨と脛骨が主であり、その他、鎖骨・胸骨・上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨も含まれるという (Steinbock, 1976)。なお、ハンセン病は、梅毒と症状が似ることが知られているが、ハンセン病では上顎骨及び脛骨・腓骨・手足の指の先端部が罹患するが、本出土人骨の手足の指にはその症例が認められなかった。

③人骨の症状

出土人骨を観察すると、頭蓋骨では骨の梨状口下縁部及び上顎骨に骨萎縮が認められる。また、尺骨・大腿骨遠位部・脛骨・腓骨に骨の異常増殖による肥厚が認められた。歯を観察すると、上顎の左右第1大臼歯は生前脱落を起こしており、歯槽も閉鎖し退縮している。上顎の左右第2大臼歯・下顎左第2大臼歯・下顎左右第3大臼歯の咬合面には、転倒・衝突・転落・打撲等により強い外力が加わり、歯冠部が破損した痕跡が認められた。生前に、前出の事故に遭遇したと推定される。これらの歯の形態は、一見、桑実状臼歯に似ている。この桑実状臼歯は、梅毒に先天的に罹患した際に現れることが知られているが、同時に上下顎の切歯の先端部が欠損するハッチンソンの歯は本個体には認められなかったため、被葬者は先天性梅毒ではなく、後天的に罹患したものと推測される。異常を総合して、本人骨は梅毒に罹患していたと推定される。なお、本報告者が知る限り、群馬県内の出土人骨で梅毒に罹患した例は初見である。

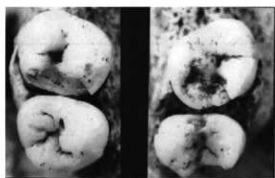


写真52 梅毒 [塚田村東17遺跡31号土坑出土人骨]
左上：眼窩骨前面観（梨状口と上顎骨の骨萎縮に注意）
右上：上顎歯咬合面観、右下：上顎左右第2・第3大臼歯
下：左から右脛骨内側面観・同骨内側面観拡大、左脛骨内側面観拡大・同骨内側面観



まとめ

群馬県下の32遺跡約200体の中近世人骨の古病理を、頭蓋骨・上下顎骨・歯・四肢骨の部位に分けて観察した。その結果、16遺跡29体に何らかの古病理的所見が認められた。

- ・頭蓋骨では、骨膜炎・眼窩筋・骨腫・鼓室骨裂孔・顎関節症・前額結節・インカ骨・ラムダ小骨の8症例が認められた。

- ・上下顎骨では、下顎頭退縮・歯槽縁の退縮・歯の生前脱落・無歯顎・膿瘍の5症例が認められた。

- ・歯では、齲蝕・歯石・異常磨耗・エナメル質減形成・エナメル質形成不全・斑状歯・エナメル滴・臼歯歯・矮小歯・栓状歯・第3大臼歯の退化形の11症例が認められた。

- ・四肢骨では、変形性関節症・コーレス骨折・骨髄炎・骨腫瘍・骨増殖・脊椎骨癒合・脊椎骨の圧迫骨折・DISH・脊椎炎・寛骨と仙骨の癒合の10症例が認められた。また1例ではあるが、梅毒が認められた。

今回は、ある程度保存状態が良い人骨を掲載したが、齲蝕・歯石・異常磨耗・エナメル質減形成等の症例は、多くの人骨に認められている。いずれ、別の機会に、改めて報告したい。

以下の表に、まとめを示した。

謝辞

本論文を記載する元となった人骨に関する考古学的情報をご提供いただいた、以下の方々に感謝する。

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の井川達雄氏・石守 晃氏・今井和久氏・大木神一郎氏・大西雅広氏・小野和之氏・神谷佳明氏・菊池 実氏・木津博明氏・小島敦子氏・齋田智彦氏・齊藤利昭氏・桜井美枝氏・笹澤泰史氏・関 利明氏・徳江秀夫氏・山口逸弘氏・渡辺弘幸氏。元群馬文の小林 正氏・齊藤英敏氏・角田芳昭氏・長沼孝則氏。前橋市教育委員会の高橋 亨氏、渋川市教育委員会的小林 修氏・太田国男氏、みどり市教育委員会の萩谷千明氏と小菅将夫氏、玉村町教育委員会の中島直樹氏。

後記

本報告者が古病理学に関心を持ったのは、本報告者の人類学の最初の師である故鈴木 高先生のおかげである。その後、海外留学中の1985年に短期間ではあったが、アメリカでの古病理学の権威であり当時ノースウェスタン大学(現ニュー・メキシコ大学)のジューン・バイクストラ [Jane E. BUIKSTRA] 先生のご指導で眼窩筋の観察を行った。さらに、帰国後は、日本での古病理学の権威である東京都老人総合研究所の鈴木隆雄先生のご指導を受けた。この3人の先生方に、感謝したい。

遺跡名	時代	土坑名	性別	死亡年齢	観察部位及び古病理			
					頭蓋骨	上下顎骨	歯	その他
中里見取遺跡	古墳	第1号土坑墓	女性	約30歳代	-	生前脱落・膿瘍	-	-
	古墳	第2号土坑墓	男性	約50歳代	顎関節症	無歯顎	-	寛骨と仙骨の癒合
	古墳	第3号土坑墓	男性	約30歳代	顎関節症	-	栓状歯(齲蝕歯)	-
上堀島町遺跡	古墳	B区6号1号土坑	男性	約30歳代	-	生前脱落	-	変形性関節症
元能社西川塚田中原遺跡	中世	175号土坑	男性	約40歳代	骨腫・ラムダ小骨	-	齲蝕・異常磨耗	-
北牧大塚遺跡	中世	1区223号土坑	女性	約18歳	-	-	エナメル質形成不全・エナメル滴	-
	古墳	2区4号土坑	女性	約40歳	-	-	エナメル質減形成	-
今市三郎塚遺跡	古墳	4区1号土坑	女性	約50歳代	鼓室骨裂孔・前額結節	-	-	-
	古墳	6区1号土坑	女性	約40歳代	前額結節	生前脱落	-	-
	古墳	石塚付遺	男性	約30-40歳代	膿瘍・骨膜炎	-	-	-
塚田町東方遺跡	古墳	31号土坑	男性	約30歳代	梅毒	生前脱落	-	梅毒
	古墳	12号土坑	女性	老齢	-	生前脱落	-	-
	古墳	14号土坑	女性	老齢	-	無歯顎	-	寛骨癒合
生田西遺跡	古墳	15号土坑	男性	約40歳代	-	膿瘍	異常磨耗	変形性関節症
	古墳	18号土坑	男性	約60歳代	-	-	-	変形性関節症、圧迫骨折
	古墳	20号土坑	女性	約30歳代	-	-	-	骨髄炎・骨増殖
	古墳	22号土坑	女性	約40歳代	-	膿瘍	-	-
同志社中原西遺跡	中世	B区1区1号墓	女性	約20歳代	-	-	臼歯歯	-
高林三入遺跡	古墳	A区90号土坑	男性	約40歳	-	-	斑状歯	-
上三塚町東原遺跡B	中世	井1号地下式土坑	女性	約25-30歳	-	-	第3大臼歯の退化形	-
尾立塚遺跡B	古墳	11号土坑墓	男性	約9歳	-	-	骨膜炎	-
西藤田中島遺跡	古墳	15号土坑	男性	約40歳代	-	眼窩筋	-	-
津久田車藏寺遺跡	中世	1号土坑	女性	老齢	鼓室骨裂孔	下顎頭の退縮	-	-
宇賀目遺跡	中世	5号土坑	男性	約40歳代	-	生前脱落	-	歯石
白舟宮又遺跡	古墳	4区4号土坑	女性	約30歳代	-	-	-	矮小歯
白舟宮又遺跡	古墳	7号土坑墓	男性	約30歳代	-	歯槽縁の退縮	-	-
元能社小見内日遺跡	中世	1区5号土坑墓	男性	約40歳代	インカ骨	-	-	-
	古墳	18区2号土坑墓	女性	約30-40歳代	-	-	-	DISH
	古墳	18区7号土坑墓	男性	老齢	-	無歯顎	-	骨増殖・骨膜炎

引用文献〔和文及び英文共に著者名のABC順〕

- ・朝鮮対象遺跡
 (群居文)〔群馬県縄文文化財調査事業団編、群居文と略〕
 納崎修一郎 1998 「4. 浜川西遺跡出土人骨」、《浜川遺跡群》、(財)群馬文、第238集、p.353-372。
 納崎修一郎 2000 「第5章第2項、中里見原遺跡・上里見中ノ下遺跡出土人骨」、《中里見原遺跡群》、(財)群馬文、第271集、p.221-234。
 納崎修一郎 2001 「元能社西川遺跡出土人骨」、《元能社西川遺跡群》、(財)群馬文、第288集、p.86-90。
 納崎修一郎 2002 a 「上境隈町北遺跡出土人骨」、《上境隈町遺跡群》、(財)群馬文、第290集、p.1025-1029。
 納崎修一郎 2002 b 「鶴光路環状遺跡出土人骨」、《鶴光路環状遺跡群》、(財)群馬文、第294集、p.187-191。
 納崎修一郎 2002 c 「宿禰手三波川遺跡及び西横手遺跡群出土人骨」、《宿禰手三波川遺跡・西横手遺跡群》、(財)群馬文、第310集、p.416-419。
 納崎修一郎 2003 a 「菅谷石塚遺跡出土人骨」、《菅谷石塚遺跡群》、(財)群馬文、第313集、p.233-238。
 納崎修一郎 2003 b 「荒砥諏訪西遺跡出土人骨」、《荒砥諏訪西遺跡Ⅱ・荒砥諏訪遺跡群》、(財)群馬文、第315集、p.196-197。
 納崎修一郎 2003 c 「流志江西屋敷遺跡出土人骨」、《流志江西屋敷遺跡群》、(財)群馬文、第316集、p.191-193。
 納崎修一郎 2003 d 「上福島町遺跡出土人骨」、《上福島町遺跡群》、(財)群馬文、第318集、p.222-231。
 納崎修一郎 2003 e 「中野Ⅱ遺跡・下原遺跡出土人骨」、《久々戸・中野Ⅱ・下原・横瀬中村遺跡群》、(財)群馬文、第319集、p.427-433。
 納崎修一郎 2003 f 「元能社西川遺跡・塚田中層遺跡出土人骨」、《元能社西川遺跡・塚田中層遺跡群》、(財)群馬文、第323集、p.347-359。
 納崎修一郎 2004 a 「荒砥宮田遺跡出土人骨」、《荒砥宮田遺跡群》、(財)群馬文、第336集、p.219-228。
 納崎修一郎 2004 b 「北牧大境遺跡出土人骨」、《北牧大境遺跡群》、(財)群馬文、第339集、p.208-222。
 納崎修一郎 2005 a 「石原東遺跡出土人骨」、《石原東遺跡群》、(財)群馬文、第340集、p.318-333。
 納崎修一郎 2005 b 「今井三輪堂遺跡出土人骨」、《今井三輪堂遺跡・今井見切塚遺跡群》、(財)群馬文、第346集、p.293-314。
 納崎修一郎 2005 c 「今井見切塚遺跡出土人骨」、《今井三輪堂遺跡・今井見切塚遺跡群》、(財)群馬文、第346集、p.315-322。
 納崎修一郎 2005 d 「塚田村東Ⅰ・塚田中層遺跡出土人骨」、《塚田村東Ⅰ遺跡・塚田中層(0区)遺跡・引間松葉遺跡群》、(財)群馬文、第347集、p.303-319。
 納崎修一郎 2005 e 「能久高塚遺跡出土人骨」、《能久高塚遺跡群》、(財)群馬文、第348集、p.353-355。
 納崎修一郎 2005 f 「生品西浦遺跡出土人骨」、《生品西浦遺跡群》、(財)群馬文、第351集、p.178-208。
 納崎修一郎 2005 g 「流志江西屋敷遺跡出土人骨」、《流志江西屋敷遺跡群》、(財)群馬文、第352集、p.201-208。
 納崎修一郎 2005 h 「高林三八遺跡出土人骨」、《高林三八遺跡・八反田遺跡群》、(財)群馬文、第357集、p.277-280。
 納崎修一郎 2005 i 「浜町遺跡出土人骨」、《浜町遺跡群》、(財)群馬文、第358集、p.324。
 納崎修一郎 2006 a 「諏訪ノ木遺跡出土人骨」、《諏訪ノ木遺跡群》、(財)群馬文、第361集、p.261-264。
 納崎修一郎 2006 b 「榑高辻久保遺跡出土人骨」、《榑高辻久保遺跡群》、(財)群馬文、第366集、p.448-450。(吉野市)
 納崎修一郎 2002 d 「上三原田東塚遺跡出土人骨」、《上三原田東塚遺跡群Ⅰ》、群馬県多摩郡水城村教育委員会、p.77-84。
 納崎修一郎 2003 「第7章 見立塚遺跡出土人骨」、《磯野地区遺跡群Ⅰ、見立塚遺跡Ⅱ・見立日向編遺跡群》、群馬県多摩郡水城村教育委員会、p.257-277。
 納崎修一郎 2003 h 「西園田中島遺跡出土人骨」、《西園田中島遺跡発掘調査報告書(1)》、笠野町教育委員会、p.241-251。
 納崎修一郎 2004 c 「津久田草薙寺遺跡出土人骨」、《津久田草薙寺遺跡群》、群馬県多摩郡水城村教育委員会、p.37-47。
 納崎修一郎 2005 「第6章 宇賀Ⅱ遺跡(第1次調査)出土人骨」、《宇賀Ⅱ遺跡》、群馬県佐波郡玉村町教育委員会、p.101-103。
 納崎修一郎 2005 k 「第8章 出土人骨の分析」、《白井佐又遺跡群》、群馬県宇都宮市教育委員会、p.136-139。
 納崎修一郎 2006 e 「元能社小見内Ⅲ遺跡出土人骨」、《元能社蒼海遺跡群》、群馬県南相馬市教育委員会(印刷中)

・和文引用文献

- 藤田恒太郎 1967 『歯の解剖学(第21版)』、金原出版
 納崎修一郎 2004 d 「第4章 群馬の発見人たち」、《群馬の遺跡3. 発見時代》、上毛新聞社、p.111-145。
 納崎修一郎 2005 j 群馬県出土人骨データベース：(財)群馬県縄文文化財調査事業団編、『研究紀要』、(22):110-118。(財)群馬文

- 納崎修一郎・石守 晃 2005 群馬県出土人骨データベース：(財)群馬県縄文文化財調査事業団編、『研究紀要』、(23):99-109。(財)群馬文
 日本人類学会編 1956 『鎌倉時代後期の中世遺跡とその人骨』、岩波書店大塚 勉 2001 『身元鑑別』、フリューフェス
 朝田秀彦・吉野祥生 1969 『白骨死体の鑑定』、今文社
 下関市教育委員会編 1985 『吉野浜遺跡』、下関市教育委員会
 鈴木 尚 1980 浜南千本浜の百塚と関東地方の中世日本人頭骨、「人類学雑誌」、97:23-37。
 鈴木和男 1964 『法医学』、現代書館
 鈴木隆雄 1993 『我が国の結核疫の起源と初期流行についての古病理学的研究』、《日本人と日本文化の形成》(堤原和郎編)、朝倉書店
 鈴木隆雄 1998 『骨から見た日本人』、講談社
 鈴木隆雄 2003 『S. 骨にみる病変』、『骨の事典』(鈴木隆雄・林幸史編)、朝倉書店、p.121-159。
 山本美代子 1996 日本人骨水久館のエンメル質硬化形成、「人類学雑誌」、96:417-433。
 山比々浜南遺跡発掘調査団編 2002 『神奈川県鎌倉市山比々浜南遺跡、山比々浜南遺跡発掘調査団編

・英文引用文献

- AUFDERHEIDE, Arthur C. & RODRIGUEZ-MARTIN, Conrado 1998 *The Cambridge Encyclopedia of Human Paleopathology*, Cambridge University Press
 BARNES, Ethne 1994 *Developmental Defects of the Axial Skeleton in Paleopathology*, the University Press of Colorado
 BROTHWELL, D. R. 1981 *Digging up Bones*(3rd ed.), British Museum (Natural History)
 BROTHWELL, D. R. & SANDISON, 1967 *Diseases in Antiquity*, C. C. Thomas
 BUIKSTRA, Jane E.(ed.) 1981 *Prehistoric Tuberculosis in the Americas*, Northwestern University Archeological Program
 BUIKSTRA, Jane E. & UBELAKER, Douglas H. 1994 *Standards for Data Collection from Human Skeletal Remains*, Arkansas Archeological Survey Research Series
 CAPASSO, Luigi/KENNEDY, Kenneth A. WILCZAK, Cynthia A. 1999 *Atlas of Occupational Marfan of Human Remains*, Edigrafal SpA
 HAUSER, G. & DE STEFANO, G. F. 1989 *Epigenetic Variants of the Human Skull*, Schweizerbart.
 HIRATA, Kazuki 1989a A Contribution to the Paleopathology of Cribra Orbitalis in Japanese: 1. Cribra Orbitalis in Edo Japan. *The St. Marianna Medical Journal*, 16(1): 6-24.
 HIRATA, Kazuki 1989b A Contribution to the Paleopathology of Cribra Orbitalis in Japanese: 2. Secular Trends in the Prevalence of Cribra Orbitalis. *The St. Marianna Medical Journal*, 16(2): 215-229.
 JANSSENS, Paul A. 1970 *Paleopathology: Diseases and Injuries of Prehistoric Man*, John Baker Publishers Ltd.
 KIPLE, Kenneth F. 1993 *The Cambridge World History of Human Disease*, Cambridge University
 LARSEN, Clark Spencer 1997 *Bioarchaeology: Interpreting Behavior from the Human Skeleton*, Cambridge University Press
 MANN, Robert W. & HUNT, David R. 2005 *Photographic Regional Atlas of Bone Disease* (2nd ed.), C. C. Thomas
 MANN, Robert W. & MURPHY, Sean P. 1990 *Regional Atlas of Bone Disease*, C. C. Thomas
 MAYS, Simon 1998 *The Archaeology of Human Bones*, Routledge
 ORTNER, Donald J. 2003 *Identification of Pathological Conditions in Human Skeletal Remains* (2nd ed.), Academic Press
 ORTNER, Donald J. & PUTSCHER, Walter G. J. 1985 *Identification of Pathological Conditions in Human Skeletal Remains*, Smithsonian Institution Press
 POWELL, Mary Lucas & COOK, Della Collins 2005 *The Myth of Syphilis: The Natural History of Treponematoses in North America*, University Press of Florida
 ROBERTS, Charlotte & MANCHESTER, Keith 2005 *The Archaeology of Disease* (3rd ed.), Sutton Publishing
 STEINBOCK, R. Ted 1976 *Paleopathological Diagnosis and Interpretation*, C. C. Thomas
 SUZUKI, Takao 1984 *Paleopathological and Paleoenvironmental Study of Osseous Syphilis in Skulls of the Edo Period*, Bulletin No.23, The University Museum, The University of Tokyo
 SUZUKI, Takao/FUJITA, Hiaashi/NARASAKI, Shuichiro-KONDO, Osamu & ADACHI, Kazutaka 1993 A Study of Skeletal Remains with Diffuse Idiopathic Skeletal Hyperostosis (DISH) from the Edo Period, Japan, *Anthropological Science*, 101(3): 273-290.
 ZIMMERMAN, Michael R. & KELLEY, Marc A. 1982 *Atlas of Human Paleopathology*, Praeger Publishers
 ZIVANOVIC, Srbojub 1982 *Ancient Diseases: The Elements of Paleopathology*, Methuen & Co. Ltd.

棟高辻久保遺跡における中世の水田開発と水路

廣津英一

- | | |
|----------------|----------|
| 1. はじめに | 6. 地引絵図 |
| 2. 遺跡の概要 | 7. 水源 |
| 3. 遺跡の立地 | 8. 中世の水路 |
| 4. 小字名と調査区 | 9. 古代の水田 |
| 5. 引間村・菅谷村・棟高村 | 10. おわりに |

— 論文要旨 —

水田遺跡は弥生時代から近世まで発掘されてきている。殊に天仁元年(1108)に浅間山が噴出した浅間B軽石(As-Bテフラ)に被覆された水田は今まで数多く発掘調査され、また天明三年(1783)の浅間山噴火に伴う泥流等で覆われた水田も多く検出されてきた。しかしながら中世の水田となるとその検出・調査された遺構は少ない。棟高辻久保遺跡に於いても中世の水田の検出はできなかった。しかし、それに伴うと考えられる区画された15世紀代の水路を検出することができた。それら水路の区画は近世そして近代へと踏襲されたと考えられる。なぜなら、昭和18年に造成された飛行場下から検出された水田区画と15世紀代の水路の区画の走向がほぼ同じであったからである。そうしたことから、水田開発においては、室町時代15世紀に新たな段階を迎えたことを示すものと考えられる。

キーワード

対象時代 室町
対象地域 群馬県
研究対象 水路と水田

1. はじめに

榑高辻久保遺跡は、一般県道前橋・足門線バイパス(西毛広域幹線道路)の建設に伴って平成13年4月より平成15年9月まで発掘調査された。所在地は、高崎市引間町・榑高町(調査時は、群馬郡群馬町大字榑高・引間)である。

群馬県では、古墳時代、平安時代、江戸時代と水田遺構の発掘調査の数は中世の水田遺構に比べて多い。それは榑名山・浅間山の噴火に伴う火山灰や泥流にその当時の水田が被覆されているため、明確に検出されるからである。中世の水田に関しては、平安時代末の天仁元年(1108)の浅間山の浅間B軽石(As-Bテフラ)を含んだ土壌の水田の検出が、数少ない中世の絵図面や文献からの研究が主なものとなる。または、現代の地形から近代的なものや近世的のものを除いていき中世景観を復元するという歴史地理学的手法もある。

榑高辻久保遺跡でも浅間B軽石に覆われた水田が検出された。また、この遺跡は昭和18年に造成された飛行場の跡地に作られた水田地帯にあり、その造成時に埋められた当時の水田がそっくり検出された。それは近世に廻りうる地形と考えられる。

そこで昭和18年の水田の景観を通して明治時代に作成された絵図や江戸時代の文書から時代を遡ることで、また本遺跡で検出された平安時代末の浅間B軽石下の水田跡の形状や位置から、15世紀の湊群を中心に中世の水田開発の様相を探っていきたいと思うものである。

2. 遺跡の概要

本遺跡は、道路建設の事前調査であるため調査区は長い。そこで調査区を農道で区切り、東側より0区～Ⅶ区とした。また、縄文から近代までの複合遺跡であり、調査された面も多く、五面に及んだ。

まず、第1面は前橋飛行場の造成面である。第2面は飛行場を造成するために埋め立てられた昭和18年の面

ある。昭和18年にこの地区は飛行場を造るためにその当時の水田を埋め立てて造ったことがこの調査から分かった。この埋め立てられた水田は現在のように広く平らな水田地帯とは違い高低差のある水田地帯であった。地形上から見れば、南東に傾斜しているため西側が高く東側が低くなっている。さらにこのあたりは谷地形になっているためにⅤ区からⅣ区にかけては標高差が約4mあり、Ⅴ区で検出された昭和18年の水田は階段状になっていた。

第3面と第4面のキー層は、浅間B軽石(As-B)である。この火山灰の残っていた場所はⅡ・Ⅲ区のはほぼ全面と0・Ⅰ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ区の一部である。Ⅱ・Ⅲ区からはこの火山灰の下より水田が検出された。また、As-Bの一部残る区では、その上から掘り込まれている溝や土抗などが検出された。この面を中近世面として第3面と呼ぶことにした。近世遺構としては、溝・土抗・井戸・溜井などを検出した。中世遺構としては、溝・土抗・ピット・溜井・井戸・火葬施設などを検出した。

0・Ⅰ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ区では弥生後期から平安時代までの竪穴住居が検出された。中でも古墳時代後期の竪穴住居と奈良平安時代の遺構は多数検出された。Ⅵ区の南側では6世紀代の畑跡が2時期にわたり検出されている。

3. 遺跡の立地

遺跡の所在地である群馬町は群馬県の中央のやや南より、榑名山の東南麓の相馬ヶ原扇状地上にある。相馬ヶ原扇状地は火山山麓扇状地で、群馬町はその扇状地から扇端の位置にあり、町域はおおむね標高110～240mの範囲を占める。平均勾配約1000分の24を示し、町全体が東南へ緩やかに傾斜する。

町内には、牛池川、染谷川、唐沢川など火山山麓特有の放射状河川が数本並列して流れている。これらの河川は、すべて相馬ヶ原扇状地内に源を發し、扇状地の扇端部で、深さ4～5mの谷や谷底平野を形成している。標



第1図 遺跡位置図



高約150～160m付近が相馬ヶ原扇状地から前橋台地への移行地帯に当たり、地下水の湧き水も多く、湧出点に源を発する小河川群が扇状地の扇の骨組みのような方向に流れるはじめる地点である。

本遺跡は、それより下の標高約130～135m付近にあたる。調査地は道路建設との関係から北西部と南東に延びていることより、その間の比高差は約5mほどになる。遺跡の北約500mには染谷川が流れ、南約1kmには天王川や唐沢川が流れていて、ちょうど両河川に挟まれた形になっている。

農耕地について言えば、この地域は標名火山の土石流により形成された扇状地のため古来より用水不足が課題となっていた。近代まで大河川（利根川）からの引水は不可能であった。僅かに山腹から山麓に向かって流れる小河川を利用するか、湧水を利用するかであった。水田となっているのは小河川の流路に沿って細長く開発されるにとどまっていた。このような自然環境にあった江戸時代の状況では三ツ寺村や菅谷村のように伏流水や湧水を貯水した溜池を構築したり、小河川からの灌漑用水を整備したりと用水の確保には計り知れない苦勞が窺える。用水不足が解消されるのは、昭和に入ってから中部用水・中群馬用水・群馬用水などがつくられてからである。

昭和初期の『堤ヶ岡村誌』は中部用水事業の理由として次のように記している。¹⁾

「白川、井野川、唐沢川、染谷川その他数川あるも標名火山地層の影響を受け常時流水に乏しく流水は、降雨とともに現出するの状況にして真の意味における荒川の状態で平時殊に灌漑期において水量僅少なる有様にして、雨量の分布が順調でない時は直ちに旱魃に遭遇し、上下流の水争となり流血の惨事惹起し、辛うじて補え付けを終わるも其の後天候不順で降雨の分配が宜しくない時は忽ちにして養ひ水の不足を告げ夏期農繁期に於いて年々水引と称して努力を徒費すること莫大なるのみならず、森林乱伐の結果水源枯渇し年と共に旱魃の影響を受け減収を來たし地方に伴う取極を得ることなく、反て関係農村は経済上疲弊を極めたのであった。この用水に苦しむ群馬郡中部一帯の救済方策については旧幕府時代より幾多先輩諸侯の企画した処でありましたが全般に亘る適當な方策樹立の途もなく徒に苦慮するのみであった。」

4. 遺跡調査区と小字名

本遺跡の「棟高辻久保」という名称は、旧飛行場跡につくられた水田地区の小字名によっている。字名は時代により異なることがあり、その範囲も時代により変更されることがある。本遺跡の名称とした「辻久保」という小字名は、江戸期の小字名を記した『明治初期 群馬町小字図』（第3図）には載っていない。飛行場が造られた

後に付けられたものである。飛行場建設によって、この地区の地形は大きく変わってしまったのである。では、それ以前の地形はどのようであったのだろうか。

『明治20年迅速測図』（第2図）を見ると当時ここがこの地域の数少ない水田地域になっており、谷地形に沿って水田が形成されていることが分かる。次に本遺跡の周辺を『明治初期 群馬町小字図』（第3図）から小字名を拾ってみても北西から「渡保の窪」「堰上」「東久保」「北渡暮窪」「小池」「水窪」「南渡暮窪」「新田」「七ノ宮」「釜ノ口」「辻の内」「東三社免」「西三社免」「車久保」などがある。「久保」や「窪」の名称が多く、ここが北西から南東方向に延びている谷地形であることを示している。さらに本遺跡の調査範囲を『明治初期 群馬町小字図』（第3図）に当ててみると、棟高村の「東三社免」、菅谷村の「釜ノ口」、引間村の「三社免」の3地区となり、そこに遺跡調査区（第5図）を重ねてみると、Ⅶ区・Ⅵ区・Ⅴ区は棟高村の「東三社免」に、Ⅳ区とⅢ区は菅谷村の「釜ノ口」に、Ⅱ区・Ⅰ区・0区は引間村の「三社免」になる。本遺跡はこの三つの村が接する水田地帯としての谷底平野にあるのである。

5. 棟高村・引間村・菅谷村

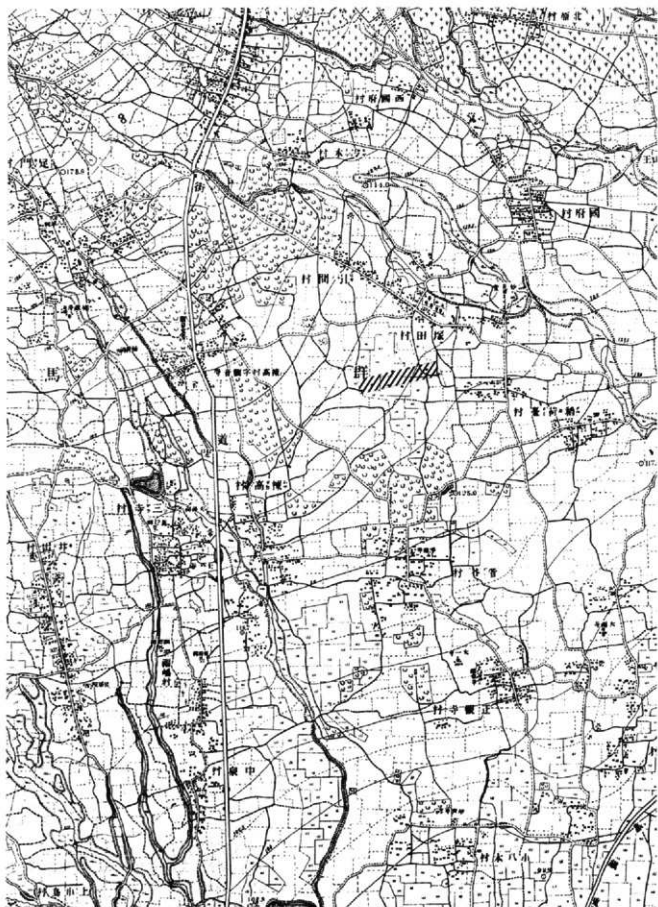
そこで明治8年の通達により編纂された『上野国郡村誌』²⁾から、引間村・菅谷村・棟高村の項目を幾つか抜き出してみることとする。

【上野国群馬郡引間村】³⁾

中古八花園ノ里ト称ス、又花園ノ郷青木ノ莊ト唱フ、後二引間村ト名ク、上古ハ群馬ノ郷ナルヘシ
区域 東ハ元総社村西ハ棟高村南ハ菅谷村ト皆渠ヲ以テ界トシ、北ハ西園分村ト道ヲ以テ界トス
地勢 平坦ニシテ山林藪沢ニ乏シ、薪炭多クアルズ、運輸平陸ノ便アリ、漕運ノ利ナシ
地味 黒壤ニシテ沃ナラズ、砂礫多ク埴壇少シ、稲麦ニ宜シカラズ、小麦粟蘿蔔ニ適ス
税地 田 反別十四町五反七畝歩
畑 反別七十六町四反廿八歩
川 染谷川 深六尺又五尺広七間成四間、村西足門村ヨリ来リ東元総社村迄長九百間、緩流ナリ、霖雨ニハ暴漲ノ患ヒアリ

【上野国群馬郡菅谷村】⁴⁾

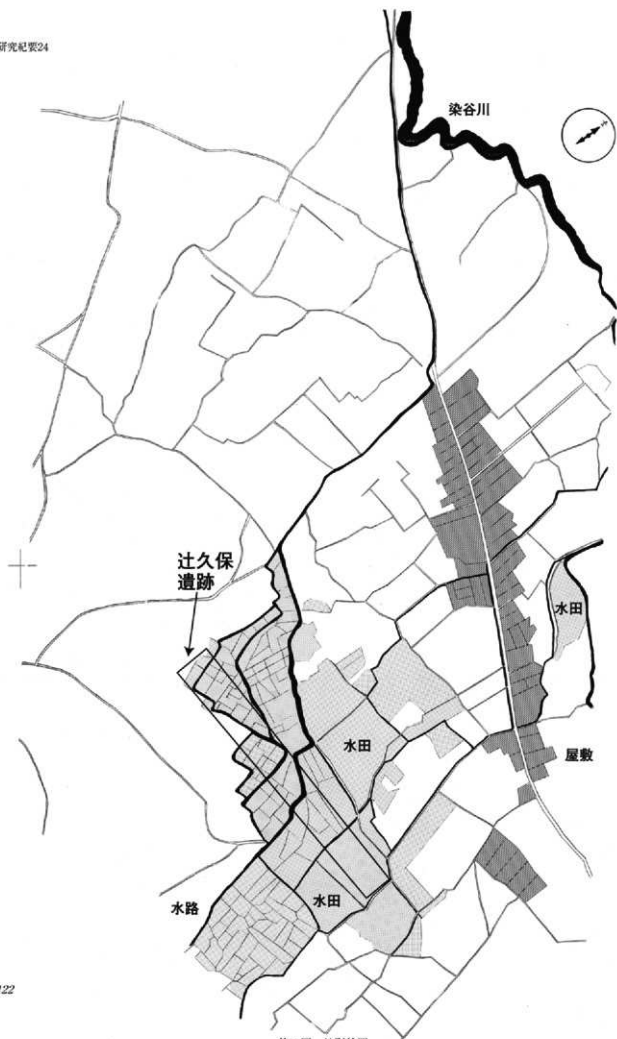
本村ハ古時長野ノ郷ナルヘシ、然レドモ村伝ニハ中尾ノ郷青木ノ莊ト称ス
区域 東北ハ稻荷台村ト東南ハ中尾村ト共ニ経路ヲ界トシ、南ハ正観寺ト宅地藩厩ヲ以テ界トシ西南中泉村棟高村ト田畔又桑畦ヲ界トシ、北ハ引間村ト田畔塚田村ト桑畦ヲ以テ界トス



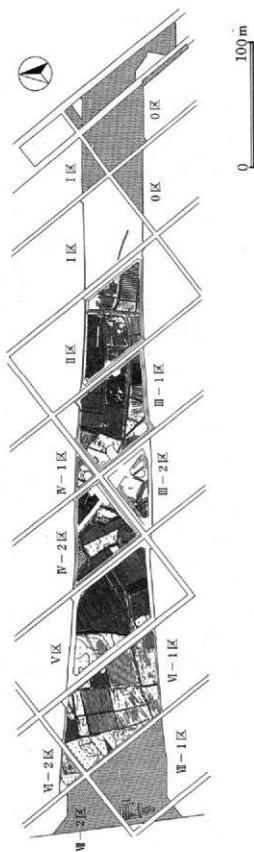
第2圖 「金古駅」明治20年、道路位置圖



第3図 明治初期 群馬町小字図



第4圖 地引繪圖



第5図 昭和18年田相画(第2面)

税地 田 反別十六町五反五畝四歩
 畑 反別七十六町四反廿八歩
 川 釜口川 深六尺ヨリ四尺広一丈、水源ハ棟高引間
 界ニ村ノ境字釜ノ口ヨリ発シ、村北引間村界ヨリ
 本村ニ入り長九百間、緩流シテ村南正観寺村ニ注
 キ去ル

【上野国群馬郡棟高村】⁽⁵⁾

本村ハ古時長野ノ郷青木ノ荘ト云フ、村名ノ創始詳ナ
 ラス、或ハ胸形社アルヨリ此転シ来レルカト云フ

区域 東ハ引間村菅谷村ト畦ヲ以テ界ス

地勢 平坦ニシテ林藪ニ乏シ、故ニ薪炭少シ、陸運ハ可
 ナリ

地味 黒色壤ニシテ稔薄稲梁ト桑ニ宜シカラズ、麦ニ稍
 可ナリ

税地 田 反別十三町四反二畝廿五歩

畑 反別百四十三町六反五畝廿九歩

冷泉 釜ノ口泉 本村東方字三社免耕地釜ノ口ト唱フル
 地ニ涌ク、早魃ニモ涸ルルコトナシ、水味甘レイ
 ナリ

引間村は、古代は群馬ノ郷で、中世は花園ノ郷青木ノ
 荘であった。土地は平らではあるが地味はよくない。田
 よりも畑の方が多い。村中を流れる染谷川は普段は緩や
 かであるが梅雨期には暴れ川となる。

菅谷村は昔、長野ノ郷青木ノ荘であった。しかし、中
 尾ノ郷青木ノ荘との言い伝えもある。この村も引間村同
 様平坦ではあるが地味はよくなく、田よりも畑が多い。

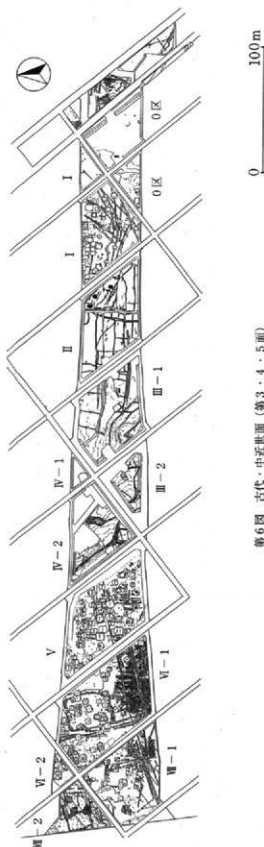
棟高村は、昔長野ノ郷青木ノ荘であった。この村も上
 記の二村同様平坦ではあるが地味はよくなく、田よりも
 畑が多い。

以上から、中世では、「郷」で見るとは菅谷村と
 棟高村は「長野郷」である。長野郷は室町期に守護上杉
 氏の所領の一つとしてみえる郷名で、高崎市北部・箕郷
 町・群馬町西部を含む、かなり広い郷といえる。また「青
 木ノ荘」で括るとこの三村は同じ荘ということではある
 が、この「青木」という言葉がいったいどこから来たも
 のか分からない。中世に「青木荘」という荘園があった
 ことを示す史料はない。

また、この三村は、共通して稲作よりも畑作が多い。
 しかも、畑も地味が良くなり小麦や蕎麦などを植えていた
 ことも記されている。

菅谷村と棟高村の「川」「冷泉」という項目に「釜ノ口」
 という字名がみえる。ここに湧水点が存在し、それを水
 源とした川があることが記されている。このことは江戸
 時代後期の資料にもみられる。

【享和元年(1801)三月 菅谷村明細帳】⁽⁶⁾の水田につ
 いての項目に「水元之儀者入会地釜ノ口湧水掛かり」と



第6図 古代・中近世面(第3・4・5面)

あり、その中に「下田 四町五反八畝武歩 釜口堰掛かり」とある。菅谷村では、水田に「釜ノ口」の湧水が使用されていることが記されている。また、「文化12年(1815)三月 菅谷村・引間村釜ノ口用水路出入訴状」^[7]では、「字釜ノ口与唱候場所より少々之涌水有之を、田方江引入相用ヒ来り」とある。「釜ノ口」に湧水があり、その水を水田に引いたと書かれている。ここが調査区のⅢ・Ⅳ区であろう。

第5図は、遺跡調査第2面の図(昭和18年当時)である。そのⅣ-2区には水田の水路が見え、その中に少し影入っている場所がある。そこが湧水点であるようだ。ここは大きな溜池状で周囲には木の杭で囲まれていた。大きさは縦約10m、横約5mであった。その南のⅢ-2区・Ⅰ区は湿地になっていた。第6図の同じ区でも湿地帯になっている。

6. 地引絵図

「釜ノ口」では、第5図との比較により、ここが湧水のある地区であることが確認された。では、他の区画はどうであろうか。

明治6年に各村の「地引絵図」が作成されている。第4図^[8]は、棟高村・菅谷村・引間村の地引絵図を合成し、三村にまたがる水田地域を示したものである。この図と昭和18年当時の水田の図(第5図)を各調査区と比較してみると第4図の水田区画と水路が発掘で検出された水田の区画と水路にはほぼ一致している。Ⅱ区の南北走向の水路とⅢ-1区の南北走向の二カ所に折れのある水路、Ⅵ-1区からⅤ区にある東西走向の水路などが確認できる。昭和18年の水田の景観と地引絵図が作成された当時の水田の景観と全体的にはほとんど変わらない。しかし、細かく見れば、Ⅵ-1区に検出された昭和18年の水田はⅥ-1区全面に広がっているが、「地引絵図」では南側は水田ではなく畠になっている。この南側部分は明治から昭和初期の段階で畠から水田になったと考えられる。「地引絵図」(第4図)と昭和18年の水田からいえることは、この谷底平野の水路沿いのみ水田が作られていることである。水路がないところには水田は作られないことがあらためて了解できる。水路の掘削なくしては水田は開発できないことも窺い知れる。

7. 水源

この水田地帯の用水路の水源は、引間村では、南東の柴谷川の水を同村内から引いている。棟高村は村外、足門村から引いている。菅谷村は、棟高村の用水路と「釜ノ口」の湧水からの水を使用している。

「享和元年(1801)三月 菅谷村明細帳」の中に「下田 宅町九反七畝武拾五歩 棟高村末水堰掛かり」とある。この地域では、南東に傾斜する地形から、たとえ村の中

に河川があったとしても用水路を造るには水を流す高低差が必要となり、地形的に無理な箇所もでてくるのである。引間村では村内で用水を引いているが、榎高村や菅谷村はそうはいかなかったのである。

榎高村の水源については、以下の記述がある。

『明治25年(1892)六月 榎高村三社免田用水貫受規約』⁹⁾の中に「今般私共村内宇三社免田用水不足二付、貴村宇鶴巻堰用水末流ヲ請受度願入候処、御開濟ニ相成貴村民用租税地ニ新堰余水ノミ御下ゲ被下候二付、左ノ規約ヲ設ケ(以下略)」とあり、地引絵図中の榎高村への用水路は足門村の鶴巻堰から引いてきているのである。次は、「文化12年(1815)三月 菅谷村・引間村釜ノ口用水路出入訴状」¹⁰⁾であるが、そこには「私共村方用水堰路水元之罷者、相手引間村并同額榎高村入会地内二而榎高村用水路宇鶴巻堰悪水吐井下統当村二面者、字釜之口与唱候場所より少々之涌水有之を、田方江引相用ヒ来り、其左右者相手引間并榎高両村耕地之悪水落合、一筋之用水ニ罷成り前々より一村一堰二面、田方相統仕来り候得共、天水又ハ涌水故水元至而乏敷」とあり、鶴巻堰からの用水路が「釜之口」の上流にあること、またこの水路が引間村と榎高村の排水路となっていること、水量の乏しいことが記されている。

この地域が山麓で水源に恵まれない天水場であり、そのために水量が乏しいということは、この地方の史料によく出てくる。天水とは雨水を指している。天水田、天水場というのは、江戸時代の史料では、湧水などによる自然湧流に依存する水田をいうことが多い。この天水田は概ね湿田である。用水不足故に簡単には排水しないからである。

『元禄八年(1695)七月 榎高村指出し帳』¹¹⁾には、次の様に用水路の堰について記されている。

「一 堰 五ヶ所
(中略)

壱ヶ所 三社免

は水本堰口ハ高崎・足門村・金子村入会之地二面、先規より右芝くれ等両所二面伐採普請致候(以下略)』

上の文書でも分かるように江戸中期に足門村・金子村の入会から用水を引いて、三社免に堰を設けていることが記されている。榎高村では、元禄時代には既に足門村からの用水路に頼っていたのである。では、元禄時代以前はどうであったろうか。

9. 中世の水路

本遺跡では、中世の水田跡は検出されていない。しかしながら、水田には必ず用水路と排水路が伴うものである。ここからは本遺跡で検出された水路から水田開発の期が15世紀にあったことを平安時代末の水田や昭和18年の水田などとの比較も交えながら見てゆきたい。

(1) Ⅷ区・Ⅵ区・Ⅴ区の溝

Ⅴ区・Ⅵ区・Ⅷ区では、合計72条の溝が検出された。第7図のⅥ区・Ⅷ区を見ると溝群の中にはある共通性があるのに気づくだろう。明らかに方形の区画を指向していることが窺える一連の溝群がある。その溝群の走向は東西では約N-15°-Wの傾きであり、南北では約N-75°-Eの傾きである。それぞれの溝は直角に交わるもの、直角に折れるもの、方形に囲むものもある。時期は埋没土と出土遺物から概ね14世紀末～15世紀中葉と考えられる。また、砂礫や砂層が埋没土中に含まれていることから水路として使用していたことを示している。

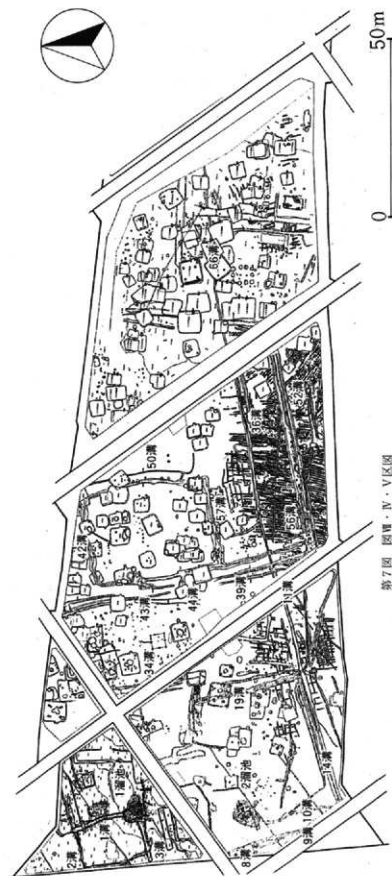
第5図と第6図のⅥ-1区を比べてみるとⅥ-1区の中世の溝の区画と走向が昭和18年の水田と水路の区画と走向に共通するものがあることが分る。南北方向の溝の走向と位置は、ほぼ同じである。東西方向の溝にしても走向は両時代とも同じである。ただし、南側の中世の溝は掘り直されているためか位置はずれている。溝の走向と区画の傾きが同じであることは、中世(15世紀)から江戸・明治・昭和18年と集落から水田へと変化はするものの、その区画は踏襲されていたと推定できる。

昭和18年の水田に伴う南側の溝と同方向の中世の溝は二系統あり、一つはⅥ-1区にある52号溝であり、もう一つがⅦ-1区の14溝と11号溝、Ⅵ-1区の36号溝、Ⅴ区の66号溝である。52号溝の位置は昭和18年の溝と重なる位置にある。この溝に伴う南北走向の溝が36号溝を切っているため、この溝の方が新しい。出土遺物も11号溝と36号溝よりも若干新しく、15世紀と考えられる。この二系統の溝には、それぞれ南北走向(N-15°-W)の溝が接続する。14号溝には、10・19号溝が接続し、52号溝には39・42・56号溝が接続する。古い方から11号溝・36号溝、14号溝、52号溝A、52号溝Bとなる。52号溝Aと52号溝Bは、かなり近い時期の掘り直しと考えられる。14号溝は11号溝に重なっているが、多少その位置がずれて検出された。

溝の詳細は後に述べるが、この二系統の溝については、南側にある溝の方が新しいということである。これは南側に区画を広げていると推定できるのではないだろうか。より区画を広くするために水路の位置を変える。水路の新たな造成は生産域の拡大を意味するといえる。水路がなければ水田はできない。第4図の「地引絵図」はそれをよく示している。近世、近代とここに水田があった。また古代に於いても水田が検出されている。中世の水田は遺構としては検出できてはいないが中世に水田が存在したことは確実である。15世紀にできたこの水路がその地域の区画の基礎になっているのではないだろうか。

(2) 52号溝

52号溝A・52号溝Bは合わせて幅は約4m、深さ50



第7図 図W・V区図

～60cmであった。幅25mの調査区を東西に一直線に横切る。出土遺物はカワラケ・軟質陶器内耳銅鉢・播り鉢・茶臼・石鉢・磁石であり、また、埋没土最下層に鉄分を含んだ堅く締まった砂層があることから、15世紀の水路と考えられる。この溝は新旧2条の溝よりなり南側52号溝Bが新しいが、出土遺物はほとんど同じ時期のものである。ただ、この溝は、検出面が低いため、形状ははっきりしていないが、かなり幅の広い大きな水路であったことは底面の状態から見て想像することができる。直線的な形態から見てもこの地区の幹線的な水路と見られる。36号溝と違いⅤ区にもⅤ区にもそのつながりを示す溝の痕跡は検出できなかった。Ⅵ-1区南西部では北側から39号溝・42号溝・56号溝が垂直方向に流れ込んでおり、その交点部分は砂礫が多く散乱していて、新旧2条の溝の区別もつかない状態であった。また、西から15mほどのところで54号溝が接続する。

39号溝は、幅130cm、深さ10～30cmである。全体的に浅く、溝は2条になるところもあり、掘り直しの可能性も伺える。全体に石が散らばることより水路と考えられる。検出された長さは25mほどであったが、北方向に延びていたと推測される。52号溝と同時期と考えられる。

56号溝は、幅60cm、深さ120cm、検出された長さ7mである。砂層があり水路と考えられる。出土遺物は無いが52号溝につながることから、時期は52号溝と同時期と考えられる。

42号溝は、北側で方形区画を形作っている。それを次に述べる。

(3) 屋敷跡

Ⅵ-1区の北半分の所に溝によって方形に囲まれた箇所がある。42号溝と50号溝と57号溝である。42号溝は北側で西に直角に曲がる。57号溝42号溝と接続することで南の区画を作り、50号溝も42号溝と北西部で繋がりが、東を区画している。この溝によって囲われた区画が屋敷の区画であることは内部にビット群があることより示されている。ただし今回の調査では時間的な制約もあり、残念ながらビットの構成は掘立建物の概要を確認するまでには至っていない。北東側の角の部分が調査区外になってしまっているためその全容は分からない。区画は、東西約25m、

南北約35mの小さいものである。

42号溝は水路を兼ねた区画溝と思われる。幅は100～170cm、深さは70cmであり、調査区北東隅よりN-75°Eの走向で25m地点でほぼ直角に曲がり南下する。10m南下した地点に直径約30～50cmの川原石が多く積み重なる場所があり、そこが43号溝との分岐点である。その石の集積場から北東側に井戸があり、その付近一帯が水に関する施設の存在を想定させる。洗い場とも、小さな堰とも見える場所である。そこからさらに10m南下したところで44号溝との交点がある。溝の幅はそこで170cmとやや広くなる。またさらに10m南下したところで57号溝と直交する。ここは、多くの石の散乱があり、木杭の痕跡も認められた。そして、この溝はさらに南下して52号溝に至る。52号溝との交点部分にはさらに多くの砂礫が見られた。

42号溝の出土遺物は軟質陶器内耳鍋・茶臼・北宋銭・砥石・土師質灯明皿・磨石・台石等であり、時期は15世紀と考えられる。

50号溝は、幅100～200cm、深さ30cm、長さは30mである。57号溝とは繋がらず、約1.5mの間隔がある。出土遺物はカワラケ・軟質陶器内耳鍋・掘り鉢・砥石・石臼であり、時期は15世紀と考えられる。

57号溝は、幅150～300cm、深さ50cm、長さ25mである。43号溝は、幅50cm、深さ120cmであり、42号溝から分かれて、42号溝と平行に南下するが、検出された長さは5mである。出土遺物は茶臼・石鉢・砥石・葎石であり、42号溝とは同時期と考えられる。

44号溝は、幅150cm、深さ20cm。検出された長さ、3mである。出土遺物は、軟質陶器内耳鍋・掘り鉢・凹石である。42号溝との交点部分に石の集積場があり、詳細は不明である。時期は、15世紀と考えられる。

以上より、南に52号溝という幹線水路を配し、その北には水路を伴う堀で囲まれた屋敷のある景観となり、農民的開発の拠点の一つと考えられる。

(4) 14号溝と11・36・66号溝

(1)で記した36号溝は、52号溝よりも古く、その走向は同一である。この溝は、Ⅵ-1区の東側での検出状況では、幅160cm、深さ120cm、形状は薬研堀であった。埋没土に砂礫とシルト層があり、水の流れた痕跡があり、水路と考えられる。幅55mのⅥ-1区を東西に横切っていた。ただし東側6mより西は崩平してしまい底の部分のみの検出となった。なぜ東側6mを崩平せずに残したのかといえば、As-B(浅岡B軽石)が堆積した場所であったからである。この溝より北側の土はやや粘性を帯びており畦は検出されていないがここに水田のあった可能性も考えられる。この溝は上層をその火山灰を含んだ土で埋まっていた。溝の出土遺物は、須恵器杯・土師器鉢・北宋銭であり、時期は中世と考えられ、52号溝よ

り古いことから14世紀末～15世紀初頭と思われる。周辺には北宋銭とカワラケを伴う中世の火葬施設が3基確認されている。また、南に延びる37号溝が接続していた。水田に伴う排水路と推定される。その走向から次の調査区のV区に66号溝に繋がるものと考えられる。

66号溝は、幅50cm、深さ10cmであり、東西にV区を横切っているが、Ⅳ-1区では検出されなかった。36号溝は、Ⅶ-1区では11号溝に繋がるものと思われる。11号溝は、幅100cm、深さ50cm、検出された長さ41mである。出土遺物は、耳皿、須恵器・短頸壺である。10号溝、14号溝に切られている。14号溝は、幅100～200cm、深さ50cmであり、Ⅶ-1区を東西に横切っており、19号溝と10号溝が北から流れ込んでいる。出土遺物は土師質灯明皿・軟質陶器掘り鉢・茶臼・磨石である。時期は15世紀と考えられる。

この溝群は時代が多少ずれるがⅥ区・Ⅶ区・V区を直線で通ると考えられ、検出された長さは、約150mとなる。

(5) Ⅶ区の水路

Ⅶ区には2つの溜池もしくは湧水点がある。溜池にはそれぞれ溝が接続している。

19号溝は、その北上したところに石の集積がある。それは湧水点か溜井の役割をしていたものと考えられる。その北にある少しばかり不定型な38号溝がある。この溝も水の流れた痕跡がある。また、さらにその北の調査区には38溝の痕跡はなくなるものの、1号溜池が存在する。この1号溜池の時期は、出土遺物から、15世紀と考えられる。この溜池に接続している1・2・3号溝も水路である。

1号溝は、幅100～220cm、深さ30～40cm、検出された長さは13mである。断面の形状は、逆台形を呈し、出土遺物は無かったが、2号溝と1号溜池との関係から時期は15世紀と考えられる。

3号溝は、幅120cm、深さ35cmであり、断面の形状は、逆台形を呈し、検出された長さは6.5mである。西側で南北走向の2号溝と接続し、その交点から西に2mの地点で終わる。東側では、1号溜池とつながっている。出土遺物は軟質陶器内耳鍋・北宋銭・軟質陶器火鉢・カワラケ・石臼・磨石であり、時期は、15世紀と考えられる。

2号溝は、1号溝より西側は幅30～40cm、深さ20cmであるが、東側は幅100cm、深さ20cmになる。出土遺物は瓦・石臼であり、時期ははっきりしないが、1号溝や3号溝との関係から同時期と考えられる。

8号溝は幅200cm、深さ30cm、検出された長さ15mである。調査区西で検出された。9号溝を重ねるように切っている。北側と南側は調査区外に延びる。出土遺物は、須恵器杯・碗・壺、瓦丸、石臼である。

9号溝は100cm、深さ10cm、検出された長さ20mである。北と南は調査区外になる。8号溝に切られている。



第8図 古代・中近世区 (IV・III・II区)

出土遺物は石製品ベルト飾りだけであり、詳細は不明である。

10号溝は、幅100cm、深さ10cm、検出された長さ20mである。南側は調査区外となるが、2号溜池から蛇行しながら14号溝に続くと推定される。出土遺物は須恵器・蓋・短頸壺、軟質陶器摺り鉢であり、時期は中世と考えられる。埋没土の底に砂利層がある。2号溜池と14号溝をつなぐ水路であろう。

上記の19号溝は、幅100～150cm、深さ60cmである。北の石の集積部分から14号溝につながり、石の集積部分からは31号溝が延びている。石の集積部分は長さ11m、幅2.5m、深さ0.5mであり、ここに水を溜めた様子が窺える。19号溝は溝全体を通して、至る所に礫があり、明らかに水路といえよう。出土遺物は、須恵器碗・壺・甕、多くの軟質陶器内耳鍋や摺り鉢・砥石・石鉢・茶臼・石臼等があり、時期は14世紀末から15世紀中葉と考えられる。

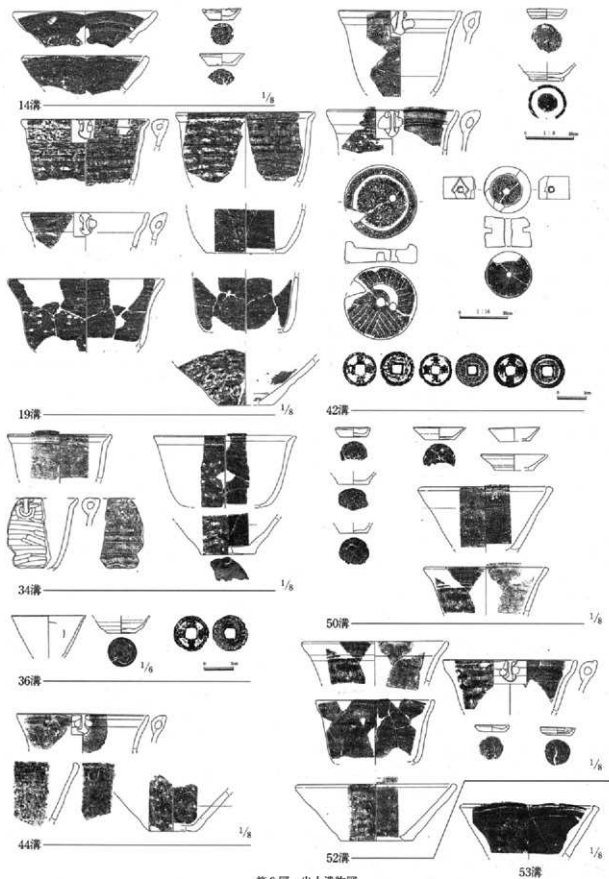
34号溝は、幅120～170cm、深さ15～40cm、32号溝・33号溝と平行して北に延びている。この溝は、調査区の東端で検出され、VI-2区西側をかすめるようにして延び、さらにVI-1区の中央を北上する。VI-1区の南側には石の集積があり、また、埋没土には砂礫の存在も認められることから、この溝が水路であることは明らかである。北側のVI-1区からVI-2区・VII-2区を通して推定約4.3mの長さになる。溝の南側でやや膨らみ持つ部分があり、砂礫等もあることからここは水を溜める施設があったとも想定される。出土遺物は、軟質陶器内耳鍋・摺り鉢・茶臼・石鉢・磨石・凹石であり、時期は14世紀末～15世紀中葉と考えられる。

38号溝は、幅100～150cm、深さ20cm、北方向は調査区外に延び、南側では北から2.4m付近で2つに分かれる。西側は3.5mの地点で止まり、東側の溝は19号溝につながる。全体的にだらっとした溝であり、溝内に遺物片や石が散乱している。出土遺物は、軟質陶器内耳鍋・北宋銭・砥石・凹石であり、時期は、15世紀と考えられる。

Ⅳ区は本遺跡調査区中一番標高の高い場所である。にもかかわらず方形に区画された溝群を多く検出した。また、溝のほとんどが水路であり、溜池もしくは湧水点と考えられるものに接続している。水路と溜池もしくは湧水点の状況からこの区に水田のあった可能性は考えられるだろうか。それともこの湧水を南東の水田に利用したのだろうか。詳細は不明である。

(6) 水路から見る水田開発

15世紀にこの地域に水路が作られたことは、この時期に水田開発が進められたことの証である。15世紀までこの調査区には上記のような直線を指向する規模の大きな溝は掘られていない。この時代に谷部分の湧水を利用した小規模の水田から用水路を用いた水田へと拡大した



第9図 出土遺物図